

裾野市富士山火山避難基本計画

令和6年4月

裾野市防災会議

目 次

編	章	本 編	頁
第1編 総 論		1 広域避難の策定及び避難基本計画改定経緯	
		2 本計画の想定等	
		3 協議会の構成及び果たす役割	
第2編 避難基本 計画	第1章 基本方針	1 基本方針	
		2 避難開始基準	
		3 避難対象範囲の縮小・解除	
	第2章 避難基本 計画	1 避難の概要	
		2 噴火シナリオ	
		3 避難先の考え方	
		4 噴火現象別の避難の考え方	
		5 段階別の避難の流れ	
		6 避難対象先と避難先	
第3編 避難対策	第1章 協議会・国 ・県等の体 制	1 協議会の体制	
		2 国の体制	
		3 県の体制	
		4 合同会議の開催	
		5 火山活動の各段階における体制・ 対応	
	第2章 市の体制	1 市の体制	
		2 本部等設置場所	
		3 市全体が市外(広域)避難する場合 の体制	
		4 学校・児童関連施設の避難対策	
	第3章 情報伝達	1 関係機関及び住民等への情報伝達	
		2 報道対応	

編	章	本 編	頁
第3編 避難対策	第4章 避難対策	1 避難に係る基本事項	
		2 入山規制	
		3 警戒区域の設定	
		4 避難路等の指定及び確保	
		5 交通規制	
		6 避難路等の堆積物の除去	
		7 避難者の輸送	
		8 避難行動要支援者等への避難支援	
		9 住民の安否確認	
		10 負傷者等への医療救護対応	
		11 避難所の開設・運営	
		12 避難長期化対策	
		13 家畜避難	
第4編	今後の検討事項		
参考文献			
用語の解説			

第1編 総論

1 広域避難計画の策定経緯

宝永4年11月23日～12月9日(1707年)

宝永の噴火(以後300年以上噴火活動は見られない)

平成12年10月～平成13年5月

低周波地震が多発するなど改めて活火山であることが再認識された。

平成13年

富士山火山防災協議会(関係都県、地元市町村及び関係省庁が参加、事務局は内閣府等)が設置され、富士山ハザードマップ検討委員会による専門的見地からの検討により、平成16年には富士山ハザードマップ検討委員会報告書がまとまった。その後、富士山火山広域防災対策検討会(学識者、関係都県、関係省庁が参加、事務局は内閣府等)で、より具体的に富士山火山の広域防災対策のあり方が検討された。

平成18年2月

国は、「富士山火山広域防災対策基本方針」を中央防災会議において決定した。

平成23年12月

国は、防災基本計画において火山防災協議会の位置付けを明確化した。

平成24年6月8日

富士山においても周辺住民の避難等の火山防災対策を共同で検討するため、国(内閣府(防災担当)、国土交通省、気象庁)、火山専門家、三県(山梨県、静岡県、神奈川県)及び周辺市町村など58機関(平成25年度:67機関)が参加し、富士山火山防災対策協議会(以下、「協議会」という。)を設立。協議会では、広範囲にわたる火山災害に対して迅速な避難を行う必要があることから、「富士山火山広域避難計画」の策定に向けた作業を進め、関係機関との協議を経て同計画を取りまとめた。

(平成25年6月 富士山が、世界文化遺産に登録される。)

平成27年7月8日

活動火山対策特別措置法改正(平成27年12月10日施行)

平成28年2月

裾野市防災会議は、協議会が作成した計画に基づき市民に対する避難時期、避難手段、避難先を具体化して「裾野市地域防災計画」第1編 第5章富士山火山防災計画を大幅に改正した。

平成28年3月24日

富士山火山防災協議会が法定協議会となる。

平成29年3月

裾野市富士山火山広域避難計画を策定した。

平成30年

平成16年に富士山ハザードマップが作成された後、様々な研究により富士山の噴火履歴に関する新しい知見が確認され、実績火口の位置や噴出物の量に関し被害想定を見直す必要性が高まり、富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）は、新たなハザードマップを作成することを決定

令和3年3月30日

約3年をかけて見直しを行い、新たな富士山火山ハザードマップを公表した。新たなハザードマップでは、富士吉田市及び富士宮市の市街地の近傍に想定火口が設定されたことにより、溶岩流が最も早く市街地に到達する予想時間が極めて短くなったほか、被害想定区域が拡大したため、結果として神奈川県を含む7市5町が新たに火山災害警戒地域に加わることとなった。協議会は、新たな被害想定に対応するため、富士山火山広域避難計画を改定することとし、令和3年度に富士山火山広域避難計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し「安全に避難できる可能性を最大化」を基本指針として改定作業を開始した。

令和5年3月29日

協議会（検討委員会）は、富士山火山避難基本計画（以下「避難基本計画」という。）を公表した。

令和5年7月20日

静岡県は、避難基本計画を基本とし、静岡県 地域防災計画「火山対策編」を修正した。

令和6年3月

裾野市は、裾野市地域防災計画の別冊第2として「富士山火山避難基本計画（以下、「市避難基本計画」という。）を策定した。

2 計画の改定及び避難基本計画の位置付け

新たな避難基本計画における避難対策の検討にあたっては、火山現象の特性に応じた避難対策や避難先を隣接地域とし不確実性の高い火山災害においても可能な限り地域社会の経済活動を維持できるよう配慮することとし、「『いのちを守る』避難を優先し、『くらしを守る』避難についても最大限考慮」を基本的な考え方として基本となる避難方針をまとめられたものである。また、火山災害警戒区域内（3県27市町村）で画一的な対応は困難なため、基本的な指針（指針的な位置づけ）を示し、各自治体はこれを基に計画を策定するよう定められた。

これにより、裾野市は、地形・地理等裾野市の地域の特性を踏まえた市避難基本計画を策定した。

3 本計画の想定等

現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は見られていないが、大規模な噴火が発生した場合、被害規模や影響は他の火山に比べ甚大なものになることが想定される。そして、本計画では、富士山噴火が単独で発生したことを前提としており、南海トラフ巨大地震の後に富士山が噴火するといった連続(複合)災害は当面对象としていない。しかし、噴火現象、特に、大規模噴火等により溶岩流が裾野市の市街地へ流下してくる状況において、市外(広域)への避難ができない場合が想定されるため、市として独自に緊急時対応計画(エマージェンシープラン)の骨子を定め、避難場所確保等の基盤整備を継続的に進める。計画は、住民のみならず登山者や観光客も含め、本計画を富士山における火山防災対策の基礎とし、新たな知見や課題が明らかになった場合には、適宜、修正や充実を図ることにより、地域の安全・安心の向上に努めていく。

なお、小さな噴石や火山灰への対応、あるいは溶岩流の流下想定外地域等におけるライフライン途絶による孤立化等への処置・対策等は多くの課題が残っていることから、引き続き検討を進めるとともに、今後訓練等を通じて、本計画をより実効性の高いものとするため、継続的に検討を進めていく。

4 協議会の構成及び果たす役割

協議会は、富士山噴火時の総合的な避難対策等の検討を共同で行い、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として設立した。協議会の中には、各県コアグループ、三県コアグループ及び各県コア合同幹事会を設置している(図1)。

各県コアグループでは各県で検討すべき事項について、構成機関が検討を行い、三県コアグループでは必要に応じて三県の各コアグループが一堂に会して方針の確認や調整を行い、各県コア合同幹事会では、各県グループの幹事が、各グループの検討結果を集約、調整を行う。

富士山の火山活動が活発化した場合には、住民等の避難が広域に及ぶことから、構成機関が単独で対応するのは困難である。また、構成機関が連携することなく個別に対応した場合、混乱を生ずるおそれがある。このため、協議会は、広域的な防災対策の実施に当たり、構成機関が連携し情報共有を図りつつ、火山専門家等の意見を踏まえて、広域避難などの防災対応について合意形成や調整を行うなど、広域的な火山防災対策を講じていく役割を担っている。



図1 富士山火山防災対策協議会の構成等

第2編 避難基本計画

第1章 基本方針

1-1 富士山火山広域避難計画からの主な改正点

令和3年3月の富士山ハザードマップ改定に伴い、協議会(計画検討員会)は、富士山火山広域避難計画(以下「広域避難計画」という。)の改定を行った。その主な内容は表-1のとおりであるが、改正内容等の裾野市計画への反映に当たっては、地形・地理等防災上の特性を踏まえ、必要事項を反映した。

表-1 旧計画からの主な改正点

No	項目	内容
1	不確実性を踏まえた避難対策	火山災害は、予兆の発生から噴火までが長期間にわたる場合や、結果的に噴火に至らない場合も想定されるなど、大きな不確実性を有している。これらを考慮し、いのちを守ることを最優先しながら、くらしを守る避難にも最大限配慮した。
2	計画の位置づけ及び名称の変更	火山災害は、山体からの距離等に応じて到達する現象や到達時期が異なり、富士山の火山災害警戒区域内(3県27市町村)で画一的な対応では、実効性の高い避難体制の構築は困難であるため、新計画では基本的な指針を示し、名称を「富士山火山避難基本計画」に変更した。
3	噴火現象の特性に基づく避難対策	関係団体が、地域特性を考慮した避難体制を定める際の参考となるよう噴火現象の特性を整理し、発生から避難までの時間的猶予がなく、生命への危険性が高い現象の影響範囲からは噴火前の避難を採用した。
4	避難対象エリアの区分の見直し	これまで5区分であった避難対象エリアを、6区分とし、これまで以上に効果的な避難体制の構築を推進することとした。
5	移動手段・避難開始時期の見直し	全住民が一斉に車両で避難を開始した場合、深刻な渋滞の発生が懸念されるため、限られた地域資源である道路を避難行動要支援者が優先的に使用できるよう配慮し、観光客等についても、避難行動要支援者の避難と重ならないよう避難(帰宅)時期を設定した。
6	噴火シナリオの作成	平時から噴火開始、噴火活動の終息まで、段階に応じた対応が共有できるよう基本的な噴火シナリオを整理した。また、住民避難対策の参考とするため、噴火警戒レベルに応じた避難対応及び社会で起こりうる事象を中心にまとめた。

No	項目	内容
7	避難先の見直し	噴火現象の到達が想定されない地域(避難対象エリアの外側)まで避難することとしていたが、ハザードマップが精緻化されたことや、暮らしを守る観点から隣接市町村への避難も採用することとした。
8	移動手段の見直し	一般住民にあつては噴火後の避難を原則とした溶岩流は、市街地では「流下速度が低下すること」「流下範囲から数百m～数km離れれば足りること」から自家用車ではなく、徒歩により避難することとした。なお、避難行動要支援者は車両による避難とする。
9	降灰からの避難について	大規模な降灰が生じる噴火は、その発生後に判明するものであり事前に察知することは困難であり、避難(移動)中に大規模な降灰が生じると身動きが取れなくなる可能性があるため、自宅又は近隣の堅牢な建物内での屋内退避を原則とした。
10	噴火前の自主的な分散避難について	噴火警戒レベル1～3までの間で、避難指示の発令前に避難者自身が選定する場所へ自主的な避難を行うことを呼びかけることとした。なお、この段階での避難は地域に関わらず自家用車での移動が可能。
11	情報共有の迅速化	対面形式の会議のみだけでなく、オンライン会議を活用し、迅速な情報共有を図ることとした。
12	避難行動要支援者等関連施設の避難対策	避難行動要支援者関連施設の施設管理者が、避難(確保)計画を定める上で、検討すべき共通の項目を定めた。
13	児童生徒等の避難対策	富士山ハザードマップの改定に伴い、影響範囲が市街地方面に大きく広がったことから、幼稚園・保育園・学校における避難対策を新たに設けた。
14	観光客等に対する帰宅の呼びかけ	観光客・登山者は、避難ではなく「帰宅」と整理し、住民の避難時期と重複しないよう避難開始時期を見直した。五合目から上の登山者に対しては「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された時点で下山指示を、第4次避難対象エリアから内側に滞在する観光客に対しては噴火警戒レベルが3に引き上げられるまでに帰宅を促すこととした。
15	普及啓発	本計画を実現させるには、行政機関のみならず住民の理解と協力が不可欠である。各地域の特性を考慮した計画を策定し住民や関係機関に周知するとともに対話等を通じて理解を深めることが重要である。富士山の特性を知り、富士山がつくった地形や造形に親しみ緊急時には自主的な避難行動がとれるよう地域防災力の向上を図ることとした。

1-2 対象とする噴火現象

避難基本計画では、火山活動に直接起因する現象のうち、平成16年度に策定された富士山ハザードマップの検討委員会において、約3,200年前以降、複数の実績があり発生頻度が高い現象として火山防災マップが作成された噴火現象(火口形成、火砕流(火砕サージ)、大きな噴石、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰及び降灰後土石流)を対象とした。

令和3年3月に公表された新しい富士山ハザードマップでは、対象とする期間が約5,600年前以降となるとともに平成16年度版富士山ハザードマップが策定されて以降の研究成果を踏まえ噴火実績が見直された。これに伴い、想定火口範囲、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流のハザードマップや、大きな噴石の影響範囲、降灰後の土石流の影響範囲について見直され令和3年3月に富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書が公表された。

本計画では避難基本計画において避難の基本方針が定められていた各噴火現象について、ハザードマップの見直しを踏まえ、1)避難計画の適用地域の拡大、2)新たな避難方針とする必要性、3)『いのちを守る』避難を優先し、『くらしを守る』避難についても最大限配慮の3点を基本的な考え方(表-2)とし、必要な検討を行った。

本計画で対象とする噴火現象は、令和3年3月にハザードマップが示された各噴火現象とし(表-3)、避難基本計画においても対象外とした岩屑なだれ(山体崩壊)等については、これまでと同様の方針であり、具体的な場所や影響範囲、発生の予測等が明らかになった時点で対象の是非について検討を行う。

表-2 本計画における避難の考え方

いのちを守る避難	くらしを守る避難
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家財の持ち出しが制限される場合あり (徒歩による避難の場合など) ・ 避難先は、避難所や仮設住宅に限定されず、噴火の状況により、避難の拡大も想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難期間が長期化する場合でも生業の継続に配慮した避難 ・ 田畑や家畜の世話をできる距離内での避難

表-3 本計画で対象とする噴火現象

避難基本計画での対応	火山活動に直接起因する現象	本計画での対応
対象	富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書においてハザードマップが記載されている噴火現象 ①火口形成 ②火砕流(火砕サージ) ③大きな噴石 ④溶岩流 ⑤融雪型火山泥流 ⑥降灰 ⑦降灰後土石流 ⑧小さな噴石	対象とする。
対象外	それ以外の現象 [災害実績図のみ作成済みの現象] ・岩屑なだれ(山体崩壊) [発生する可能性がある現象] ・水蒸気爆発 ・火山ガス ・空振 ・火山性地震(地殻変動) ・洪水氾濫 ・津波	対象外

1-3 計画の前提

(1) 避難基本計画の位置づけ

本計画は、富士山火山における避難対策を講じる上で不可欠である火山現象の特性に応じた基本的な避難方針を示すものである。実効性のある避難体制を構築するためには、避難基本計画で示す基本的な考え方を前提として、裾野市の地域の特性を反映させた市避難基本計画計画を策定した。

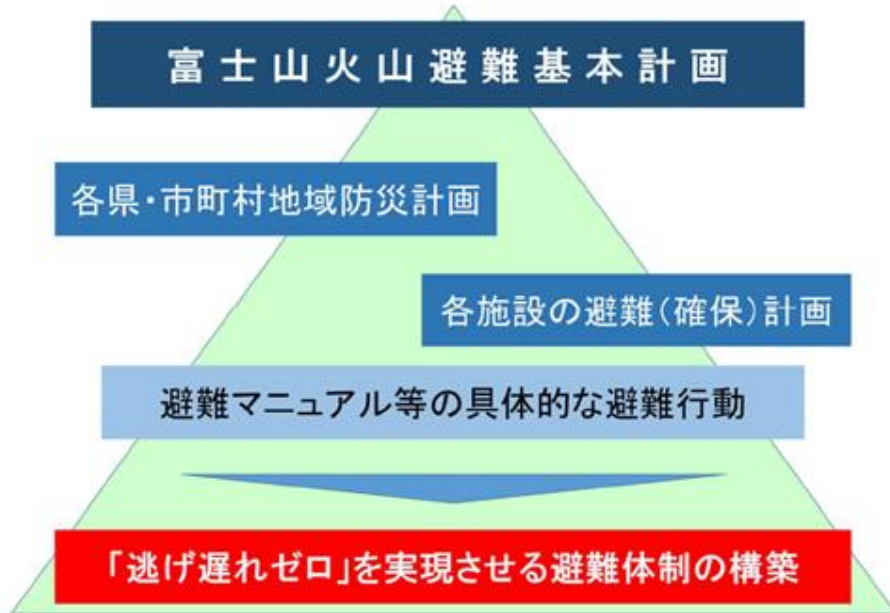


図2-1 富士山火山避難基本計画の位置づけ

(2) 不確実性を踏まえた避難体制について

火山災害は、予兆から噴火まで長時間となる場合や、結果的に噴火に至らない場合も想定される。また、噴火後、数時間で沈静化するのか、数年に及ぶのかについても予測できない。

このため、最も速やかに避難できる手段を採用する一方、避難が必要となる住民の生活基盤維持や一時帰宅が過度な負担とならない避難先を設定する必要がある。

(3) 新たな避難方針の必要性について

新たな富士山ハザードマップでは、火山現象の到達時間、到達範囲が大きく見直されたため、協議会としてまずは、簡易的なシミュレーションにより、避難基本計画における避難方針の適用範囲の見直しで足りるのか、避難基本計画において噴火前に全方位(富士山の全周)避難を採用していた「想定火口範囲」「大きな噴石の影響範囲」「火砕流等の影響範囲」「溶岩流が3時間以内に到達する可能性のある範囲」から立ち退き避難に要する時間を算出した。道路組成や市街化の度合いは、地域ごとに異なるが、自家用車避難による深刻な渋滞発生が懸念される地域によっては、徒歩による避難の必要性が明らかになった。

(4) 新たな避難方針について

不確実な要素が多い火山災害の対策では、多くの住民が遠方まで避難することが必ずしも効果的とは言えず、生活基盤をなるべく維持しつつ、避難が必要となった段階で、その範囲の住民が、短時間で避難できる方法を検討した。これにより、住民のいのちを守ることを前提としつつも、避難による避難者及び地域の社会経済的負担を過度なものとしなため、必要な範囲の住民を短時間で避難させることを方針とした。このような協議会の考えの元、裾野市は、市内企業等の支援協力を受け、市独自に溶岩流の流下及び避難時の交通シミュレーションを実施して、噴火口位置や溶岩流の流下方向に応ずる合理的かつ効率的な避難要領を策定した。

(5) 避難基本計画の内容

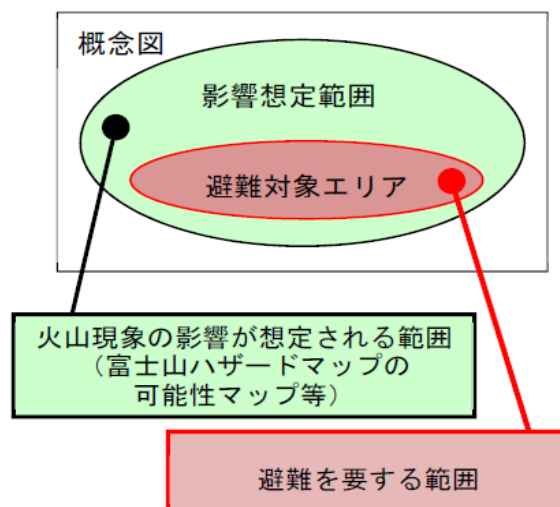
本計画では、噴火の規模や様態に応じて段階的に避難させる地域を拡大することを基本的な考え方とする。

1-4 影響が想定される範囲と避難を要する範囲

本計画では、表3の①～⑧の火山現象について、影響が想定される範囲「影響想定範囲」と、避難を要する範囲「避難対象エリア」を、それぞれ設定する(図 2-2)。

ただし、①火口形成、②火砕流、③大きな噴石、④溶岩流の4種の火山現象は特に火口近傍での迅速な避難が必要となるため、まとめて取り扱うこととする。

- ①～④ 火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流の影響
想定範囲
- ⑤ 融雪型火山泥流の影響想定範囲
- ⑥ 降灰の影響想定範囲
- ⑦ 降灰後土石流の影響想定範囲
- ⑧ 小さな噴石の影響想定範囲



※出典：富士山火山避難基本計画(富士山火山防災対策協議会)

図2-2 影響想定範囲と避難対象エリアの関係

1-5 避難対象者の区分

本計画では影響想定範囲に滞在する人々を、「一般住民」、「避難行動要支援者」、「観光客・登山者・来域者（通勤・通学者等）（以下「観光客等」という。）」の3つに区分する。

避難行動要支援者は、一般住民より避難に時間を要することから、一般住民より早い段階での避難準備、または避難とする。観光客・登山者・来域者は、「避難」ではなく「帰宅」とし、円滑な避難を行うために、避難行動要支援者が避難を開始する前に帰宅を促し、地域のスリム化を図る。なお、本計画において「入山規制」とは、避難を要する区域への立入を制限し、当該区域内からの退去を促すことをいう。

1-6 噴火現象の特性と避難時期について

噴火現象の特性と避難時期については、噴火現象の発生から避難までの時間的猶予の有無や生命への危険性の大きさを、図2-3のとおり整理する。富士山では、様々な噴火現象が想定されるが、時間的猶予がなく、また、生命への危険性が大きい現象からは、噴火前の段階で避難対象エリア外への避難とする（図2-3の囲み内の現象）。

大きな噴石及び火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の一部（ハザードマップ中の「事前避難が必要な地域」）は、避難までの時間的猶予がないこと及び生命への危険性が高いことから、これらの現象の影響範囲内からは噴火前に立ち退き避難を行うこととした。

溶岩流は、協議会の基本的な考え方は、「生命への危険性は高いが、移動速度が大きくないため想定火口範囲から離れた地域では時間的猶予があることから、現象発生後に必要な範囲での避難とする」とあるが、静岡県地域防災計画「6 火山災害対策編、第1章第3節 避難計画」では、第3次避難対象エリアのうち、溶岩流が1時間以内に到達する可能性のある範囲及び溶岩流の流下により孤立が見込まれる可能性のある範囲を第2次避難対象エリアに位置づけ、避難行動要支援者の避難の妨げとならない範囲において、一般住民も噴火前に避難を開始することを原則としている。裾野市においても、市独自にシミュレーションを実施して、須山地区全域を噴火前避難に指定した。（第2章第1項1-1「火山現象の影響範囲と避難対象エリア」参照） ※ 別添資料「溶岩流流下ラインSim（データ）」参照
降灰及び小さな噴石については、時間的猶予があり、かつ生命への危険性も相対的に小さいことから、現象発生後の自宅や近隣のRC造等の堅牢な建物での屋内退避など自市町村内で安全が確保可能な場所での避難を原則とする。

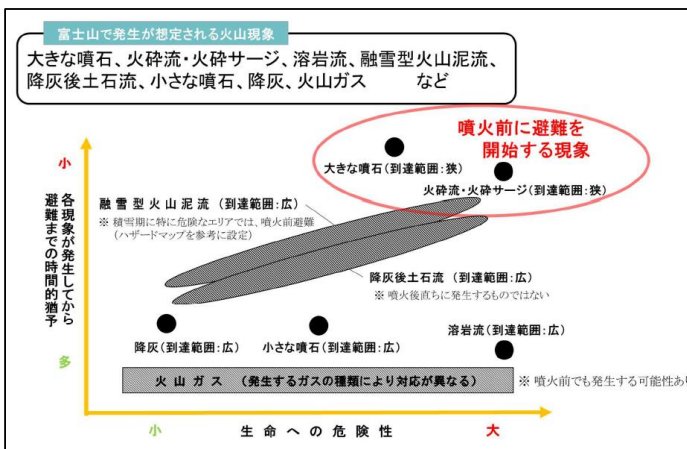


図2-3 火山現象の特性と避難時期の整理

1-7 避難先について

直ちに遠方へ避難することはせず、段階的に避難を拡大する(移動自体が大きな負担となる避難行動要支援者への対応については継続して検討を要する)。避難対象者はまず自市町村内に避難とし、受入れ可能人数を超えた場合や噴火の規模に応じて市町村外へ避難を拡大する。この場合、同一県内の他市町村へ避難することを基本とするが、火山活動等の状況、地理的要因及び避難者の希望等から、隣県への避難が必要となった場合には、山梨県、静岡県、神奈川県が相互に協力し、更に避難を拡大する必要がある場合には、近県に対して避難者の受入れ要請を行う。

裾野市において須山地区の噴火前避難は、想定火口範囲の第1次避難対象エリア及び大きな噴石飛来の危険性がある第2次避難対象エリアである十里木高原地域をはじめ地域全般に溶岩流の到達時間が極めて速いことから、噴火警戒レベルに応じ、須山地区内に設置する避難所や溶岩流が流下しない市内南東地域にある「深良中学校」及び「東中学校」へ避難させる。(細部は、第2編第2章5項段階別の避難の流れ「噴火前の避難計画」参照)

噴火後避難においては、溶岩流が裾野市に影響する(市街へ流下してくる)場合は、噴火口位置及び流下方向等の流下ライン(パターン)に応じ、市内避難を追求するが、状況により市外(広域)へ避難する。

近隣市町等との調整・連携により、努めて市近傍地域への避難(一時退避を含む。)を追求するが、県外を含む本格的な市外への広域避難については、県の統制・指示に基づき避難先を決定する。避難要領の細部は、(第2章の避難基本計画)に記述する。

2 避難開始基準

避難の開始基準は、「噴火前」、「噴火開始直後」、「噴火状況判明後」の3つの時点に分けて、表-4のとおり設定する。

表-4 避難開始基準

時期	対応
噴火前	気象庁が発表する噴火警戒レベルに応じて避難
噴火開始直後 ※	噴火現象の影響範囲を完全に特定できない状況であり、広めの範囲に避難指示を発令
噴火状況判明後	火山の状況(噴火現象の状況)に応じて避難

上記は、基本的な考え方であり首長の判断で避難指示を発出することを妨げるものではない。

※ 噴火開始直後とは、噴火後に火口位置の特定、もしくは、溶岩流の流下方向が判明するまでの間をいう。

(1) 噴火前

噴火前は、生命への危険性が大きく、避難までの時間的猶予がない現象の影響範囲から立ち退き避難を行う。

気象庁が噴火警報、噴火予報に付して発表する噴火警戒レベル(表-5)に応じた避難開始基準を事前に定める。噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。各火山の火山防災協議会で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の地域防災計画に定められた火山で運用されており、富士山においては平成19年12月から運用を開始している。

富士山における噴火警戒レベルの取扱いは、次のとおりである。

レベル1は、火山活動が静穏かそれに近い状態であることを示しているが、活火山であることに留意しなければならない。

レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表される。しかし、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととされている。しかし、円滑な避難体制を構築するため、レベル3に引き上げられる前のレベル1の段階で発出される「火山の状況に関する解説情報(臨時)」に基づき必要な防災対応を講じることを申し合わせた(平成30年3月27日開催 第8回富士山火山防災対策協議会)。

更に火山現象が活発化するとレベル3、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される(可能性が高まってきている)場合にレベル4、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態にある場合にレベル5が発表されるが、必ずしも噴火警戒レベルがレベル3、レベル4、レベル5と順に上昇して噴火に至るとは限らず、噴火警戒レベルの引き上げ前に噴火することもある。

また、レベル5に引き上げられても噴火に至らず活動が終息することも想定される。

なお、火山活動が低下する過程などにおいて、予想される噴火による影響範囲が火口周辺に限定され、かつ居住地域から離れている場合は、レベル2を発表する場合がある。

裾野市は、協議会が示す避難対象エリア区分及び避難情報発令のタイミングに関し、静岡県地域防災計画も踏まえ、第1次・第2次避難対象エリア以外の地域も溶岩流が1時間以内に到達する可能性のある範囲及び溶岩流の流下により孤立が見込まれる可能性のある範囲が含まれている須山地区を、第1次・第2次避難対象エリア以外の地域も全て第2次避難対象エリアと位置付け、噴火前避難地域に指定をする。

(2) 噴火開始直後

噴火開始直後は、火口位置、噴火形態や噴火規模をすぐに把握できない場合があるため、実際の噴火現象の影響範囲より広めの範囲に避難指示を発令する必要がある。噴火開始直後に避難を行う範囲として、表一七のとおり「溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲」を第3次避難対象エリアとした。

天候等により山体を目視することが困難な場合や第3次避難対象エリア内でも特に短時間で溶岩流が到達する可能性がある地域では、噴火直後に時間的猶予を確保するために、一旦避難を行い、火口位置が特定された時点、安全が確認できる段階で順次避難を解除(縮小)する必要がある。

なお、この噴火直後の避難のうち、深刻な渋滞が想定される市街地においては、徒歩による直近の避難場所まで移動することで、短時間での避難が可能となる。


第4次避難対象エリアより外側では、火口位置に関する情報に注視しつつ、必要に応じて避難を行う。

(3) 噴火状況判明後

噴火状況判明後は、気象庁をはじめとする関係機関が、火山の状況(火山現象の進行状況等)を観測し、その結果を行政機関等に伝達する。また、市は、この情報に加え、避難の状況、避難施設や避難ルート of 被災状等を考慮して、避難開始時期を決定する。

表-5 富士山の噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始



富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (色コード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に推移 その他の噴火事例 貞暦噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から 居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 宝永（1707年）噴火の事例 12月3日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 過去事例 該当する記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であること)に留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。


注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億 m^3 を大規模噴火、2千万～2億 m^3 を中規模噴火、2百万～2千万 m^3 を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特性されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。
<https://www.jma.go.jp/>



3 避難対象範囲の縮小・解除

市は、国、県及び火山専門家等の関係者と、噴火の状況に応じて、表－6の基準に基づき、避難対象範囲の縮小・解除について検討を行う。

表－6 避難解除基準

時期	対応
噴火状況 判明時	噴火により火口の位置が特定され、別の火口の出現等のおそれのない場合は、火山現象が影響しない地域の避難解除を検討
小康期	火山現象の拡大のおそれが当面なくなった場合は、拡大を前提とした地域の避難解除を検討
終息期	火山活動が終息した場合は、帰還できる地域の避難解除を検討するとともに、長期的に帰還が困難な地域を特定し、復旧復興に着手

- (1) 避難対象範囲の縮小・解除に当たっては、行政区単位で示すことを基準とする。ただし、国、県及び火山専門家等の関係者意見を踏まえ、地形の特性を考慮して状況により、河川・道路等著名物等を境界にすることがある。また、裾野市は、今後市内各自治組織等との調整・連携を図り、自治組織(行政区)内細部単位の境界等を明確化して、避難対象(地域・人数)を努めて絞れるよう、市独自に取り組む。
- (2) 避難解除により、帰還又は立入等を実施する場合は、市民の安全・安心を第一とし、監視・警戒不測事態等に備えた体制を確立するとともに、ライフラインの状況を考慮し、市民が帰還後の生活に支障がないよう必要な基盤整備等の処置を行う。

第2章 避難基本計画

1 避難の概要

富士山で想定される噴火現象は多岐にわたるとともに、時間の経過とともに警戒すべき噴火現象や範囲が変化するため、本章では、噴火現象の対象エリア、避難全体のイメージや噴火シナリオ、そして、避難先及び避難方向の基本的考え方を整理するとともに、火山現象別に避難が必要な時期や範囲、避難対象者、避難先を示す。

なお、噴火状況判明後、種類が異なる噴火現象が同時に起こることも想定されるが、第2章第4項では、それぞれの噴火現象に対しての避難の考え方を個別に整理したものであることに注意する。

その上で、第2章第5項において、噴火前、噴火開始直後、噴火状況判明後の段階別に、考慮すべき事項や複数の噴火現象が同時に発生した場合の対応について記載する。

また、用語の定義等については、計画末項の「用語の解説」に示す。

1-1 噴火現象の影響範囲と避難対象エリア

(1) 全般

広域避難計画と同様に「想定火口範囲」「大きな噴石」「火砕流等」「溶岩流」の到達範囲の別に避難対象エリアを設定した。

この計画の対象となる各噴火現象の影響が想定される範囲は、本計画で示す影響想定範囲とし、各噴火現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難の検討が必要な範囲を避難対象エリアとし、噴火状況に応じて避難指示の対象地域を検討する。

(2) 避難対象エリアの見直し

ア 避難基本計画において、噴火現象の影響想定範囲は、溶岩流の最終到達範囲とし、これを第1次から第6次までの6つの避難対象エリアに区分されたが、静岡県地域防災計画において、第3次避難対象エリアのうち、溶岩流が1時間以内に到達する可能性のある範囲及び溶岩流の流下により孤立が見込まれる可能性のある範囲を、第2次避難対象エリアに位置付け、避難行動要支援者の避難の妨げとならない範囲において、一般住民も噴火前に避難を開始することを原則としたことを受け、裾野市においても、独自にシミュレーション等を実施して分析した。

イ シミュレーション分析結果(図2-4)では、須山地区は、第1次～4次避難対象エリアと幅広くエリアが分かれているが、いずれの地域も溶岩流が1時間以内で到達したり、地域近傍を溶岩流が流下し孤立する可能性があることが判明したため、市は県との調整及び須山地区住民(工業団地を含む。)への説明及び調整を実施して、須山地区全域を県地域防災計画に示す、第2次避難対象エリアとして位置付けるとともに、「噴火前避難」地域に指定した。(表-7及び図2-5参照)

ウ また、須山地区以外の地域においても、裾野市内の行政区において、溶岩流の未流下地域や流下到達時間が遅い場合であっても、周辺地形の特性上、明らかに孤立が予想される地域等は、避難対象エリア区分の繰り上げを実施(可能性マップとの整合)し、行政区別の避難対象エリアを新たに設定した。(表-8参照)

エ 須山地区十里木別荘地域における第1次避難対エリアと第2次避難対象エリアの現地区分は、住宅の状況及び住民の理解が容易な著名な道路交点や傾斜変換点を新たに境界として設定し、別荘管理事務所の協力を得て住民に広く周知・啓発を図る。(図2-6参照)

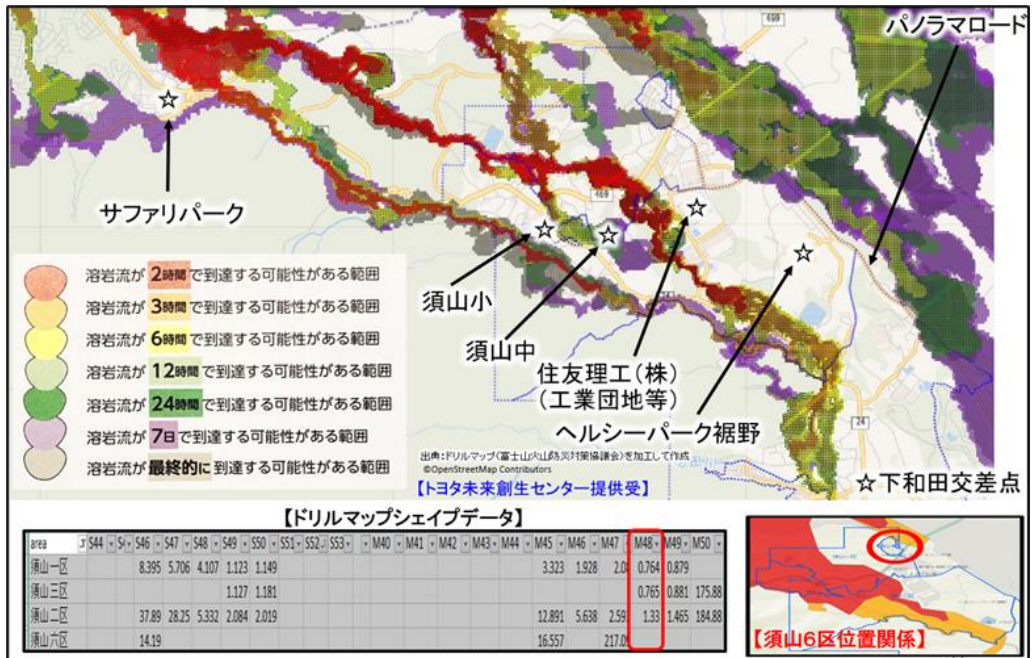


図2-4 須山地区への溶岩流流下の状況(全ドリルマップ展開等)

表-7 溶岩流等避難対象エリアの設定

避難対象	説明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流等、大きな噴石、※溶岩流(1時間以内)到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲 ※ 須山地区(1~3区及び6区)を含む。
第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間以内)到達範囲
第4次避難対象エリア	溶岩流(3時間-24時間)到達範囲
第5次避難対象エリア	溶岩流(24時間-7日間)到達範囲
第6次避難対象エリア	溶岩流(7日間-最大で57日間)到達範囲

※ 静岡県地域防災計画の追記内容

なお、溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特徴を踏まえ、各市町において避難対応等をさらに詳細に検討し、噴火前に避難を開始する範囲を拡大することは差し支えない。

(参考 避難基本計画 2.37)

噴火開始直後は、溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲（第3次避難対象エリア）のうち、特に溶岩流が短時間で到達する又は溶岩流の流下により孤立する可能性がある地域において避難を行う。なお、地域の実情に応じて噴火前の避難を妨げるものではない。

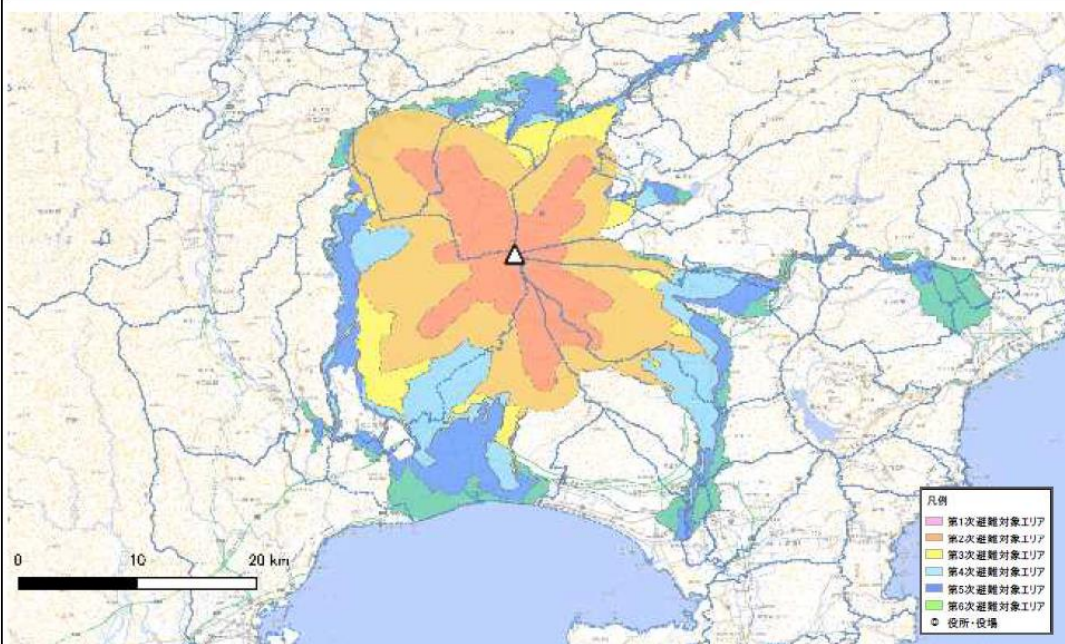


図1 想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア
※出典：静岡県地域防災計画

図2-5 想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア
(県地域防災計画資料)

表一8 避難対象エリア(行政区別溶岩流到達時間)

	須山地区	富岡地区	深良地区	東地区	西地区	計
1次	十里木別荘 芙蓉の森林地区、 南富士3地区・ 2地区の一部				計1 十里木地区 の一部	十里木地区 の一部 ★4 小計6
2次	十里木別荘 第1次避難対象 エリア以外 須山4区 ★須山1～3・6					
3次		下和田			1	
4次		トコタ、上ヶ田、下条、 中村、今里、千 福、千福南、呼子、田 場、沢、矢崎、御宿上谷、 御宿入谷、御宿坂上、 御宿平山、御宿新田、 金沢、 (※) 森脇団地、御宿 台、今里上	岩波、深良新田、 町震1、町震2、 舞台団地、遠道 原	久根	南町、堰原、大畑、 富沢、二ツ屋1、二 ツ屋2、桃園、水建、 佐野上宿、佐野2、 佐野本宿、佐野若 狭、元町、石脇、上 町	42
5次			上原、上須、切久 保、原、和市	公文名1、公文名2、 中丸上、中丸中、中 丸下、天理町、富士 見台、新道、日ノ出町、 本村上中、本村下、 本通り、東町	緑町、伊豆島田	20
6次			上原団地、南堀	和泉、峰下市の瀬、 本茶、滝頭、稻高アル ミ、道上、茶畑団地、 鈴原、妻塚、公文名3、 公文名4		13
			計	25	17	82

(※) 避難対象エリア区域図として……森脇団地地区: 本来約27h(第5次)、御宿台地区: 本来約760h(第6次)、今里上区: 流下想定外(孤立予想)
 流下しない(流下想定外)行政区……上城区、千福が丘区、公文名5区、青葉台区
 ★須山1～3及び6……溶岩流の流下1h以内到達及び孤立予想により、第2次避難対象エリアに位置付け(須山地区全域を噴火前避難地域に指定)

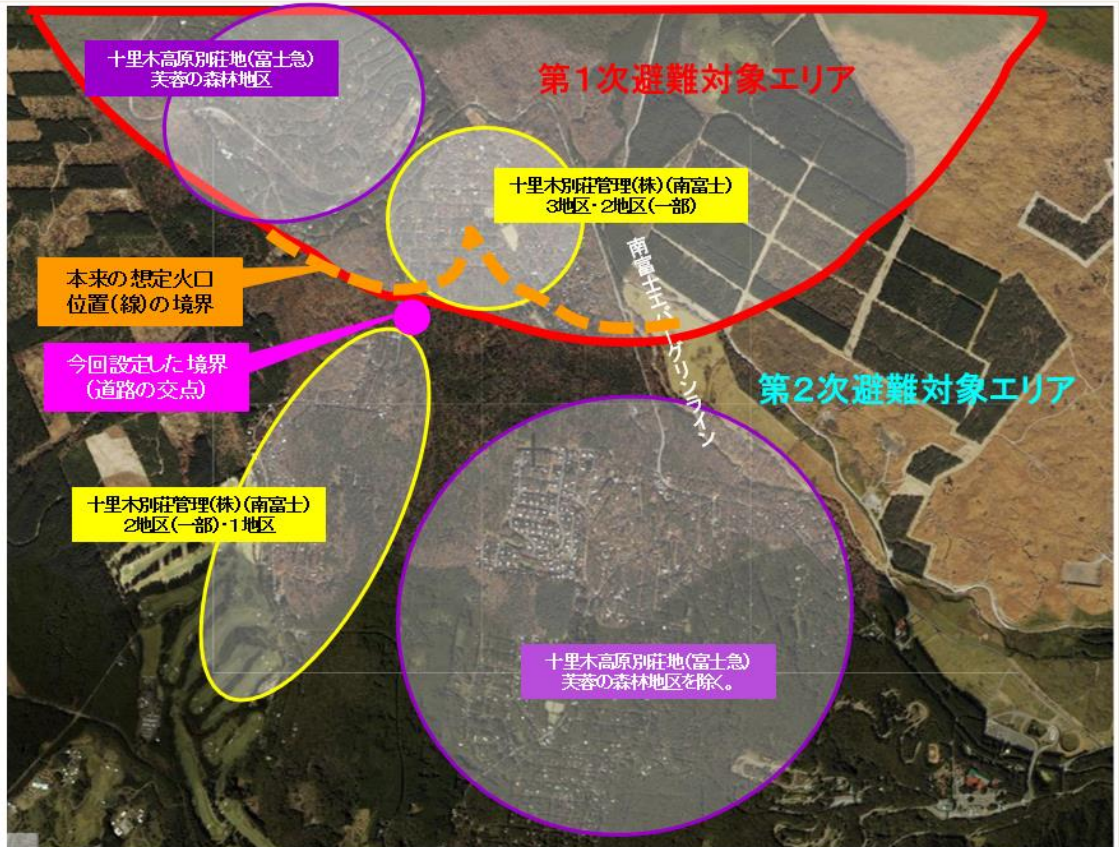


図2-6 十里木別荘地域の避難対象エリア区分(境界)の設定

1-2 自主的な分散避難の呼びかけ

富士山ハザードマップの改定により、火山現象の影響範囲が市街地方面へ拡大され、避難対象者数が増加した。

当然ながら、避難者数が減少すれば、渋滞も抑制され円滑な避難が可能となり、応急対策においても限られた資源を集中し、より迅速な対応が期待できる。

このため、本計画においては、自家用車による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で自主的な分散避難を積極的に呼びかけることとした。

ただし、富士山火山災害における自主的な分散避難は、原則として噴火警戒レベル1～3までの対応とし、市街地における避難行動要支援者の避難時期との重複を避けることとする。

1-3 富士山火山における避難の全体イメージ

第1次避難対象エリアから第6次避難対象エリアまでの避難時期、避難手段等をまとめると表-9及び表-10のとおりである。

なお、詳細は「2 噴火現象別の避難の考え方」に示す。

表一9 裾野市の富士山火山における避難の全体イメージ

裾野市の富士山火山における避難の全体イメージ

避難対象エリア	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア
対象とする火山現象	想定火山口範囲	大きな噴火、火砕流、火災サージ、融雪型火山泥流の一部	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が7日以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲
	避難時期	遅くとも噴火警戒レベル3までに帰宅(登山者は、解説情報(臨時)で下山)				溶岩流の到達の可能性が生じた時点
	移動手段	登山者は、5合目からはバス又は徒歩	観光客は、入域した手段による			入域した手段による
観光客等 ※1	避難先	自宅等(登山者、観光客、別荘利用者、来域者は、地域外の自宅への帰宅を原則とする。)				
	避難時期	レベル3	レベル4	レベル4	溶岩流が流下する可能性がある時点	
	移動手段		車両(親族の自家用車、施設の車両、行政が手配する車両)			
避難行動要支援者 ※2	避難先	第3次避難対象エリア又は、第4次より外側。ただし、第3次避難対象エリア内での避難の場合、移動用車両が待機済みで速やかに移動できる状態とすること。			溶岩流の流下範囲外	
	避難時期	レベル3	レベル4	レベル4 ※3 下和田区は噴火直後	溶岩流が流下する可能性がある時点 須山4区はレベル4	溶岩流が流下する可能性がある時点
	移動手段		自家用車		自家用車等 ※4	
対象とする火山現象	避難先	第3次避難対象エリア又は、第4次より外側	第4次より外側		溶岩流の流下範囲外	
	避難行動要支援者 一般住民	避難済み(逃げ遅れが生じた場合、救出救助) ※ 下和田区一般住民は、第4次避難対象エリア以降(右記)の行動				【積雪期】裾野市はハザードマップで居住地域への流下はないが、積雪量が多い場合協議会等に確認し必要な地域を噴火前に避難させる
	対象とする火山現象	融雪型火山泥流【ハザードマップでは、積雪量500mを想定しているため、特に積雪量が多い場合は、広く避難させる必要がある。】				
避難行動要支援者 一般住民	避難先	避難済み(逃げ遅れが生じた場合、救出救助) ※ 下和田区一般住民は、第4次避難対象エリア以降(右記)の行動				緊急調査結果を基本とするが、降灰後に降雨があった場合は、緊急調査結果がなくても速やかに避難(特に、土砂災害警戒区域)
	避難時期	レベル3	レベル4	レベル4 ※3 下和田区は噴火直後		
	移動手段		自家用車			
対象とする火山現象	避難先	第3次避難対象エリア又は、第4次より外側	第4次より外側		溶岩流の流下範囲外	
	避難行動要支援者 一般住民	避難済み(逃げ遅れが生じた場合、救出救助) ※ 下和田区一般住民は、第4次避難対象エリア以降(右記)の行動				緊急調査結果を基本とするが、降灰後に降雨があった場合は、緊急調査結果がなくても速やかに避難(特に、土砂災害警戒区域)
	対象とする火山現象	降灰【降灰後石流(噴火後の緊急調査結果に基づき避難)】				
避難行動要支援者 一般住民	避難先	避難済み(逃げ遅れが生じた場合、救出救助) ※ 下和田区一般住民は、第4次避難対象エリア以降(右記)の行動				原則として、自宅または近隣の堅牢な建物内での屋内避難。溶岩流の流下や極めて大規模な降灰からいのちを守るために避難する場合は、徒歩により移動(避難)
	避難時期	レベル3	レベル4	レベル4 ※3 下和田区は噴火直後		
	移動手段		自家用車			

※1 「観光客等」とは、登山者、観光客、別荘利用者(居所としての者を除く)、通勤・通学等のための来域者など富士山周辺以外に生活の拠点を有する者
 ※2 ここで記載する避難行動要支援者は、自宅生活する者を対象としている。更に、避難に時間を要する入院、入所者の対応例は、別に示す。
 ※3 裾野市は、須山地区を噴火前避難地域に指定(下和田区は、協議会の区分とおり一般住民は噴火直後(必要範囲)
 ※4 裾野市は、市内全域自家用車による避難を基準とするが、道路渋滞発生状況等においては、溶岩流流下外地域への垂直避難等徒歩避難を実施する。

表-10 裾野市の富士山火山における避難の全体イメージ(噴火警戒レベル別)

裾野市の富士山火山における噴火警戒レベル別の対応						
避難対象エリア	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア
対象とする火山現象 噴火警戒レベル	想定火口範囲	大きな噴石、火砕流、 火災サージ、融雪型 火山泥流の一部	溶岩流が3時間以内に 到達する可能性がある範囲	溶岩流が24時間以内 内に到達する可能性 がある範囲	溶岩流が7日以内に 到達する可能性がある範囲	溶岩流が最終的に到 達する可能性がある範囲
レベル1	平時(但し、活火山であることに留意)					
解説情報 (臨時)	住民	情報収集体制(行政機関から出される情報に注意)				
	観光客等	登山者は下山 第4次避難対象エリア以内に滞在する観光客等はレベル3までに帰宅	噴火後も、必要に応じて帰宅の呼びかけ			
	分散避難	影響範囲外への自主避難を奨励 ※ 十里木別荘地管理事務所に協力依頼	影響範囲外への自主避難を希望する住民は、自主避難を実施			
レベル3	住民	避難行動要支援者、 一般住民とも避難	児童生徒の引き渡し等			
	観光客等	第4次避難対象エリアまでに滞在する観光客等はレベル3までに帰宅	噴火後、必要に応じて帰宅			
	分散避難	影響範囲外への自主避難を希望する住民は、自主避難を実施				
レベル4	避難済み ※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助		避難行動要支援者、 一般住民とも避難	避難行動要支援者、 一般住民(下和田区 を除く)は避難	情報収集体制 ※ 須山4区は、避難 行動要支援者、一 般住民とも避難	情報収集体制
レベル5	避難済み ※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助		下和田区一般住民 は情報収集体制	避難行動要支援者 は避難準備	情報収集体制	
噴火直後	避難済み ※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助		下和田区一般住民 は避難準備	避難行動要支援者 一般住民は避難準備	情報収集体制及び避難準備	
噴火後	避難済み ※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助		溶岩流の流下方向は避難 ★ 流下ライン(バターン)に同じ避難 (大量の降灰が生じた場合、車両ではなく徒歩で移動) 降灰後土石流の可能性のある区域からの避難 (緊急調査が行われる前に降雨があった場合、溪流付近から避難) 原則、自宅または近隣の堅牢な建物内での屋内避難 極めて大規模な降灰があり、いのちを守るために立ち退き避難を要する場合は移動手段は徒歩			

2 噴火シナリオ

シナリオは、実災害においては、様々なシナリオにより噴火に至る場合があります、この各種シナリオの一例は、協議会が例示している(図2-7参照)。平常時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応について、関係機関と共有できるよう、協議会が作成した噴火シナリオを基に、市の特性を踏まえた噴火シナリオを作成した。(表-11)

なお、本シナリオは、噴火警戒レベルが順次引き上げられ噴火する場合を想定したものであるが、実災害時には、様々なシナリオがある場合を念頭において、融通性・柔軟性をもった迅速かつ的確な対応が必要である。

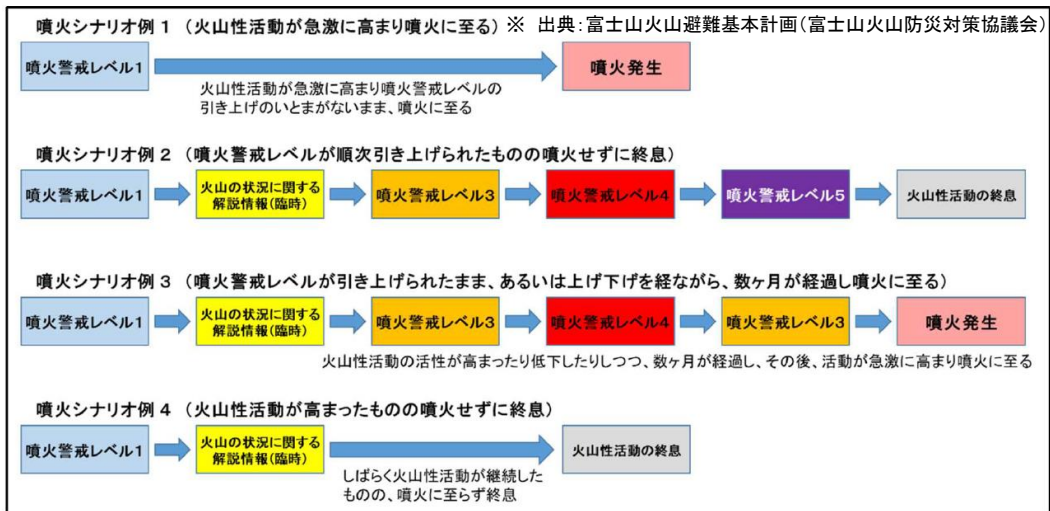


図2-7 様々な噴火シナリオの例

【参考】 実災害における噴火(もしくは噴火せず終息)までの経過の例

(噴火警戒レベル1で噴火が発生した例)

2014年御嶽山

2014年9月27日、レベル1にて噴火が発生し、犠牲者63名

2018年本白根山

2018年1月23日、レベル1にて噴火が発生し、犠牲者1名

(噴火警戒レベル3で噴火が発生し、その後、レベル5に引き上げた例)

2015年口永良部島

2014年8月に小規模な噴火が発生しレベル3に引き上げられたまま、2015年5月29日には爆発的な噴火が発生したため、レベル5に引き上げられ全島避難を実施した。

(噴火警戒レベルが引き上げられたものの、予想された規模の大きな噴火が発生しなかった例)

2015年桜島

2015年8月15日、地震活動の活発化や急激な地盤変動が始まり、居住地にまで影響が及ぶ噴火が予測されたためレベル3から4に引き上げられたが、その後火山活動は急速に衰えたため9月1日にレベル3に引き下げられた。

(噴火警戒レベルの上げ下げを繰り返し噴火に至った例)

2011年霧島新燃岳

2008年以降、レベル1と2の間で上げ下げを繰り返していたが、2011年1月19日にレベル2で小規模な噴火が発生し、その後1月26日に大規模なマグマ噴火が発生した後にレベル3に引き上げられた。

(噴火警戒レベルが引き上げられたが噴火に至らなかった例)

2022年焼岳

2022年5月24日、レベル2に引き上げられたものの、7月12日にはレベル1に引き下げた。

※ 噴火警戒レベルが2に引き上げられたもの噴火に至らなかった例は多数ある。

表-11 噴火シナリオ

過去事例等	噴火の発生～噴火開始前	噴火直前	噴火発生～終息まで	噴火後
	噴火の発生～噴火開始前	噴火直前	噴火発生～終息まで	噴火後
噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況
	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況
基本的な応急対策	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況
	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況
社会情勢	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況
	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況
噴火対象エリア区分	第1次	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況
	第2次	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況
	第3次	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況
	第4次	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況
	第5次	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況
	第6次	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況	噴火(警戒)状況

3 避難先の考え方

避難先の考え方については、協議会が策定した避難基本計画の基本的な考え方である「『いのちを守る』避難を優先し、『くらしを守る』避難についても最大限考慮するが、裾野市の地理的特性を踏まえ噴火現象、特に、溶岩流の流下状況に応じた合理的かつ効率的な避難先、避難要領を確立する。

この際、逃げ遅れ等不測事態発生時において、『いのちを守る』ための対応要領についても具体化し、市民に周知を図る。

3-1 避難方向等

溶岩流からの避難は、いきなり遠方に避難することが必ずしも効果的ではなく、むしろ、一斉に多くの住民を避難させることにより生じる渋滞や降灰が生じると車両の走行が困難となることに留意する必要がある。このため、万が一逃げ遅れた場合の一般的な避難方向や溶岩流の流下しない地域を市民に把握・認識させるとともに、溶岩流の流下ライン（パターン）により、流下到達時間が非常に速い流下ラインの場合、流下の状況を一時的に見極めるための避難要領（「一時退避」）等を確立させる必要がある。

(1) 溶岩流からの一般的な避難方向

溶岩流の流下速度は、平坦な地面では約3Km/hであり、健康な人が歩く速度よりも遅いことを踏まえ、慌てることなく行動するとともに、図2-8のように溶岩流の流下方向に対して直交方向に避難することで安全を確保する。



図2-8 溶岩流からの一般的な避難方向

(2) 溶岩流が流下しない地域の把握・活用

ア 裾野市の地理(形)的特性上、市の東西山麓地域は溶岩流の流下しない地域であり、溶岩流が全く流下しない行政区も存在する。また、ドリルマップを重ね合わせてみると、市の東西山麓地域以外で、富岡地区下和田区にある時の栖スポーツセンター周辺は溶岩流が流下しない。(図2-9)

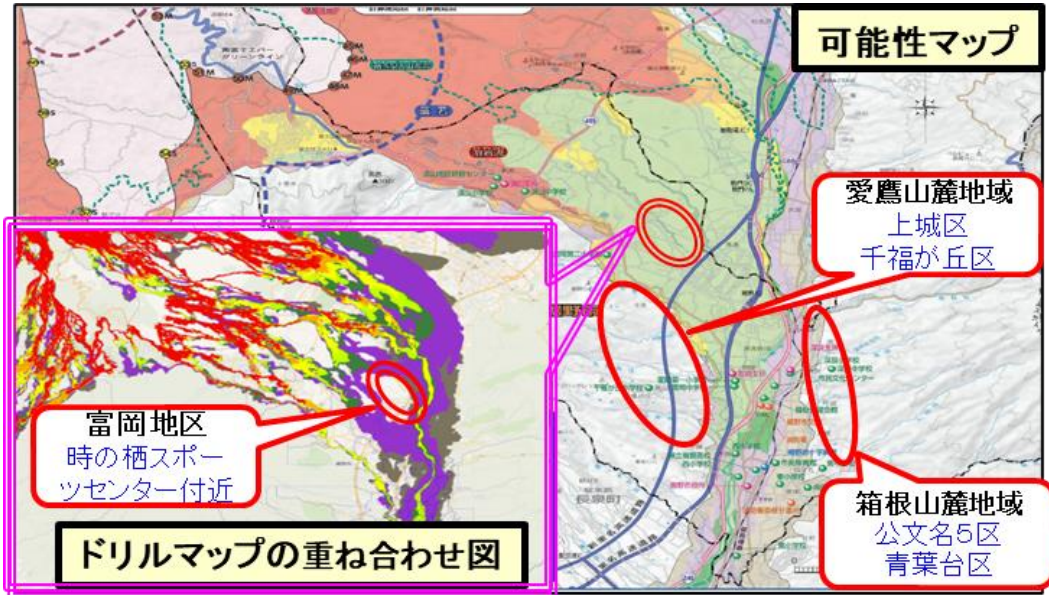


図2-9 溶岩流の流下想定外地域

イ 溶岩流の流下しない地域周辺に居住する住民は慌てることなく行動するとともに、市内の他地域に居住する住民も溶岩流の流下しない地域を把握・認識し、万が一自家用車等避難時に渋滞等により逃げ遅れた場合においては、徒歩で流下しない地域へ避難するよう情報連絡体制を含めて周知徹底する。

(3) 「一時退避」の避難要領

ア 裾野市で予想される溶岩流の流下ライン(パターン)によっては、溶岩流が河川沿いを非常に速く流下し、約12時間で市内を縦断してしまうことがあるため、噴火直後から市内・外の指定避難所へ本格的に避難することは極めて困難であり、また、合理的かつ効率的でない。このため、非常に流れの速い溶岩流の流下を一時的にやり過ごし、流下後の状況に応じた最適な避難を実行するための避難要領として、市独自に「一時退避」を定める。

イ 「一時退避」の定義(イメージ)等

◎ 「一時退避」の定義

- 溶岩流の流下を一時的にやり過ごす。
 - 溶岩流流下地域外へ移動(流下の垂直方向)
 - 退避時間は、1日(夜・泊)、長くても2日以内
- 避難行動要支援者は、指定避難所等への車両避難とするが、一般避難者は、近隣行政区の集会所周辺等へ車両避難、又は、道路状況等に応じて徒歩避難

3-2 広域避難

(1) 広域避難の考え方

広域避難は、旧広域避難計画では、火山現象の影響範囲外へ避難することとしていたが、新たな避難基本計画においては、噴火の規模によっては、市町村外への広域避難が必要となる場合を想定しており、その際の広域避難は、まずは、火山災害警戒地域の指定の有無に関わらず隣接市町村への避難を基本とし、火山活動の状況、地理的要因、避難者の希望等から、同一県内の市町村や県外への避難が必要な場合には、山梨県、静岡県、神奈川県が相互に協力し、避難者の受入れを行うものとされたが、大規模な降灰の影響を考慮し、事前の避難先は定めずに必要に応じて、三県や合同会議において調整することが明記された。(図2-10)

いずれにしても、裾野市外への避難は、市独自の努力では成しうる事ができず、近隣市町との防災協議会の活用や個別の防災協定等による相互支援を実施するとともに、県を通じた総括的な統制・調整が必要であることから、本計画においては現在までの調整による枠組みや検討の方向性を記述し、今後逐次修正・深化させる。

(2) 噴火開始直後の避難予定先

県流下パターン避難による避難実施市町	受入市町 (※ 県を通じ、調整中)
裾野市 隣接市町等(御殿場市、長泉町、沼津市)	熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、 状況により、西麓(富士市、富士宮市)

(3) 噴火現象判明後(ハザードマップ等)による避難予定先(最大影響時:L35の場合)

避難実施市町	避難者数 (最大)※1	受入市町 (※ 県を通じ、調整中)
裾野市 隣接市町等 (小山町、御殿場市、三島市、長泉町、清水町、沼津市)	約170,000人	○ 富士市、富士宮市 ○ 熱海市、伊東市 ○ 伊豆市、伊豆の国市、函南町、加茂6市町 ○ 静岡市、浜松市 ○ 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
※1 避難者数(最大)とは、溶岩流の拡大が終息した時点(最大57日後)の避難者数であり、直ちに当該人口の避難となる訳ではない。		

(4) 近隣市町等との連携

ア 2市1町防災協議会(御殿場市・小山町)との連携

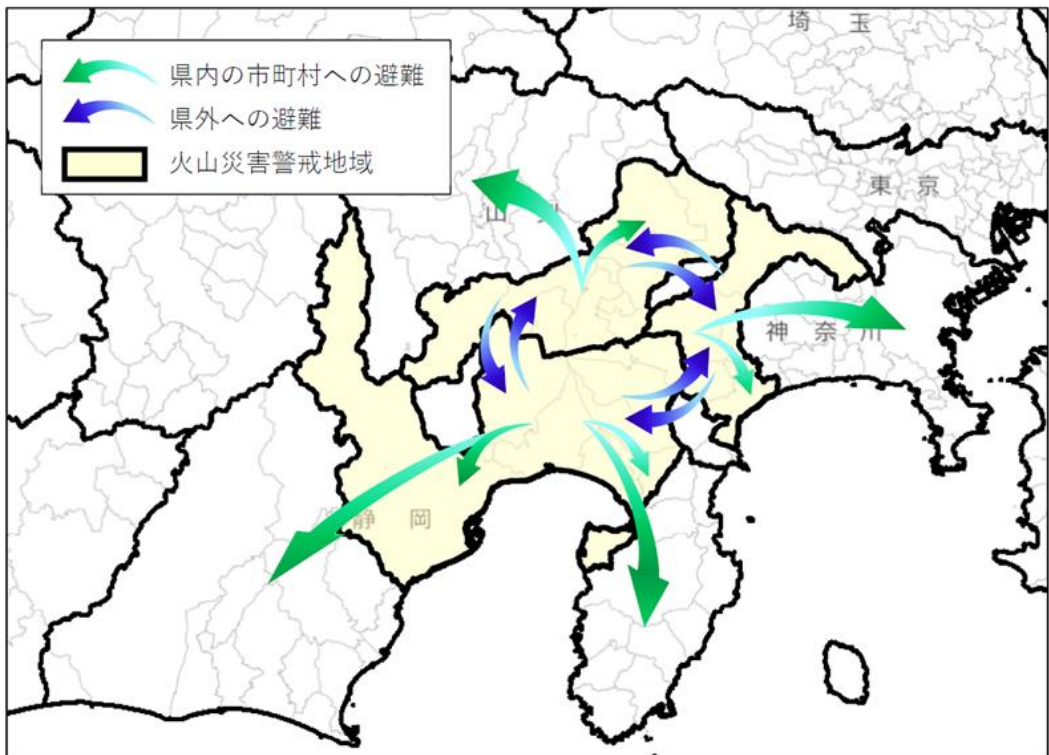
2市1町防災協議会を活用して噴火位置や溶岩流の流下方向に応じた各市町それぞれの避難要領について、相互の支援・協力に関する取り決めを実施し、今後も継続的に実施する。特に、市境が隣接する御殿場市とは、溶岩流の流下ライン(パターン)に応じた避難地域・住民数、避難先、必要により避難経路等を具体的に調整し、取り決める。

イ 富士山ネットワーク防災研究会

富士山東麓の裾野市を含む3市町と西麓の富士市・富士宮市の計5市町により、広域避難に関し、避難受け入れを含む相互支援について定期的に検討・調整する。

(5) その他

- ア 隣接する御殿場市には、時期により裾野市人口を上回る集客数を誇る大規模な商業施設が存在する。観光客等に対しては、噴火警戒レベル1～3の間に「帰宅」を呼びかける事になっているが、突発的に噴火が発生した場合等は、来場者の帰宅・困難により御殿場市のみならず裾野市街の渋滞も懸念されることから、平時の段階から御殿場市との継続的な連携・調整を実施する。(特に、大規模商業施設の避難計画等の情報共有等)
- イ 東西(左右)を山地に挟まれ、南北(上下)は他市町に挟まれた隘路的様相で避難路となり得る道路が乏しい裾野市は、高速道路や国道等主要幹線道路が渋滞する最悪な状況を考えなければならない。このため、市内での活用可能な道路状況等を踏まえ、避難する(できる)移動方向を定めておく必要がある。河川沿いを主に流下する溶岩流を考慮すると、特に、三島市方向への避難は必要不可欠であることから、今後、県を通じ、三島市との連携強化を図る予定である。
- ウ 噴火後の降灰を考慮すると箱根方向への車両避難は、困難が予想されるが、噴火様式や風向き等によっては県境を跨ぐ避難も選択肢に挙げられることから、神奈川県箱根町等への避難についても、今後県をつうじて調整を図る予定である。



※出典:富士山火山避難基本計画(富士山火山防災対策協議会)

図2-10 広域避難先の避難イメージ

4 噴火現象別の避難の考え方

4-1 避難全般

避難を考える上で必要な噴火現象、噴火情報・警報、避難対象エリア、避難対象者、避難先等の項目を整理区分し、本計画の全体像や流れについて表-12に示す。

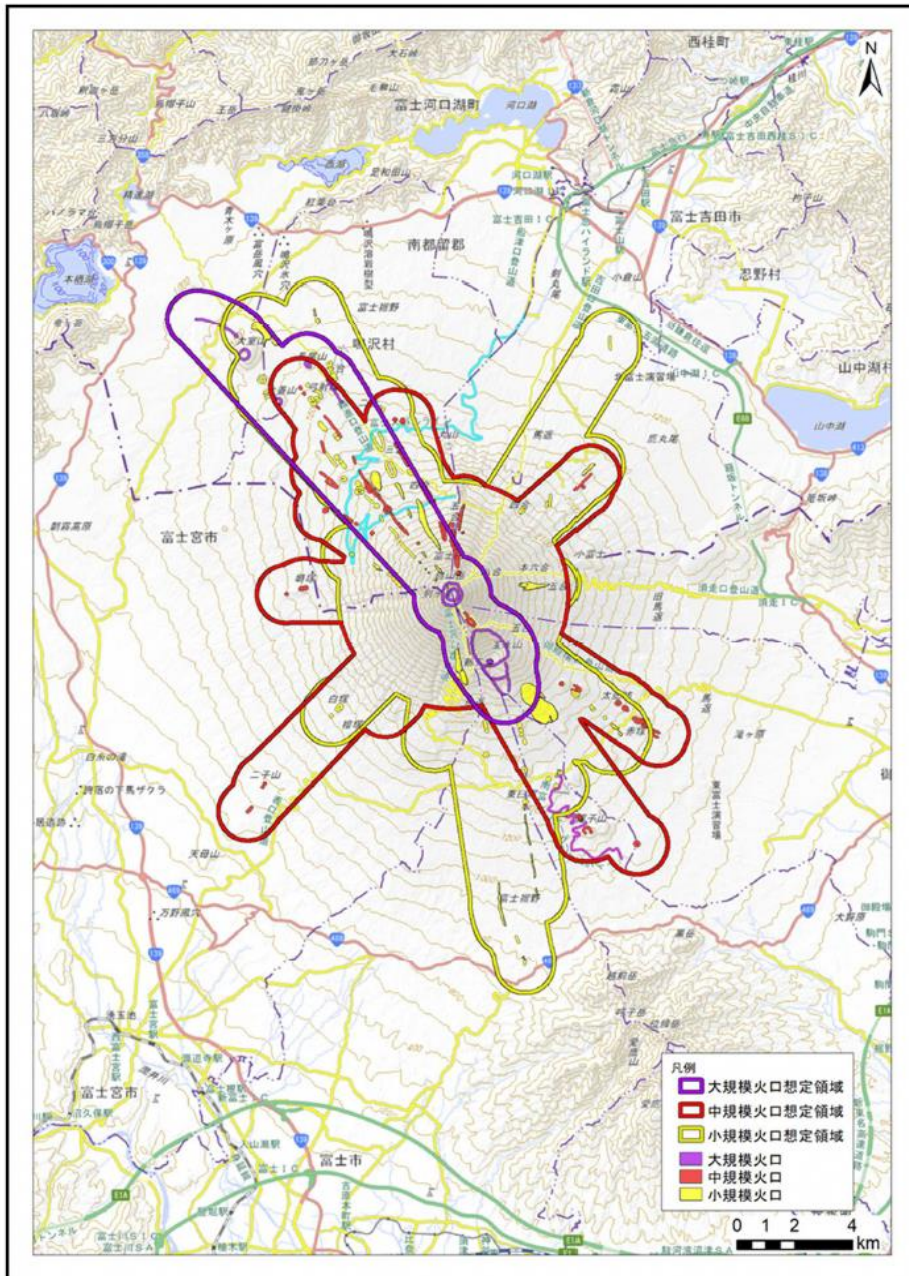
表-12 避難の全体像・流れ

	大きな噴石				溶岩流				備考
	火口形成								
	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア			
噴火警戒レベル3	観光客・登山客 避難呼びかけ 入山規制	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	※1 改定ハザードマップ上、居住地域への影響は、少ない。
	避難行動要支援者	高齢者等避難 ※2 須山避難	—	—	—	—	—	—	
	一般住民	避難【全方位】 ※2 須山避難	避難準備	—	—	—	—	—	
噴火警戒レベル4	観光客・登山客 避難呼びかけ 入山規制	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	※2 須山地区の避難所 (コミセン、研修センター、必要により須山小)
	避難行動要支援者	避難【全方位】 ※3 南東避難	避難【全方位】 ※3 南東避難	避難【全方位】 ※3 南東避難	避難【全方位】 ※3 南東避難	避難【全方位】 ※3 南東避難	避難【全方位】 ※3 南東避難	避難【全方位】 ※3 南東避難	
	一般住民	避難【全方位】 ※3 南東避難	避難【全方位】 ※3 南東避難	須山避難【全方位】 ※3 南東避難	—	—	—	—	
噴火警戒レベル5	観光客・登山客 避難呼びかけ 入山規制	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	※3 市南東地域避難所 ◇別荘住民及び下和田要支援者 →深良中 ◇須山区民 →東中
	避難行動要支援者	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	
	一般住民	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	
噴火開始直後	観光客・登山客 避難呼びかけ 入山規制	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	※4 要すれば雷岡北側地域
	避難行動要支援者	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	
	一般住民	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	
噴火後	★ 火口位置及び溶岩流の流下方向が特定しリアルハザードマップが発出されたら、対象ドリルマップを3区分に対応する。								

4-2 火口形成、火砕流・火砕サージ、大きな噴石

4-2-1 火口形成

火口とは、地下のマグマや火山ガスに運ばれた岩塊などが噴出する穴あるいは割れ目である。避難対象エリアは、「富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書」に基づき、約5,600年前以降に形成された火口と山頂を結んだ線(想定火口線)から外側1kmの外周を結んだ範囲を噴火する可能性がある領域として「想定火口範囲」とする(図2-11)。



※出典：富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書(令和3年)

図2-11 噴火規模毎の想定火口範囲

溶岩流のハザードマップにおいて、裾野市内に設定された想定火口は、小・中・大規模合わせて33か所であるが、溶岩流の流下方向が噴火後直ぐに隣接市町へ流下する2か所を除き、裾野市内へ流下してくる火口数は、図2-12のとおり、31か所である。



図2-12 裾野市に影響のある想定火口範囲

噴火中の火口またはそのごく近傍では生命に危険が及ぶが、噴火前の段階では、想定火口範囲内のどこに火口ができるか特定できないため、噴火前に想定火口範囲のエリア外への避難が必要となる。このため、噴火警戒レベル3発表に伴い第1次避難対象エリアとなる十里木別荘対象住民に対し、速やかに「避難指示」を発令し、想定火口範囲エリア外の須山地区に設置した避難所に避難をさせる。なお、十里木別荘住民の避難対象者は、住民票を保有する住民であり、未保有者は観光客の扱いとなり、噴火警戒レベル3迄に帰宅を促す。

避難対象者等		合計
十里木高原別荘地 (富士急)	芙蓉の森林地区 20世帯 28人	51世帯
十里木別荘管理 (南富士)	3地区及び2地区一部 31世帯 65人	93人
※ 令和5年11月1日現在の住民基本台帳による。		

4-2-2 火砕流・火砕サージ

火砕流は、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって高速で山体を流下する現象であり、大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させる噴火現象である。また、火砕サージは、火山灰まじりの爆風で、火砕流の先端部から分離して生じる場合があり、火砕流の本体部分よりも遠方に到達することや、高温・高速の流れによる人的被害を発生させる場合がある。

避難対象エリアは、「富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書」による、火砕流・火砕サージが到達する可能性の範囲とし、火砕流のドリルマップの先端を包絡する範囲から外側1kmの範囲である。

ハザードマップ改定による地形データの精緻化により、裾野市境界内では、富士山の尾根地形の影響で、火砕流の到達可能性範囲が縮小したことにより図2-13のとおり、市民の居住地域は対象外となったが、水ヶ塚公園付近は対象であり、また、周辺に大規模な遊興施設等があることから、観光客等の噴火前での早めの避難が必要である。

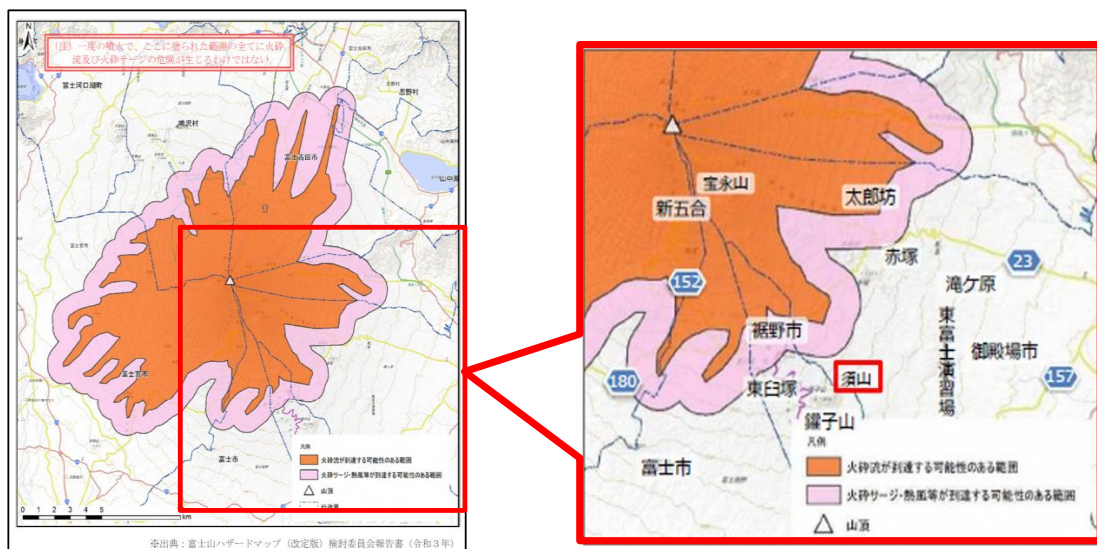


図2-13 火砕流・火砕サージ可能性マップ

4-2-3 大きな噴石

大きな噴石とは、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石のうち、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。避難対象エリアは、「富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書」における、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散する概ね20～30cm以上の岩塊が到達する範囲とし、大規模噴火の想定火口範囲から4km、中小規模の想定火口範囲から2kmの範囲(図2-14)であり、裾野市内では、別荘のある十里木高原地域が対象となる。

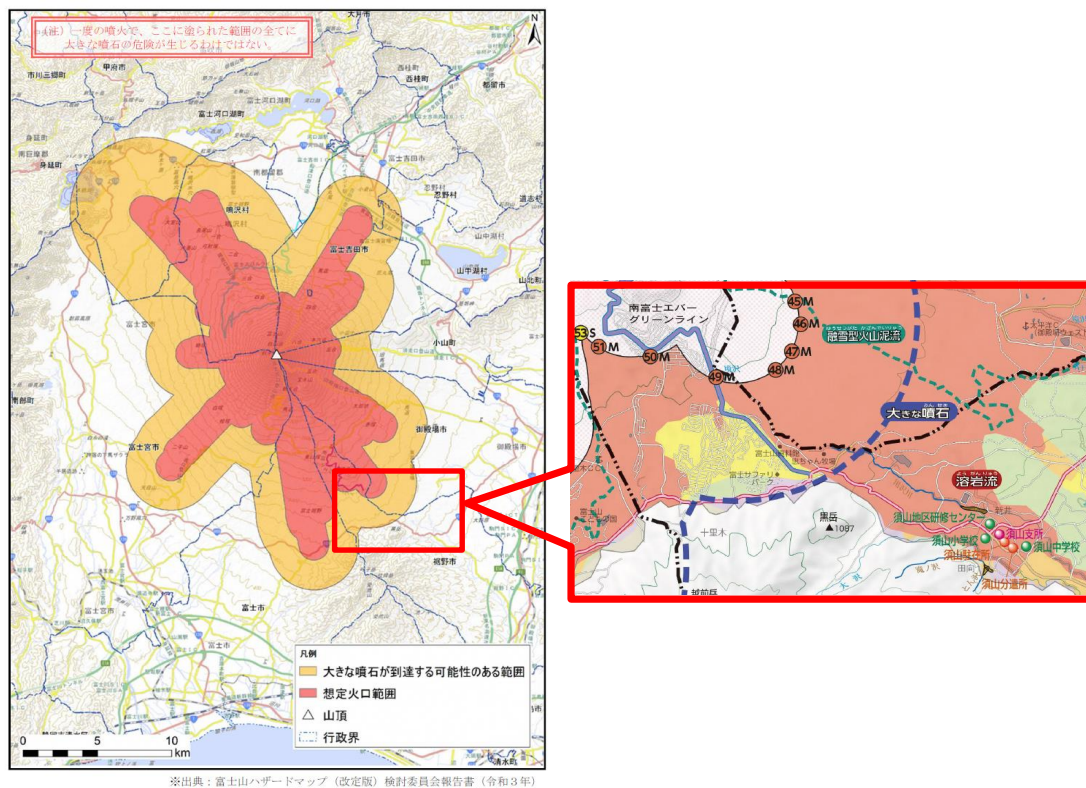


図2-14 大きな噴石可能性マップ

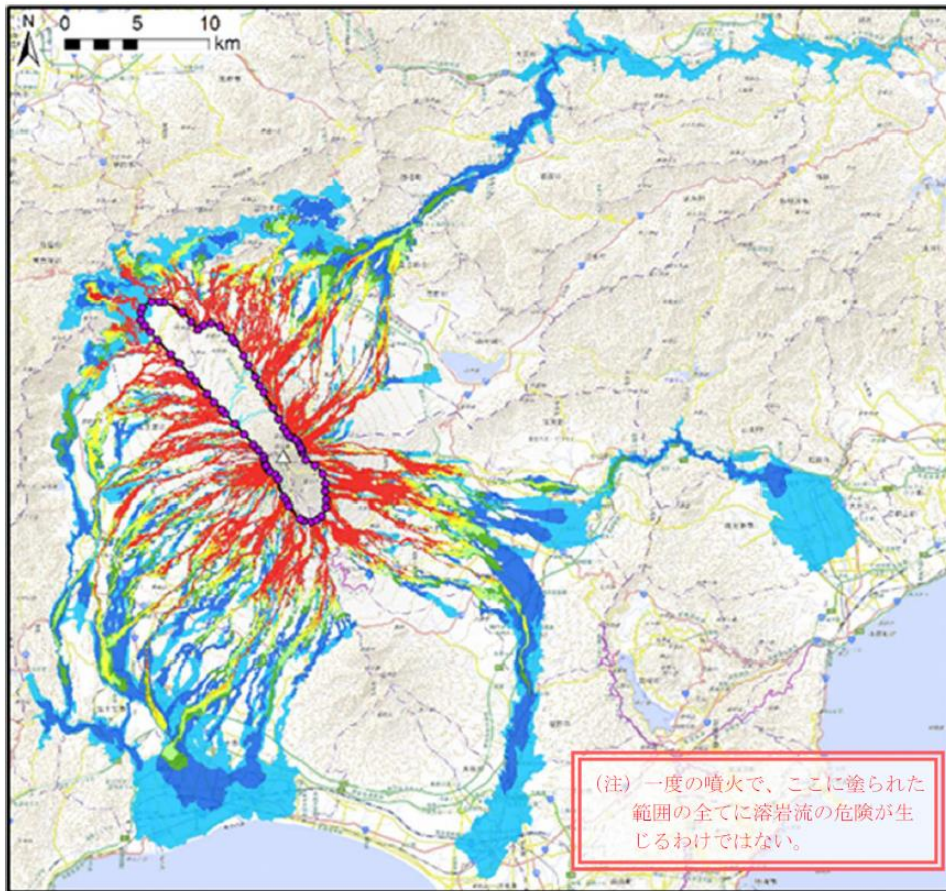
大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度が速く、直接身体に当たれば死傷（外傷、熱傷）し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることもあるので、噴火前に影響範囲外へ避難することが必要である。このため、裾野市は、噴火警戒レベル3発表に伴い第2次避難対象エリアとなる十里木別荘対象住民及び須山4区住民の内、避難行動要支援者や一般住民においても避難の支援が必要な住民（地理的特性から、避難情報発令時に自家用車等で避難できない住民も含む。）を対象とした「高齢者等避難」を発令し、第1次避難対象エリアの「避難指示」対象住民とともに、想定火口範囲エリア外の須山地区に設置した避難所に避難させる。この際、民生委員及び別荘管理事務所等と連携協力し、市が準備した避難バス等による避難支援を実施する。避難行動の細部は、第2章5. の段階別の避難の流れで記載する。

4-3 溶岩流

溶岩流は、火口から噴出したマグマが重力によって地表を流下する現象で、マグマの物性や噴出率等によって、流れる速度や厚さは大きく変化する。

協議会では、避難対象エリアは、「富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書」における大規模、中規模、小規模噴火のドリルマップ(図 2-15に大規模噴火の場合のドリルマップを例示)による、同一時間経過後に溶岩流が最も遠くまで到達する範囲である(図 2-16)。

溶岩流の速度は比較的遅いため、一般住民にあっては、溶岩流の流下状況に応じ段階的に避難することとする。

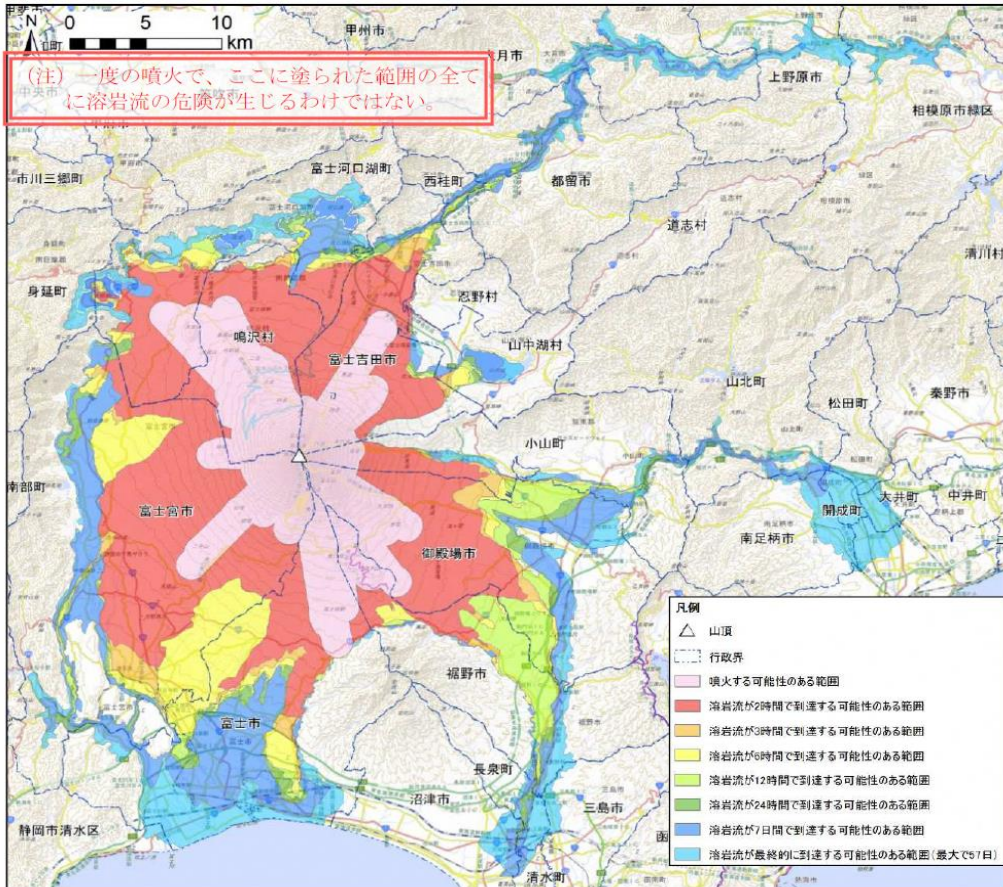


凡例

- | | | |
|----------|------------------|---------------------------|
| ▲ 山頂 | 到達時間 | 12時間で到達する可能性のある範囲 |
| ● 想定火口位置 | 2時間で到達する可能性のある範囲 | 24時間で到達する可能性のある範囲 |
| □ 想定火口範囲 | 3時間で到達する可能性のある範囲 | 7日間で到達する可能性のある範囲 |
| | 6時間で到達する可能性のある範囲 | 最終的に到達する可能性のある範囲(最大で約57日) |

※出典：富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書(令和3年)

**図2-15 溶岩流ドリルマップ
(大規模噴火による溶岩流の到達時間)**



※出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

図2-16 溶岩流可能性マップ

4-3-1 噴火開始直後における溶岩流からの避難

噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定されることから、県は、市町の噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保できるよう、ある程度幅広い範囲の想定火口による溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン」(図2-17)を作成した。裾野市における溶岩流流下の特性は、図2-18のとおり溶岩流の流下方向は大きく3つに区分することができるが、その流下の状況・様相は、火口位置や噴火の規模及び河川・丘陵等地形により大きく異なる。このため、裾野市に影響のある31か所の想定火口位置毎の溶岩流ドリルマップに基づき、火口位置や溶岩流の流下方向、溶岩流の流下時間等を考慮し、流下状況・様相が類似したものを集めて市独自に4つの流下ライン(図2-19)に区分し、それぞれ溶岩流流下の特性に応じた避難要領を定めた。なお、4つの流下ライン区分策定に当たっては、噴火後避難の対応をわかりやすくするため、噴火前避難に定めた須山地区だけに影響のある7コのドリルマップは除外し、須山地区以外に流下する24コのドリルマップを対象としてラインを区分した。(避難要領は、第2編第2章第5項「段階別の避難の流れ」5-3「噴火開始直後の避難計画」を参照)

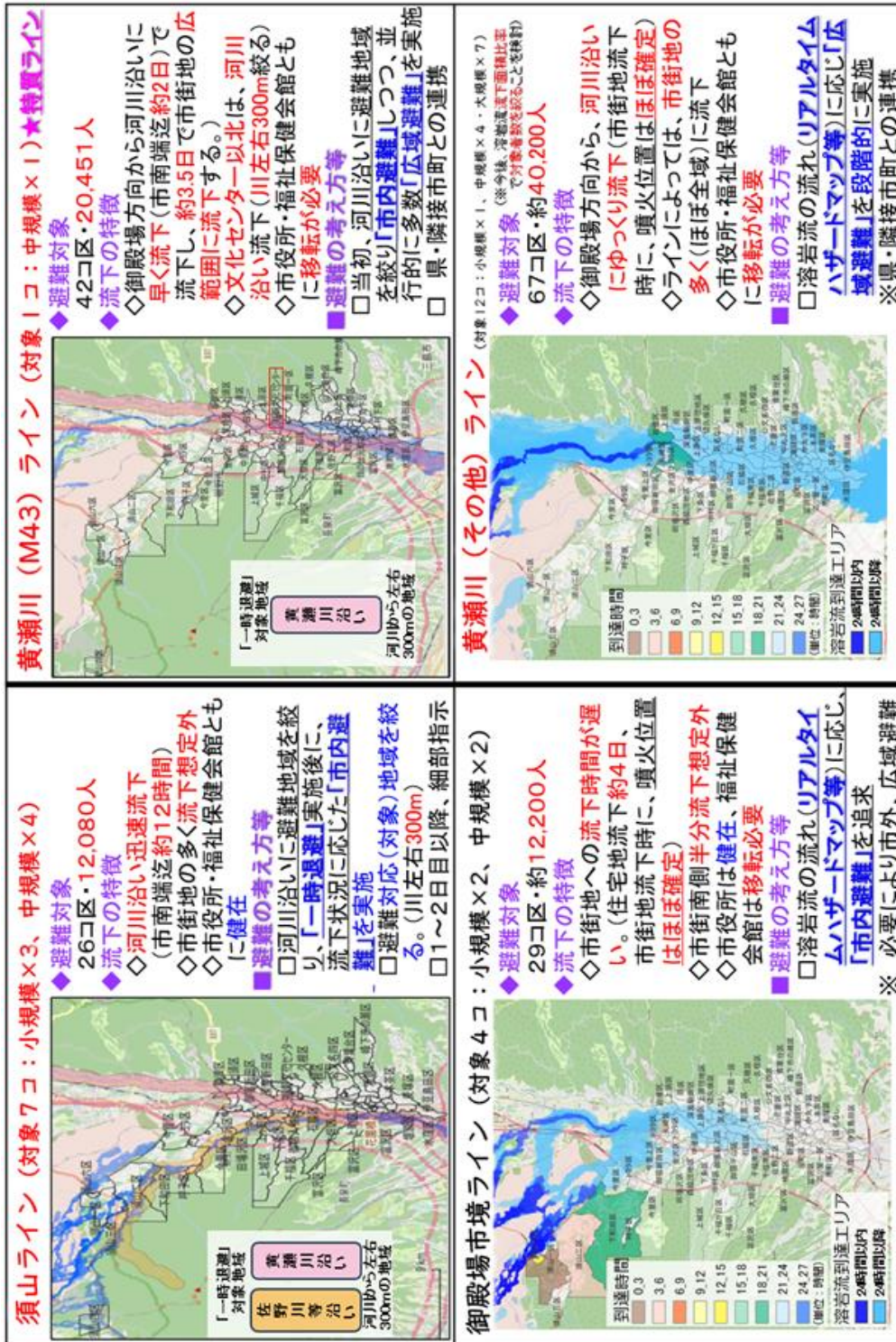


図2-19 裾野市の溶岩流下ライン(4ライン)

4-3-2 県流下パターンと市流下ラインの対応

県地域防災計画に示される溶岩流流下パターン(以下、「県流下パターン」とする。)は、気象庁の観測・監視体制を考慮し、市流下ラインと比して、噴火口区分の細分化が進められていない。このため、噴火直後に県流下パターン程度しか噴火口の位置の情報が得られない場合の対応については、市独自に作成した4つの流下ラインを流下パターン「C」、又は、「D」に必ず「須山ライン」と「その他のライン」の2つに区分して対応し、該当する流下ラインの「避難指示」を発令する。

その際、「その他のライン」の対応においては、溶岩流の流下到達時間が早い「黄瀬川M43ライン」で対象となる住民に対し「避難指示」を発令する。その後、噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった状況で、類似するドリルマップの特定や国土交通省が所管するリアルタイムハザードマップが示された時点等において、その対応(図2-20)を実施する。いずれにしても、県流パターンについては、細分化に必要な地形学(水系)の更なる精緻な分析と火口位置等特定のための気象庁(静岡地方気象台)等の観測体制・技術向上について継続的に要望し、県流下パターン「C」の細分化を早期に実現して、噴火開始直後のより合理的かつ効率的な避難対応を目指す。

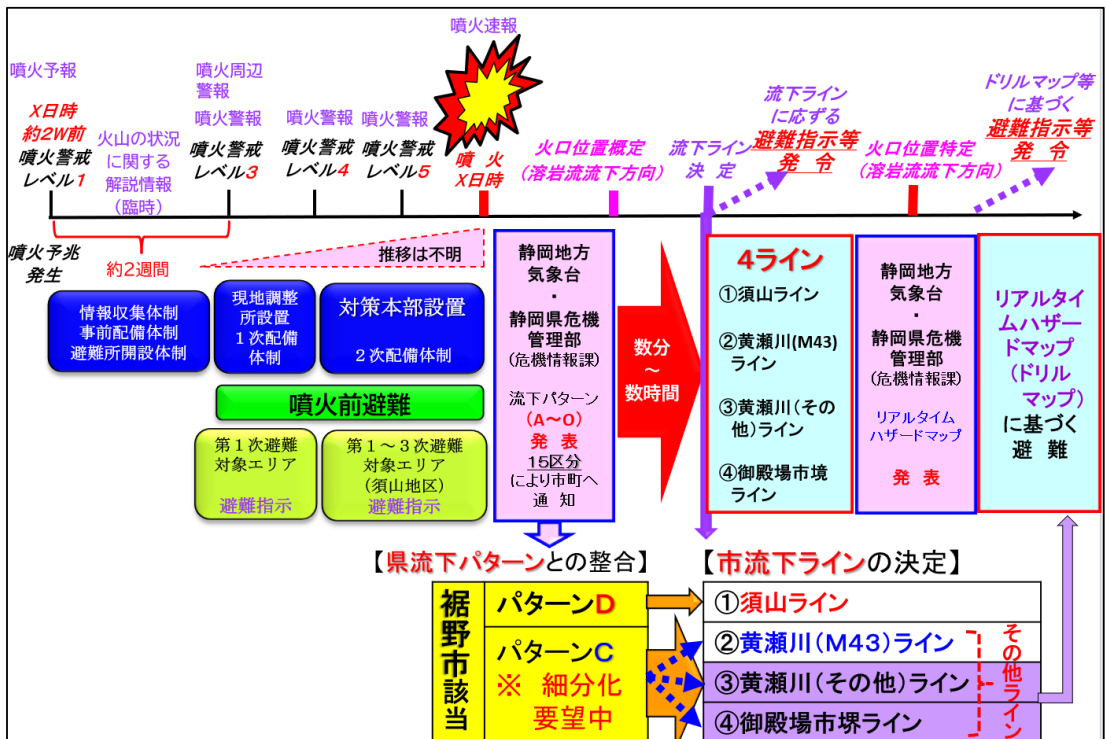


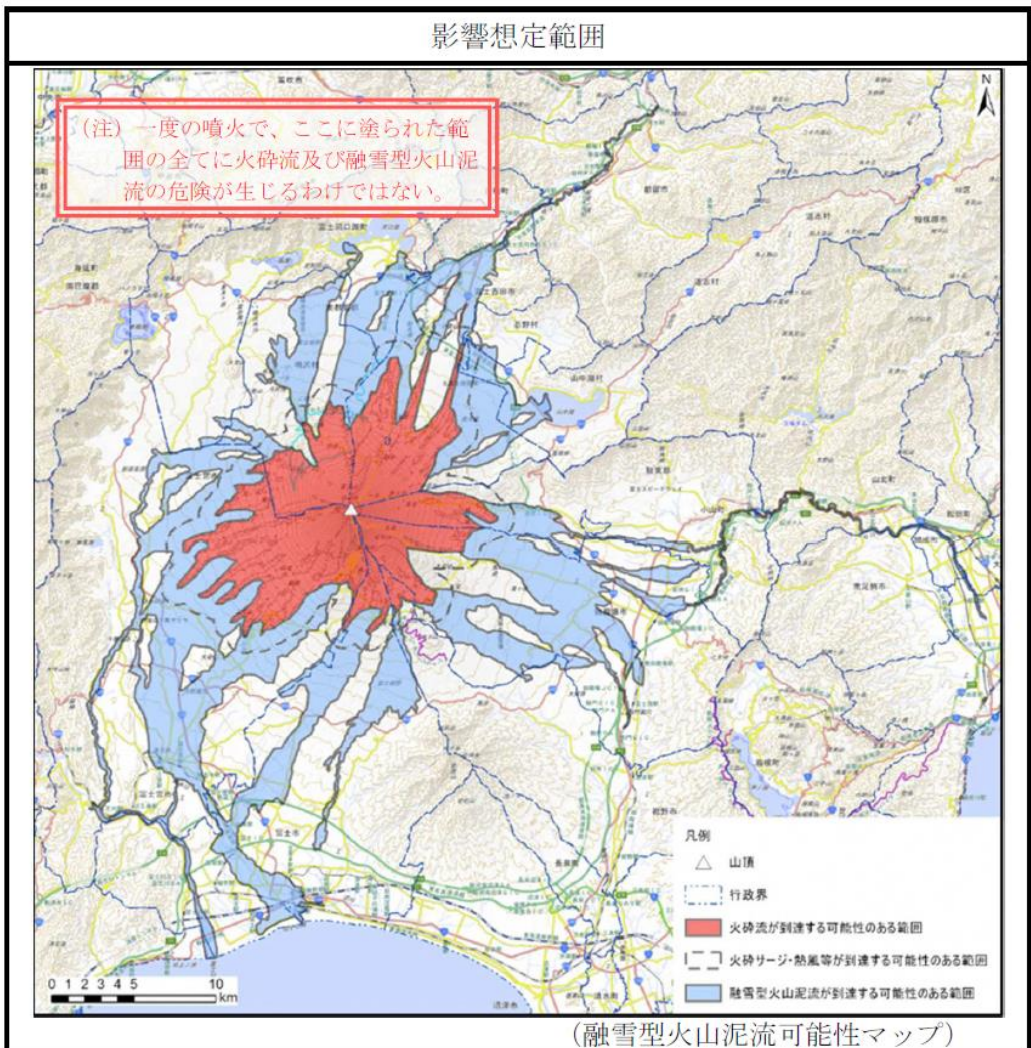
図2-20 火口位置判明等に伴う対応要領

4-4 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で一気に融けて水となり火砕物や斜面の土砂を取り込んで、高速(時速60kmを超えることもある)で流下する現象である。積雪がある時期(積雪期)に限り発生するため、積雪期に噴火した場合は、融雪型火山泥流に備えて必要な避難を行う。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

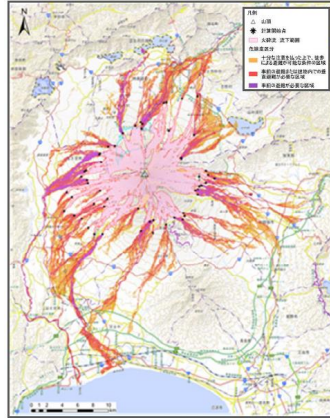
融雪型火山泥流の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書」による融雪型火山泥流可能性マップの範囲とする(図 2-21)。この可能性マップの作成にあたっては、山腹に平均50cm 積もった雪が火砕流などの熱で融けたと仮定したシミュレーションが実施された。



※出典：富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書(令和3年)

図2-21 融雪型火山泥流の可能性マップ

実際に融雪型火山泥流が流下する区域は谷筋に集中するため、融雪型火山泥流の避難対象エリアは、シミュレーション等により融雪型火山泥流の流下が予想される範囲とし、そのうち、融雪型火山泥流ドリルマップ重ね合わせ図(危険度区分)において事前の避難が必要な区域(図 2-22)とされているエリアでは噴火前に立ち退き避難が必要となる。

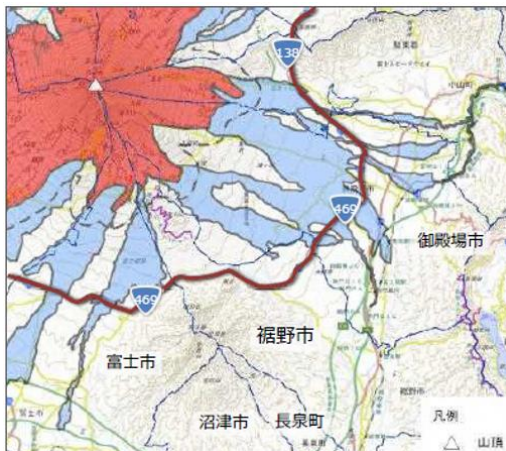


※出典：富士山(富士山火山防災対策協議会)

図2-22 融雪型火山泥流ドリルマップの重ね合わせ図(危険度区分)

(2) 裾野市への影響想定範囲と不測事態(大雪時)の対応

シミュレーションでは積雪量を50cmとして計算しているため、例年より降雪量が多く、積雪がシミュレーションの条件を上回ることが明らかな場合は、計算結果より泥流が広範囲に到達することも考えられる。そのため積雪期に噴火の可能性が高まった場合は、いくつかの代表地点における積雪量を把握し、状況に応じ避難対象エリアの拡大を検討する必要がある。裾野市においては、ハザードマップ改定において、精緻な地形分析により、富士山の尾根地形の影響で、融雪型火山泥流の到達可能性範囲が平成16年のハザードマップより縮小となり、住民が居住する地域は対象範囲外(図2-23)となった。しかしながら、大雪警報が発表される等、著しい降雪が予想される場合においては、協議会からの情報収集及び助言受けを行い、必要により、噴火前避難地域である須山地区及び富岡地区北部地域の避難対象エリアの拡大を検討するとともに、用沢川～佐野川～黄瀬川沿いの住民に対する注意喚起等を行う。



※出典：富士山(富士山火山防災対策協議会)

図2-23 裾野市周辺融雪型火山泥流の可能性マップ

4-5 降灰、小さな噴石

火山灰は、風の影響を受けて極めて広範囲に飛散する。また、小さな噴石も風の影響を受け降下するので、併せて検討する。

近代都市において、大規模降灰が発生した事例は乏しく、知見が不足しているため、新たな知見が得られた場合、随時改定を行うこととし、新たな避難基本計画においては、基本的な対応のみが定められた。なお、大規模な降灰の有無は噴火発生後迄判明しない事に留意する必要がある

(1) 避難開始時期

1707年に発生した宝永噴火規模の降灰が生じた場合には、広範囲に深刻な影響を及ぼすこととなるが、大規模な降灰の有無は、噴火後に判明するものであり、事前に察知することは困難であること、その影響範囲は、火口位置や風向きにより変動すること、更には、移動(避難)中に噴火に至り降灰が生じると、車両での移動が困難となり、避難者は、その場から動けなくなることで、多数の滞留者が発生することが想定される。また、被害が軽微である可能性もあり、影響範囲が特定できない状況下で、影響範囲外に多くの住民を避難させることにより生じる住民の負担や社会的混乱が発生するリスクと、地域内に留まることで被害が生じるリスクを比較し、新たな避難基本計画では、降灰からの避難において、噴火前の避難は採用していない。

なお、降灰そのものにより、生命の危険に晒される可能性は低いいため、降灰時の「避難行動」とは、降灰が生じない地域まで離脱することではなく、降灰に起因して発生する事象から身を守るために必要な行動とする。降灰によりもたらされる事象のうち生命への影響が懸念されるものは次の表-13のとおり。

表-13 いのちを守るために考慮すべき降灰により生じる現象

	項目	概要
1	火災	降灰や小さな噴石が高温のまま堆積すると発火し火災が発生することがある。
2	家屋倒壊	降雨時30 cm以上の降灰堆積厚で木造家屋が重みで倒壊する可能性があると考えられるが、荷重に対する基準値は地域ごとに異なり、また、家屋の形状等によっても耐力が異なる。降灰堆積厚30cmを超えても、木造家屋が直ちに倒壊・損傷するものではないが、屋根等に厚く火山灰が積もっている場合、建物の耐力が落ちて噴火に伴う地震の揺れに耐えられない可能性もあるので、きしみや歪みの発生に注意する。
3	断水	河川水を源水とするエリアでは、少量の降灰にでも水質が悪化し、水道水が飲用不適または断水となる可能性がある。なお、地下水を原水とするエリアでは影響が少ないと考えられるが、停電が生じた場合は浄水場及び配水施設が停止するため、河川水、地下水の別なく断水が生じる可能性がある。

	項目	概要
4	停電	降雨時に碍子の絶縁低下による停電が発生する可能性がある。また、火山灰が付着した樹木が重さに耐えきれずに倒れたり、枝が折れたりし、近傍の電線を切って停電に至る場合がある。降灰のため火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等により発電力が低下する。電力供給量の低下が著しく、必要な供給力が確保しきれない場合、停電に至る。
5	物資	道路の交通支障による物資の配送困難、店舗の営業困難により、生活物資・医療物資の入手が困難となる可能性
6	降灰後土石流	1cm以上の降灰が生じ、1時間あたり10mm程度の降雨があると土石流が発生する可能性がある。10 cm以上の降灰が生じると被害が拡大するおそれがあるため、特に注意が必要である。降灰が生じた地域では、国土交通省による緊急調査が行われるが、調査結果が出るまでに時間を要する場合があるため、降灰後、降雨のおそれが生じた場合は、速やかに避難する必要がある。

(2) 降灰によりもたらされる事象により、生命への影響が懸念される事項

これまでは、降灰が30 cm以上かつ降雨を含み重みが増すと家屋倒壊が生じるとされていたが、家屋や屋根の形状によっても耐力が異なることから、避難のための統一的な基準値を設けることは困難である。このため、家屋倒壊のリスクが高まった場合には、近隣の鉄筋コンクリート造等の堅牢な建物内へ速やかに立ち退き避難を実施し、命を守る行動が必要となる。

次に、断水や道路障害による物流の停滞が生じるなどして物資が不足する事態に備え、しばらくの間、生活が維持できるよう各家庭で1週間程度の飲料水、食料、携帯トイレの備蓄を推奨する。

4-5-1 降灰

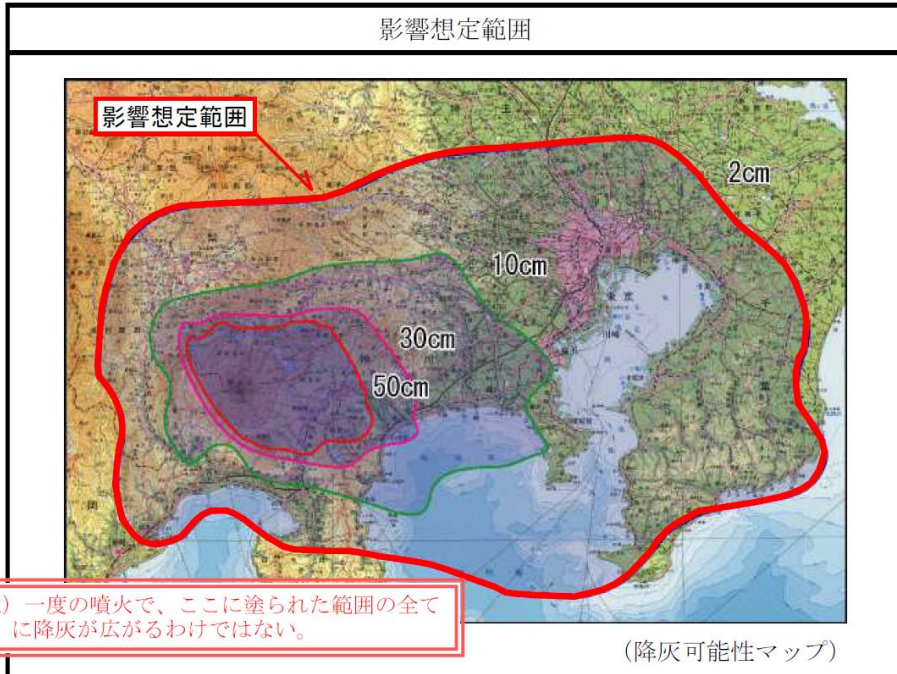
降灰とは、噴火によって火口から上空に放出された火山灰等が地表に降下する現象である。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

降灰の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による降灰可能性マップで2cm以上の降灰堆積深が想定される範囲とする(図2-24)。可能性マップは、宝永規模の噴火が発生した場合の月別降灰堆積深分布図(ドリルマップ)を12ヶ月分重ね合わせたものである。

避難対象エリアは、火口位置や噴火時点で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に、降灰により住民生活の維持が困難となる地域を火山専門家の助言を踏まえ、総合的に判断し決定する。(表-14)

この際、関係機関から提供される情報や火山専門家の助言を併せて参考とする。特に、降灰の影響は、風向きにより影響範囲が大きく変化する(図2-25を参照)。



※宝永規模の噴火の月別降灰分布図を12ヶ月分重ね合わせた図（富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）から引用）

なお、富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）では降灰の可能性マップの見直しは行っておらず、平成16年版を再掲している。

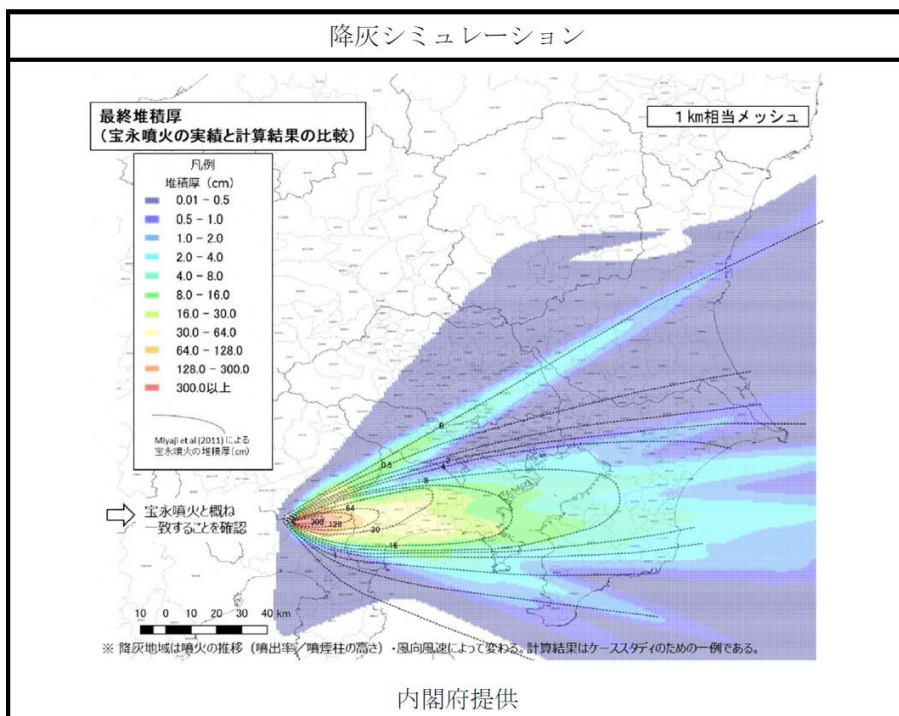
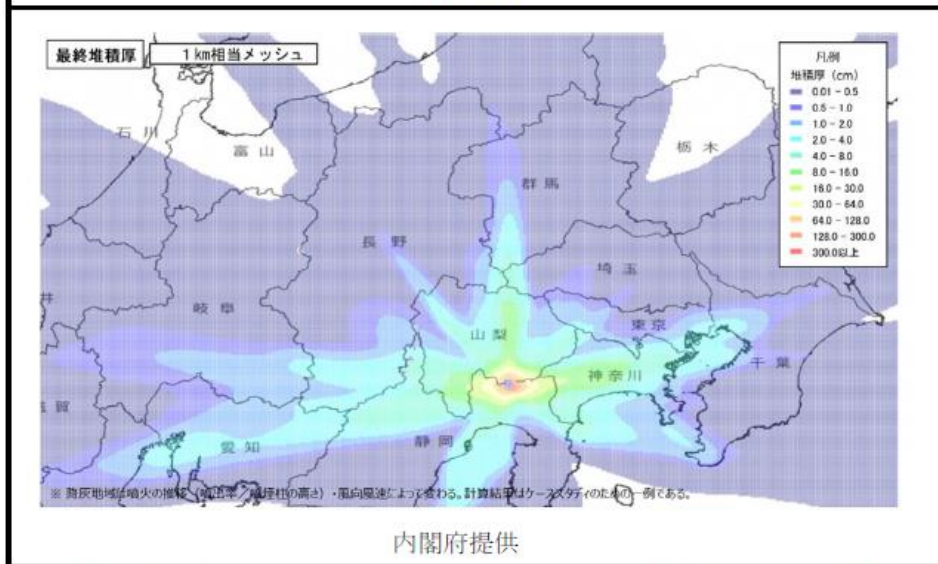
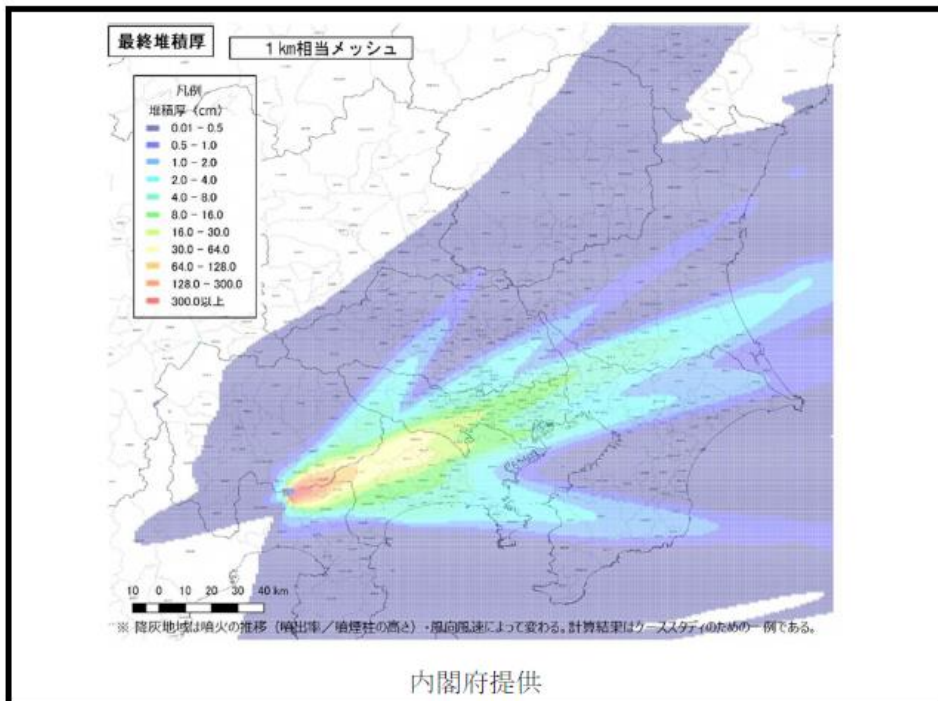


図2-24 降灰の影響想定範囲と降灰分布の例(1/2)



※「大規模噴火時の広域降灰対策について（令和2年4月）」中央防災会議防災対策実行会議（大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ）から引用

図2-25 降灰の影響想定範囲と降灰分布の例(2/2)

表-14 降灰避難対象エリアの設定

避難対象	説明
影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積厚2cm以上）
避難対象エリア	大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資の供給が困難なため避難が必要となる地域を噴火の推移や社会的影響などを総合的に判断し、火山専門家の助言を受け判断 ※
屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲

※ このほか、溶岩流の流下が見込まれる地域では立ち退き避難を実施。

(2) 避難開始基準

降灰そのものを原因として、直ちに生命に危険が及ぶことはないため、現象の影響範囲から立ち退く必要性は低いですが、時間当たりの堆積量や継続時間の予測は困難であるので、噴火開始直後に屋内退避準備とし、大規模な降灰が確認された地域では速やかに自宅、又は、堅牢な建物での屋内退避とする。

(3) 避難先

避難先は、原則として、自宅もしくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物(避難対象エリア内)とし、具体的な建物の選定にあたっては、堅牢な建物に関する検討結果等を参考ににする。このため、基本的には市内での避難となり、市外への広域的な避難は想定しない。ただし、堅牢な建物への避難後、大量降灰によって断水、停電、物資不足により生活を維持することが困難となるおそれがある場合は、避難対象エリア外へ立ち退き避難する可能性もあり、この場合は降灰の状況、避難路の確保状況、停電や断水の発生状況など様々な要件を総合的に判断し避難先を決定する。

降灰堆積厚が30cm未満の場合は、降灰によって建物被害を受けるおそれが少ないため、自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。

また、大規模な降灰が生じた場合には車両での移動が困難となり、降灰の影響範囲外へ移動する場合は徒歩により移動せざるを得ず、避難完了までに相当の時間を要することが見込まれることから、多くの住民を影響範囲外へ避難させることよりも道路啓開をはじめとする応急対策の応援部隊を速やかに受け入れ、救助を待つことが効果的と考えられる。

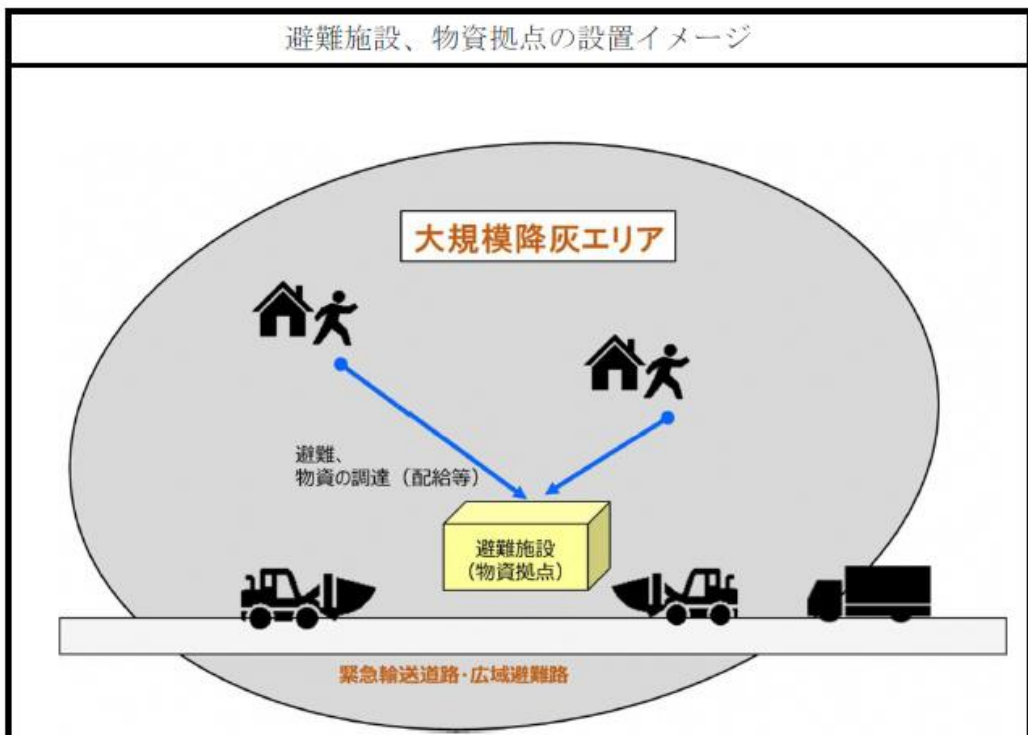
このため、大規模降灰時、市として、図 2-26のように緊急輸送道路に近い施設を優先的に避難所や物資集積拠点とし設定する。(裾野市においては、噴火時期や当時の気象、特に、風向・風速等にもよるが、一般的に市内北側地域施設を重点的に今後選定する。)

また、自宅内での屋内退避が可能な場合は、必要に応じて避難者自身が、この物資集積拠点まで徒歩で移動し、物資を調達することを検討する。県及び市は、住民が屋内退避を行うにあたり必要な物資を周知する。

(降灰時の屋内退避に備え必要となるものの例)

※ いずれも7日分程度を推奨

- ・食料
- ・飲料水(1人あたり1日3リットルを目安)
- ・ヘルメット
- ・ゴーグル
- ・マスク
- ・手袋、軍手
- ・燃料、ライター(マッチ)
- ・洗面用具、ウエットティッシュ
- ・携帯トイレ、簡易トイレ
- ・医薬品(常備薬) など



※出典: 富士山(富士山火山防災対策協議会)

図2-26 大規模降灰時の避難施設・物資拠点の設置イメージ

4-5-2 小さな噴石

小さな噴石とは、直径数cm程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降る噴石のことであり、火口から10km以上遠方まで流されて降下する場合もある。直径10cm程度のものが飛来することもあり、これらが人体に直撃すると非常に危険であり屋内に退避し安全を確保する必要がある。また、直径10cmを超えるサイズのものには内部が高温である可能性があり、火災の原因となるため、注意が必要である。降灰等予報は、噴火警戒レベル3以降は、気象庁降灰予報(定時)が発表される。

(1) 影響想定範囲

影響想定範囲は、気象庁が富士山上空で卓越する4風向(西南西、西、西北西、北西)についてシミュレーション(平成25年版)して合成した結果、直径1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲とする(表-15、図2-27)。実際には4風向以外の風も現れるが、出現する可能性が高い4風向に限定して、影響想定範囲を設定した。

なお、図2-27は影響想定範囲の検討のために作成した資料であり、実際の噴火直後には、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する降灰予報(速報)が気象庁から発表される。

また、小さな噴石の密度、粒径に幅があり終端速度が大きく変わるため、身体への危険度の基準を設定することが困難であることから、現段階において避難対象エリアは設定しない。

表-15 小さな噴石影響想定範囲の設定

避難対象	説明
影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲

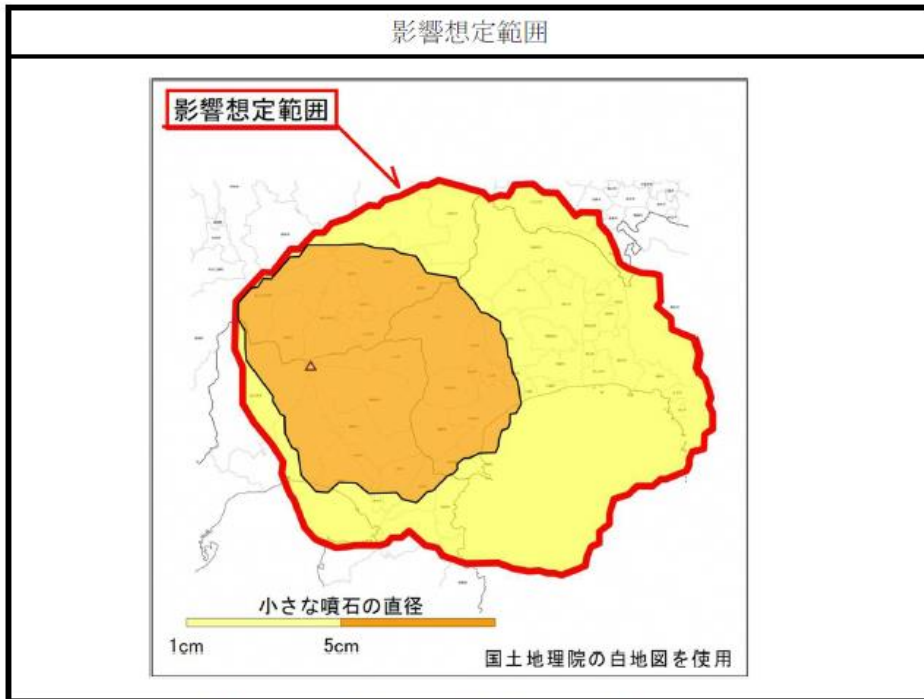
(2) 避難開始基準

小さな噴石は、身体への影響が考えられることから、影響想定範囲内において小さな噴石が飛来してきた時点で速やかに屋内退避とする。

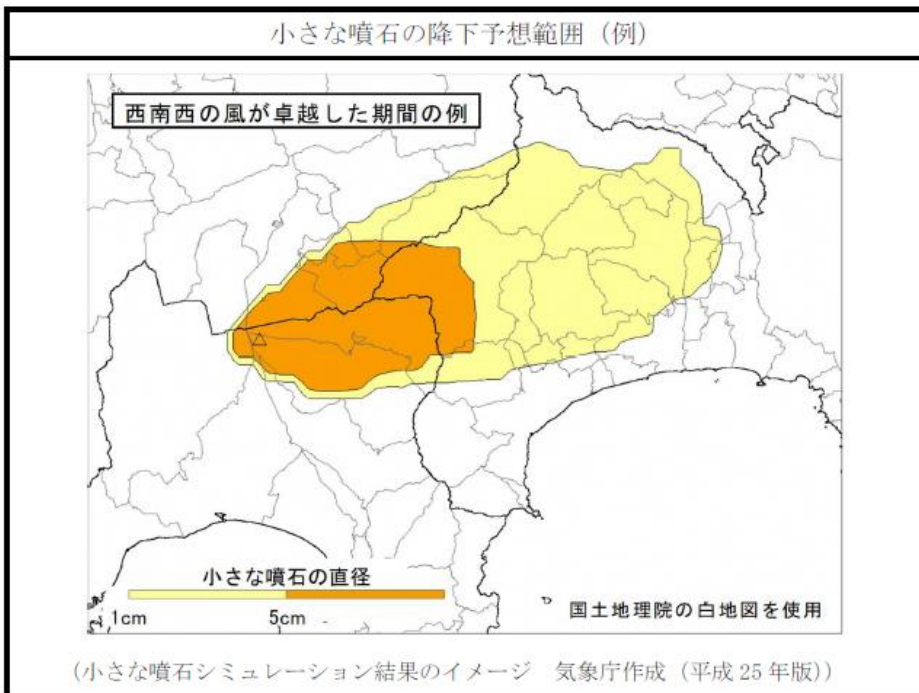
(3) 避難先

他地域の火山災害では、小さな噴石により、自動車のフロントガラスが割れるなどの被害が報告されていることから影響想定範囲内では自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。なお、火災が発生し、避難している場所まで延焼する可能性がある場合は、ヘルメット、ゴーグル、マスク等を着用し、安全を確保した上で、他の施設まで徒歩で避難すること。

この場合、車両を使用すると視界不良、走行不能、フロントガラスの損傷など様々な危険があるため、徒歩により避難する必要がある。



※宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（2週間））が発生した場合のシミュレーション結果（西南西、西、西北西、北西の風が卓越した期間）を合成して作成



※宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（2週間））が発生した場合のシミュレーション結果（図は「西南西の風が卓越した期間」の例）

図2-27 小さな噴石の影響想定範囲と降下予想範囲の例

4-6 降灰後土石流

土石流とは、斜面や溪流の土砂が水と一体となって流下する現象であり、降灰と無関係に降雨等に伴い発生する危険性がある。しかし、降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流(以下、「降灰後土石流」という。)は、降灰と無関係に降雨によって発生する土石流より少量の降雨でも発生し、広い範囲に流出するおそれがある。

なお、降灰後だけでなく、降灰中や噴火の終息後長期間にわたって起きることや、噴火現象により上流の土地が荒廃した場合も発生することがあるので注意する。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

降灰後土石流の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書」による降灰後土石流可能性マップの範囲(表-16、図 2-28)とする。これは、降灰可能性マップでの降灰堆積深10cm 以上の範囲であり、宝永噴火後の土砂災害が、主に降灰堆積深10cm 程度以上の範囲に集中していたことを考慮し設定されたものである。

避難対象エリアは、この影響想定範囲内に位置する土石流危険溪流の土石流危険区域、または「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)(以下「土砂災害防止法」という。)」に基づき指定された土砂災害警戒区域の範囲とする。ただし、土石流危険区域末端の設定基準が河床勾配3° となっている場合は、火山砂防地域の設定基準である河床勾配2° の範囲まで避難対象エリアに含める。

なお、噴火により火山灰が1cm 以上堆積した場合は、土砂災害防止法に基づき、国土交通省により降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査が実施される。この調査結果に基づき、土砂災害緊急情報(降灰後土石流による被害が想定される土地の区域に関する情報)が関係自治体等に通知されるので、事前に設定した避難対象エリアを速やかに見直すものとする。特に、風向き・強さの条件等によっては、この調査結果に基づく「降灰後土石流による被害が想定される土地の区域」は、表-16や図 2-28に示す「影響想定範囲」外にも生じうることに留意する必要がある。

表-16 降灰後土石流避難対策エリアの設定

避難対象	説明
避難対象範囲	可能性マップの示す範囲
避難対象エリア	土石流危険溪流の土石流危険区域、または、土砂災害警戒区域

※1 降灰後土石流の影響想定範囲は、緊急調査の結果、可能性マップの示す範囲外に生じることもある。

※2 降灰後土石流の避難対象エリアは、緊急調査の結果、「土石流危険溪流の土石流危険区域、または、土砂災害警戒区域」外に生じることもある。



※富士山ハザードマップ(改定版) 検討委員会報告書(令和3年) から引用

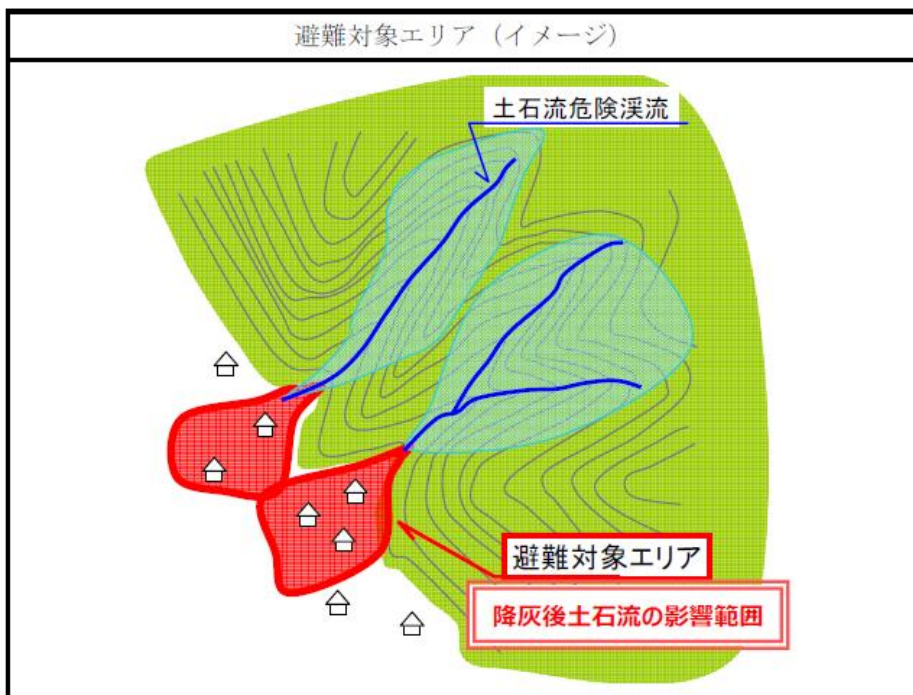


図2-28 降灰後土石流の影響想定範囲と避難対象エリアのイメージ

(2) 避難開始基準

国土交通省が行う緊急調査の結果により、関係自治体等に通知される土砂災害緊急情報(降灰後土石流による被害が想定される雨量基準等)に基づき、避難開始基準を設定する。

なお、降灰の影響が広範囲に及ぶ場合は、土砂災害緊急情報の発表までに時間を要する場合もあることから、その情報が発表されるまでの間は、土砂災害警戒情報等により避難の判断を行う。

また、降灰後土石流は時間的猶予がないため、図 2-4において「現象発生前に避難」としている(「噴火前」の避難ではないことに注意)。これは、土石流の速度が速いことに加え、通常よりも少量の雨での発生により避難の判断をする時間がないことが考えられるためである。

特に、10 cm以上の降灰が生じ、かつ時間雨量10mm を超える降雨が生じた場合には、降灰後土石流の発生の危険性が高まるため、この条件に該当する溪流付近からは(土砂災害関連の情報がなくとも)速やかに立ち退く必要がある。

(3) 避難先

降灰後土石流からの避難は、基本的に土砂災害と同様に対応することとし、土石流災害に対して指定された避難場所へ避難する。

なお、降灰を含んだ土砂は、それ以外の土石流よりも流動性が高く、高速で流出することが考えられるので注意を要する。

5 段階別の避難の流れ

5-1 噴火前の避難計画

噴火前の避難は、避難における時間的猶予のない現象、つまり大きな噴石、火砕流等、融雪型火山泥流の一部を対象とするが、裾野市においては、溶岩流が1時間以内に到達する可能性のある範囲及び溶岩流の流下により孤立が見込まれる可能性のある須山地区を対象とする。(表-17) このため、各噴火現象の避難対象エリア外への立ち退き避難を原則とし、また移動手段は車両とする。噴火前は、火口が特定できないとされていることから、想定火口範囲内のどこで噴火しても対応できるよう全方位避難とする。

表-17 噴火前の避難計画

区分	火山現象 ※1	対象範囲	避難者区分		
			一般住民	避難行動要 支援者	観光客・ 登山者
噴火警戒 レベル3	溶岩流等	◆ 第1次避難対象エリア【全方位】 ◇ 十里木高原別荘地(富士急・芙蓉の森林地区) ◇ 十里木別荘管理(南富士:3区及び2区一部)	避難 須山避難所 ※2	避難 須山避難所 ※2	※この前に、 下山・帰宅
		◆ 第2次避難対象エリア(十里木高原地域)【全方位】 ◇ 十里木別荘地域 (第1次避難対象エリア除く、別荘管理事務所含む。) ◇ 須山4区	—	避難 須山避難所 ※2、※3	入山規制 (避難)
噴火警戒 レベル4	溶岩流等	◆ 第2次避難対象エリア【全方位】 ◇ 十里木別荘地域 (第1次避難対象エリア除く、別荘管理事務所含む。)	避難 深良中避難 所	避難 深良中避難 所	入山規制 (避難) ※状況により、 深良中避 難所に避難 させる。
		◇ 須山4区 ◇ 須山1～3・6区	避難 東中避難所	避難 東中避難所	
		◆ 第3次避難対象エリア【全方位】 ◇ 下和田区	避難準備	避難 東中避難所	
噴火警戒レ ベル5	溶岩流	◆ 第4次避難対象エリア ※ 富岡地区(下和田区を除く20区)	—	避難準備	
備 考	※1 火山現象の「溶岩流等」は、火口形成・火砕流・火砕サージ、大きな噴石を含む。 融雪型火山泥流は、著しい降雪が予想される場合においては、富士山火山防災対策協議会等からの情報収集及び 助言受けを行い、必要により、須山地区及び富岡地区北部地域の避難対象エリアの拡大を検討する。 ※2 第1次避難対象エリアには「避難指示」を発令し、須山避難所は、須山研修センター、須山支所、状況により須山小学 校に開設する。 ※3 第2次避難対象エリア(十里木高原地域)に、「高齢者等避難」を発令(「高齢者等避難」発令時に自ら車両避難できな い等避難支援が必要な一般住民等にも避難を促す。)				

5-1-1 噴火前避難支援体制の確立

(1) 噴火前避難支援体制への移行

「噴火警戒レベル3」発表に先立ち、静岡地方気象台等からの事前通知、又は、「火山活動解説情報(臨時)」の発表を受け、市は「噴火前避難支援体制」に移行し、職員の呼集を行う。(細部は、第3編第2章「市の体制」を参照)

(2) 現地調整所の設置

ア 須山地区及び下和田区住民の噴火前避難を支援するため、須山支所に必要な人員・資機材等を速やかに推進させる。この際、準備ができた人員・資機材等から逐次市役所を出発させ、須山支所職員との連携により、整齊・迅速に現地調整所を開設し、市役所警戒本部との連絡を確保する。

イ 現地調整所の開設に当たっては、関係防災機関、消防団との連絡及び情報共有を密接に行う。

ウ 現地調整所のレイアウトは、図2-29のとおり。

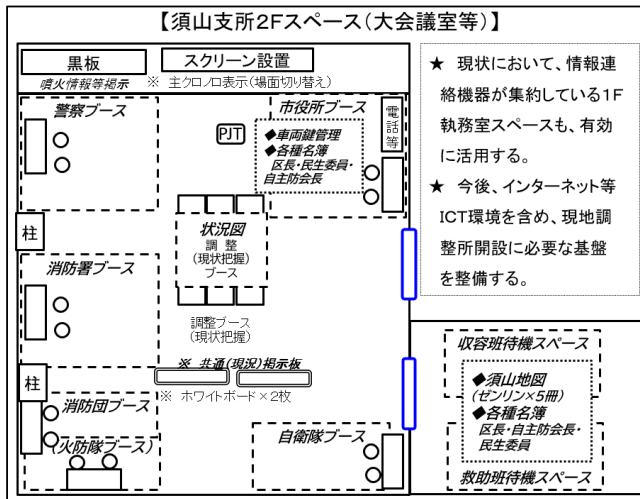


図2-29 現地調整所(須山支所)レイアウト(一例)

(3) 避難バス派遣の要請及び運用

- ア 市の噴火前避難支援体制移行に伴い、防災協定を締結している「すそのバス」に対し、住民避難に必要な避難バスの派遣を要請する。派遣場所(集結地)・活動拠点は「須山研修センター」に設定する。(図2-30参照)バスの派遣に当たっては、休日・夜間等時間外においても連絡可能な体制について取り決める。
- イ 派遣要請時期により、当初の派遣可能台数の変化が予想されるが、要請後時間経過に伴い、最大限の派遣実施について、取り決める。すそのバス保有のバス台数は、大型(路線用)バス×3、大型(観光用)バス×4、中型バス×1、マイクロバス×1の計9台である。
- ウ 避難バスの所要が大きく、すそのバス保有台数で不足を生じる場合は、必要により、県に避難バスの支援要請(依頼)を実施する。(噴火後の状況も考慮する。)



※出典:国土地理院ウェブサイト

図2-30 避難バス派遣場所(須山研修センター付近)

5-1-2 噴火警戒レベル引き上げ時に伴う行動

(1) 噴火警戒レベル3発表

ア 須山研修センター、須山支所、状況により、須山小学校の須山避難所を開設する。
(図2-31)

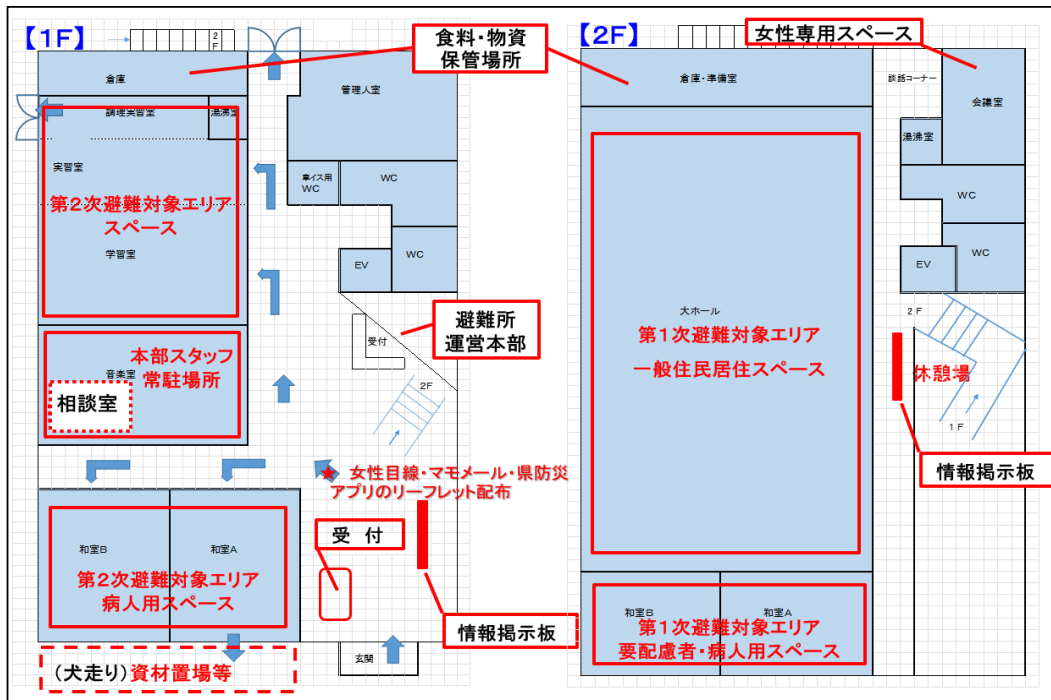


図2-31 須山研修センター避難所レイアウト

イ 第1次避難対象エリアに「避難指示」、その他十里木別荘地を含む十里木高原地域に「高齢者等避難」を発令する。避難情報発令に先立ち、関係機関(表-18)等へ事前連絡(通知)するとともに、必要な情報を共有する。

表-18 事前連絡(通知)関係機関等(関係防災機関を除く。)

		事前連絡(通知)先
対象行政区(自主防災会)		■ 須山1～、下和田区
須山工業団地等 ★ 8社		■ 富士山火山防災意見交換会 (富士山火山噴火情報連絡) ※ 今後、「アイリスオーヤマ」加入予定
避難促進施設		■ 22施設(別荘管理事務所等含む。)
新規 避難 促進 施設	要配慮者 利用施設 ★ 3施設	■ ダイヤモンドライフ ■ エメラルドパレス ■ 須山ホーム
	学校等 ★ 3施設	■ 須山中学校 ■ 須山小学校 ■ 須山幼稚園

ウ 第1次避難対象エリア住民は、別荘管理事務所との連携及び必要な支援を受け、自家用車等により避難する。噴火情報・避難情報を周知徹底し、防犯対策も含め避難状況を確認するため、関係防災機関等が巡回広報を実施する。

エ 第2次避難対象エリアの避難行動要支援者等の避難については、個別計画等による自己避難(自助)が成り立たない住民に対し、市が準備する避難バス等による避難支援(公助)(図2-32・33・34)を実施する。避難行動要支援者を含む要配慮者の避難支援については、民生委員と別荘管理事務所及び須山4区自主防災会との連携を図る。

状況により、一般住民でもその時点で自家用車等での避難ができない住民に対しては、市が準備する避難バス等による避難支援(公助)を別荘管理事務所及び須山4区自主防災会の協力を受け実施する。

オ 十里木別荘地住民に対する避難支援要領

(ア) 富士急別荘地内

※出典:国土地理院ウェブサイト



図2-32 富士急別荘地内避難支援要領等

(イ) 南富士別荘地内

※出典:国土地理院ウェブサイト



図2-33 南富士別荘地内避難支援要領等

カ 須山4区住民に対する避難支援要領

※出典：国土地理院ウェブサイト

◎ 高齢者等避難指示発令後0.5~1hの間で、須山4区集会所へ前進し、4区自治組織(自主防災会)とコンタクトし、避難者を収容 ※ 自主防災会長と連携

★ 「高齢者等避難」発令後 0.5~1hの間で、市が準備する避難バスが収容に来る!

避難行動要支援者は、民生委員と4区自主防会長が調整を実施し、必要により現地調整所へ報告(無線・電話) ⇒ 現地調整所で要支援者の要救助者要領を決定、必要により市職員(救助班)等を派遣

図2-34 須山4区避難支援要領等

(2) 噴火警戒レベル4発表

ア 深良中学校及び東中学校に避難所を開設する。(図2-35・2-36)

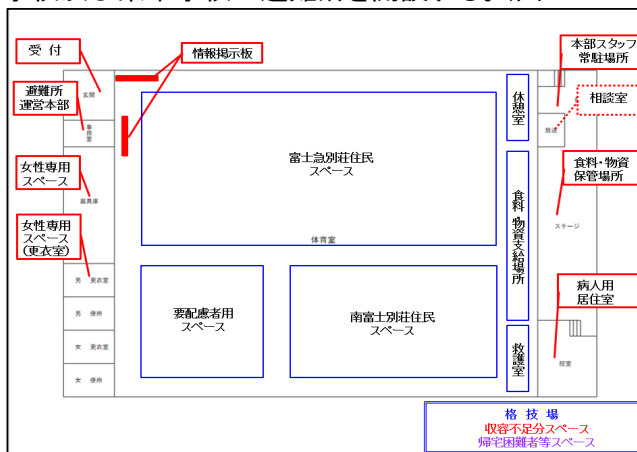


図2-35 深良中避難所レイアウト

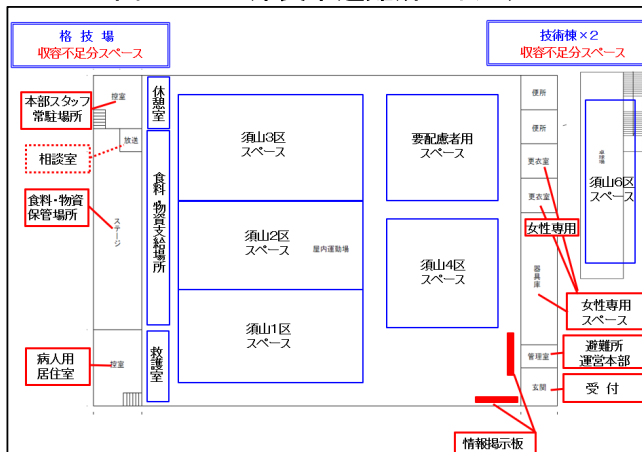


図2-36 東中避難所レイアウト

- イ 須山地区全域に「避難指示」、下和田区に「高齢者等避難」を発令する。避難情報発令に先立ち、レベル3同様に関係機関(表-18)等へ事前連絡(通知)するとともに、必要な情報を共有する。特に、要配慮者利用施設(ダイヤモンドライフ)は、施設収容者数が多く、入所者の多くは介護レベルが高いことから、避難に要する時間が長いことが予想されるため、市は、平時における避難確保計画作成段階から、入所者の避難要領等について助言・協力を行うとともに、有事における避難情報の事前連絡(通知)を早めに行うよう努める。また、須山工業団地等についても、工場等の操業時間や社員の通勤時間帯と市の避難情報発令時期等が重なる場合は、必要に応じ、避難情報の事前連絡(通知)時期を早めることを検討する。
- ウ 噴火情報・避難情報を周知徹底するとともに、防犯対策も含め避難状況を確認するため、関係防災機関等により十里木別荘地内の巡回広報を実施する。また、須山各区内は、火防隊、須山6区・下和田区には消防団が巡回広報を依頼する。
- エ 須山避難所に、既に避難している住民は、自家用車等、又は、市が準備した避難バスにより、別荘地域住民は深良中へ須山4区住民は東中へ避難する。
- オ その他、十里木別荘地域住民は、自家用車により、市道4054~4053号(パノラマ道)沿いに深良中に避難する。この際、噴火時期等により著しく道路渋滞が発生した場合、十里木別荘地内予備経路の使用や、状況により演習場内道路の使用を調整する。
- カ 須山1~4・6区住民は、自家用車(自助)、住民間の乗合わせ(共助)、または、市が準備した避難バス(公助)により、県道24号(須山街道)沿いに東中に避難する。
- キ 市職員及び関係防災機関派遣による避難支援(公助)の実施(細部は、第3編第2章「市の体制」を参照)
- (ア) 須山地区周辺居住職員等を主体とした収容班を編成して須山各区及び下和田区へ派遣(図2-37)し、各自主防災会の避難状況を把握・報告させるとともに、避難バスにより避難支援を実施する。
- (イ) 現地対策部(福祉班)要員が公用車を活用して編成した救助班により、収容班からの要請等に基づき、避難行動要支援者等の避難支援(図2-38)を実施する。この際、被支援者の状況等に応じ消防との連携を図る。

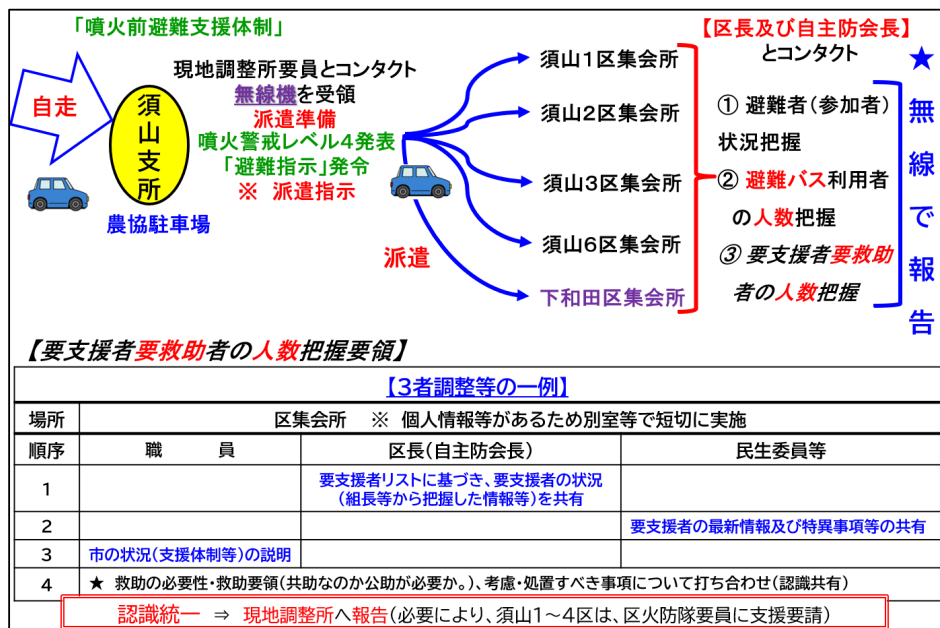


図2-37 収容班の行動(一例)

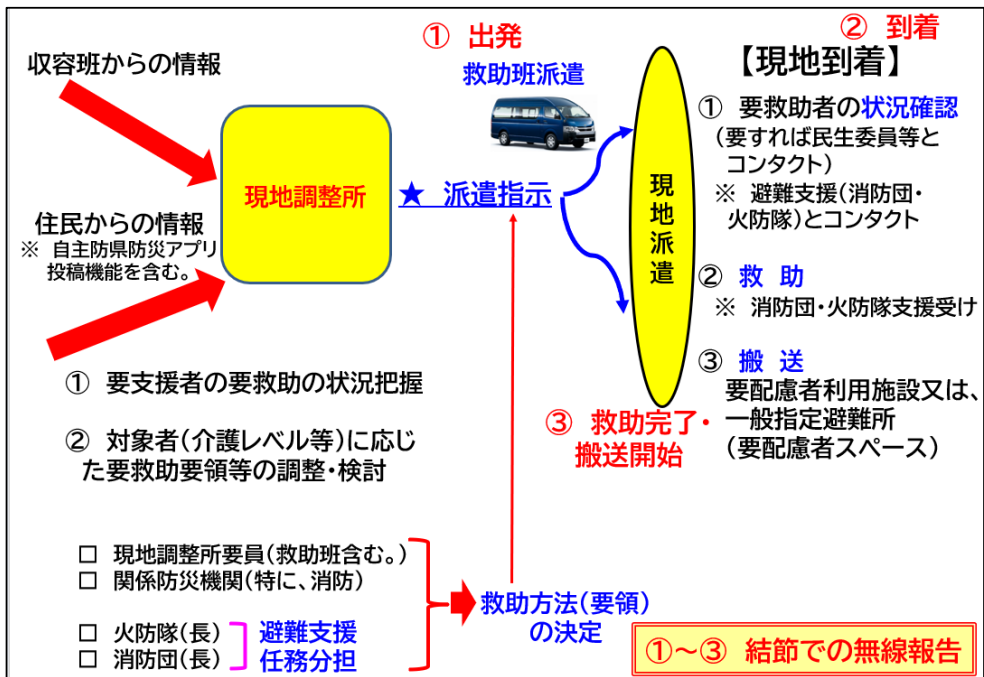


図2-38 救助班の行動(一例)

(ウ) 噴火状況が切迫する中、住民からの救助(避難支援)

要請があった場合、状況により自衛隊への救助(災害派遣)要請を実施する。

ク 市が準備した避難バスによる避難支援時において、噴火時期等により著しく道路渋滞が発生した場合は、シミュレーション上で溶岩流到達3h外地域2か所(パノラマ道沿いの「ヘルシーパーク」及び須山街道沿いの「時の栖スポーツセンター」)に中継所(点)を設置し、ピストン輸送を実施する。

ケ 市独自の噴火前避難シミュレーション(別添データ「須山地区噴火前避難シミュレーション」参照)により、道路渋滞が予想される避難経路上の交差点等に対する交通誘導を警察に協力要請する。(細部は、第3編「交通規制」参照)

コ 避難所となる深良中及び東中の学校施設内の駐車スペースも不足し、また、市独自の噴火前シミュレーション結果からも、学校周辺道路の渋滞が発生することが予想されることから、周辺地域に駐車スペースを確保(企業等との防災協定の見直しを実施)するとともに、必要によりバス等により送迎を実施する。

(3) 噴火前避難はの流れは、図2-39及び図2-40のとおり。

富士山火山の避難行動

避難の仕方(例)

原則、
自家用車で避難

自力避難困難時は、
乗り合わせ・避難バス

須山避難所 (すやま ひなんじょ)

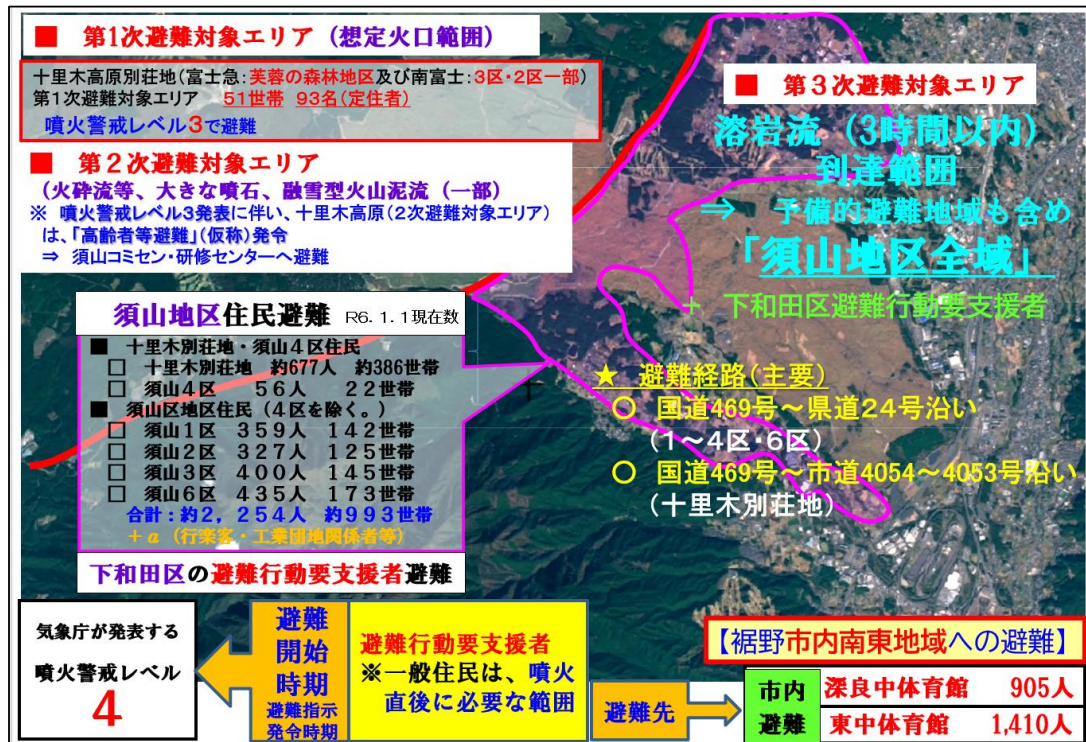
- ・須山研修センター
- ・須山コミュニティセンター (要支援者予定)
- ・須山小学校体育館 (状況に応じて開設)

凡例 (はんれい)

- 自宅 (じたく)
- 自家用車避難 (じかようしゃ ひなん)
- 避難バス避難 (ひなんバス ひなん)

避難対象エリア	噴火警戒レベル	レベル1	レベル3	レベル4	噴火(突発)
第1次	富士急(ふじきゅう) 芙蓉森林地区 南富士(みなみふじ) 2地区(一部) 3地区	自主的に 避難しましょう	学校休校 (児童生徒引渡し)	避難指示 (ひなんじし)	深良(ふから) 中学校
	十里木高原別荘地		須山避難所 (児童生徒引渡し)	須山避難所 or 深良(ふから) 中学校 バノラマロード経由	深良 中学校
第2次	上記以外	自主的に 避難しましょう	高齢者等避難 (仮称) 須山避難所	避難指示	深良 中学校
	4区		高齢者等避難 (仮称) 須山避難所 避難に時間がかかる方は 優先避難	避難指示	深良 中学校
第3次	須山	自主的に 避難しましょう	避難に時間がかかる方は 優先避難	避難指示	東(ひがし) 中学校
	1区, 2区, 3区, 6区		避難に時間がかかる方は 優先避難	避難指示	東 中学校

図2-39 噴火前避難行動



※出典: 国土地理院ウェブサイト

図2-40 噴火前避難要領

5-2 噴火前の自主的な分散避難等

ハザードマップの改定に伴い、これまでと比較し「より短時間で」噴火現象が到達する可能性があることが判明したことから、円滑な避難のため、観光客等に対しては、噴火警戒レベル1～3の間に帰宅することを呼びかける。これに伴い、裾野市においては、十里木別荘地域における住民票を取得しない別荘運用主体の住民に対しても、別荘管理事務所との連携による帰宅の呼びかけを積極的に行う必要がある。

また、地域を離れても生計を維持することが可能な人に対しても、早期の自主避難を呼びかける。なお、自主的な分散避難について、噴火警戒レベル引き上げにより避難行動要支援者の自家用車避難を妨げないよう早めの避難を呼びかける。

特に、大規模な降灰が発生した場合には、しばらくの間、不便な生活を強いられることとなるため、不安を感じる場合には、速やかに自主的な分散避難を呼びかける必要がある。

5-3 噴火開始直後の避難計画

噴火開始直後は、関係機関による観測等で火口の詳細な位置がすぐに特定できた場合には、得られる火口位置に関する情報に応じて必要な範囲での避難とする。なお、天候により山体を視認できず、火口位置、噴火形態や噴火規模をすぐに把握できない場合があるため、特に溶岩流が短時間で到達する地域では、ひとまず避難行動を開始し、噴火の状況に応じて順次、避難対象範囲を解除または縮小する。なお、噴火開始直後に関係機関から出される情報、特に、気象庁から発表される噴火警報等による噴火情報と富士山火山ハザードマップ(ドリルマップ)を注意するとともに、観測データから概ねの火口位置が判明した場合や類似する溶岩流ドリルマップの特定や国土交通省が所管するリアルタイムハザードマップにより、詳細な溶岩流の予測流下範囲が判明した場合には、必要に応じて避難対象範囲を拡大または縮小する。

5-3-1 流下パターンに応ずる流下ラインによる避難

(1) 全般

噴火開始直後においては、火口の詳細位置がすぐに特定できないことも考えられることから、裾野市に影響ある想定火口位置毎のドリルマップを元に、裾野市独自の4つの流下ラインを区分し、県が作成した流下パターンとの整合を図り、努めて合理的かつ融通性をもった避難を実施する。(第2編第2章第4項「噴火現象別の避難の考え方」4-3-1「噴火開始直後における溶岩流からの避難」及び4-3-2「県流下パターンと市流下ラインの整合」参照)

(2) 流下パターンに応ずる流下ライン避難

ア パターン「D」に応ずる「須山ライン」の避難要領

(ア) 溶岩流流下の特性

- a 河川沿いに迅速に流下する。(市南端まで約12時間)
- b 河川沿い以外の市街地の多くは流下しない。(シミュレーション上、河川から左右300m範囲のみ流下) ※ 溶岩流の避難対象地域を絞る。(図2-41参照)

(イ) 避難の考え方

a 方針

河川沿いに避難地域を絞り、「一時退避」実施後に、流下状況に応じた「市内避難」を実施する。

※ 「一時退避」とは、河川沿いに流下する溶岩流から基本的に垂直方向の未流下地域へ一時的(1日、長くて2日以内)に退避する。

b 1日目の流下状況を踏まえ、2日目にかけて避難情報の細部を発令(指示)する。

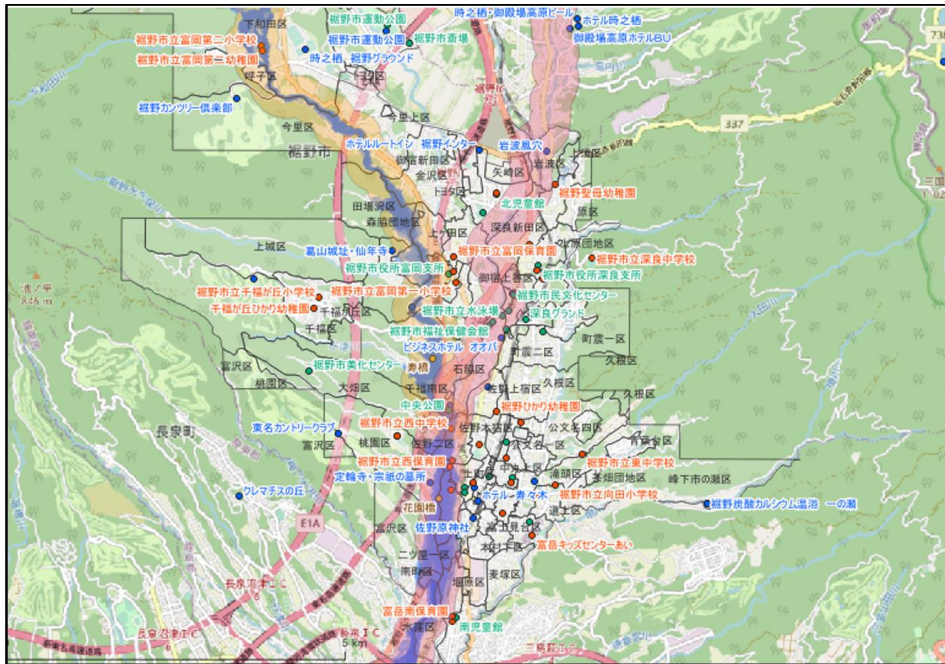


図2-41「須山ラインの避難対象地域(河川左右300m)」

(ウ) 細部避難要領

a 全般

(a) 噴火及び火口位置の確認時点を起点とし、経過時間に応じて避難情報を発令する。

(b) 「一時退避」の行動

- ① 避難行動要支援者は、地域区分により、市内3カ所に開設する指定避難所へ車両で避難する。(必要により、福祉保健会館も開設)
- ② 一般住民は、溶岩流が流下しない近傍(最寄り)の自治会区(集会所等)へ車両避難又は、道路の状況に応じて徒歩避難する。
- ③ 河川沿いに溶岩流が流下後に、噴火後1日目以降の流下状況を踏まえ、2日目にかけて避難情報の細部を発令(指示)する。避難情報細部内容は、同報無線及びまもメールにより放送・発信するとともに、車両による巡回広報により、一時退避住民等に周知する。

(c) 避難経路

市内北側から県道24号、国道246号、県道394号、農道等主要幹線道路を使用し、市内避難するが道路渋滞等の状況により、避難者自らの自家用車カーナビ等を活用した経路を選定する。

b 一般住民より避難に時間を要し、避難場所(環境)の配慮が必要な避難行動要支援者に対しては、一時退避の場面でも指定避難所を開設し、一般住民より早めに避難情報(「高齢者等避難」)を発令して、車両で避難させる。ここで示す避難行動要支援者は、在宅・自動車であれば速やかに避難可能な者を示す。特に時間を要する者及び入院・入所施設等の要支援者の避難については、第3編第4章第8項「避難行動要支援者の避難支援」を参照

c 噴火時点

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	河川沿い富岡地区 11ㇿ区 145人 (呼子～千福) ※ 下和田は、東中に 噴火前避難済み。	富岡支所 又は 富岡第1小学校	車両避難
一般住民	避難準備(河川沿い富岡地区12ㇿ区)		

d 火口位置概定又は噴火1時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	河川沿い富岡地区以外 14ㇿ区 293人	東小学校	車両避難
一般住民	河川沿い富岡地区 12ㇿ区 4,279人	近傍の避難自治 区(集会所等) ※ 表-19参照	車両、または、 道路の状況に 応じ徒歩避難

e 噴火5時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	避難済み(河川沿い対象地域 25ㇿ区 438人) (富岡支所又は富岡第1小学校、東小学校)		
一般住民	河川沿い富岡地区以外 13ㇿ区 7,764人	近傍の避難自治 区(集会所等) ※ 表-19参照	車両、または、 道路の状況に 応じ徒歩避難

f 噴火24時間以降

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	東地区 本村上中区 5人	東小学校	車両避難
一般住民	東地区 本村上中区 37人	近傍の避難自治 区(集会所等) ※ 表-19参照	車両、または、 道路の状況に 応じ徒歩避難

表-19 須山ライン時の一時退避要領 ※ 人口は、令和6年1月1日現在

区状況	到達時間	退避対象者	一時退避タイミング	一時退避場所	要支援者の数	一時退避タイミング	一時退避場所
～3h	下和田 2.1h	696/696	火口位置概定後 又は噴火後1時間 12コ区 4,279人	下和田区 時の栖スポーツセンター	11	噴火前避難 11コ区 145人	東中 富岡支所 (富岡第1小学校)
噴火3～6h	呼子 3.1h	890/890		裾野運動公園	17		
	今里 3.4h	573/573			19		
	田場沢 4.2h	214/214			5		
	金沢 4.3h	87/867		上ヶ田、御宿上谷、御宿平山、御宿台、御宿新田、トヨタ矢崎、深良新田(各区集会所等)	21		
	中里 4.9h	270/386		(状況により)	12		
	下桑 5.4h	172/172		上城	5		
	御宿坂上 5.7h	481/601		(状況により)	21		
	中村 5.9h	36/179		上城・千福ヶ丘	8		
	御宿入谷 5.9h	244/610		(各区集会所等)	14		
	森脇団地	57/57		(状況により)	2		
千福 6.1h	559/699	千福ヶ丘		21			
大畑 7.6h	111/111			3			
噴火6～9h	佐野二 7.9h	1274/1593	噴火後5時間 13コ区 7,764人	遠道原、町震二、佐野上宿、佐野本町、緑町、日の出元町、東町、新道、佐野若狭(各区集会所等)	45	火口位置概定後 または噴火後1時間 14コ区 293人	東小学校
石脇 7.9h	177/1767			47			
千福南 8.1h	142/142			4			
桃園 8.5h	864/885			31			
上町 8.6h	430/659			15			
元町 8.7h	657/657			19			
二ツ屋二 9.5h	402/402			15			
富沢 9.7h	1247/1781			44			
二ツ屋一 9.9h	545/605			17			
堰原 10.4h	962/1202	本村下、伊豆島田、和泉、妻塚、富士見台、本茶(各区集会所等)		25			
南町 10.6h	329/329		8				
水窪 10.9h	624/692		20				
44h	本村上中 44.1h	37/369	噴火後24時間以降		5	噴火後24時間以降	
避難者合計等		12,080/17,538	佐野川～黄瀬川左右300m 地域住民数/区住民数		454	※要支援者の川左右300m地域住民数は、検討	

g 溶岩流の流下後(噴火後1～2日)

- (a) 河川沿いの溶岩流の流下状況を踏まえて、避難情報の細部を指示する。(次項の表-22(自治組織毎の避難要領)を参照)
- (b) 須山ライン時における市内の使用可能避難所等は、表-20のとおり。

表-20 須山ライン時の市内使用可能避難所等

指定避難所	施設名		収容者数	
	富岡地区	富岡第1幼稚園	135	
	富岡コミセン	83		
	富岡中	1,163		
	富一小	1,110		
	深良小	772		
深良地区	生涯学習センター	244		
	深良幼稚園	105		
	深良コミセン	98		
	深良中(噴火前避難済) 空き分	(約250)		
	裾野高(救護所資材)	1,692		
西地区	市民体育館	875		
	東西公民館	134		
	南小(救護所資材)	874		
	南児童館	39		
東地区	東小	1,367		
	いずみ幼稚園	195		
	向田小	1,058		
	東中(噴火前避難済)	(空き分なし。)		
	市民文化センター	1,200		
予備	福祉保健会館(救護所資材)	600		
	時の栖(下和田) ※ 要協定見直し	1,400		
	住友金属鉱山研修所(千福ヶ丘) ※ 要協定見直し	(1,200)		
収容者可能人員数合計		13,144		(1,450)

福祉避難所	施設名		収容者数	
	富岡地区	富岡保育園(乳)	155	
	わか葉(要配支援)	30		
深良地区	深良保育園(乳)	111		
	あいの郷(要配支援)	30		
	さくらんぼ(要配支援)	10		
東地区	東保育園(乳)	132		
	富岳一ノ瀬荘(要配支援) ※ 富岳Gp内「噴火前避難」受入れ	?		
	茶畑ヒルズ(要配支援)	30		
★ 西地区は、なし。				
予備	時の栖(下和田) ※ 要協定見直し	(100)		
	住友金属鉱山研修所(千福ヶ丘) ※ 要協定見直し	(100)		
収容者可能人員数合計		498		(200)

h 「須山ライン」避難要領(流れ)は、図2-42のとおり。

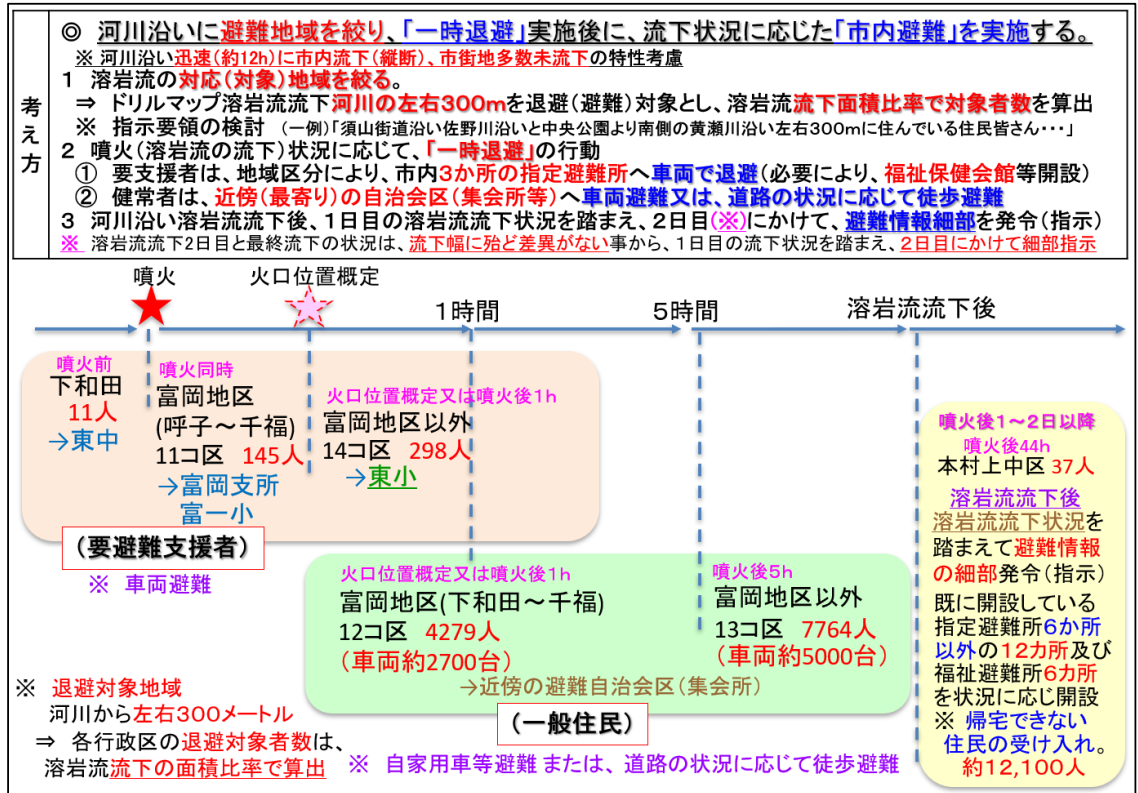


図2-42 「須山ライン」の避難の流れ

イ パターン「C」に応ずる「その他ライン」(黄瀬川M43ライン)の避難要領

※ 「その他ライン」の内、溶岩流の流下が早い「黄瀬川M43ライン」の対応を主に定める。

(ア) 溶岩流流下の特性

- a 御殿場方向からの河川沿いに早く流下(市南端まで約2日)し、約3.5日で市街地の広範囲に流下する。
- b 市民文化センター以北の黄瀬川沿いの地域は、溶岩流の流下範囲が河川左右300mに絞る事ができる。(図2-43参照)

(イ) 避難の考え方

a 方針

当初、河川沿いに避難地域を絞り「市内避難」しつつ、並行的に多数の「広域避難」を実施する。

b 市民文化センター以北は、溶岩流の対応(対象)地域を絞り、「一時退避」実施後、河川沿いの流下状況を踏まえて、避難情報細部を発令(指示)する。

※ 「一時退避」とは、河川沿いに流下する溶岩流から

基本的に垂直方向の流下しない地域へ一時的(1日、長くて2日以内)に退避し、1日目の流下状況を踏まえ、2日目にかけて避難情報の細部を発令(指示)する。

- c 市民文化センター以南地域は、北側地域から順に溶岩流未流下地域指定避難所（深良・富岡・東地区）へ逐次避難させるのと並行し、市外（広域）避難も実施する。

(ウ) 細部避難要領

a 全般

- (a) 噴火及び火口位置の確認時点を起点とし、経過時間に応じて避難情報を発令する。
- (b) 市民文化センター以北河川沿い地域の「一時退避」の行動

- ① 避難行動要支援者は、地域区分により、市内3カ所に開設する指定避難所へ車両で避難する。
- ② 一般住民は、溶岩流の流下しない近傍（最寄り）の自治会区（集会所等）へ自家用車等避難又は、道路の状況に応じてと避難する。
- ③ 黄瀬川沿いに溶岩流流下後に、噴火後1日目以降の流下状況を踏まえ、2日目にかけて避難情報の細部を発令（指示）する。避難情報細部内容は、同報無線及びまもメールにより放送・発信するとともに、車両による巡回広報により、一時退避住民等に周知する。

(c) 避難経路

市内避難については、北側から県道24号、国道246号、県道394号、農道等の主要幹線道路を使用し、深良・富岡・東地区の避難所に避難する。また、市外への広域避難は、主に県道21号及び農道を使用し、三島・伊豆方向へ避難するが、道路渋滞等の状況により、避難者自らの自家用車カーナビゲーション等を活用した経路を選定する。

- b 一般住民より避難に時間を要し、避難場所（環境）の配慮が必要な避難行動要支援者に対しては、一時退避の場面でも指定避難所を開設し、一般住民より早めに避難情報（「高齢者等避難」）を発令して、車両で避難させる。ここで示す避難行動要支援者は、在宅・自動車であれば速やかに避難可能な者を示す。特に時間を要する者及び入院・入所施設等の要支援者の避難については、第3編第4章第8項「避難行動要支援者の避難支援」を参照

c 噴火時点

避難準備

d 火口位置概定又は、噴火1時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	黄瀬川沿い富岡・深良地区 11コ区 203人 ※ 下和田は、東中に 噴火前避難済み。	富岡支所、又は、 富岡第1小学校、 深良中学校	車両避難
一般住民	避難準備、 黄瀬川沿い市民文化センター以北 6コ区 3,187人		

e 火口位置概定又は、噴火3時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動 要支援者	避難準備 到達12～15時間以内 3ㇿ区 52人		
一般住民	黄瀬川沿い市民文化センター以北 6ㇿ区 3,187人	近傍の避難自治区(集会所等) ※表-21参照	車両、または、道路の状況に応じ徒歩避難

f 噴火5時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動 要支援者	避難準備 到達12～15時間以内 3ㇿ区 52人		
一般住民	到達9～12時間以内 市民文化センター以南 5ㇿ区 2,127人	深良、富岡、東地区避難所 ※表-21参照	車両、または、道路の状況に応じ徒歩避難

g 噴火6時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動 要支援者	到達12～15時間以内 3ㇿ区 52人	東小、いずみ幼稚園	車両避難
	※状況(時間・天候等)により、要支援者は、噴火後6時間で到達18～24時間以内迄一斉に指示(夜間に要支援者避難させないため)		
一般住民	避難準備(到達12～15時間以内 3ㇿ区 1,646人)		

h 噴火8時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動 要支援者	避難準備(到達15～18時間以内 6ㇿ区 123人)		
一般住民	到達12～15時間以内 3ㇿ区 1,646人	富岡・東地区の避難所 ※ 自己区内避難も追求	車両、または、道路の状況に応じ徒歩避難

i 噴火9時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動 要支援者	到達15～18時間以内 6ㇿ区 123人	東小、いずみ幼稚園	車両避難
	※状況(時間・天候等)により、要支援者は、噴火後6時間で到達18～24時間以内迄一斉に指示(夜間に要支援者避難させないため)		
一般住民	避難準備(到達15～18時間以内 2ㇿ区 152人)		

j 噴火10時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動 要支援者	避難準備 到達18～24時間以内 5ㇿ区(佐野本宿、ニツ屋2、富沢、ニツ屋1、佐野若狭)114人		
一般住民	到達15～18時間以内 2ㇿ区 150人	深良、東地区避難所 ※ 自己区内避難も 追求 ※表-21参照	車両、または、 道路の状況に 応じ徒歩避難

k 噴火12時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動 要支援者	到達18～24時間以内 5ㇿ区 114人	東小、いずみ幼稚園	車両避難
	※状況(時間・天候等)により、要支援者は、噴火後6時間で到達18～24時間以内迄一斉に指示(夜間に要支援者避難させないため)		
一般住民	到達15～18時間以内 4ㇿ区 3,279人	広域避難 (三島・伊豆方向) ※ 避難所状況により、 市内避難所	車両、または、 道路の状況に 応じ徒歩避難

l 噴火15時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動 要支援者	避難準備 到達1日～3日以内 15ㇿ区 189人		
一般住民	到達18～24時間以内 5ㇿ区 4,082人	広域避難 (三島・伊豆方向)	車両、または、 道路の状況に 応じ徒歩避難

m 噴火18時間後以降

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	到達1日～3日以内 15ㇿ区 189人	東小、いずみ幼稚園、東保育園	車両避難
一般住民	避難準備 到達1日～3日以内 15ㇿ区 5,398人		

n 噴火22時間後以降

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	避難準備 到達3日～4日以内 2ㇿ区 39人		
一般住民	到達1日～3日以内 15ㇿ区 5,398人	広域避難 (三島・伊豆方向) ※表-21参照	車両、または、 道路の状況に応じ徒歩避難

o 噴火24時間後以降

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	到達3日～4日以内 2ㇿ区 39人	東小、いずみ幼稚園、東保育園	車両避難
一般住民	避難準備 到達3日～4日以内 2ㇿ区(中丸下、本村下) 582人		

p 噴火48時間後以降

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	※ 市内避難 720人避難済み		
一般住民	到達3日～4日以内 2ㇿ区 582人	広域避難 (三島・伊豆方向)	車両、または、 道路の状況に応じ徒歩避難

表-21-1 黄瀬川M43ライン時の避難要領 ※ 人口は、令和6年1月1日現在

区状況	到達時間	避難対象者	避難場所	避難タイミング	要支援者の内数	避難タイミング	避難場所
噴火6h 一時避難	岩波 6.4h	1137/1263	★文化センター以北地域 河川左右300m一時避難 近傍避難自治会区 (各区集会所) ↓ 流下後の状況に応じ、深良・ 富岡地区避難所へ避難 (細部指示) 深良小。	火口位置指定 又は 噴火後9h 6㊦区 3,187人	33	火口位置指定 又は 噴火後1h 11㊦区 203人	富岡支所・富1小 及び 深良中
	御宿新田 6.6h	738/1476			35		
	深良新田 6.8h	365/456			7		
	御宿上谷 7.6h	386/482			17		
	上ヶ田 7.6h	240/480			15		
	遠道原 8.4h	321/401			14		
噴火6h	石脇 9.1h	1767/1767	富中(1,163)、富1小(626)	噴火後5h 5㊦区 2,127人	47		
	御宿平山 9.7h	31/154	富1小(36)		1		
	町震2 10.2h	214/238	深良中(224)		7		
	千福 10.3h	70/699	富1小(68)		21		
	舞台団地 10.7h	45/45	富1小(53)		6		
噴火12~15h	千福南 12.4h	42/142	富1小(43)	噴火後8h	4	噴火後6h 3㊦区 52人	東小・いずみ幼稚園・ 東保育園
	佐野二 13.3h	1593/1593	東小(533)、向田小(1058)	3㊦区 1,646人	45		
	大畑 13.4h	11/111	東小(12)		3		
噴火15~18h	久根 15.0h	91/913	東小(93)	噴火後10h	32	噴火後9h 6㊦区 123人	東小・いずみ幼稚園・ 東保育園
	町震1 15.2h	59/595	深良コミセン(59)	2㊦区 150人	11		
	佐野上宿 15.4h	1144/1144	★ 広域避難(三島方向)	噴火後12h 4㊦区 3,279人	15		
	桃園 16.2h	619/885	※ 避難所状況により、 市内避難所 (千福か丘小等は活用可能)		31		
	上町 16.5h	859/859			15		
元町 17.1h	657/657		19				
噴火18~24h	佐野本宿 18.4h	608/608	★ 広域避難(三島方向)	噴火後15h 5㊦区 4,082人	17	噴火後12h 5㊦区 114人	東小・いずみ幼稚園・ 東保育園
	二ツ屋2 20.6h	402/402			15		
	富沢 21.7h	1781/1781			44		
	二ツ屋1 22.8h	605/605			17		
	佐野若狭 23.2h	686/686			21		
避難者合計等		14,471/18,442			492		

表-21-2 黄瀬川M43ライン時の避難要領

区状況	到達時間	避難対象者	避難場所	避難タイミング	要支援者の内数	避難タイミング	避難場所
噴火24~72h	塙原 25.7h	962/1202	★ 広域避難(三島方向)	噴火後22h以降 15㊦区 5,398人	25	噴火後18h以降 15㊦区 189人	東小・いずみ幼稚園・ 東保育園
	南町 27.2h	329/329			8		
	水窪 29.5h	892/892			20		
	本村上中 29.6h	369/369			5		
	公文名1 32.6h	571/635			13		
	緑町 36.6h	213/213			6		
	新道 38.8h	395/395			10		
	中丸上 42.3h	230/576			10		
	伊豆島田 45.0h	459/1529			28		
	東町 52.0h	139/139			9		
	中丸中 54.7h	71/354			11		
	天理町 56.2h	242/242			5		
	本通り 61.3h	34/34			2		
日の出元町 63.0h	100/100	5					
富士見台 70.6h	392/784	32					
3日~	中丸下 74.5h	150/748	★ 広域避難(三島方向)	(噴火後48h以降)	14	噴火後24h以降 2㊦区 39人	東小・いずみ幼稚園・ 東保育園
	本村下 95.7h	432/964		2㊦区 582人	25		
避難者合計等		5,980/9,405 20,451/27,847			228 720		

q 黄瀬川M43ライン時における市内の使用可能避難所等は、表-21のとおり。

表-22 黄瀬川M43ライン時の市内使用可能避難所等

M43活用可能避難所	区分	深良地区				富岡地区					東地区			収容計	
	指定避難所	深良コミセン	深良小	深良幼稚園	(深良中) ★噴火前	富二小	富一幼稚園	富岡コミセン	富一小	富中	千福が丘小	東小	向田小		いずみ幼稚園
		98	772	105	(250)	464	135	83	1,110	1,163	791	1,367	1,058	195	7,341 (250)
	福祉避難所	深良保育	あいの郷	さくらんぼ		わか葉	富岡保育					富岳一瀬荘	茶畑ヒルズ	東保育園	659
		111	30	10		20	155					30	30	132	

r 「黄瀬川M43ライン」避難要領(流れ)は、図2-43のとおり。

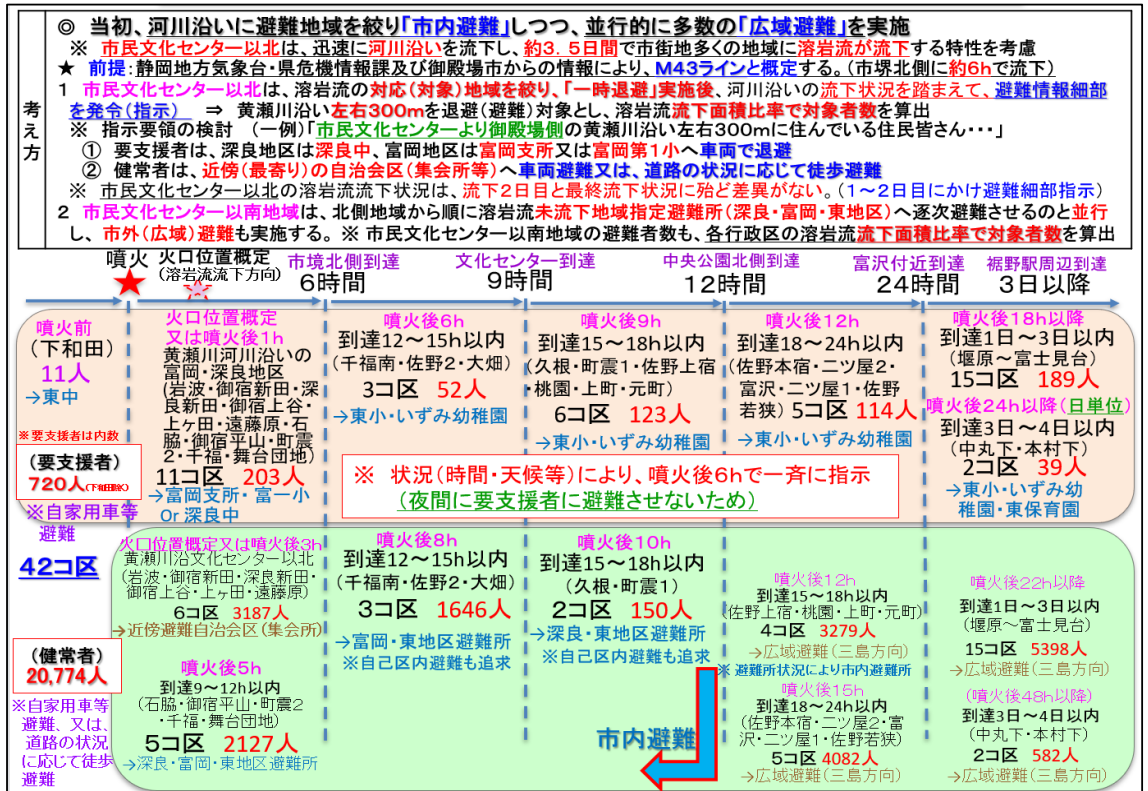


図2-43 「黄瀬川M43ライン」の避難の流れ

ウ パターン「C」に応ずる「その他ライン」(黄瀬川M43ライン以外の避難)の概要

(ア) 黄瀬川その他ライン

a 溶岩流流下の特性

- (a) 御殿場方向から黄瀬川沿いにゆっくり流下する。(市境北側へ約16時間で到達、最大42日間流下)
- (b) 市街地流下時には、火口位置はほぼ確定し、火口位置によっては、市街地の多く(ほぼ全域)に流下する。

b 避難の考え方

(a) 方針

溶岩流の流れ(リアルタイムハザードマップ等)に応じ、多数住民の段階的な「広域避難」を実施する。

(b) 当初2日間で、黄瀬川沿いに流下し、市民文化センター付近に到達し、3日以降に流下幅が急激に広がるため、市民文化センター以北の黄瀬川沿いの地域は、当初、「一時退避」を実施する。

- ① 避難行動要支援者は、深良地区は深良中、富岡地区は、富岡支所、又は、富岡第1小学校へ車両避難する。
- ② 一般住民は、近傍(最寄り)の自治会区(集会所等)へ車両避難、又は、道路の状況に応じて徒歩避難する。

(c) 噴火2日目頃までには、火口位置が特定し、リアルタイムハザードマップが発表されることから、細部ドリルマップ等に応じた避難情報の細部を発令(指示)する。

c 「黄瀬川その他ライン」避難要領(流れ)は、図2-44のとおり。



図2-44 「黄瀬川その他ライン」の避難の流れ

(ア) 御殿場市境ライン

a 溶岩流流下の特性

- (a) 市街への流下時間が遅い。(住宅地への流下到達は、約4日)
- (b) 市街地の概ね南半分には流下しない。

b 避難の考え方

(a) 方針

溶岩流の流れ(リアルタイムハザードマップ等)に応じ、「市内避難」を追求する。

- (b) 市道4053号(パノラマ道)沿いにゆっくり流下してくるため、溶岩流の対応(対象)地域を絞る。(県道24号(須山街道)以東に居住する住民に対する避難情報を発令する。

(c) 噴火2日目頃までには、火口位置が特定し、リアルタイムハザードマップが発表されることから、細部ドリルマップ等に応じた避難情報の細部を発令(指示)する。

c 「御殿場市境ライン」避難要領(流れ)は、図2-45のとおり。

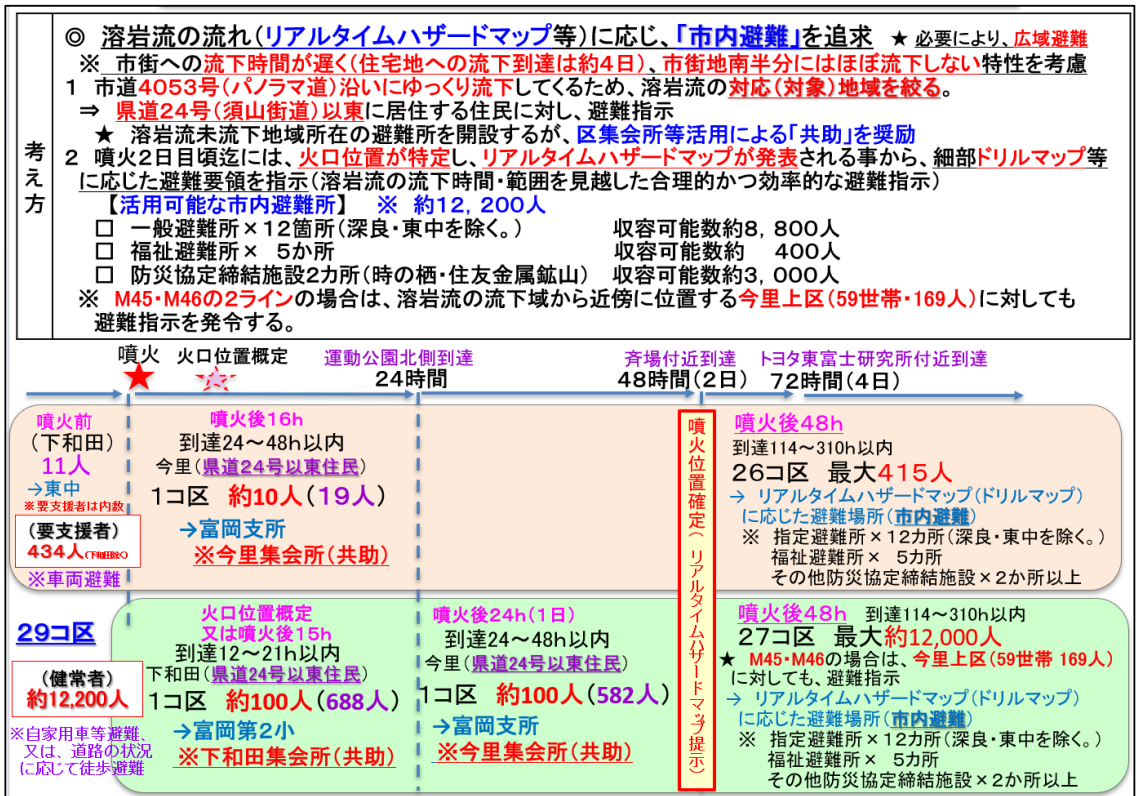


図2-45 「御殿場市境ライン」の避難の流れ

エ 溶岩流の流下ラインに応じた自治組織毎の避難要領は、表-23のとおり。

表一23 自治組織毎の噴火後避難要領

区名	溶岩流の流下ライン				備考
	須山ライン	黄瀬川M43ライン	黄瀬川その他ライン	御殿場市境ライン	
富岡地区					
千福区	要支援:噴火同時(富岡コミセン) 一般:位置根定:1h(一時退避: 近傍地区集会所→富1小)	要支援:位置根定:1h(富1小) 一般:噴火5h(富1小)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	20コ(L32~38、M40~46、S48~50) 約6時間(M49)
御宿平山区	流下想定外	要支援:位置根定:1h(富1小) 一般:噴火5h(富1小)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	14コ(L32~38、M40~46) 約9時間(M43)
御宿上谷区	流下想定外	要支援:位置根定:1h(富岡支所) 一般:位置根定:3h(一時退避: 近傍地区集会所→当時の状況)	要支援:噴火2.2h(富岡支所) 一般:噴火24h(一時退避: 近傍地区集会所→当時の状況)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	15コ(L32~38、M40~46、S44) 約7時間(M43)
御宿新田区	流下想定外	要支援:位置根定:1h(富岡支所) 一般:位置根定:3h(一時退避: 近傍地区集会所→当時の状況)	要支援:位置根定:12h(深良中) 一般:噴火16h(一時退避: 近傍地区集会所→当時の状況)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	15コ(L32~38、M40~46、S44) 約6時間(M43)
御宿坂上区	要支援:噴火同時(富岡コミセン) 一般:位置根定:1h(一時退避: 近傍地区集会所→富中)	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	19コ(L32~38、M40~42、44~49、S48~50) 約5時間(M49)
御宿入谷区	要支援:噴火同時(富岡コミセン) 一般:位置根定:1h(一時退避: 近傍地区集会所→富1小)	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	19コ(L32~38、M40~42、44~49、S48~50) 約5時間(M49)
上城区	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外
中村区	要支援:噴火同時(富岡コミセン) 一般:位置根定:1h(一時退避: 近傍地区集会所→富1幼)	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	6コ(M47~49、S48~50) 約6時間(M49)
下条区	要支援:噴火同時(富岡コミセン) 一般:位置根定:1h(一時退避: 近傍地区集会所→富1小)	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	6コ(M47~49、S48~50) 約6時間(M49)
中里区	要支援:噴火同時(富岡コミセン) 一般:位置根定:1h(一時退避: 近傍地区集会所→富中)	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	8コ(L32、33、M47~49、S48~50) 約4時間(M49)
田場沢区	要支援:噴火同時(富岡コミセン) 一般:位置根定:1h(一時退避: 近傍地区集会所→富中)	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	6コ(M47~49、S48~50) 約4時間(M49)
森脇団地区	要支援:噴火同時(富岡コミセン) 一般:位置根定:1h(一時退避: 近傍地区集会所→富中)	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	1コ(S48) 約27時間(S48)
区名	溶岩流の流下ライン				備考
富岡地区	須山ライン	黄瀬川M43ライン	黄瀬川その他ライン	御殿場市境ライン	
上ヶ田区	未流下	要支援:位置根定:1h(富岡支所) 一般:位置根定:3h(一時退避: 近傍地区集会所→当時の状況)	要支援:噴火2.2h(富岡支所) 一般:噴火24h(一時退避: 近傍地区集会所→当時の状況)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	15コ(L32~38、M40~46、S44) 約7時間(M43)
金沢区	要支援:噴火同時(富岡支所) 一般:位置根定:1h(一時退避: 近傍地区集会所→富1幼(推測))	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	11コ(L32~35、M45・47~49、S48~50) 約4時間(M49)
今里区	要支援:噴火同時(富岡支所) 一般:位置根定:1h(一時退避: 運動公園→時の橋)	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	要支援:噴火16h(富岡支所) 一般:噴火24h(富岡支所) ※ 県道24号以东約100名	8コ(M45~49、S48~50) 約3時間(M48)
今里上区	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外
下和田区	要支援:噴火前(東中) 一般:位置根定:1h(一時退避: 時の橋→時の橋)	流下想定外	要支援:噴火前避難(東中) 一般:未流下	要支援:噴火前避難(東中) 一般:位置根定:15h(富2小) ※ 県道24号以东約100名	9コ(M45~50、S48~50) 約2時間(M49)
呼子区	要支援:噴火同時(富岡支所) 一般:位置根定:1h(一時退避: 時の橋→時の橋)	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	6コ(M47~49、S48~50) 約3時間(M48)
矢崎区	流下想定外	流下想定外	要支援:噴火16h(深良中) 一般:噴火18h(一時退避: 近傍地区集会所→当時の状況)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	15コ(L32~38、M40~46、S44) 約6時間(M43)
トヨタ区	流下想定外	流下想定外	要支援:なし。 一般:位置根定:10h(一時退避: 近傍地区集会所→当時の状況)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	15コ(L32~38、M40~46、S44) 約6時間(M43)
御宿台区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	1コ(L34) 約760時間(L34)
千福が丘区	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外
千福南区	要支援:位置根定:1h(東小) 一般:噴火5h(一時退避: 近傍地区集会所→富1小)	要支援:噴火6h(富1小) 一般:噴火8h(富1小)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	18コ(L32~38、M40・41・43・44・46~49、S48~50) 約8時間(M49)

区名	溶岩流の流下ライン				備考
	須山ライン	黄瀬川M43ライン	黄瀬川その他ライン	御殿場市境ライン	
深良地区					
町震1区	流下想定外	要支援:噴火9h(東小) 一般:噴火10h(深良支所)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	13コ(L32~38、M40~41・43~46) 約15時間(M43)
町震2区	流下想定外	要支援:位置概定・1h(深良中) 一般:噴火5h(深良中)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	14コ(L32~38、M40~46) 約10時間(M43)
舞台団地区	流下想定外	要支援:位置概定・1h(富1小) 一般:噴火5h(富1小)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	14コ(L32~38、M40~46) 約10時間(M43)
南堀区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	3コ(L32~34) 約515時間(L34)
和市区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	13コ(L32~38、M40~42・44~46) 約72時間(M44)
遠道原区	流下想定外	要支援:位置概定・1h(富岡支所) 一般:位置概定・3h(一時退避:近傍地区集会所→当時の状況による。)	要支援:噴火22h(深良中) 一般:噴火24h(一時退避:近傍地区集会所→当時の状況)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	14コ(L32~38、M40~46) 約8時間(M43)
切久保区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	13コ(L32~38、M40~42・44~46) 約82時間(L36)
上原区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	13コ(L32~38、M40~42・44~46) 約55時間(M44)
上原団地区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	1コ(L34) 約394時間(L34)
区名	溶岩流の流下ライン				備考
深良地区	須山ライン	黄瀬川M43ライン	黄瀬川その他ライン	御殿場市境ライン	
原区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	6コ(L32~35・38、M40) 約188時間(M40)
上須区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	13コ(L32~38、M40~42・44~46) 約61時間(M44)
深良新田区	流下想定外	要支援:位置概定・1h(深良中) 一般:位置概定・3h(一時退避:近傍地区集会所→当時の状況による。)	要支援:噴火16h(深良中) 一般:噴火18h(一時退避:近傍地区集会所→当時の状況)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	15コ(L32~38、M40~46、S44) 約6時間(M43)
岩波区	流下想定外	要支援:位置概定・1h(深良中) 一般:位置概定・3h(一時退避:近傍地区集会所→当時の状況による。)	要支援:位置概定・12h(深良中) 一般:噴火16h(一時退避:近傍地区集会所→当時の状況)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	15コ(L32~38、M40~46、S44) 約6時間(M43)

区名	溶岩流の流下ライン				備考
	須山ライン	黄瀬川M43ライン	黄瀬川その他ライン	御殿場市境ライン	
石脇区	要支援:位置指定・1h(東小) 二般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→深良中)	要支援:位置指定・1h(富1小) 二般:噴火5h(富1小・富同中)(2)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	20コ(L32~38, M40~49, S48~50)約7時間(M49)
佐野上宿区	流下想定外	要支援:噴火9h(東小) 二般:噴火12h(※ 広域避難)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	12コ(L32~38, M40・41・43・44・46)約15時間(M43)
佐野本宿区	流下想定外	要支援:噴火12h(東小) 二般:噴火15h(※ 広域避難)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	12コ(L32~38, M40・41・43・44・46)約18時間(M43)
佐野若狭区	流下想定外	要支援:噴火12h(東小) 二般:噴火15h(※ 広域避難)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	11コ(L32~38, M40・41・43・44)約23時間(M43)
佐野2区	要支援:位置指定・1h(東小) 二般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→深良小・深良支所・裾野高(3))	要支援:噴火6h(富1小) 二般:噴火8h(東小・向田小)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	18コ(L32~38, M40・41・43・44・46~49, S48~50)約7時間(M49)
大畑区	要支援:位置指定・1h(東小) 二般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→裾野高)	要支援:噴火6h(富1小) 二般:噴火8h(東小)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	18コ(L32~38, M40・41・43・44・47~49, S48~50)約7時間(M49)
上町区	要支援:位置指定・1h(東小) 二般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→深良小・生涯宇・深良幼稚園(3))	要支援:噴火9h(東小) 二般:噴火12h(※ 広域避難)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	17コ(L32~38, M40・41・43・44・46~49, S48~50)約8時間(M49)
緑町区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小) 二般:噴火22h以降(※ 広域避難)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	10コ(L32~38, M41・43・44)約36時間(M43)
元町区	要支援:位置指定・1h(東小) 二般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→生涯宇・市民体育館(2))	要支援:噴火9h(東小) 二般:噴火12h(※ 広域避難)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	17コ(L32~38, M40・41・43・44・47~49, S48~50)約8時間(M49)

区名	溶岩流の流下ライン				備考
	須山ライン	黄瀬川M43ライン	黄瀬川その他ライン	御殿場市境ライン	
桃園区	要支援:位置指定・1h(東小) 二般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→裾野高・市民体育館・東西公民館(3))	要支援:噴火9h(東小) 二般:噴火12h(※ 広域避難)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	17コ(L32~38, M40・41・43・44・47~49, S48~50)約8時間(M49)
富沢区	要支援:位置指定・1h(東小) 二般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→南小・東小(2))	要支援:噴火12h(東小) 二般:噴火15h(※ 広域避難)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	17コ(L32~38, M40・41・43・44・47~49, S48~50)約9時間(M49)
南町区	要支援:位置指定・1h(東小) 二般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→いずみ幼稚園)	要支援:噴火18h以降(東小) 二般:噴火22h以降(※ 広域避難)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	15コ(L32~38, M41・43・44・47~49, S48~50)約10時間(M49)
二ツ屋1区	要支援:位置指定・1h(東小) 二般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→裾野高)	要支援:噴火12h(東小) 二般:噴火15h(※ 広域避難)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	16コ(L32~38, M41・43・44・47~49, S48~50)約9時間(M49)
二ツ屋2区	要支援:位置指定・1h(東小) 二般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→東小)	要支援:噴火12h(東小) 二般:噴火15h(※ 広域避難)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	17コ(L32~38, M40・41・43・44・47~49, S48~50)約9時間(M49)
堰原区	要支援:位置指定・1h(東小) 二般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→向田小)	要支援:噴火18h以降(東小) 二般:噴火22h以降(※ 広域避難)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	16コ(L32~38, M41・43・44・47~49, S48~50)約10時間(M49)
伊豆島田区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小) 二般:噴火22h以降(※ 広域避難)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	10コ(L32~38, M41・43・44)約45時間(M43)
水窪区	要支援:位置指定・1h(東小) 二般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→東小・向田小(2))	要支援:噴火18h以降(東小) 二般:噴火22h以降(※ 広域避難)	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	流下想定外	15コ(L32~38, M41・43・44・47~49, S48~50)約10時間(M49)

区名 東地区	溶岩流の流下ライン				備考
	須山ライン	黄瀬川M43ライン	黄瀬川その他ライン	御殿場市境ライン	
久根区	流下想定外	要支援:噴火9h(東小) 二般:噴火12h(東小)	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	★ 火口位置特定後、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難	12コ(L32~38、M40・41・42・44・46) 約15時間(M43)
公文名1区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小) 二般:噴火22h以降(※広域避難種)	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	10コ(L32~38、M40・41・43) 約32時間(M43)
公文名2区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	7コ(L32~35・38、M43) 約48時間(M43)
公文名3区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	5コ(L32~35・38) 約310時間(L38)
公文名4区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	5コ(L32~35・38) 約247時間(L38)
公文名5区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	流下想定外
稲荷アルミ区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	5コ(L32~35・38) 約245時間(L38)
中丸上区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小) 二般:噴火22h以降(※広域避難種)	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	6コ(L32~35・38、M43) 約42時間(M43)
中丸中区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小) 二般:噴火22h以降(※広域避難種)	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	6コ(L32~35・38、M43) 約54時間(M43)
中丸下区	流下想定外	要支援:噴火24h以降(東小) 二般:噴火48h以降(※広域避難種)	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	5コ(L32~35、M43) 約74時間(M43)
天理町区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小) 二般:噴火22h以降(※広域避難種)	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	6コ(L32~35・38、M43) 約56時間(M43)
滝頭区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	4コ(L32~35) 約443時間(L35)
本茶区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	3コ(L32~34) 約877時間(L33)
道上区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	3コ(L32~34) 約638時間(L33)

区名 東地区	溶岩流の流下ライン				備考
	須山ライン	黄瀬川M43ライン	黄瀬川その他ライン	御殿場市境ライン	
峰下市の瀬区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	3コ(L32~34) 約926時間(L33)
鈴原区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	3コ(L32~34) 約927時間(L33)
茶畑団地区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	3コ(L32~34) 約1,017時間(L33)
青葉台区	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外
和泉区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	3コ(L32~34) 約790時間(L34)
富士見台区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小) 二般:噴火22h以降(※広域避難種)	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	6コ(L32~35・38、M43) 約70時間(M43)
麦塚区	流下想定外	流下想定外	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	5コ(L32~35・38) 約342時間(L38)
新道区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小) 二般:噴火22h以降(※広域避難種)	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	9コ(L32~38、M41・43) 約38時間(M43)
東町区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小) 二般:噴火22h以降(※広域避難種)	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	6コ(L32~35・38、M43) 約52時間(M43)
本通り区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小) 二般:噴火22h以降(※広域避難種)	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	9コ(L32~38、M41・43) 約61時間(M43)
日の出元町区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小) 二般:噴火22h以降(※広域避難種)	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	10コ(L32~38、M41・43・44) 約63時間(M43)
本村上中区	要支援:噴火24h以降(東小) 二般:噴火24h以降(一時退避:近傍地区集会所→南児童館)	要支援:噴火18h以降(東小) 二般:噴火22h以降(※広域避難種)	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	12コ(L32~38、M41・43・44、S49・50) 約29時間(M43)
本村下区	流下想定外	要支援:噴火24h以降(東小) 二般:噴火48h以降(※広域避難種)	★ 火口位置特定後リアルタイムハザードマップに応じた避難	流下想定外	10コ(L32~38、M41・43・44) 約95時間(M43)

オ 緊急事態対応(噴火後1時間経過しても火口位置が不明な場合)

- (ア) 裾野市街地への溶岩流の流下、特に、須山ライン及び黄瀬川M43ラインの流下の特性は、溶岩流の流下速度が早いため、避難情報発令の遅延は、市民の避難行動に大きな影響及び混乱を及ぼす。このため、噴火後1時間が経過しても火口位置が不明な場合は、須山ラインと黄瀬川M43ラインの両方に対応ができるよう、避難情報を発令するとともに、避難所等の開設を行い、避難者の受入れ態勢を整える。(図2-46のとおり。)
- (イ) 火口位置不明の対応において、火口位置が判明した時点で該当ライン、状況によりリアルハザードマップ、または、該当のドリルマップの対応へ移行する。



図2-46 「不測事態対処(火口位置不明の場合)」避難の流れ

5-4 噴火状況判明後の避難計画

噴火状況判明後、火口の位置及び噴火形態が把握され、規模が予測できた後には、溶岩流等に対しては岩流の流下状況に応じた段階的な避難とし、気象庁等関係機関からの情報により、市町村は避難対象範囲を決定し速やかに住民に情報伝達を行う。降灰、小さな噴石及び降灰後土石流に対しては、状況に応じた避難とする。なお、これらの噴火現象は複合して発生する可能性があるため、それぞれの噴火現象に対応する必要があるが、視界が遮られる程度の降灰が生じている場合には、車両による避難は危険であり控える必要がある。また、溶岩流の流下は噴火の状況により変化するため、避難範囲を決定する際は、合同会議や関係機関が発する最新の情報に注視する必要がある。

裾野市においては、噴火開始直後の段階で溶岩流の流下ライン区分の内、流下時間が早い「須山ライン」、又は、「黄瀬川M43ライン」に応ずる避難対応から、国土交通省が所管のリアルタイムハザードマップや観測データから類似する溶岩流のドリルマップに応じた避難対応へ適時かつシームレスに移行する。

5-5 火山活動の小康期

火山活動が低下し、噴火による影響が限定される場合は、状況に応じて避難対象エリアを縮小する。

なお、噴火現象が小康状態になり噴火警戒レベルが下がった後、再度噴火現象が活発化し、噴火警戒レベルが上がる可能性も否定できないため注意を要する。

6 避難対象者と避難先

6-1 溶岩流等

富士山火山災害に限らず各種災害発生に伴う避難情報発令等における避難対象区分(単位)の現状は、行政区単位で実施している。これは、行政区内の細部小単位(班・組等)の境界区分と地区防災計画作成等の整備・周知が不十分であるため、避難情報等を受ける側住民の理解・認識を考慮しなければならないためである。富士山に限らず不透明かつ流動的な火山災害での避難要領における考慮事項は、避難対象地域の絞り込みといわれており、想定火口位置に応ずるドリルマップ等シミュレーション結果を踏まえ、努めて避難対象地域を絞り込むこと必要がある。裾野市においても、避難要領を検討するに当たり、裾野市に影響あるドリルマップや市が独自に作成した流下ライン毎に流下状況を分析したところ、須山ラインや黄瀬川M43ラインの市民文化センター以北地域では、流下幅が河川沿い左右300mに限定されることがわかった。また、河川沿い以外の地域においても、住宅地等への溶岩流の流下状況(割合)が、大まかにではあるが判別し区分できることから、今回計画作成では、噴火開始直後の場面においては、特に、「須山ライン」及び「黄瀬川M43ライン」の避難対象地域を絞ることとした。(表-24参照)来年度、自治組織代表者(区長及び自主防災会長等)に対し、避難要領、特に、溶岩流の流下ラインに応ずる避難要領を周知するとともに、市職員及び関係防災機関等を含めた市主催の噴火災害対応(噴火前～噴火開始直後場面)に関する図上演習を実施し、各自治組織毎の具体的な避難要領、特に、行政区内毎の避難対象地域・人数等の具体化(明確化)を図る予定である。

表-24 溶岩流の避難対象者と避難先

※ 人口は、令和6年1月1日現在

		避難区分等	避難対象範囲等	避難者数	避難先
噴火前の避難		全方位避難	須山地区(全域) 下和田区(要支援者)	須山 2,254人 19人 計 2,273人	市内避難 (深良中、東中)
噴火後の避難	噴火開始直後の避難	須山ライン	26コ区 ◎ 河川沿いの絞り込み 須山街道沿い佐野川沿いと中央公園より南側の黄瀬川沿い左右300m	12,080人 (17,538人)※	市内避難 (溶岩流流下想定外指定避難所及び福祉避難所) (表-19参照)
		黄瀬川 M43ライン	42コ区 ◎ 河川沿いの絞り込み 市民文化センター以北の黄瀬川沿い左右300m ◎ 流下地域の絞り込み 市民文化センター以南の対象行政区地域も溶岩流流下面積比率で算出	20,451人 (27,847人)※	市外(広域)避難 及び 一部市内避難 (溶岩流流下想定外指定避難所及び福祉避難所) (表-20参照)
	噴火状況判明後の避難	黄瀬川 その他ライン	67コ区 ◎ 対象地域の絞り込みは、今後検討	約40,200人	市外(広域)避難 及び 一部市内避難 (溶岩流流下想定外指定避難所及び福祉避難所) (図2-44参照)
		御殿場市境 ライン	27コ区 ◎ 一部、流下地域の絞り込み(対象行政区地域は、溶岩流流下面積比率で算出)	約12,200人 (17,984人)※	市内避難 ◎ 必要により、市外(広域)避難 (図2-45参照)
※ ()数字は、対象行政区域の絞り込みをしない場合の避難者数					

6-2 降灰

降灰の影響は、火山灰の噴出量や風向等に大きく左右されるため、事前に影響範囲の人口を把握するのは困難である。また、「富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書」においては、降灰可能性マップの見直しは行っておらず、直近の人口推計が困難であることから、参考として、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」の宝永噴火の降灰分布再現図における、裾野市の影響想定範囲及び避難対象エリアに相当する範囲内の推計人口は、次のとおりである。

2Cm未満	: 約36,000人
2Cm以上30Cm未満	: 約18,000人
30Cm以上	: 範囲なし

降灰からの避難は、原則として、自宅もしくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物(避難対象エリア内)とし、具体的な建物の選定にあたっては、堅牢な建物に関する検討結果等を参考にする。このため、基本的には市内での避難となり、市外への広域的な避難は想定しない。ただし、堅牢な建物への避難後、大量降灰によって断水、停電、物資不足により生活を維持することが困難となるおそれがある場合は、避難対象エリア外へ立ち退き避難する可能性もあり、この場合は溶岩流等の市外(広域)避難先を準用する。

6-3 降灰後土石流

降灰後土石流の避難対象エリア内の数は、箇所数が多く、広範囲に存在するため、避難対象者数の把握は困難である。裾野市参考として、影響想定範囲内における土石流危険渓流の数を表の影響想定範囲内における土石流危険渓流の数は、53か所である。

第3編 避難対策

本編では、避難を円滑に実施するための静岡県の対策及び市の対策(体制、情報伝達、避難路の確保、交通規制、避難者の輸送、避難所運営等)について記載しており、本編に記載のない事項については、原則として法律(災害対策基本法、災害救助法等)、中央防災会議の定める防災基本計画、県及び市の地域防災計画に則して対応するほか、本計画に基づき防災対応を実施する機関(以下、「関係機関」という。)の協議が必要な事項及び緊急に対応を要する事項については、必要に応じて協議会(または合同会議)において合意形成を図るものとする。なお、本編の内容見直しや今後検討すべき課題及び新たに追加する対策については、協議会において承認を得た上で、本編に追加・修正を加えていくこととする。

第1章 協議会・国・県等の体制

1 協議会の体制

協議会は、神奈川県・山梨県・静岡県(以下「各県」という。)、火山災害警戒地域に指定された富士山周辺市町村、国及び火山専門家等が、富士山火山広域避難計画をはじめとする火山防災対策を共同で検討するとともに、住民等の火山に対する防災意識の啓発に取り組むことを目的として平成24年6月8日に設置され、活火山防災対策協議会を法定協議会に改組した。平時から、該当構成機関がそれぞれ対策を実施するとともに、相互に情報共有し、必要な連携・調整を実施することにより、緊急時の円滑な避難及び迅速に緊急対策が実施できるよう努める。

1-1 平時の対応

(1) 広域的な防災対策等の検討

協議会構成機関は、本計画をはじめとする広域的な火山防災対策について共同で検討を行う。また、本計画の基礎としている富士山ハザードマップや気象庁が噴火警戒レベルの見直しを行う際にも協議会で協議する。

(2) 火山防災訓練の実施

協議会は、構成機関が連携した火山防災訓練(図上訓練、住民避難訓練等)を継続的に実施することにより、火山災害に対する防災力の向上や意識の啓発に努め、これらの防災訓練を通じ、関係機関や地域住民との広域的な連携の強化を図る。

(3) 火山防災対策等の啓発

協議会は、地域住民等に対し、富士山で想定される噴火現象やその影響範囲、避難計画の理解促進に努め、火山災害に対する自助・共助の意識向上を図る。

また、教育委員会等の関係機関と連携して、富士山火山に関する基礎知識(火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学及び火山が与える恩恵等)について広く周知、啓発することにより、火山と共生する地域の総合的な防災力の向上に努める。

(4) 緊急時の協議会開催体制の構築

協議会は、富士山の火山活動が活発化した場合や火山噴火時に速やかに協議会を開催する体制の構築及び手順の確認を平時から実施し、緊急時の速やかな情報共有体制を整備する。

1-2 火山活動等に異常が認められたときの対応

(1) 噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)のときの対応

噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)においても、富士山で体に揺れを感じる地震が発生する等の異常な状況が生じた場合、気象庁は「火山の状況に関する解説情報」、「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、関係機関へ情報伝達する。協議会は、このような場合には、噴火等の異常事態に備えるため協議会(会議)を開催するなどして、火山活動の状況や見通し等について情報を共有し、その後の防災対応を確認する。

(2) 噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))のときの対応

富士山では、噴火前に火口位置が特定できないことなどから、噴火警戒レベルがレベル1から直接レベル3以上へ上がることとなっている。混乱なく短時間に避難等の対策を実施するため、協議会では、平成30年3月27日の申し合わせ事項として、噴火警戒レベル1の場合において、「解説情報(臨時)」が気象庁から発表された場合、各構成機関による注意喚起を実施するとともに、直ちに、オンライン形式等による協議会の開催、構成機関の間で情報共有を行い、噴火等の異常事態に備えることとしている。本計画では、この段階を特に、「噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))」と表記する。

(3) 噴火警戒レベルが引き上げられた後の対応

協議会は、気象庁が噴火警戒レベルを3へ引き上げた時は、速やかにオンライン形式等により協議会(会議)を開催し、火山専門家等の意見を参考に避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。噴火警戒レベルが4に引き上げられた後、政府現地災害対策室、又は緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部(以下、「現地対策本部」という。)が設置された場合は、協議会の体制を合同会議に移行し、災害応急対策について調整するとともに、合意形成に努める。

1-3 噴火発生後の対応

協議会は、噴火発生後、政府の現地対策本部が設置された場合は、協議会の体制を火山災害対策合同会議に移行し、災害応急対策について調整するとともに、合意形成を行う。

また、噴火規模や火口特定のため、関係機関から情報を集め構成機関に周知する。

1-4 小康期の対応

協議会は、火山活動が小康期となり、噴火警戒レベルが引き下げられた場合、避難状況、被災地域の復旧・復興の状況等に応じて、体制の見直しを行う。ただし、降灰後土石流が継続して発生するおそれがある場合は、避難体制を継続するとともに、必要に応じて災害応急対策を講じる。

2 国の体制

2-1 政府の体制

(1) 火山災害現地連絡調整室の設置

噴火警戒レベルが3以上に引き上げられた場合において、現地における情報の収集・取りまとめなど、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施する必要があると認められるとき、火山災害現地連絡室(火山災害現地連絡室長:内閣府政策統括官(防災担当)付参事官)が設置される。

(2) 特定災害対策本部及び政府現地災害対策室の設置

噴火警戒レベルが4に引き上げられた以降において、災害応急対策を実施する緊急の必要があると認められるときは、特定災害対策本部が設置される(特定災害対策本部長:防災担当大臣)。なお、噴火その他の火山現象に応じて、緊急災害対策本部若しくは非常災害対策本部が設置されることがある。さらに、現地における情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請を特定災害対策本部に繋ぐなど、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて政府現地災害対策室(政府現地災害対策室長:原則として内閣府政策統括官(防災担当)が指名する者)が設置される。なお、噴火その他の火山現象に応じて、特定災害現地対策本部が設置されることがある。政府現地災害対策室の設置場所は、噴火等の被害の想定に応じて、適切に業務の実施が可能な場所とする。

(3) 緊急(非常)災害対策本部及び現地対策本部の設置

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火等が発生した場合において、当該噴火等に対処する体制を整備し、災害応急対策を推進するため必要があると認められるときは、災害対策基本法第24条及び第28条の2に基づく緊急災害対策本部、非常災害対策本部の設置が検討される。さらに、現地における被災情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請を緊急災害対策本部、非常災害対策本部、又は特定災害対策本部(以下、「災害対策本部」という。)に繋ぐなど、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて現地対策本部(現地対策本部長:原則として内閣府副大臣または内閣府大臣政務官とし、必要に応じて大臣官房審議官(防災担当)又は防災担当参事官が代行する)が設置される。設置場所は、噴火等の被害の想定に応じて、適切に業務の実施が可能な場所とする。

(4) 国を主な実施主体として実施する事項

(1)から(3)までで示した、政府が設置する各種本部等のもと、国を主な実施主体として実施する事項を表-25・26に示す。

表-25 国が主な主体として実施する事項(1/2)

	噴火警戒レベル3の段階	噴火警戒レベル4・ 噴火警戒レベル5の段階	噴火後 (噴火警戒レベル5相当)
体制の 整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、関係省庁災害警戒会議を開催 <p>【現地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、内閣府調査チームの派遣、政府調査団の派遣、県への連絡要員の派遣 ・火山活動の状況に応じ、火山災害現地連絡室を設置 ・火山災害現地連絡室員は火山防災協議会の会議に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長に対し、避難の指示等について助言 ・必要に応じ、災害対策本部を設置 <p>【現地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、内閣府調査チームの派遣、政府調査団の派遣、県への連絡要員の派遣 ・火山活動の状況に応じ、政府現地災害対策室又は現地対策本部を設置 ・必要に応じ、複数の県庁等に現地対策本部又は政府現地災害対策室を設置 ・政府現地災害対策室長（現地対策本部長）は必要に応じ、噴火兆候情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する災害応急対策について相互に協力するため、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議（火山災害対策合同会議）を開催 ・市町村長が適時適切に避難指示ができるよう、現地対策本部長は、必要に応じて指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の著しい地方公共団体に対しては、人員の派遣、通信機能の確保を迅速に実施。 <p>【現地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左
迅速な 情報取 集体制	<p>【情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁、地方公共団体、マスコミ等からの情報の把握 	<p>【情報収集】</p> <p>同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要施設の被災状況の把握、二次災害の発生状況の把握及びハザードマップの分析等による危険性の把握 <p>【情報収集】</p> <p>同左</p>
避難等 に必要な ルート等 の確保等	<p>【避難ルート等の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や観光客等の避難ルートを確認するため、国及び地方公共団体は道路管理者と調整し、経路を確保 	<p>【避難ルート等の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や登山者等の避難のため、国及び地方公共団体は道路管理者と調整し、迅速に避難ルートを確認 ・国及び地方公共団体は道路管理者と調整し、迅速に災害応急対策活動に従事する車両が通行する経路を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者は必要な道路の啓開等を実施 <p>【避難ルート等の確保】</p> <p>同左</p>

表-26 国が主な主体として実施する事項(2/2)

	噴火警戒レベル3の段階	噴火警戒レベル4・ 噴火警戒レベル5の段階	噴火後 (噴火警戒レベル5相当)
降灰除去の活動	—	—	・降灰が発生した場合は、円滑に避難等を実施できるよう、国及び地方公共団体は適切に降灰を除去
土砂災害に関する調査等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省は、必要に応じて以下の事項を実施 - 土砂災害に関する調査、情報提供 - 数値シミュレーション結果など、リアルタイムハザードマップに関する情報の提供 - 緊急ハード対策 	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省は、必要に応じて以下の事項を実施 - 土砂災害防止法に基づく緊急調査 - 数値シミュレーション結果など、リアルタイムハザードマップに関する情報の提供 - 緊急ハード対策
緊急避難場所等の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や観光客等の確実な避難のため、国及び地方公共団体は市町村が指定した緊急避難場所及び避難所を確保 	同左	同左
人命救助を最優先とする部隊の派遣等	<p>【部隊派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、部隊の派遣を円滑に行えるよう、部隊派遣の準備 ・部隊の派遣を円滑に行うため、派遣手段や進出拠点等の必要な情報を関係機関間で共有を図る 	<p>【部隊派遣】</p> 同左	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、住民や観光客等の確実な避難を図るため、滞留者の救出・救助にあたる部隊を迅速に派遣 <p>【部隊派遣】</p> 同左
災害医療に関する準備等	<p>【DMAT】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、DMAT等の迅速な対応が可能なように必要な指示 <p>【医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は関係する医療機関の状況を把握 	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、公衆衛生医師、保健師等の派遣について非被災県と必要な調整 <p>【DMAT】</p> 同左
避難者への生活支援に関する体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・国は関係機関と連携し、物資の調達や輸送、生活支援に関する各種調整 ・国及び地方公共団体は、市町村及び都道府県の区域を超えた避難等（広域避難や一時滞在施設への一時的な滞在）を想定した手続きの準備 	同左	同左
生活支援等に関する事項	—	—	・国は、必要な規制緩和や特例措置について、噴火等発生後の被災地のニーズに応じて、迅速に対処

2-2 気象庁等の監視・観測体制

(1) 気象庁火山監視・警報センターの監視・観測体制

気象庁では、富士山の噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、本庁の火山監視・警報センター(東京)にて、地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、監視カメラ等の火山観測施設及び関係機関(大学等の研究機関、地方公共団体及び防災関係機関)からの観測データにより、火山活動を24時間体制で監視・観測している。

火山監視・警報センターは、平時において、観測データや解析結果等を地方気象台及び協議会と共有する。なお、直ちに噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いものの火山活動状況や観測データの変化について公表する必要がある場合には、火山の状況に関する解説情報や火山活動解説資料を発表する。

また、生命に危険を及ぼす噴火現象の発生やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合には、観測した前兆現象等に基づき、解説情報(臨時)、噴火警報(噴火警戒レベル)等を各県、市町村、関係機関及び住民等に対し発表する(図 3-1)。



※気象庁本庁に火山監視・警報センターが、札幌・仙台・福岡の各管区気象台に地域火山監視・警報センターが設置されています。

図3-1 気象庁における火山の監視・観測

(2) 富士山周辺における監視・観測体制

的確な防災対応の実施には、火山活動の状況の把握が前提となることから、気象庁等は、富士山周辺の監視・観測体制(図 3-2)を充実させるとともに、協議会構成機関に対して火山活動状況の迅速な提供に努める。

ア 平時の監視・観測及び研究体制

国、各県及び市町村は、大学等の研究機関と連携して、火山活動の異常を捉えるために、平時から山体全体をカバーできるよう監視・観測体制の充実を図る。気象庁は、少数の観測機器に障害が発生した場合でも可能な限り観測精度を維持できるよう、関係機関と観測点の配置についての調整を行う。さらに、これらの観測データを集約し、火山噴火予知連絡会及び協議会の火山専門家と情報共有する。積雪期においては、融雪型火山泥流に備えるため、国及び県は、防災科学技術研究所等と連携し、積雪深を観測して山体の積雪状況の把握に努める。国や大学等の研究機関は、噴火履歴や噴火メカニズム等の調査・研究を行うとともに、広範囲の地殻変動を面的に把握することができる干渉合成開口レーダーや航空レーザー測量の活用など、よりの確に火山活動を把握するための研究の推進に努める。

イ 監視・観測体制の強化

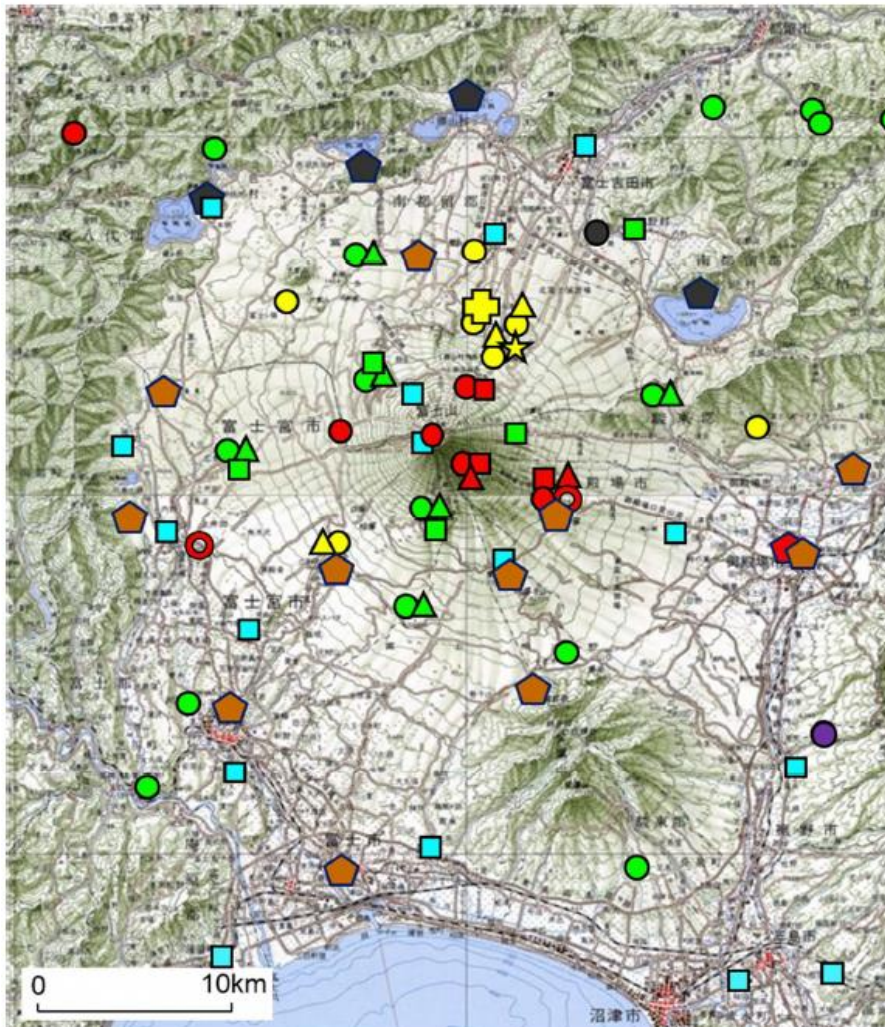
気象庁は、国・県の研究機関及び大学等の研究機関と連携し、噴火警報(噴火警戒レベル3)が発表された段階や、地震計による火山性地震の検出、GNSS観測による地殻変動の検出などマグマが上昇してきた可能性が捉えられた場合などには、必要に応じて観測班を組織して合同で速やかに以下の監視・観測の強化を図る。

- ・ 詳細な状況を把握するための地震計、GNSS観測点等の増設
- ・ マグマ上昇域付近での、地震計、GNSS、傾斜計、重力計等による観測、電磁氣的観測
- ・ 監視カメラ、航空レーザー測量、熱映像、合成開口レーダー、空振計等による表面現象の監視
- ・ 投下型の地震計等観測装置の整備等、また、国、県及び関係機関は、火山活動の状況に応じてヘリコプター等による上空からの調査や監視を行い、必要に応じて官邸や現地対策本部等へ映像を配信する。この際、可能な限り火山専門家や気象庁職員等も同乗し、上空から火山活動の状況を確認する。

噴火発生後においては、上記の監視・観測体制に加え、以下のような現象や状況に関する監視・観測の強化に努める。

- ・ 降下火山灰や火砕流被害の原因となる噴煙の高度並びに広がり状況
- ・ 火口位置の速やかな特定
- ・ 溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、土石流等発生状況
- ・ 大規模崩壊や、新たな火口出現の兆候となる地殻変動や地変の状況
- ・ マグマの状況を把握し、噴火推移予測をするための火山ガス放出量の観測及び噴出物、火山ガス等の採取と分析
- ・ 火砕流発生の原因となる火砕丘の発達状況
- ・ 融雪型火山泥流の原因となる積雪の範囲と状況
- ・ 土石流の原因となる山体への火山灰堆積状況
- ・ 河川氾濫の原因となる河道の埋塞状況等

なお、観測機器に障害が発生した時は、可能な限り早急に修理等の対応をするとともに、復旧までに時間を要する場合であっても観測精度を維持できるように関係機関と観測点の配置について調整を行う。



観測している機関

	気象庁
	防災科学技術研究所
	東京大学地震研究所
	国土地理院
	山梨県・富士山科学研究所
	神奈川県温泉地学研究所
	国土交通省中部地方整備局

観測項目

○	地震計(地震観測) 火山性地震や微動をとらえる	
△	傾斜計	
□	GNSS	
+	ひずみ計 地面の動きを計り、マグマの移動をとらえる	
☆	全磁力計 地下の熱をとらえる	
◎	空振計 噴火に伴う音波をとらえる	
⬠	監視カメラ 噴煙や土砂移動などをとらえる	

※ 出典:富士山火山避難基本計画

図3-2 富士山における火山観測点配置図

2-3 国土交通省の活動体制

国土交通省は、防災業務計画等に基づき、以下の緊急的な対策等を実施する体制を整備する。

(1) 土砂災害防止法に基づく緊急対策

噴火による大規模な降灰等の発生時における土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び同法第31条に基づく関係地方公共団体への緊急情報の通知が、迅速かつ効果的に実施できるよう、地方公共団体等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努める。

(2) 緊急減災対策

国土交通省は、県と連携して噴火に伴う土砂災害(融雪型火山泥流、降灰後土石流等)に対して、住民等の被害をできる限り軽減(減災)することにより、安心で安全な地域づくりに寄与することを目的として、ソフト対策とハード対策からなる緊急対策(図3-3)を迅速かつ効果的に実施する体制を整備する。また、大規模な噴火に伴う土砂災害に対しては、広域避難を支援することも考慮し、避難路、避難時間の確保等にも留意する。

緊急ハード対策は、噴火の予兆等が現れてから実施する項目と平時から実施する項目に分類することができ、主な内容として既設砂防堰堤の除石・嵩上げ、コンクリートブロック又は、大型土のうによる砂防堰堤・導流堤等の整備等がある。噴火の予兆が現れてから対策を完了するまで十分な期間を確保できない場合もあるため、平時から優先度等に応じて資機材の備蓄、用地の確保、工事用道路の整備等を実施する。

緊急対策の実施にあたっては、噴火活動の推移に対応して、監視・観測で得られた情報やリアルタイムハザードマップの情報を協議会に提供するとともに、それらに基づき、工事関係者の安全を確保しつつ、対応可能な時間、施工体制の確保、資機材の調達等を考慮し、緊急ソフト対策と併せて、土石流・泥流等の捕捉・導流などの効果を最大限発揮できるよう緊急ハード対策を行う。

なお、緊急減災対策は、富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画に定めており、各関係機関と連携・調整を図る。

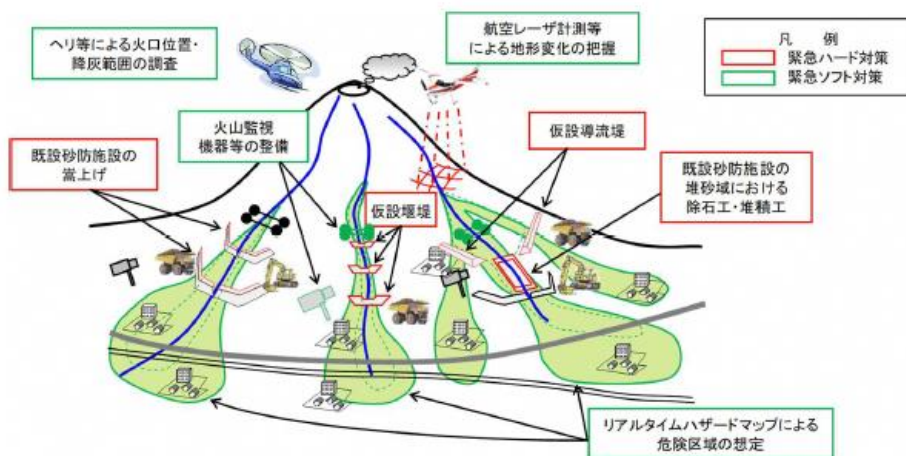


図3-3 国土交通省が実施する緊急的なハード・ソフト対策メニュー



図3-5 TEC-FORCEによる御嶽山の噴火への対応

3 県の体制

静岡県では、噴火警戒レベルに応じて(又は課長等の判断により)、表-27に示す配備体制をとる。

表-27 静岡県の富士山噴火対応の体制

噴火警戒 レベル	静岡県 (本庁)	東部、中部地域局 (出先機関)
レベル1 (解説情報(臨時))	・情報収集体制	・情報収集体制
レベル2 (引き下げ時)	・情報収集体制	・情報収集体制
レベル3	・特別警戒体制 (必要に応じて災害対策本部)	・特別警戒体制 (必要に応じて災害対策本部方面本部)
レベル4	・災害警戒本部 (必要に応じて災害対策本部)	・災害警戒本部 (必要に応じて災害対策本部方面本部)
レベル5 噴火発生後	・災害対策本部 本部長：知事 副本部長：副知事及び警察本部長 構成員：危機管理監、各部局長	・災害対策本部方面本部 本部長：地域局長 副本部長：副局長等 構成員：出先事務所長等

4 合同会議の開催

国は、噴火警戒レベルが4以上に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合においては、政府現地災害対策室長を議長とする火山災害警戒合同会議を、議長が必要と判断した場合に開催される。また、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議を、議長が必要と判断した場合に開催される。政府現地災害対策室、現地対策本部及び合同会議の開催の考え方・役割を表-28に示す。

表-28 政府現地災害対策室及び現地対策本部の設置、
火山災害警戒(対策)合同会議開催の考え方・役割

	火山災害警戒合同会議	火山災害対策合同会議
政府現地災害対策室及び現地対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、政府現地災害対策室を設置 ・設置場所は、上記業務が実施可能な場所とし、設備等をあらかじめ確保 ・政府現地災害対策室長は、原則として内閣府政策統括官(防災担当)が指名する者 ・必要がある場合は、複数の県庁等に政府現地災害対策室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、現地対策本部を設置 ・設置場所は、上記業務が実施可能な場所とし、設備等をあらかじめ確保 ・現地対策本部長は、原則として内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官 ・必要がある場合は、他の県庁等に政府現地災害対策室を設置
政府現地災害対策室及び現地対策本部の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・政府現地災害対策室長は、噴火等が発生するおそれのある市町村の長が行う避難指示等に関する事項について、必要に応じて、助言 ・政府現地災害対策室は、その管轄区域内の都道府県からの要請の把握に努めるとともに、把握した要請及び情報については速やかな対応を図るべく、災害対策本部又は関係省庁と情報を共有 ・政府現地災害対策室長は、噴火等が発生するおそれのある関係地方公共団体と連携して、必要に応じて、災害応急対策の的確な実施を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部長は、住民等の避難が必要又は必要となるおそれがある市町村の長が行う避難指示等に関する事項について、必要に応じて、助言又は指示 ・現地対策本部は、その管轄区域内の都道府県からの要請の把握に努めるとともに、把握した要請及び情報については速やかな対応を図るべく、災害対策本部又は関係省庁と情報を共有 ・現地対策本部長は、被災地方公共団体と連携して、必要に応じて、災害応急対策の的確な実施を図る
合同会議開催	<ul style="list-style-type: none"> ・政府現地災害対策室長は必要に応じ、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議を開催 ・開催場所は、原則として政府現地災害対策室の設置場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部長は必要に応じ、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害対策合同会議を開催 ・開催場所は、原則として現地対策本部の設置場所
合同会議の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・主として以下の災害応急対策について調整し、合意形成に努める <ul style="list-style-type: none"> - 噴火兆候情報その他火山活動に関する情報の収集及び分析に関する事項 - 噴火活動に応じた対応等に関する事項 - 避難行動が必要となる時期、範囲に関する事項 - 移動手段の手配、避難のための経路の確保、避難所の開設その他の避難に関する事項 - 住民や報道機関への情報発信に関する事項 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として以下の災害応急対策について調整し、合意形成を行う <ul style="list-style-type: none"> - 火山活動に関する情報の収集及び分析に関する事項 - 噴火活動に応じた対応等に関する事項 - 噴火等の現象に応じ、避難行動が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項 - 移動手段の手配、避難のための経路の確保、避難場所の開放その他の避難に関する事項 - 市町村、都道府県の区域を超えた避難、応援、降灰除去その他の広域的な対策に関する事項 - 住民や登山者等の救助・救急・医療、救援物資の輸送・受入れその他の被災者支援に関する事項 - 家畜の移送等の農林水産業対策に関する事項 - 住民や報道機関への情報発信に関する事項 等

なお、合同会議は、原則として政府現地災害対策室又は現地対策本部が設置された施設で開催する。政府の現地対策本部等の設置候補施設は、富士山が目視でき、通信システムを完備し、合同会議を開催できる広さの会議室を有する施設を基本とする。実際の設置にあたっては、火山活動の状況に応じて、予め協議会が選定した候補施設(表-29)から選定する。また、緊急時にはオンライン形式での会議を原則とし、常時、最新の状況を共有する体制を整備する。関係機関は、オンライン形式での会議に速やかに参加できるよう必要な整備を行う。

表-29 政府現地災害対策室及び現地対策本部の設置候補施設

	施設名	所在地	備考
神奈川県	神奈川県庁西庁舎	横浜市中区日本大通 1	県災害対策本部設営
	足柄上合同庁舎	足柄上郡開成町吉田島 2489-2	
山梨県	山梨県庁防災新館	甲府市丸の内 1-6-1	県災害対策本部設営
	富士吉田合同庁舎	富士吉田市上吉田 1-2-5	
	世田谷区立河口湖林間学園	南都留郡富士河口湖町大石 字湖中 2585	
静岡県	静岡県庁別館	静岡市葵区追手町 9-6	県災害対策本部設営
	静岡県富士総合庁舎	富士市本市場 441-1	
	静岡県東部総合庁舎	沼津市高島本町 1-3	県災害対策本部東部方面本部設営
	小山町生涯学習センター	小山町阿多野 130	
	御殿場市役所	御殿場市萩原 483	
	裾野市民文化センター	裾野市石脇 586	
	富士市役所	富士市永田町 1-100	
	富士宮市役所	富士宮市弓沢町 150	

5 火山活動の各段階における体制・対応

火山活動の各段階における協議会、国、各県、市町村及び関係機関の対応(例)を図 3-6に示す。

また、火山活動の各段階に対応した防災対応の共同検討体制(概念)について図 3-7に示す。

富士山火山においてもこれらと同様に対応するものとする。

※ 出典：富士山火山避難基本計画

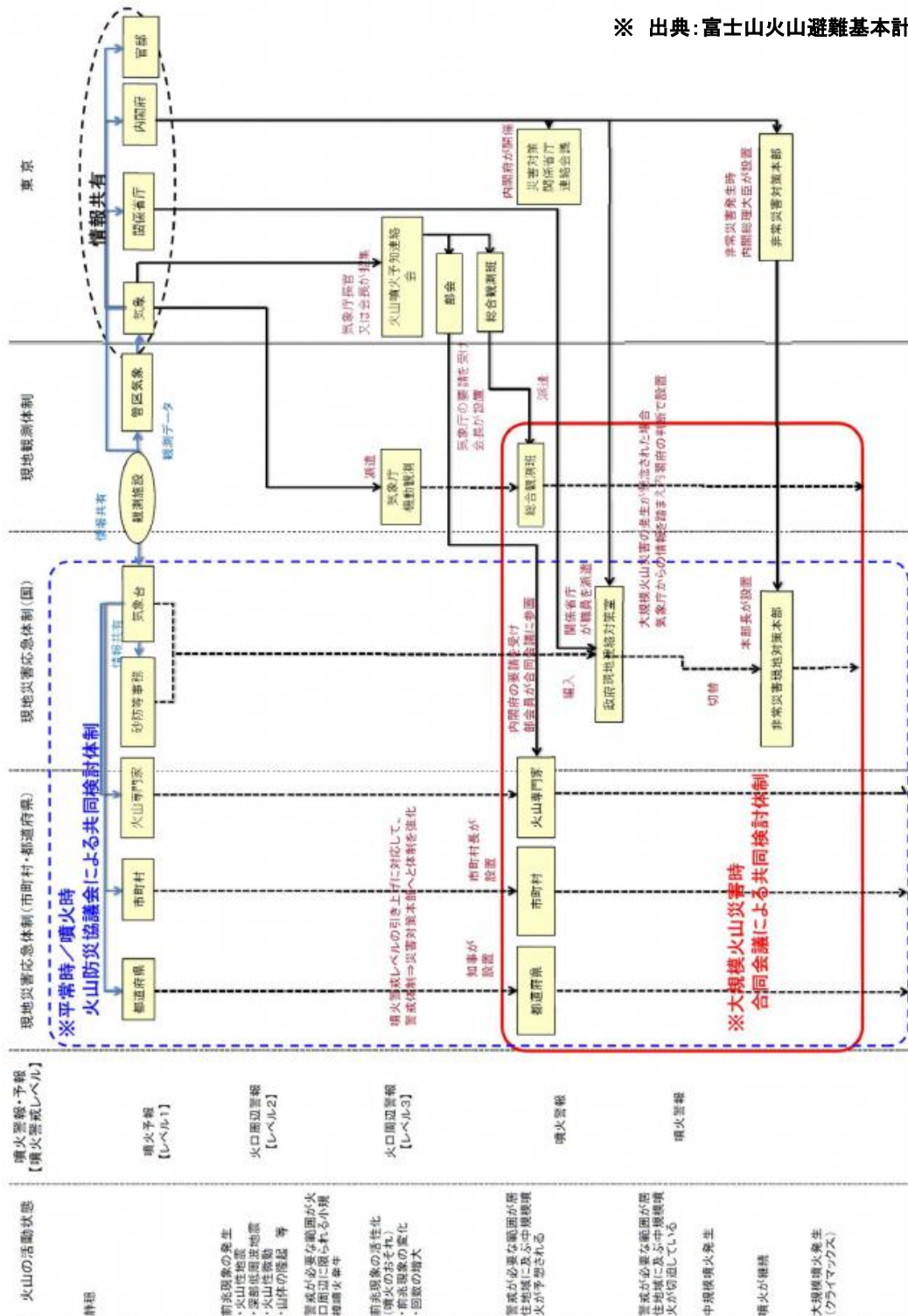


図3-6 火山活動の各段階に対応した関係機関の対応(例)

※ 出典：富士山火山避難基本計画

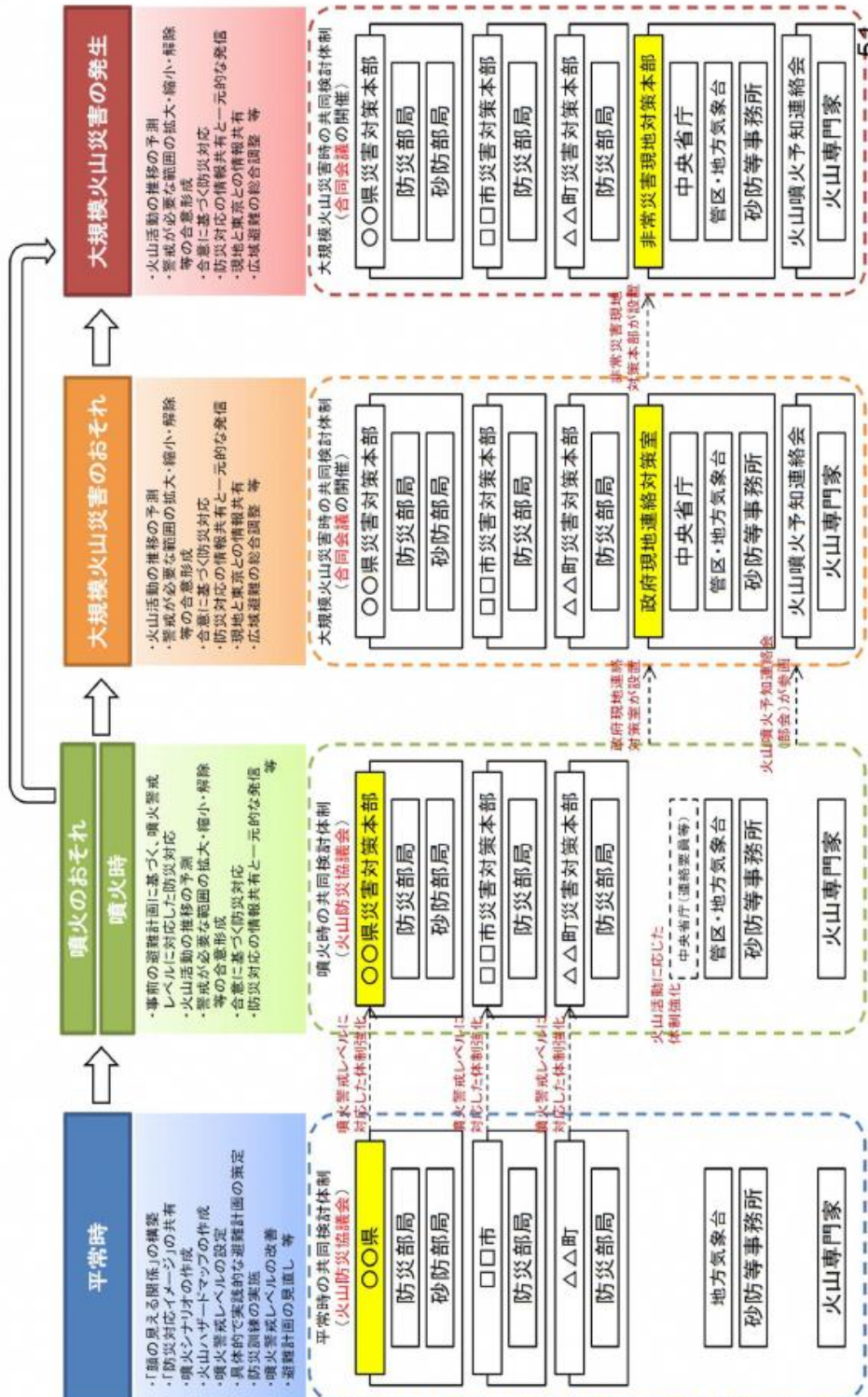


図3-7 火山活動の各段階に対応した防災対応の共同検討体制(概念)

第2章 市の体制等

1 市の体制

市は、噴火警戒レベル等に応じて災害警戒(対策)本部を設置する。噴火警戒レベル等に応じた体制は、表-30を基準とする。

表-30 裾野市の富士山噴火対応の体制

災害等の状況 (噴火警戒レベル)	市の体制	備考
レベル1 (火山の状況に関する 解説情報)	<input type="checkbox"/> 情報収集体制、又は、 事前配備体制	◇ 噴火活動及び噴火情報等 収集の度合いにより、体制を 判断
レベル1 (火山の状況に関する解 説情報(臨時)) 又は、 レベル3引き上げ に関する事前連絡受け	<input type="checkbox"/> 噴火前避難支援体制 (新規) ・事前配備体制 (部長の指名する者) ※1 ・避難所開設体制 ※2 ・須山支所要員 ・須山地区等周辺居住職員 (※3)の呼集	◇ 現地調整所の開設・運営 ・入山規制及び交通規制の 準備 ・須山避難所(研修センター 等)の開設準備
レベル2	※4	
レベル3	<input type="checkbox"/> 第1次配備体制 (災害警戒本部)	◇ 第1次避難対象エリアの 避難 ◇ 第2次避難対象エリアの 高齢者等避難 ◇ 現地調整所の運営 ・ 須山避難所の開設・運営 (第2次避難対象エリアの 避難支援) ・ 入山規制・交通規制 ◇ 深良中・東中の避難所の 開設準備 ※ 必要に応じ、災害対策本部
レベル4	<input type="checkbox"/> 第2次配備体制 (災害対策本部)	◇ 須山地区全域及び下和田 区の要支援者の避難 ◇ 現地調整所の運営 ・ 収容班・救助班による避難 支援 ・ 入山規制・交通規制 ◇ 深良中・東中の避難所の 開設・運営
<p>※1 現地調整所の開設・運営に必要で、各部長が指名する職員 ※2 広域避難地班(須山小班)のみ。 ※3 須山地区等周辺居住職員(須山地区、下和田・呼子区)は、各年度当初での配備体制の 見直し時に、確認・調整する。 ※4 レベル2は、引き上げ時はなく、引き下げ時のみであり、情報収集体制、または、事前配備 体制 ★ 本部長等が必要と認めた場合は、参集基準に係わらず、必要な職員を参集させる。</p>		

2 本部等設置場所

(1) 火山噴火の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置する。また、代替となる場所・設備等を予め検討しておく。

市の、富士山火山噴火時の本部等設置場所は、表一31の施設とする。

表一31 本部等設置場所

体制等	施設名	住 所	富士山視認状況	備 考
情報収集体制	裾野市役所 危機管理課(1F)	裾野市佐野1059番地	困 難	
噴火前避難支援体制 第1次配備体制(災害警戒本部) 第2次配備体制(災害対策本部)	須山支所 (現地調整所) 裾野市役所 401会議室(4F)	裾野市須山1593-12 裾野市佐野1059番地	可 能 可 能	※ 噴火現象、特に、溶岩流の流下ライン等に応じ、災害対策本部等の位置を決定する。 ※ 防災協定改定中
災害対策本部(予備) ※ 噴火後の体制	東中学校 住友金属鉱山株式 会戦略研修所	裾野市公文名685-1 裾野市千福が丘4丁目17番1号	可 能 可 能	

(2) 「噴火前避難」に関し、自治組織を持たない十里木別荘を含む須山地区住民や登山・遊興施設利用の観光客等の避難支援(誘導)及び警察・消防・自衛隊等関係防災機関の現地活動を適時適切に行うため、噴火警戒レベル3発表に先立ち、レベル引き上げに関する静岡地方気象台からの事前連絡、または、火山の状況に関する解説情報(臨時)発表に伴い、須山支所に「現地調整所」を開設する。

ア 現地調整所の開設・運営

(ア) 火山の状況に関する解説情報(臨時)発表等を受け、危機管理課要員を長として所要の人員・資機材を準備し、必要車両に積載して須山支所へ前進、現地到着後、速やかに現地調整所を開設する。所要の人員は、事前配備・避難所開設体制要員を充てる。(職員の呼集状況に応じて編成し、準備できた車両毎逐次移動(出発)する。)

現地調整所の要員・資機材及び役割等は、表一32のとおり。

(イ) 噴火前避難支援体制で示された須山地区等周辺居住職員は、呼集後に直接須山支所へ前進して、現地調整所の掌握下に入り活動を実施する。市の噴火前避難支援の体制・流れは、表一33のとおり。

イ 噴火前避難支援における現地調整所のレイアウト、避難支援要領・流れ等は、第2編第2章第5項 5-1「噴火前の避難計画」を参照

表-32 現地調整所の要員・資機材及び役割等

	人 員		資機材	その他(車両)
	役割等	人 数		
統制部(危機管理)	◇ 長(危機管理課長) ◇ 本部要員 ※①	2~3名	・ 無線機 ・ 地図・データ ・ その他調整所資材	1両(水防車)
現地対策部 ・ 広域避難地班(須山小班) ・ 福祉班(部長が指名する者)	◇ 須山避難所要員 ※④ ◇ 救助班要員 ※③ ◇ 本部要員 ※①	8~12名	・ 地図 ・ 無線機等	5~7両 ※ 当時の状況による。
復旧対策部 土木班(部長が指名する者)	◇ 入山・交通規制処置等 ◇ 本部要員 ※①	2~3名	・ 看板等規制資材 ・ 地図、拡声器	
物資部 産業観光課等 (部長が指名する者)	◇ 入山規制、登山者・観光客の帰宅(避難)誘導等 ◇ 本部要員 ※①	2~3名	・ 看板陶器製資材 ・ 地図、拡声器	
須山地区等周辺居住職員	◇ 収容班要員 ※② ◇ 救助班要員 ※③	5~10名	・ 共通:無線機 ・ 収容班(報告定型) ・ 救助班(地図)	支所へ直接自走 ※ 状況により現地で、車両配当
須山支所要員	◇ 須山地区住民対応 ◇ 問い合わせ対応	2~3名	・ 支所保有資器材 ・ 必要により、周辺施設から借用	支所へ自走

【役割等(基準)】
 ① 本部要員：調整所本部要員(無線等対応、収容班・救助班からの情報収集及び状況把握、報告・連絡等)
 ② 収容班(4名:須山1~3・6区及び下和田区へ派遣)
 行政区集会所等へ前進し、避難状況把握、避難支援(自走不可者及び避難行動要支援者の要救助者人数の把握・報告)、避難バス添乗による自走不可者等の輸送 ※ 避難行動要支援者救助は、区長・自主防会長及び民生委員と3者調整を実施
 ③ 救助班(5名基準:本部要員×1、2人1組を2組(保健師等が望ましい。))
 収容班からの救助要請等の情報及び住民からの直接救助要請に基づき、公用車等を運用して避難行動要支援者を救助・輸送 ※ 要支援者の救助等に当たっては、消防との密接な連携を図る。(必要により、消防団・火防隊に支援要請)
 ④ 須山避難所要員(5名)
 噴火警戒レベル3発表に伴い、須山避難所(研修センター、状況により、須山支所及び須山小)を開設・運営、並行して第2次避難対象エリア(十里木高原地域)の避難行動要支援者等(自走できない住民を含む。)を避難バスにより避難支援

表-33 噴火前避難支援体制・流れ

噴火状況(警戒レベル)		レベル1	火山活動解説情報	レベル3	レベル4
県の体制		事前配備(情報収集)		警戒本部設置(必要に応じ災害対策本部)	
避難情報等				避難指示(1次エリア) 高齢者等避難(2次エリア)	避難指示(須山地区全域) 高齢者等避難(下和田区)
配備体制		噴火活動開始	事前配備(情報収集)	噴火前避難支援	
市の体制等	各別行動等	現地調整所	本部	第1次配備(警戒本部) 避難所開設	第2次配備(災害対策本部)
			収容班		
			救助班		
			広域避難地班		
	須山班	須山避難所開設(運営) 2次エリアへの避難支援(避難バス運用)	須山避難所入所者の避難支援(避難バス運用) 避難所撤収		
その他	呼集(人員・状況把握) 出発(車両・避難所必要資材)準備	呼集(人員・状況把握) 出発(車両・避難所必要資材)準備	市役所・関係部署へ連絡 須山避難所開設指示 1次エリアの避難確認、2次 2次エリアの避難支援指示 巡回広報、入山・交通規制	市役所・関係部署へ連絡 巡回広報、交通規制・誘導 避難支援全般統制・指示 避難状況把握・通報、事案対応 警戒区域の設定準備	
関係機関等	警察	移動(準備)	巡回広報(富士急別荘地芙蓉森林地区) ※防犯兼ねる。 入山・交通規制(水ヶ塚付近)	巡回広報(レベル3に同じ。) 交通規制(1次エリア、避難支援(誘導:6か所)、進入抑制(2か所))	
消防			巡回広報(南富士2・3地区) 入山規制(資料館周辺) 避難支援(患者等搬送)	巡回広報(レベル3に同じ。) 避難支援(要支援者患者等搬送)	
自衛隊			連絡員の派遣(状況把握)	(必要により、警戒区域設定及び区域内残留者の救助・救出)	

3 市全体が市外(広域)避難する場合の体制

3-1 災害対策本部と現地対策本部

噴火現象、特に、溶岩流の流下状況(黄瀬川その他ライン等)及び大量の降灰等により、全市民が市外避難を余儀なくされる状況が生じた場合には、災害対策本部体制を一時的に、市内と避難先市町の2か所以上複数に分割することがある。

この場合、災害対策本部長が主に位置する組織を主災害対策本部とし、それ以外の組織を現地対策本部等とする。この際、現地対策本部等においては、市長が指名する者が現地対策本部長となり、指揮・統制を行うものとする。

3-2 市外(広域)避難後の災害対策本部

全市民が、市外(広域)避難後の災害対策本部は、市民の避難先市町を考慮して避難先市町の概ね中心付近に選定し、避難先市町との調整により決定し、設定する。

4 学校・児童関連施設の避難対策

(1) 基本的な考え方

市内の幼稚園、保育所、小学校及び中学校等の施設(以下「学校・児童関連施設」という。)について、基本的な避難対策を実施(表-34)のとおりする。

ア 市内の第4次避難対象エリアから内側に位置する学校・児童関連施設のうち、活動火山対策特別措置法施行令第1条第2項第1号及び第7号の施設について、避難促進施設に指定し、避難確保計画を作成する。避難確保計画の策定にあたっては、避難確保計画作成の手引き等を参考とする。

イ 市内の第1次から第6次避難対象エリア内の全ての学校・児童関連施設、また、避難対象エリア外(溶岩流の流下想定外)であっても公立の小・中学校及び幼稚園・保育園は、噴火警戒レベル3に引き上げられた時点で原則として速やかに一旦休校等の措置を行い、休校後は、各施設の立地条件に応じて、保護者への引き渡し又は集団避難後に引き渡す等の具体的な引き渡しを実施する。(引き渡しのイメージは、図3-8のとおり。)

また、引き渡し後は、各学校・児童関連施設において情報収集及び今後の対応について確認を行う。

表-34 裾野市の学校・児童関連施設

避難対象エリア区分	溶岩流到達時間	幼稚園	保育園	小学校		中学校	高校	障害福祉等	小計
				学校	放課後児童				
3次	2時間	1 須山	0	1 須山	1 (校内1)	1 須山	0	0	4
	2時間～ 3時間	0	0	0	0	0	0	0	0
	3時間～ 6時間	0	0	1 富二	1 (校内1)	0	0	0	2
4次	6時間～ 12時間	1 富岡一	2 富岡、御宿台こども	1 富一	1 (校内3)	2 西、富岡	0	0	7
	12時間～ 24時間	2 西、裾野ひかり	1 西	0	0	0	0	2 富岳裾野学園、めだか	5
5次	24時間～ 7日間	2 深良、聖母	3 深良、さくら小柄沢、富岳南	3 西、南、深良	3 民家×3 (校内3)	0	1 裾野	1 あんさんぶる	13
6次	7日間～ 最終	1 いずみ	3 東、さくら、富岳キッズセンターあい	2 東、向田	2 (校内1カ所)	0	0	3 IRODORI ゆうりんかん裾野、ゆめNOVA	11
外	流下しない	1 千福が丘ひかり	0	1 千福が丘	1 (校内1カ所)	3 東、深良、不二聖心	0 ※(不二聖心)(高等)	0	6
計		8	9	9	9 (校内20)	6	1	6	48

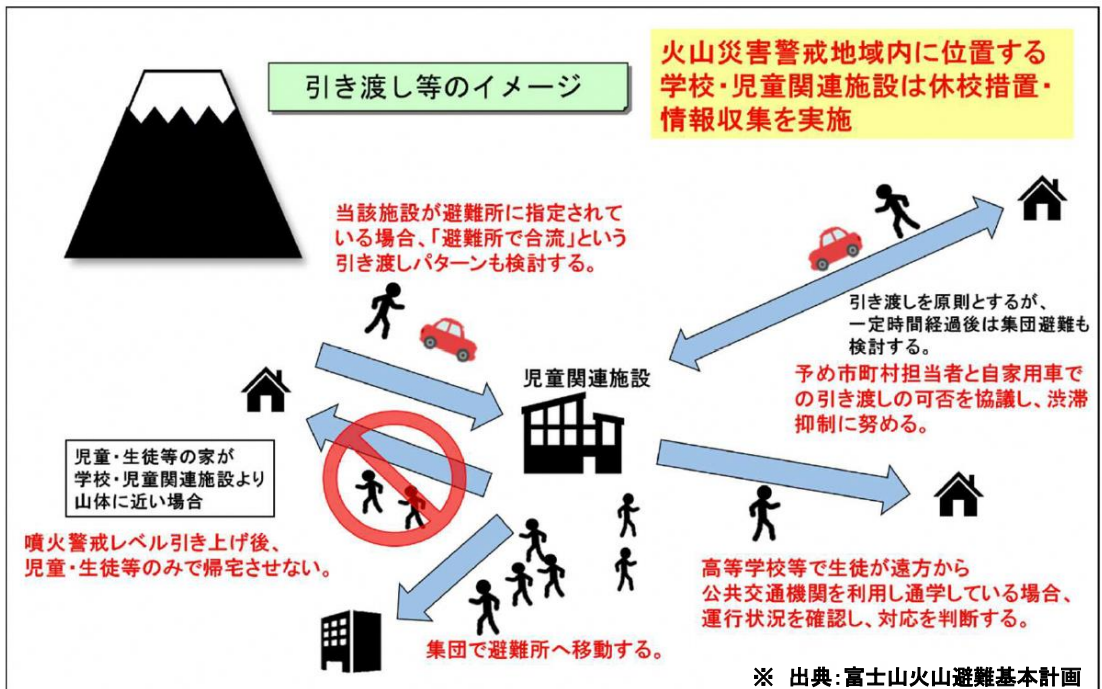


図3-8 引き渡し等のイメージ

(2) 各機関等の対応

学校・児童関連施設の避難に係る各機関等の対応事項を表-35に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-35 学校・児童施設の避難に係る対応事項

段 階	機 関	対 応 事 項
噴火警戒レベル1(平時) (活火山であることに留意)	市	<input type="checkbox"/> 富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知、啓発 <input type="checkbox"/> 避難基本計画の周知 <input type="checkbox"/> 学校・児童関連施設の避難(確保)計画の策定支援 <input type="checkbox"/> 噴火発生後の教育継続について(学校・児童関連施設の被災や児童・生徒の通学が困難となった場合の対応を検討)
	学校関連施設	<input type="checkbox"/> 学校・児童関連施設の避難(確保)計画の策定 <input type="checkbox"/> 緊急時の連絡手段の確保 <input type="checkbox"/> 緊急時の安全確保先の確保 <input type="checkbox"/> 避難訓練(引き渡しを含む。)の実施
噴火警戒レベル1 解説情報(臨時)	県	<input type="checkbox"/> 避難実施市町村への火山活動状況の情報提供
	市	<input type="checkbox"/> 各所管部局への噴火警戒レベル等の連絡 <input type="checkbox"/> 各所管部局から各施設への噴火警戒レベル等の連絡
	学校関連施設	<input type="checkbox"/> 一旦休校の手続き確認及び準備 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡準備
噴火警戒レベル3	県	<input type="checkbox"/> 避難実施市町村への火山活動状況の情報提供
	市	<input type="checkbox"/> 各所管部局への噴火警戒レベル等の連絡 <input type="checkbox"/> 各所管部局から各施設への噴火警戒レベル等の連絡
	学校関連施設	<input type="checkbox"/> 一旦休校の実施 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡及び引き渡し <input type="checkbox"/> 立地条件によっては、直ちに避難を実施し、避難先で引き渡し
噴火警戒レベル4、、5、 噴火直後、噴火状況判明後	市	<input type="checkbox"/> 各所管部局への噴火警戒レベル及び噴火状況等の連絡 <input type="checkbox"/> 各所管部局から各施設への噴火警戒レベル・噴火状況等の連絡
	学校関連施設	<input type="checkbox"/> 噴火の状況によっては、速やかに児童・生徒等を避難誘導 <input type="checkbox"/> (避難した場合)安否情報、避難先を保護者へ周知

第3章 情報伝達

1 関係機関及び住民等への情報伝達

噴火現象の中には、短時間で居住地域に到達するものや広範囲に影響が及ぶものがあることから、関係機関や住民等に対し迅速かつ適切に情報を伝達することは、避難を実施する上で非常に重要となる。

気象庁は、火山活動の監視・観測を常時実施しており、火山活動の状況に応じ、表-36に示す情報(以下「噴火警報等」という。)を発表し、速やかに関係機関に提供するとともに解説の実施に努める。

本計画では、噴火警報等に応じて防災対応を実施することから、国、各県及び市町村は、関係機関及び住民等に対し、迅速かつ適切に情報伝達を行う。

表-36 気象庁が発表する富士山の火山活動の状況に応じた噴火警報等

噴火前	レベル1	・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料
	レベル1	・火山の状況に関する解説情報(臨時)
	レベル3	・火口周辺警報(レベル3、入山規制) ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(定時)
	レベル4	・噴火警報(レベル4、高齢者等避難) ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(定時)
	レベル5	・噴火警報(レベル5、避難) ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(定時)
噴火後	レベル5(代替)	・噴火速報 ・噴火警報(レベル5、避難) ・噴火に関する火山観測報 ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(速報・詳細・定時)
火山活動の小康期	レベル5~1 随時引下げ	・噴火警報・噴火予報 ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(定時) ※レベル2以上の場合に発表

※富士山の噴火警戒レベル2は、噴火前の火山活動が高まる段階では、火口の位置を特定して限定的な警戒範囲を示すことが困難なことから発表されず、噴火後に火山活動の低下や警戒範囲が限定される場合に発表される。

※噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて必ずしもレベル3、4、5と順に上昇して噴火に至るとは限らない。

※噴火速報は、以下の場合に発表される。

- ・ 噴火警報が発表されていない状態で噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている状態で、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。
- ・ このほか社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※火山の状況に関する解説情報は、特にレベルの引き上げの可能性が高い場合には、情報名に(臨時)を付して発表する。

※ 出典：富士山火山避難基本計画

1-1 火山活動に関する情報伝達

(1) 噴火警報等の情報伝達の流れ

気象庁は、噴火警報等を発表したときは、各県の防災担当部局及び市町村に対しアデスオンラインやJ-ALERT等により情報伝達するとともに、その重要性に応じて報道機関への発表を行う。各県は、気象庁から受け取った情報を一斉FAX等により市町村に情報伝達し、市町村は、一般住民等に対して、防災行政無線等により伝達する(図3-9)。

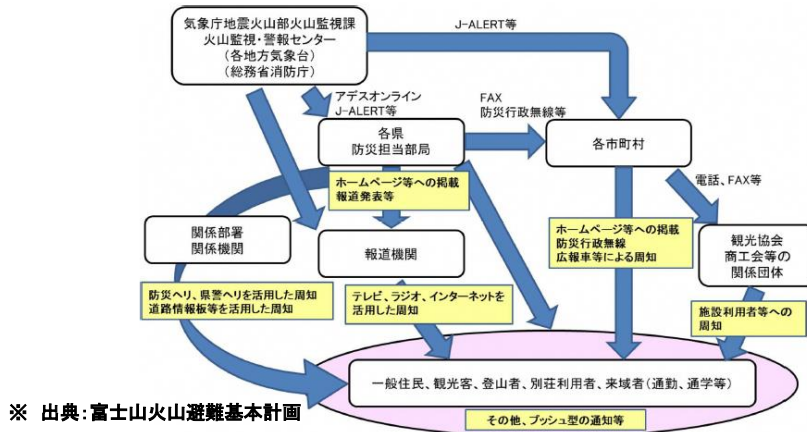


図3-9 噴火警報等の情報伝達の流れ

(2) 各県における噴火警報等の情報伝達

静岡県は、地域防災計画に規定された情報伝達体制により情報伝達を行う。(図3-10)

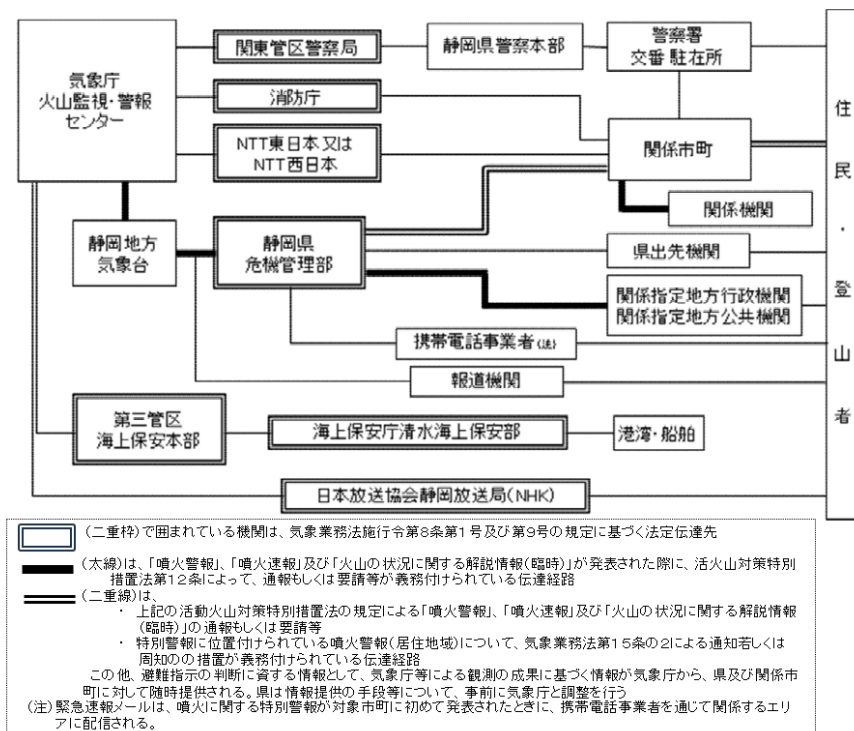


図3-10 静岡県における噴火警報等の伝達体制

(3) 国と県との情報伝達手段

国と県との間には、通常の電話回線の他に表-37の情報伝達手段を有する。

表-37 国と県との情報伝達手段

連絡手段	特徴
中央防災無線	内閣府、中央省庁等と都道府県を結ぶ無線通信網
国土交通省電話	国土交通省防災無線ネットワークにより、国土交通省や各地方整備局、都道府県を結ぶ電話
消防防災無線	消防庁と都道府県の防災担当部門を結ぶ無線通信網 [地上系] 電話及びFAXによる相互通信と消防庁からの一斉通報に利用 [衛星通信系] 個別通信、一斉通報や被災地への優先的回線割当てが可能

(4) 市における情報伝達

市は、噴火警報等や避難指示を、一般住民等に対し速やかに情報伝達する必要がある。この場合において、情報伝達に漏れのないよう警察や消防等と協力して確実に情報伝達するとともに、報道機関を活用した広報を行う。また、円滑に情報伝達ができるよう、平時から市内における情報伝達体制を構築する。(図3-11)

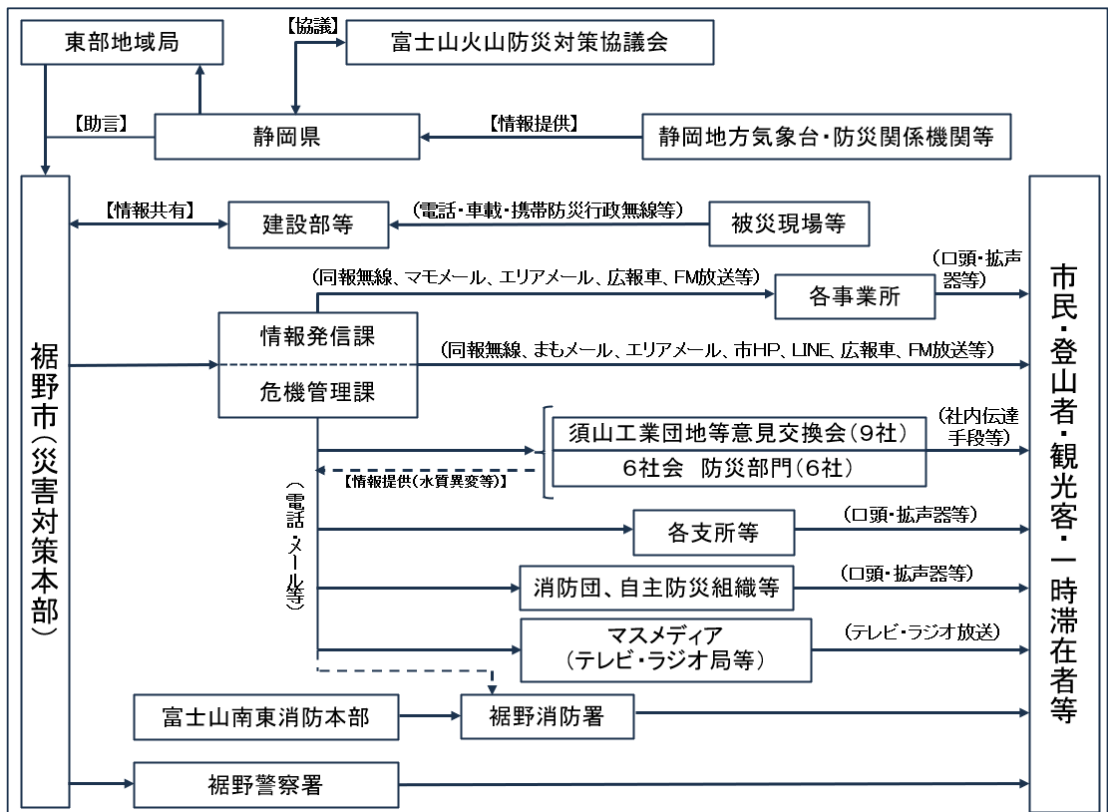


図3-11 市の情報伝達系統図

(5) 情報伝達手段の多重化

火山災害では、噴火現象による通信施設の被災、大量降灰による停電、回線集中による電話回線の輻輳やデータ通信の停止が発生するなど、情報伝達ができなくなるおそれがあることから、市は、不測の事態に備えて情報伝達手段の多重化を検討し、整備に努める。

(6) 異常現象の通報体制

住民等から異常現象等の通報を受けた場合は、図 3-12 の情報伝達システムにより県(防災担当部局)へ情報伝達する。県は、通報内容を速やかに静岡地方気象台及び協議会の会長県へ情報伝達する。会長県は、必要に応じて協議会構成機関に対し情報伝達する。

なお、気象台は、通報内容を速やかに火山監視・警報センターへ報告するとともに、市町村等の協力を得て通報内容の確認を行う。火山監視・警報センターは、観測データと通報内容から総合的に判断して評価した結果を、気象台を通じて県へ伝達する。

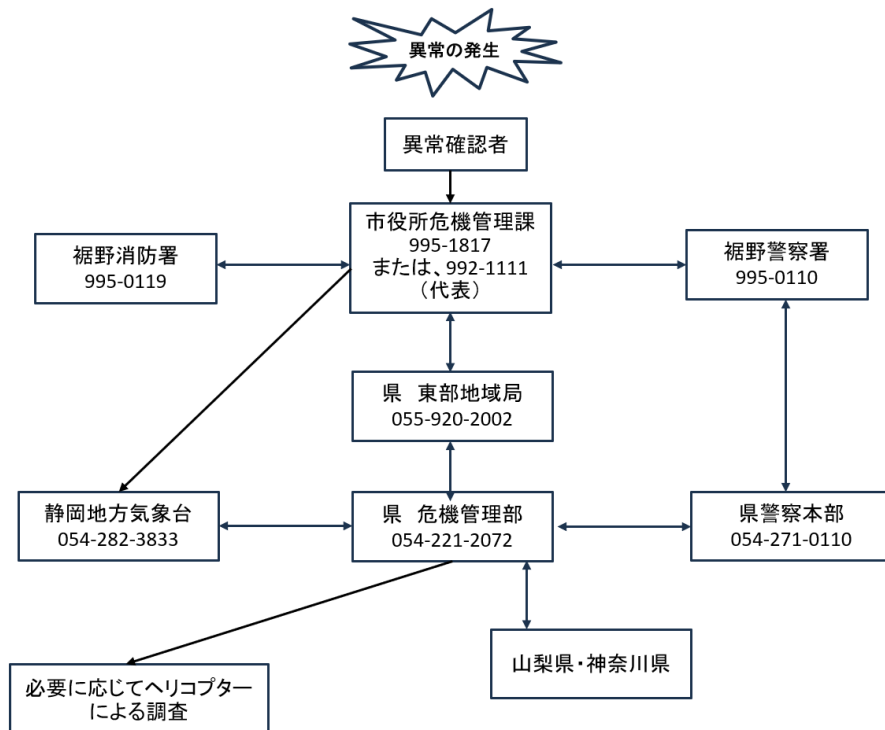


図3-12 異常現象の情報伝達系統図

1-2 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報(気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町村の発令する避難指示)は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1~3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会(会議)を招集し、報告内容について検討を行う。

噴火警戒レベル4、5の段階において合同会議が開催されたときは、構成機関は、合意形成又は調整した内容を自機関の対策本部等に情報伝達して、その後の対応に当たる(図3-13)。なお、協議会における検討内容及び合同会議において合意形成又は調整した事項は、報道機関を通じて、一般住民等に広く情報発信するが、緊急時の情報発表のあり方については、平時から各県の防災担当部局において協議する必要がある。

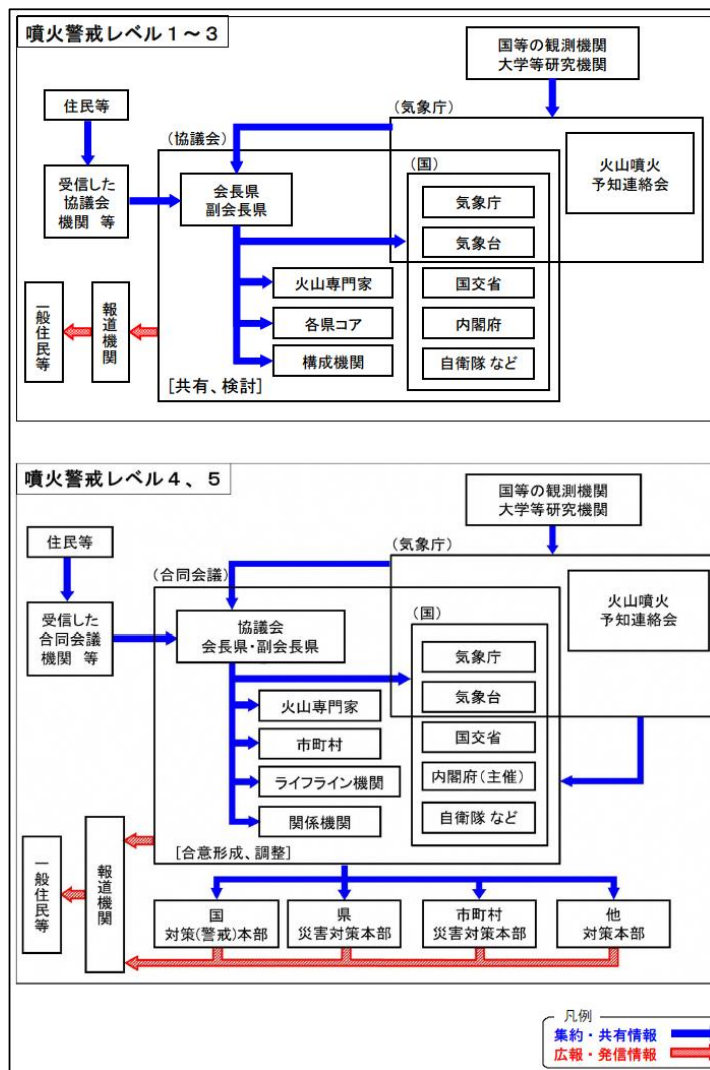


図3-13 協議会等における情報伝達体制

1-3 市民等(一般住民、観光客等一時滞在者及び避難行動要支援者)への情報伝達

市民等の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、火山活動の状況に応じた速やかな情報伝達や広報は重要である。また、適切な情報伝達は、市民等の不安を和らげ、不要な混乱を避けることに繋がる。

市民等が必要とする情報は、緊急性の高い噴火警報等や避難指示をはじめ、施設の復旧情報、生活支援情報など多岐に及ぶが、これらの情報は、火山活動の状況や時間経過に伴い変化することから、市は、状況に応じて的確に情報伝達や広報を行う。

また、避難行動要支援者は、一般住民より早い段階において避難するため、早めの情報伝達が必要となる。独り暮らしの高齢者世帯などは情報が届きにくいことが想定されることから、市は、防災行政無線や広報車による広報のほか民生委員、自主防災組織等の避難支援等関係者と協力し、名簿を活用した電話、FAX、訪問による方法、携帯端末等の活用など複数の手段により情報伝達を行う。

なお、市民等への情報伝達に係る市の対応事項は、裾野市域内に富士山登山の山小屋がないことから、表-37に示す内容を基準とする。

情報伝達手段は、同報無線、まもメール、エリアメール、広報車等によるほか、回覧板、市HP、LINE公式アカウントや報道機関等の活用を図る。

表-37 情報伝達に係る市の対応事項

噴火警戒レベル	実施内容等
レベル1(平時) (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> ◆同時放送無線(屋外拡声子局、戸別受信機)の整備 ◆区(自主防災会)、民生委員等との情報伝達体制の構築 ◆関係機関(観光施設、別荘管理事務所、須山工業団地・6社会等市内企業等)との情報伝達体制の構築(意見交換等) ◆避難対象エリア住民への周知、特に、次の事項を重視する。 <ul style="list-style-type: none"> ◇須山地区等住民への噴火前避難要領等 ◇溶岩流の流下ラインに応じた避難要領等 ◆避難行動要支援者の支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ◇名簿・個別計画の作成、関係者への提供等 ◇要配慮者利用施設等との情報伝達体制の構築(意見交換等) ◆富士山火山災害に関する知識等の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ◇自主防災活動への支援・協力 ◇教育委員会等との連携による小・中学校等の防災授業等への支援・協力
レベル1 (解説情報(臨時) ※噴火前避難支援体制)	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内全域への広報(同時放送無線、まもメール、エリアメール、市HP、LINE公式アカウント等) ◆噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ ◆区(自主防災会)、民生委員等への情報提供、特に、噴火前避難が必要な須山地区、中でも第1次及び第2次避難対象エリア内住民 ◆関係機関(観光施設、須山工業団地・6社会等市内企業等)への情報提供及び情報伝達体制の確認 ※特に、須山工業団地等への情報共有 ◆別荘地への管理会社を通じた呼びかけ 住民票がある居住者には避難準備、または、自主的な分散避難住民票がない別荘居住(所有)者への帰宅促進 ◆要配慮者利用施設等への情報提供、特に、須山地区所在施設

噴火警戒レベル	実施内容等
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ◆第1次避難対象エリア内に情報伝達(避難) ◆第2次避難対象エリア(十里木高原地域)内に情報伝達(避難行動要支援者避難) ◆第1次避難対象エリアへの避難指示、第2次避難対象エリア(十里木高原地域)への高齢者等避難の発令、須山地区(須山研修センター等)避難所の開設案内 ◆別荘地への別荘管理事務所を通じた呼びかけ 住民票がある居住者には避難及び避難準備(自主的な分散避難を含む。)、住民票がない居住(所有)者への継続的な帰宅促進 ◆第2次避難対象エリア(須山地区の十里木高原地域以外の地域)及び第3次避難対象エリア(下和田区避難行動要支援者)内に情報伝達(避難準備) ◆市内全域への広報(同時放送無線、まもメール、エリアメール、市HP、LINE公式アカウント等) ◆区(自主防災会)、民生委員等への情報の周知 ◆関係機関(観光施設、須山工業団地・6社会等市内企業等)への情報の周知及び情報提供 ※特に、須山工業団地への情報周知 ◆要配慮者利用施設等への情報提供、特に、須山地区所在施設への情報の周知 ◆問い合わせ窓口の設置 ◆報道機関等への情報提供 ◆噴火警戒レベル3及び入山規制を周知する看板の設置(水ヶ塚公園及び富士山資料館周辺登山道入口付近) ◆入山規制に関する情報の周知(同時放送無線、まもメール、市HP等) ◆第1次避難対象エリアへの通行規制情報周知のための看板等設置(第1次避難対象エリア境界:エバーグリーン旧料金所及び南富士別荘地内道路交点付近)
レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ◆第1次避難対象エリア内に情報伝達(巡回広報等による確認) ◆第2次避難対象エリア(須山地区内全域)及び第3次避難対象エリア(下和田区の避難行動要支援者)内に情報伝達(避難、高齢者等避難) ◆第2次避難対象エリア(須山地区全域)への避難指示、第3次避難対象エリア(下和田区の避難行動要支援者)への高齢者等避難の発令、深良中学校、東中学校の避難所の開設案内 ◆別荘地への別荘管理事務所を通じた呼びかけ 住民票がある居住者の避難、住民票がない居住(所有)者の帰宅(避難)完了の確認 ◆市内全域への広報(同時放送無線、まもメール、エリアメール、市HP、LINE公式アカウント等) ◆区(自主防災会)、民生委員等への情報の周知、特に、富岡地区 ◆関係機関(観光施設、須山工業団地・6社会等市内企業等)への情報の周知及び情報提供 ※特に、須山工業団地への情報伝達(避難) ◆要配慮者利用施設等への情報提供 ※須山地区所在施設への情報伝達 ◆問い合わせ窓口の設置 ◆報道機関等への情報提供 ◆状況により、噴火警戒レベル4を周知する看板の設置(水ヶ塚公園及び富士山資料館周辺登山道入口付近) ◆第1次避難対象エリアへの通行規制の看板等設置(第1次避難対象エリア境界:エバーグリーン旧料金所及び南富士別荘地内道路交点付近) ◆須山地区流入抑制のための交通誘導(警察配置・看板等設置) (国道469号大野路交差点及び県道21号須山工業団地入口交差点付近) ◆噴火前避難に必要な通行規制情報(県道21号(須山街道)・市道4053号(パノラマロード)及び国道246号沿い) ◆警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令)

噴火警戒レベル	実施内容等
レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ◆第1次避難対象エリア及び第2次避難対処エリア内に情報伝達 ※別荘地は、管理事務所も避難なので、巡回広報等による確認 ◆第3次避難対象エリア内に情報伝達(避難行動要支援者の避難、一般住民の避難準備) ◆市内全域への広報(同時放送無線、まもメール、エリアメール、市HP、LINE公式アカウント等) ◆区(自主防災会)、民生委員等への情報の周知、特に、富岡地区 ◆関係機関(観光施設、6社会等市内企業等)への情報の周知及び情報提供 ※須山工業団地等も避難なので、巡回広報等による確認 ◆要配慮者利用施設等への情報提供 ※須山地区所在施設も避難なので、巡回広報等による確認 ◆問い合わせ窓口の設置 ◆報道機関等への情報提供 ◆第2次避難対象エリア(十里木高原地域)への通行規制の看板等(十里木南交差点付近) ◆須山地区流入規制のための通行規制(警察配置・看板等設置) (国道469号大野路交差点及び県道21号須山工業団地入口交差点付近) ◆噴火前避難に必要な通行規制情報(県道21号(須山街道)・市道4053号(パノラマロード)及び国道246号沿い) ◆警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令)
噴火開始直後 (火口位置が不明な場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆第1次～第2次避難対象エリア内に情報伝達(避難) ◆第4次避難対象エリア内(富岡地区11コ区 ※1)に情報伝達(避難行動要支援者の避難) ※1 呼子、今里、田場沢、金沢、中里、下条、御宿坂上、中村、御宿入谷、森脇団地、千福 ◆第4次避難対象エリア(下和田を除く富岡地区11コ区(※1))への高齢者等避難の発令、富岡支所及び富岡第一小避難所の開設案内 ◆第3次避難対象エリア(下和田)及び第4次避難対象エリア内(富岡地区・深良地区・西地区で佐野川及び黄瀬川から左右300m以内の居住地域対象)に情報伝達(避難準備) ◆市内全域への広報(同時放送無線、まもメール、エリアメール、市HP、LINE公式アカウント等) ◆区(自主防災会)、民生委員等への情報の周知、特に、深良地区・富岡地区・西地区 ◆関係機関(観光施設、6社会等市内企業等)への情報の周知及び情報提供 ◆要配慮者利用施設等への情報の周知、特に、富岡地区・深良地区・西地区の佐野川及び黄瀬川沿いの施設 ◆問い合わせ窓口の設置 ◆報道機関等への情報提供 ◆警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令) ◆第3次～第4次避難対象エリア内の市道の通行規制情報 (道路情報版による道路利用者への情報提供)

噴火警戒レベル	実施内容等
噴火開始直後 (須山ライン の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆第1次～第2次避難対象エリア内に情報伝達(避難) ◆第3次避難対象エリア及び第4次避難対象エリア内(富岡地区の12コ区(※1)で佐野川及び黄瀬川から左右300m以内の居住地域対象)に情報伝達(避難行動要支援者の避難(下和田区は、噴火前避難済み)、一般住民避難準備) ※1 下和田、呼子、今里、田場沢、金沢、中里、下条、御宿坂上、中村、御宿入谷、森脇団地、千福 ◆第4次避難対象エリア(富岡地区11コ区(※1下和田を除く。))への高齢者等避難の発令、富岡支所及び富岡第一小避難所の開設案内 ◆第4次避難対象エリア内(富岡地区(千福南)及び西地区(大畑・佐野二・石脇・桃園・上町・元町・ニツ屋二・富沢・ニツ屋一・堰原・南町・水窪)の13コ区で黄瀬川から左右300m以内の居住地域対象)に情報伝達(避難行動要支援者の避難準備) ◆市内全域への広報(同時放送無線、まもメール、エリアメール、市HP、LINE公式アカウント等) ◆区(自主防災会)、民生委員等への情報の周知、特に、富岡地区・西地区 ◆関係機関(観光施設、6社会等市内企業等)への情報の周知及び情報提供 ◆要配慮者利用施設等への情報の周知、特に、富岡地区・西地区の佐野川及び黄瀬川沿いの施設 ◆問い合わせ窓口の設置 ◆報道機関等への情報提供 ◆警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令) ◆第3次～第4次避難対象エリア内の市道の通行規制情報(道路情報版による道路利用者への情報提供)
噴火開始直後 (黄瀬川M43 ラインの場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆第1次～第2次避難対象エリア内に情報伝達(避難) ◆第3次避難対象エリア及び第4次避難対象エリア内(富岡地区の12コ区(※1)で佐野川及び黄瀬川から左右300m以内の居住地域対象)に情報伝達(避難行動要支援者の避難(下和田区は、噴火前避難済み)、一般住民避難準備) ※1 下和田、呼子、今里、田場沢、金沢、中里、下条、御宿坂上、中村、御宿入谷、森脇団地、千福 ◆第4次避難対象エリア(富岡地区11コ区(※1下和田を除く。))への高齢者等避難の発令、富岡支所及び富岡第一小避難所の開設案内 ◆第4次避難対象エリア内(深良・富岡・西地区の11コ区(※2)で黄瀬川から左右300m以内の居住地域対象)に情報伝達(避難行動要支援者の避難準備、その内6コ区(岩波・御宿新田・深良新田・上谷・上ヶ田・遠道原御宿)は、一般住民も避難準備) ※2 深良地区:岩波、深良新田、遠道原、町震2、舞台団地 富岡地区:御宿新田、御宿上谷、上ヶ田、御宿平山、千福 西地区:石脇 ◆市内全域への広報(同時放送無線、まもメール、エリアメール、市HP、LINE公式アカウント等) ◆区(自主防災会)、民生委員等への情報の周知、特に、深良地区・富岡地区・西地区 ◆関係機関(観光施設、6社会等市内企業等)への情報の周知及び情報提供 ◆要配慮者利用施設等への情報の周知、特に、深良地区・富岡地区・西地区の黄瀬川沿いの施設 ◆問い合わせ窓口の設置 ◆報道機関等への情報提供 ◆警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令) ◆第3次～第4次避難対象エリア内の市道の通行規制情報(道路情報版による道路利用者への情報提供)

噴火警戒レベル	実施内容等
噴火状況判明後 (特に、火口 位置判明後)	<ul style="list-style-type: none"> ◆火山活動、特に、降灰及び溶岩流の流下状況に応じ、第3～第6次避難対象エリア内に情報伝達(避難・避難準備) ◆避難指示等を発令した地域の安否確認 ◆状況に応じ、避難指示等の発令(又は、解除) ◆避難情報、避難所・救護所等に関する市内避難及び市外(広域)避難に関する情報伝達 ◆同時放送無線、まもメール、エリアメール、市HP、LINE公式アカウント、回覧板等による生活関連情報の広報 ◆同時放送無線、広報車や自治組織等を通じた呼びかけ ◆市内全域への広報、特に、避難が必要な範囲等の周知 ◆問い合わせ窓口の設置 ◆報道機関等への情報提供 ◆警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令) ◆市内全域市道の通行規制情報等(道路情報版による道路利用者への情報提供)

1-4 情報伝達例文及び広報手段

(1) 避難情報等の情報伝達例文

市は、避難勧告等を発令する場合は、表-38 に示す例文を参考にして防災行政無線等による情報伝達を行う。

表-38 避難情報等の情報伝達例文

区分	情報伝達例文
入山規制	<p>(上りチャイム)</p> <p>こちらは広報すそのです。市役所から富士山の入山規制についてお知らせします。現在、富士山には噴火警戒レベル3が発表されています。今日(午前・午後)〇時〇分に、入山規制を実施します。(実施しました。)対象地区は、〇〇地区と△△地区、××地区です。登山者、対象の地区にいる方と住んでいる方は、直ちに退去してください。</p> <p>繰り返し</p> <p>市役所から富士山の入山規制についてお知らせしました。</p> <p>(下りチャイム)</p>
避難準備	<p>(上りチャイム)</p> <p>こちらは広報すそのです。市役所から富士山の噴火に関する避難準備についてお知らせします。現在、富士山には噴火警戒レベル〇が発表(または、富士山が噴火し、溶岩流が裾野市街へ流下することが予想)されています。</p> <p>今日(午前・午後)〇時〇分に、避難準備を発表します。(発表しました。)対象は、第〇次避難対象エリアの〇〇区と△△区、××区です。対象の地域に住んでいる方は、噴火(または、溶岩流の流下)に備えて避難の準備を始めてください。</p> <p>繰り返し</p> <p>市役所から富士山の噴火に関する避難準備についてお知らせしました。</p> <p>(下りチャイム)</p>
高齢者等避難	<p>(上りチャイム)</p> <p>こちらは広報すそのです。市役所から富士山の噴火に関する高齢者等避難の発令についてお知らせします。現在、富士山には噴火警戒レベル〇が発表(または、富士山が噴火し、溶岩流が裾野市街へ流下することが予想)されています。</p> <p>今日(午前・午後)〇時〇分に、高齢者等避難を発令します。(発令しました。)対象は、第〇次避難対象エリアの〇〇区と△△区、××区です。対象の地域に住んでいる避難に支援が必要な方や時間のかかる方は〇〇(所定の避難所)へ避難してください。</p> <p>繰り返し</p> <p>市役所から富士山の噴火に関する高齢者等避難の発令についてお知らせしました。</p> <p>(下りチャイム)</p>

区 分	情報伝達例文
避難指示	<p>噴火前避難</p> <p>(サイレン) こちらは広報すそのです。市役所から富士山の噴火に関する避難指示の発令についてお知らせします。富士山に噴火警戒レベル〇が発表されました。今日(午前・午後)〇時〇分に、避難指示を発令しました。対象は、第〇次避難対象エリアの〇〇区と△△区、××区です。対象の地域に住んでいる方は、所定の避難所へ避難してください。 繰り返し 市役所から富士山の噴火に関する避難指示の発令についてお知らせしました。</p>
	<p>噴火後避難</p> <p>(サイレン) こちらは広報すそのです。市役所から富士山の噴火に関する避難指示の発令についてお知らせします。富士山が噴火(時間等細部がわかれば伝達)し、溶岩流が裾野市街へ流下することが予想されています。今日(午前・午後)〇時〇分に、避難指示を発令しました。対象は、第〇次避難対象エリアの〇〇区と△△区、××区です。(溶岩流の流下ラインにより、対象地域が河川沿いに絞れる場合は、〇〇川～□□川の左右300m以内地域)対象の地域に住んでいる方は、所定の避難所へ避難(一時退避の場合は、近傍の自治会区地域(集会所等)へ避難(一時退避)してください。 繰り返し 市役所から富士山の噴火に関する避難指示の発令についてお知らせしました。</p>
緊急安全確保	<p>(サイレン) こちらは広報すそのです。市役所から富士山の噴火に関する緊急安全確保の発令についてお知らせします。富士山で噴火が発生しました。 直ちに安全な場所へ避難してください。 繰り返し 市役所から富士山の噴火に関する緊急安全確保の発令についてお知らせしました。</p>

区 分	情報伝達例文
警戒区域の設定	<p>(サイレン) こちらは広報すそのです。市役所から警戒区域の設定についてお知らせします。現在、富士山には噴火警戒レベル〇が発表されています。今日(午前・午後)〇時〇分に、警戒区域を設定しました。設定地区は、〇〇地区と△△地区、××地区です。対象の地区に住んでいる方は、直ちに退去してください。 繰り返し 市役所から警戒区域の設定についてお知らせしました。</p>

(2) 各段階における情報伝達・広報項目

市が、各段階において一般住民等に対し情報伝達・広報を行う項目例を表-39に示す。

表-39 各段階における情報伝達・広報項目例

実施時期	分類	項目例
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	噴火への備え	避難先・避難方法・避難実施時期の再確認／避難時持ち出し品の準備・再確認／落ち着いた行動をとること／風評・うわさ話に惑わされないこと／正しい情報の入手を心掛けること／火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学、火山が地域社会に与える恩恵などの富士山に関する基礎知識 等
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	火山活動の現状	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／火山活動の推移予測 等
噴火警戒レベル3	入山規制	火山活動の高まりによる入山規制の実施情報／入山規制の実施範囲／入山規制解除の見通し／避難準備・高齢者等避難開始(避難指示) 等
噴火警戒レベル4、5 噴火直後	避難指示、緊急安全確保	避難指示／対象範囲、対象者／避難先／避難方法／避難指示の解除の見通し 等
噴火状況判明後	被害状況	噴火に伴う現象による被害の発生状況／道路不通箇所等
	防災対応状況	噴火現象の推移／対策本部設置状況／避難実施・完了状況／被災地における各種応急活動／各種復旧作業の実施状況と復旧の見通し／公共輸送機関の運行状況と運転再開の見通し／住民や事業者に対する支援事業 等
	安否情報	避難者収容状況／災害用伝言ダイヤル、災害情報掲示板等の活用方法 等
噴火警戒レベルの引き下げ時	火口周辺規制	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大(縮小)見通し／火口周辺規制の実施範囲／火口周辺規制解除の見通し 等

(3) 情報伝達・広報手段

市は、表-40に示す手段を活用して、迅速かつ的確に情報伝達・広報を行う。また、停電等による通信途絶を考慮し、複数の情報伝達・広報手段を活用する。

火山活動が活発化し噴火警戒レベルが引き上げられると一般住民等からの問い合わせが増加することから、ホームページ等での広報により問い合わせ業務の軽減化を図る。

また、全国から安否確認の問い合わせが集中するおそれがあるため、平時から災害時伝言ダイヤル等の利用を周知する。

表-40 市民等への情報伝達・広報手段

媒体等		特 長
同時放送無線 (防災行政無線)		無線子局スピーカーから避難指示を音声で広域に情報発信することが可能
広報車		きめ細かな情報発信が可能
緊急速報メール (エアメール等)		避難等が必要なエリアにいる人に携帯電話メールによる周知が可能
まもメール		登録者に対しメールによる情報発信が可能
電話、FAX 戸別訪問(直接連絡)		市町村、町内会等による高齢独居世帯への直接の情報発信が可能
市ホームページ		国内外へ広く広報することが可能
SNS (Facebook、ツイッター、 LINE市公式アカウント)		特定の人(登録者)への広報が可能
Lアラート (公共情報コモンズ)		地上デジタル放送のデータ放送を使い文字情報による広報が可能
報道 機 関 を 通 じ て	新 聞	即時性はないが正確かつ詳細な情報の広報が可能
	テレビ	映像による全県下(又は全国)への広報が可能
	ラジオ	音声による全県下(又は全国)への広報が可能
	コミュニティFM ・ボイスキュー	特定の地域に密着した音声による広報が可能
	Webニュース サイト	即時性が高く、国内外へ発信が可能

2 報道対応

市は、避難指示、火山活動の状況及び被害状況などを広く伝えるため、報道機関を活用して情報伝達・広報を行う。

報道機関からの取材や問い合わせ、情報提供に当たっては、情報を一元化した上で情報発信課を窓口として発信時期や発信者を明確にすることに留意する。(表-41のとおり。)

また、誤った情報や複数の整合性のとれない情報により、住民避難に混乱が生じるおそれがあるほか、混乱によって地域産業への経済的被害を及ぼす可能性があるため、情報伝達・広報を行う際には十分留意する。

表-41 報道対応に係る対応事項

段階区分	対応事項
噴火警戒 レベル1 (活火山であることに留意)	・緊急時の情報共有のあり方について検討
噴火警戒 レベル1 (解説情報 (臨時))	・報道機関への情報提供(火山活動の状況、避難の情報、防災対応等) ・報道対応窓口の設置の検討
噴火警戒 レベル3	・報道機関への情報提供(火山活動の状況、避難の情報、防災対応等) ・報道対応窓口の設置
噴火警戒 レベル4、5	・報道機関への情報提供(火山活動の状況、避難の情報、防災対応等) ・報道対応窓口の設置 ・プレスセンターの設置について検討
噴火直後、 噴火状況判明後	・報道機関への情報提供(火山活動の状況、被害状況、避難の情報、防災対応等) ・報道対応窓口の設置

第4章 避難対策

1 避難者に係る基本事項

(1) 避難の基本的な考え方

ア 溶岩流等(火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)からの避難は、市内避難を努めて追求するが、溶岩流の流下及び降灰等により、市外への広域へ避難を拡大する。

イ 避難手段は、自家用車等による避難を基本とするが、高速道路及び国道等主要幹線道路の渋滞発生が予想できないため、避難に当たり市内道路の深刻な渋滞発生による逃げ遅れが懸念されることから、自家用車等による避難が必要な避難行動要支援者を除く一般住民は、自家用車等避難、または、道路の状況に応じて徒歩避難を基本とする。

この際、道路渋滞回避の必要性から努めて1世帯1台以下の自家用車等避難を奨励し、周知する。自家用車等使用1世帯1台と1台以上での比較の避難シミュレーションは、別添「(自家用車等避難シミュレーション)」を参照

ウ 市外への避難は、平時からの県を通じた統制・調整により、同一県内市町村へ避難することを基本とするが、被災の規模・状態及び受入市町村の状況等により、必要に応じて県外への避難を行う。(図3-14)

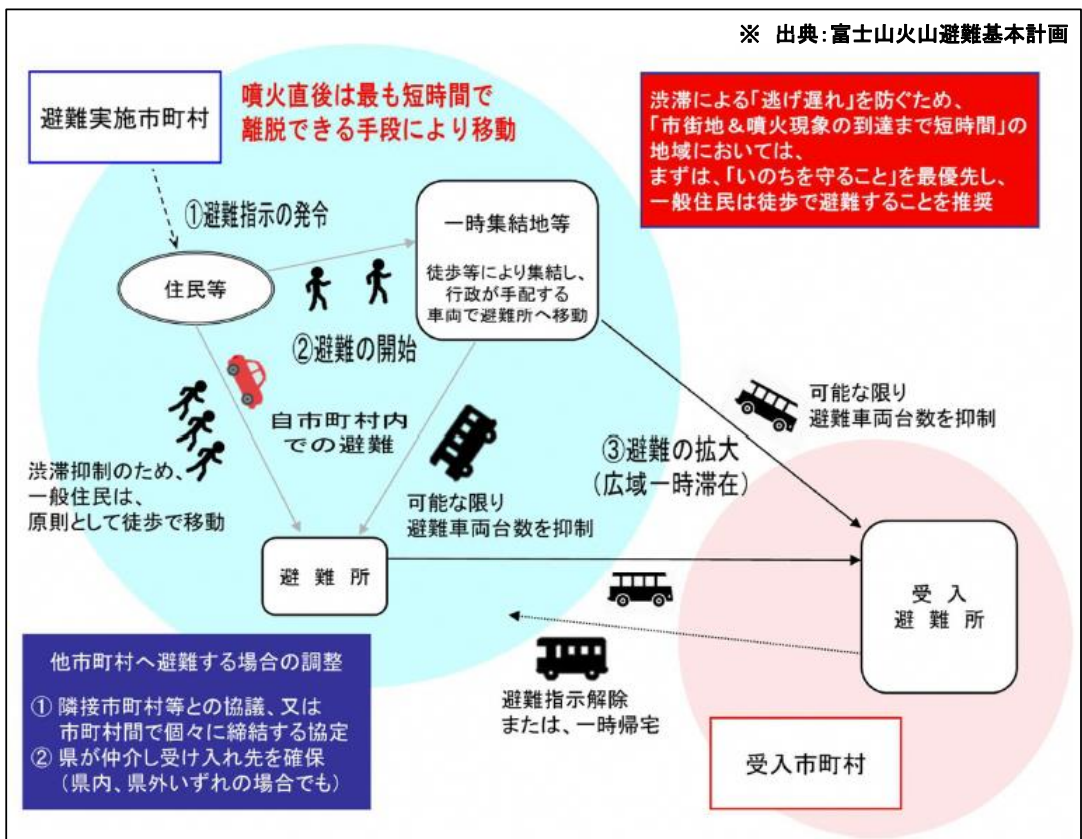


図3-14 広域避難の受入れ調整フロー図

エ 複合災害等発生による市外(広域)避難ができない場合の対応(緊急事態対応計画(エマージェンシープラン))

- (ア) 1707年の宝永噴火では、宝永東海地震の49日後から2週間にわたって爆発的な噴火を生じた記録があり、近い将来発生が予想される南海トラフ地震等においても、大規模震災と富士山火山噴火が連動する可能性がある。この場合、溶岩流の流下等の状況により広域避難を予定している市外地域(受入れ市町村)あるいは、避難経路となる道路が地震、特に、沿岸部等においては津波により甚大な被害を受け、避難できなくなることが予想される。このため、市外(広域)への避難ができない場合(市内避難)の考え方を定め、避難に必要な基盤を段階的に整備する必要がある。
- (イ) 南海トラフ等大規模震災後に富士山が噴火する等の複合災害が発生し、裾野市街地への大規模な溶岩流の流下が予想され、市外避難が必要な状況であるが、他市町への避難が困難な場合を想定して、市内における溶岩流の流下想定外地域と避難可能地域等を明らかにする。
- (ウ) 裾野市の溶岩流の流下方向及び避難要領等は、大きく3つのラインに区分(第2編第2章第4項「噴火現象別の避難の考え方」4-3「溶岩流」参照)するが、それぞれラインの特性が異なることから、各ライン毎に溶岩流の流下対象外地域と避難可能地域等(図3-15)を作成する。
- (エ) 避難要領は、富士山噴火後に火口位置等が特定され、溶岩流の流下方向、状況により、噴火規模等の判明により、流下ラインに応じた避難要領等の対応を行う。特に、黄瀬川ラインは、溶岩流の流下規模が大きく、流下範囲が広いため、避難所として使用可能な施設が限定され、本格的な避難収容数は不足する。このため、避難形態は、自家用車避難(車中泊)等主体の避難となり、食料・飲料水・生活物資等の救援物資の配布等、避難者への支援要領について創意工夫する必要がある。また、地震発生後の状況であることから、地震の揺れによる避難予定施設の損壊、あるいは、避難経路となる道路の破損や土砂崩れによる通行止め等、避難指示に必要な状況を確認・整理することも重要である。。
- (オ) 現行において、災害発生時の施設提供等に関する市内企業等との防災協定締結内容について、富士山火山噴火を踏まえた内容により、見直し・調整等を行うとともに、避難場所となり得る新たな施設等について分析・検討を行って発掘し、努めて多くの避難場所を確保する。

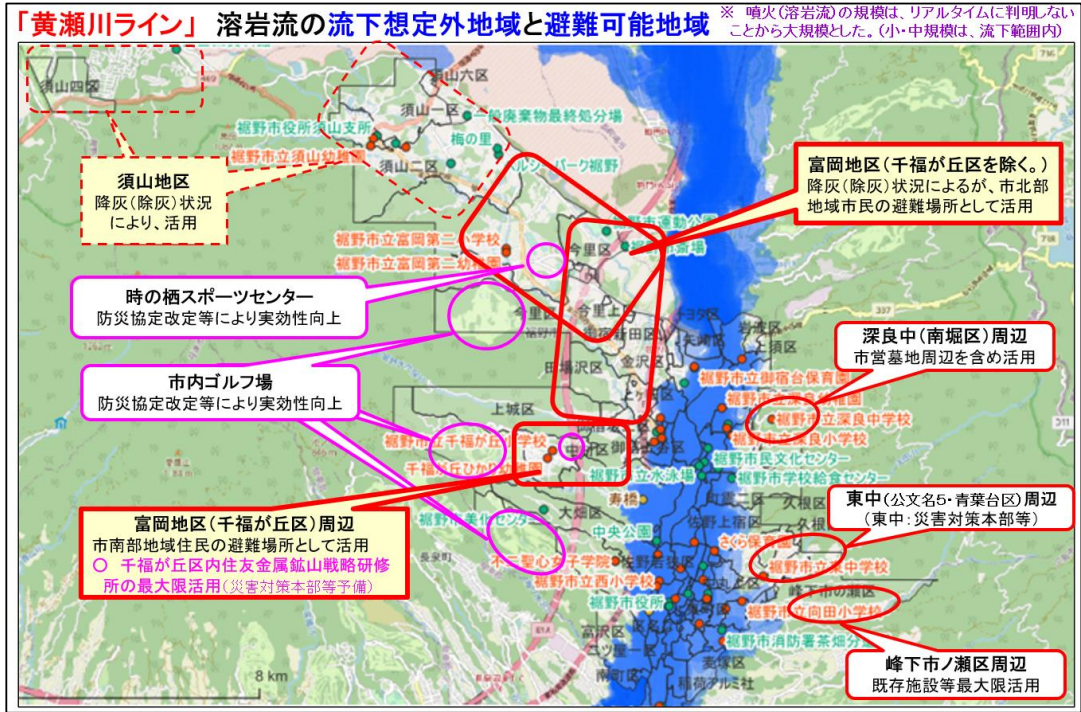


図3-15-1 溶岩流の流下想定外地域と避難可能地域

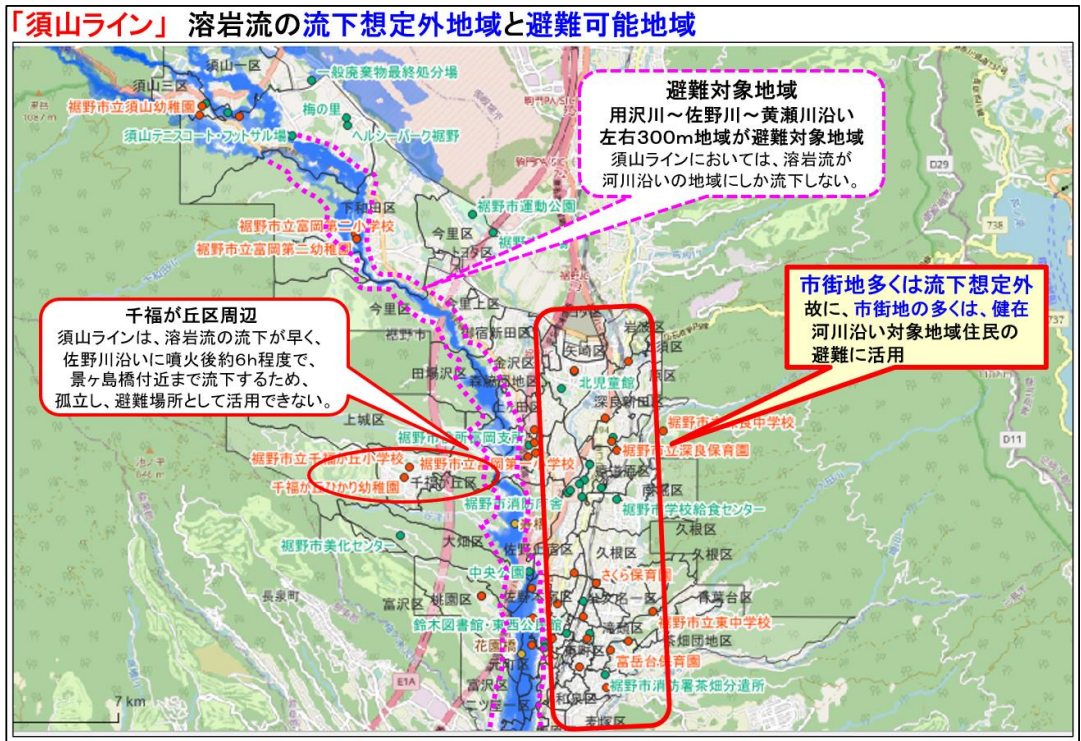


図3-15-2 溶岩流の流下想定外地域と避難可能地域

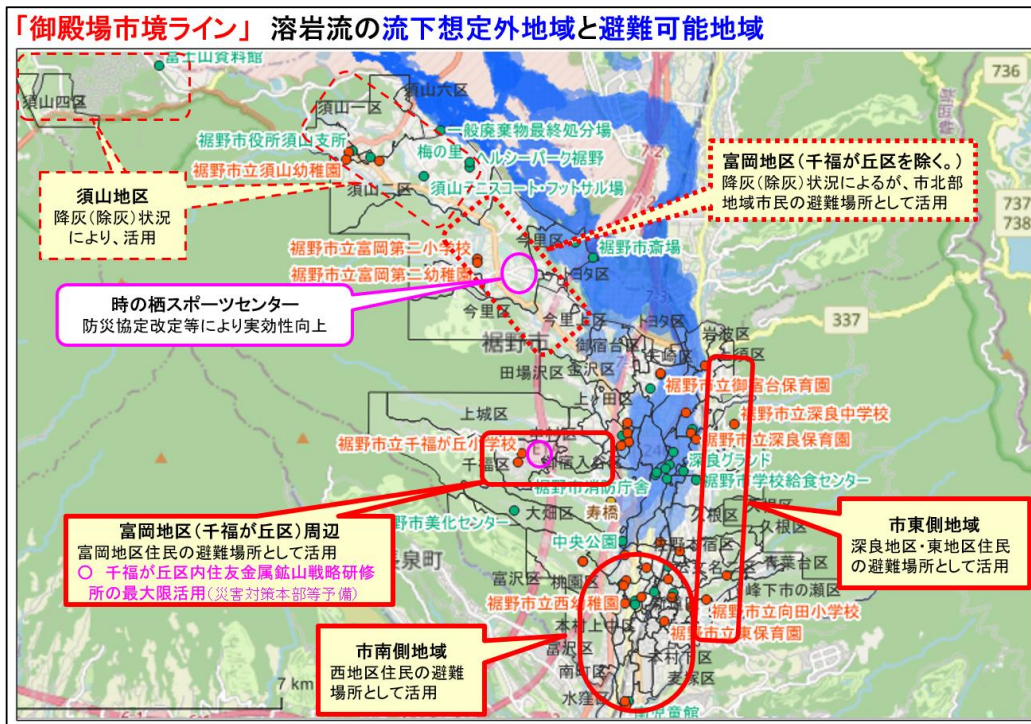


図3-15-3 溶岩流の流下想定外地域と避難可能地域

(2) 受入調整の手順

広域避難を実施するに至った場合の具体的な広域避難者の受入調整の手順を表-42に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-42 広域避難者の受入調整の実施手順

段階区分	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県は、避難実施市町村の避難対象者及び受入市町の受入避難所収容可能数を把握 ◆ 避難実施市町村(裾野市)は、必要に応じて一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等を締結 ◆ 県及び避難実施市町村(裾野市)は、平時から、広域避難時の調整が円滑に実施できるよう備える。
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難実施市町村(裾野市)は、隣接市町村等と必要な協議 ◆ (要請等に応じ)県は、受入市町に対し、受入避難所と収容可能数の状況を照会 ◆ 県は、避難実施市町村(裾野市)と受入市町村からの回答により受入市町を調整
広域避難の準備 (噴火警戒レベル3以降)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (要請等があった場合)県は、避難実施市町村(裾野市)に調整結果を回答 ◆ 避難実施市町村(裾野市)は、受入市町(支援本部等)に職員を派遣 ◆ 避難実施市町村(裾野市)及び受入市町は、一時集結地及び受入避難所の開設や広域避難者の人員整理等のため職員を派遣。県は、必要に応じて支援のための職員を派遣 ◆ 受入市町(裾野市)は、必要に応じて受入避難所の開設準備を実施
避難指示の発令時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 裾野市は、住民に対し避難指示の発令に併せて、受入市町村及び一時集結地を指示
広域避難の開始時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 受入市町村は、受入避難所を開設 ◆ 広域避難者は、避難を開始
一時集結地の集合時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広域避難者は、一時集結地に一旦集合 ◆ 避難実施市町村(裾野市)は、一時集結地において広域避難者の人員整理、誘導案内等を実施 ◆ 受入市町(裾野市)は、避難実施市町村と連携して広域避難者の受入避難所を決定し、広域避難者に指示
避難所への避難時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広域避難者は、指示された受入避難所へ各自で避難を開始 ◆ 受入市町(裾野市)は、受入避難所で広域避難者の受け入れを実施

(3) 広域避難者の受入先

広域避難(災害対策基本法第61条の4第3項の規定による滞在及び同法第86条の8第1項に規定する一時的な滞在をいう。)の受入調整については、同一県内の市町への避難を基本とするが、火山活動の状況、地理的要因、避難者の希望等から、県外への避難が必要な場合には、各県が相互に協力し、避難者の受入れを行う。なお、火口位置や噴火の状況により予定した避難路が使用できなくなることも想定されること、降灰にあっては影響範囲が噴火後でなければ判明しないことから、事前の避難先は定めずに必要に応じて、各県や合同会議において調整する。

静岡県においては、噴火開始直後(流下パターン等)による避難及び噴火現象判明後(ハザードマップ等)による避難等県内での避難について調整・検討を実施しており市は、主に伊豆方向、状況により、富士山西麓(富士市・富士宮市)及び県中・西部地域への広域避難が予定されている。広域避難の細部については、第2編第2章第3項3-2「広域避難」による。

(4) 融雪型火山泥流、降灰、小さな噴石、降灰後土石流からの避難

溶岩流等以外の噴火現象(融雪型火山泥流、降灰、小さな噴石、降灰後土石流)の避難方法については、原則として第2編 2章 4. 噴火現象別の避難の考え方に示すとおり、融雪型火山泥流にあっては高所・高台や近隣の堅牢な建物に、降灰にあっては降灰に耐える近隣の堅牢な建物に、降灰後土石流にあっては通常の土砂災害に対して指定された避難場所に、それぞれ避難(小さな噴石に対しては、屋内退避)する。ただし、融雪型火山泥流にあっては、積雪量を把握した上で融雪型火山泥流のドリルマップ上の危険度区分で事前の避難が必要な区域とされているエリアでは噴火前に立ち退き避難が必要となる。

裾野市内においては、住民が居住する地域は対象範囲外(図2-23参照)であるが、大雪警報が発表される等、著しい降雪が予想される場合においては、県及び静岡地方気象台からの情報収集及び助言受けを行い、必要により、噴火前避難地域の拡大及び、河川沿いの住民に対する注意喚起等を行う。(第2編第2章第4項4-4「融雪型火山泥流」参照)

また、大量の降灰などにより住民に危険が及ぶおそれがある場合は、避難実施市町村等の判断により避難実施市町村外へ広域避難することもある。その場合は、溶岩流等の広域避難者の受入れに係る基本的な考え方を準用(本章第1項(1)「避難の基本的な考え方」参照)する。

なお、火山活動により大規模な地形変化が生じると通常の土砂災害に対して指定された避難場所に危険が及ぶ可能性も否定できないため、このような場合に避難指示を発する際は、最新の情報に注意する。

2 入山規制

(1) 基本的な考え方

市には山小屋はないものの、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する(表-43)。

市は、入山規制の実施後、状況に応じ、警察、消防等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。入山規制エリアのうち、第1次・第2次避難対象地域では、立て看板の設置等により立ち入らないよう規制を行う(図3-16参照)が、第4次避難対象地域より外側は、エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

表-43 入山規制の実施基準

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア
噴火開始直後	第3次避難対象エリア
噴火状況判明後	溶岩流の流下先等の必要なエリア



図3-16 入山規制対応

(2) 対応事項

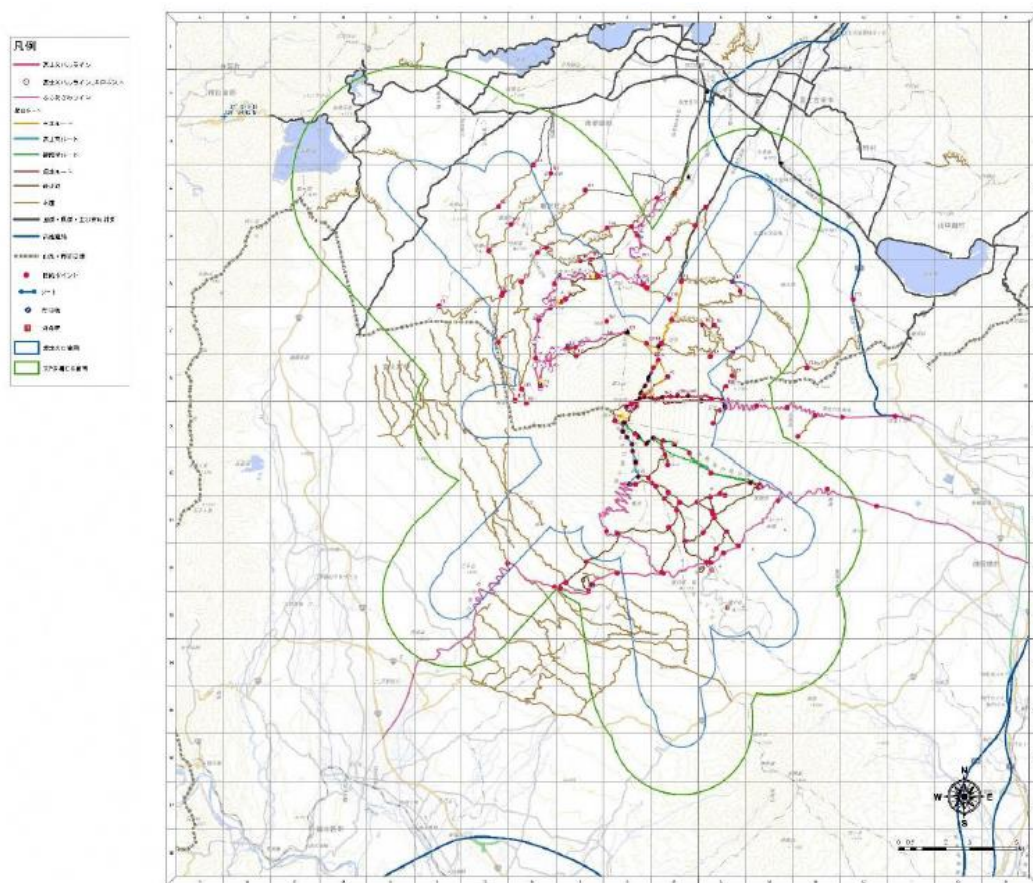
入山規制に係る対応事項を表-44に示す。

表-44 入山規制に係る対応事項

実施時期	項目例
噴火警戒 レベル1 (活火山である ことに留意)	<ul style="list-style-type: none"> ・入山規制の実施方法の検討 ・入山規制実施時の広報方法の検討 ・宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への同時放送無線戸別受信機の設置促進、機能点検等の実施
噴火警戒 レベル1 (解説情報(臨時))	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の状況を周知する立て看板の登山口等への設置 ・関係機関との情報伝達体制の確認 ・別荘管理事務所を通じた、別荘運用居住(保有)者への帰宅の呼びかけ ・入山規制の実施に備えた準備(入山自粛の要請)
噴火警戒 レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次避難対象エリアの入山規制の実施 ・必要により、観光客・登山者の帰宅(避難)誘導 ・市内全域への広報
噴火警戒 レベル4、5	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次避難対象エリアの入山規制の実施 ・市内全域への広報
噴火開始直後	<ul style="list-style-type: none"> ・山小屋組合等への情報伝達 ・市町村内全域への広報
噴火状況判明後	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の状況(溶岩流の流下ライン等)に応じて、入山規制の実施 ・山小屋組合等への情報伝達 ・市内全域への広報
※ レベル2(引き下げ時)は、レベル1(解説情報(臨時))と同様の対応を行う。	

(3) 観光客・登山客の避難路

富士山火山防災対策協議会では、観光客・登山客の避難を円滑に実施するため、吉田、富士宮、御殿場、須走の各登山道及び山麓に広がる徒歩道、林道等を避難路として示して(図3-17)いるが、噴火警戒レベルの引き上げにより、登山者が慌てて、あるいは誤って須山登山道(水ヶ塚公園付近)に出てきた場合においては、状況により、市として帰宅(避難)誘導の処置を行う必要がある。



※A2の交点（北緯 35° 27′ 9″ 東経 138° 34′ 42″）を基準点とする

出典：国土地理院タイル

図3-17 富士山噴火時避難ルートマップ

3 警戒区域の設定

(1) 基本的な考え方

市長は、噴火が発生し、又は発生しようとしている場合、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは災害対策基本法第63条第1項により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。市は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて合同会議において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権(居住・移転の自由)に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

市は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方

- 警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。
- 噴火後は、リアルタイムハザードマップ等を参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。
- 警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。
- 警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市長が設定する。
- 小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

(2) 対応事項

ア 警戒区域は避難対象エリア単位で設定されるが、第1次避難対象エリアで設定された場合の立ち入り規制(看板等設置)予定箇所は図3-18のとおり。

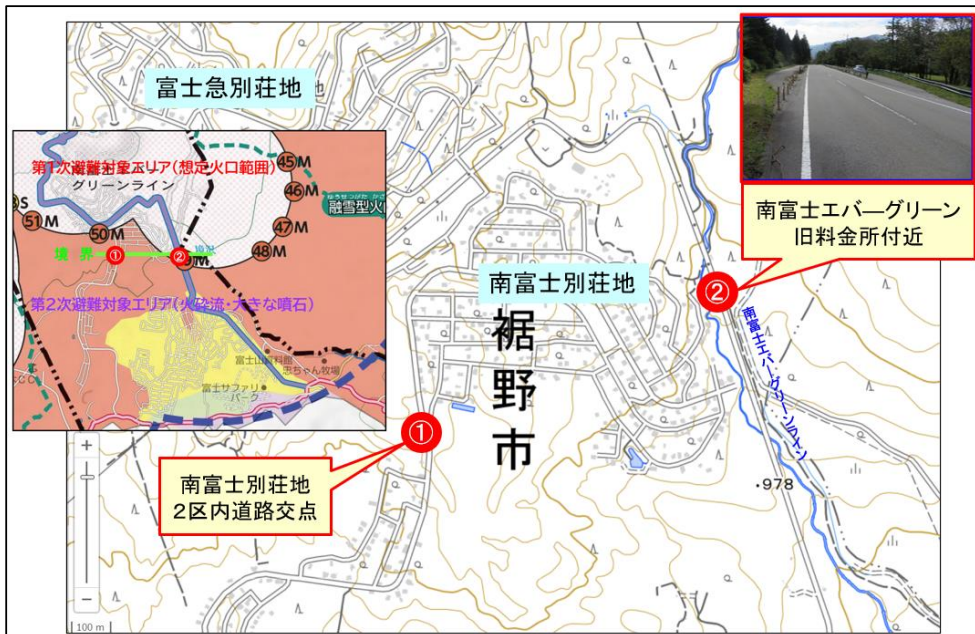


図3-18 第1次避難対象エリア規制予定箇所

イ 警戒区域の設定に係る対応事項を表-45に示す。

表-45 警戒区域の設定に係る対応事項

実施時期	項目例
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	<input type="checkbox"/> 県及び警察と連携して交通規制箇所(道路)の選定 <input type="checkbox"/> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築
警戒区域の設定検討時	<input type="checkbox"/> 市全体が警戒区域に設定された場合の対応の検討
警戒区域の設定時	<input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 市内全域への広報
噴火状況判明後	<input type="checkbox"/> 火山活動の状況に応じて、警戒区域の見直しを合同会議で協議 <input type="checkbox"/> 市内全域への広報

4 避難路の指定及び確保

(1) 市内避難時の避難路

ア 噴火前避難時の避難路

市は、噴火前避難において、避難対象者(須山地区住民及び下和田区避難行動要支援者)が避難所までの避難を円滑に行うための主な避難路を計画し、警察に協力要請する等、避難路上の渋滞予想箇所等に誘導の処置を行う。

(表-46、図3-19、図3-20、図3-21)

表-46 噴火前避難時の避難路(方向)

十里木別荘地住民	【主避難路(方向)】 南富士エバーグリーン～国道469号～市道4054号～市道4053号(パノラマロード)～兎島交差点付近 ※ この先避難所までの経路は、国道246号の渋滞状況等に応じ、避難者自らカーナビ等により、避難路を選定 【避難目標】 深良中学校
十里木別荘地を除く 須山地区住民	【主避難路(方向)】 国道469号～県道24号(須山街道)～御宿平山交差点付近 ※ この先避難所までの経路は、国道246号の渋滞状況等に応じ、避難者自らカーナビ等により、避難路を選定 【避難目標】 裾野東中学校
下和田区住民 (避難行動要支援者)	【主避難路(方向)】 県道24号(須山街道)～御宿平山交差点付近 ※ この先避難所までの経路は、国道246号の渋滞状況等に応じ、避難者自らカーナビ等により、避難路を選定 【避難目標】 裾野東中学校
※ 別荘地住民と須山各区の避難方向を区分し、渋滞・混乱を回避する。	

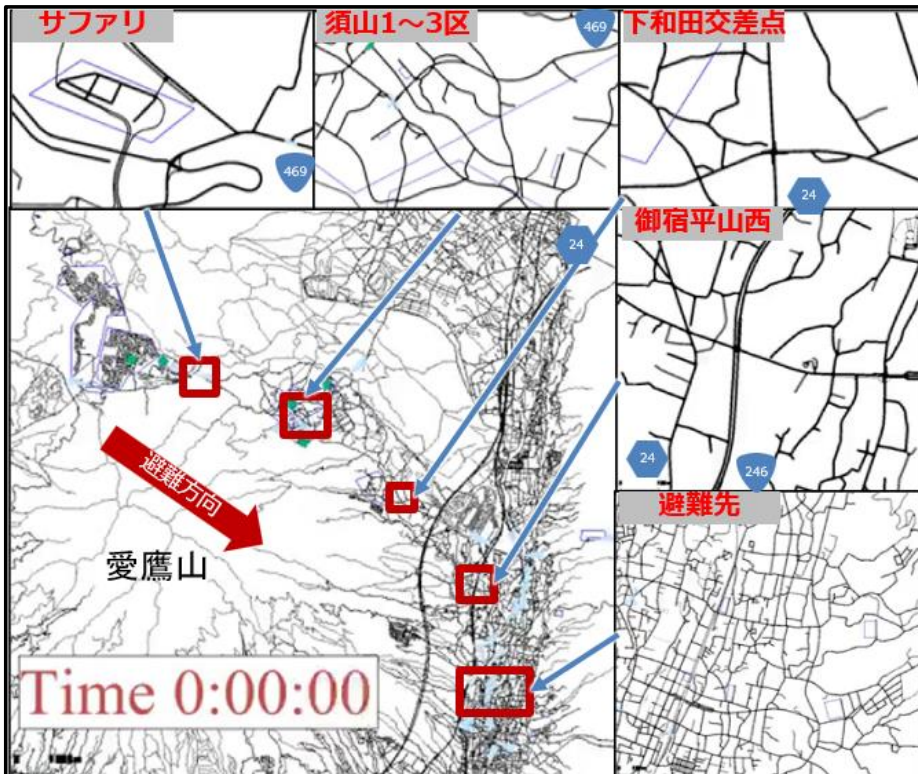


図3-19 噴火前避難時の渋滞予想箇所(Sim結果)



図3-20 噴火前避難時の交通整理(避難誘導)箇所



図3-21-1 深良中周辺誘導員配置

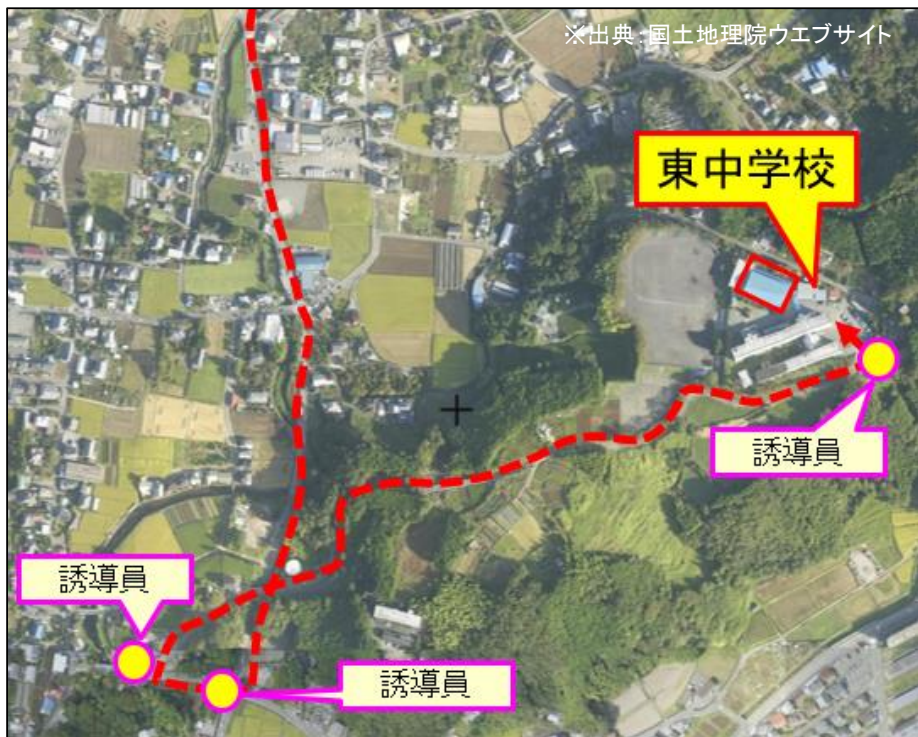


図3-21-2 東中周辺誘導員配置

イ 噴火後避難時の避難路

(ア) 噴火開始直後

噴火開始直後は、火口位置が判明し、溶岩流の流下方向等特定までに必要な時間が、現状では明確にできない。このため、火口位置に応ずる溶岩流の流下ライン区分にかかわらず、富岡地区の避難行動要支援者約150名を、噴火直後に富岡支所、または、富岡第1小学校へ避難させる必要があり、県道24号(須山街道)沿いに必要な誘導処置等を行って、主避難路として確保する。

(イ) 噴火状況判明後

噴火状況判明後は、火口位置及び噴火形態を把握し、状況により、規模が予測できた場合、溶岩流等に対する避難は、溶岩流の流下状況により異なり、また、避難路として使用できる道路は制限を受ける。しかし、裾野市街中心部への溶岩流の流下様相は、一般的に黄瀬川沿いに流下することから、市内東側地域で南北に延びる県道394号や農道は主避難路となることが予想される。このため、必要な誘導処置を実施するとともに、道路状況(情報)等について、溶岩流の流下情報に合わせて適時に情報発信することが重要である。また、幹線道路である国道246号の渋滞予想は困難であり、主避難路としての設定は適切ではない。いずれにしても、自家用車等へのカーナビ搭載が普及している現状においては、避難者自身がカーナビによる道路状況(情報)を適時に把握して、自ら最適な避難路を選定することが必要である。

(2) 広域避難路の指定

協議会は、広域避難が必要となった場合に備え、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定する(表-47、図3-22)。市は、協定等に基づく市町村外への避難に備え、広域避難ルートを検討の上、予め避難路としての指定を検討するが、広域避難に関しては現在、県を通じて調整中であるため、細部については今後具体化する。

表-47 県内広域避難路

	路線名・区間	始点・終点、市町名
富士山周辺	国道138号(バイパスを含む。)	小山町(山梨県に接続) 御殿場市(国道1号に至る)
	国道139号(西富士道路を含む。)-(-)田子浦港 富士インター線~(市)富士見大通り~(-)富士停車場線	富士宮市(山梨県に接続) 富士市(国道1号に至る)
	国道246号~(主)沼津インター線	小山町(神奈川県に接続) 沼津市(新東名、国道1号、伊豆縦貫自動車道に至る)
	国道469号	御殿場線 富士宮市
伊豆地域方面	伊豆縦貫自動車道(東駿河湾環状道路)*1~伊豆中央道~修善寺道路~天城北道路~国道136号	沼津市 下田市
	国道414号~(主)下佐ヶ野谷津線	伊豆市 河津町
	(主)熱海函南線~(-)来の宮停車場線~(主)熱海箱根峠線~国道135号	函南町 下田市
*2 伊豆地域方面 (神奈川県を迂回)	東名高速道路	小山町(御殿場市) 大井町(国道255号に至る)
	国道246号	小山町 松田町(国道255号に至る)
	国道255号	松田町 小田原市(国道1号に至る)
	国道1号	小田原市 函南町
	国道135号	小田原市 熱海市
	国道136号	御殿場市 小田原市(国道1号に至る)
*2 中部・西部地域方面	新東名高速道路	御殿場市(国道138号に至る) 浜松市(愛知県に接続)
	東名高速道路	小山町(神奈川県に接続) 浜松市(愛知県に接続)
	国道1号(バイパスを含む。)	函南町(神奈川県に接続) 湖西市(愛知県に接続)
	(主)清水停車場線~国道1号~国道149号~国道150号	静岡市(国道1号から接続) 浜松市(国道1号に至る)

*1 伊豆縦貫自動車道は計画・整備中のため、供用が開始され次第、順次その区間を含めていく。

*2 伊豆地域方面(神奈川県を迂回)及び中部・西部地域方面の広域避難路は、状況に応じて路線を選択するものとする。

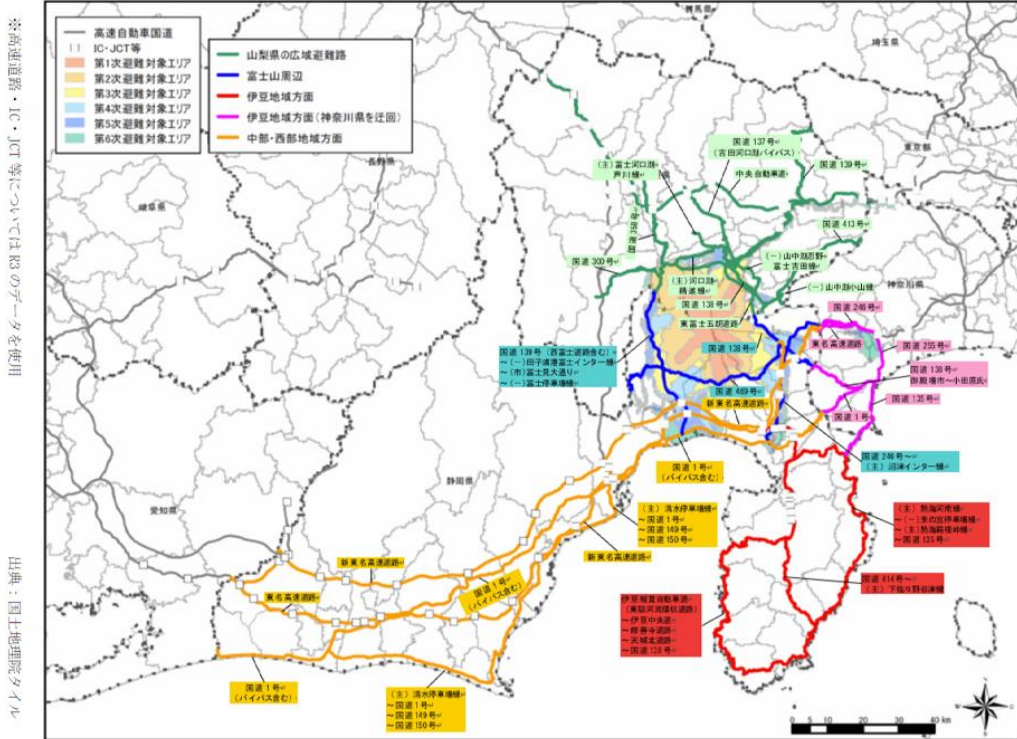


図3-22 広域避難路

(3) 広域避難路の確保

広域避難路の確保に係る各機関の対応事項を表-48に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-48 広域避難路の確保に係る対応事項

実施時期	項目例
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	<input type="checkbox"/> 個別協定等に基づく避難ルートの設定 (市避難計画の策定) <input checked="" type="checkbox"/> 現在、県を通じて広域避難は調整中(今後具体化予定)
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	<input type="checkbox"/> 広域避難路(路線)の周知 <input type="checkbox"/> 広域避難路の状況把握
噴火警戒レベル3、4、5 (必要に応じて実施)	<input type="checkbox"/> 広域避難路(路線)の周知 <input type="checkbox"/> 広域避難路の状況把握 <input type="checkbox"/> 移動手手段の確保及び避難誘導
噴火状況判明後 (必要に応じて実施)	<input type="checkbox"/> 広域避難路(路線)の周知 <input type="checkbox"/> 広域避難路の状況把握 <input type="checkbox"/> 移動手手段の確保及び避難誘導

5 交通規制

5-1 道路交通規制

(1) 基本的な考え方

火山災害に係る道路交通規制の実施目的は、表-49に示すとおりである。

市は、警察及び道路管理者として連携して噴火警戒レベルに応じて表-50に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には降灰後土石流が発生するおそれがあることから、合同会議(協議会)が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

市は、市民等の円滑な避難のため、避難所開設に当たらない職員等を動員し、警察・消防等と協力して避難誘導を行う。警察は、市と協力して、観光客の帰宅、噴火前の自主的な分散避難及び避難行動要支援者の避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。更に、市が警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立ち入りを防止するため必要な交通規制を実施する。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定にあたっては、道路の使用に関する調整が必要となる。

国・県・中日本高速道路(株)及び県道路公社等の道路管理者の道路規制に連携し、市は、管理道路が噴火現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。(国道246号は、溶岩流流下により、寸断の可能性有)

表-49 火山災害に係る道路交通規制の実施目的

実施時期	実施目的
噴火前	① 観光客や噴火前の自主的な分散避難を行う住民の交通誘導 ② 避難者(車両)の交通誘導(図3-20及び3-23参照) ③ 不要不急の入域自粛の呼びかけ(図3-23参照) ④ 指定された警戒区域への進入防止(図3-18参照)
噴火発生後	⑤ 緊急交通路への許可車両以外の進入防止 ⑥ 被災した道路や二次災害のおそれがある道路への進入防止 ⑦ 避難者(車両)の交通誘導(広域を含む。)

表-50 交通規制の実施基準

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア	<input type="checkbox"/> 須山登山道入口等への進入規制 <input type="checkbox"/> 登山道(口)への接続路等の一部規制 <input type="checkbox"/> 警戒レベル4に備えた交通規制の準備等
噴火警戒レベル4	第1次～第2次避難対象エリア	<input type="checkbox"/> 一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 <input type="checkbox"/> 警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 <input type="checkbox"/> 渋滞の抑制措置等
噴火警戒レベル5	第1次～第3次避難対象エリア	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者用車両の優先的避難に必要な措置 <input type="checkbox"/> 渋滞の抑制措置等
噴火発生後	第1次～第4次避難対象エリア	<input type="checkbox"/> 避難誘導のための交通誘導 <input type="checkbox"/> 溶岩流の流下ラインを踏ませた交通規制等

(2) 道路使用に関する調整

緊急交通路として公安委員会が指定した道路では、一般車両の通行が禁止されることから、県及び市は、緊急交通路として指定される対象路線を予め把握する(表-51)。

表-51 緊急交通路として指定対象となる路線

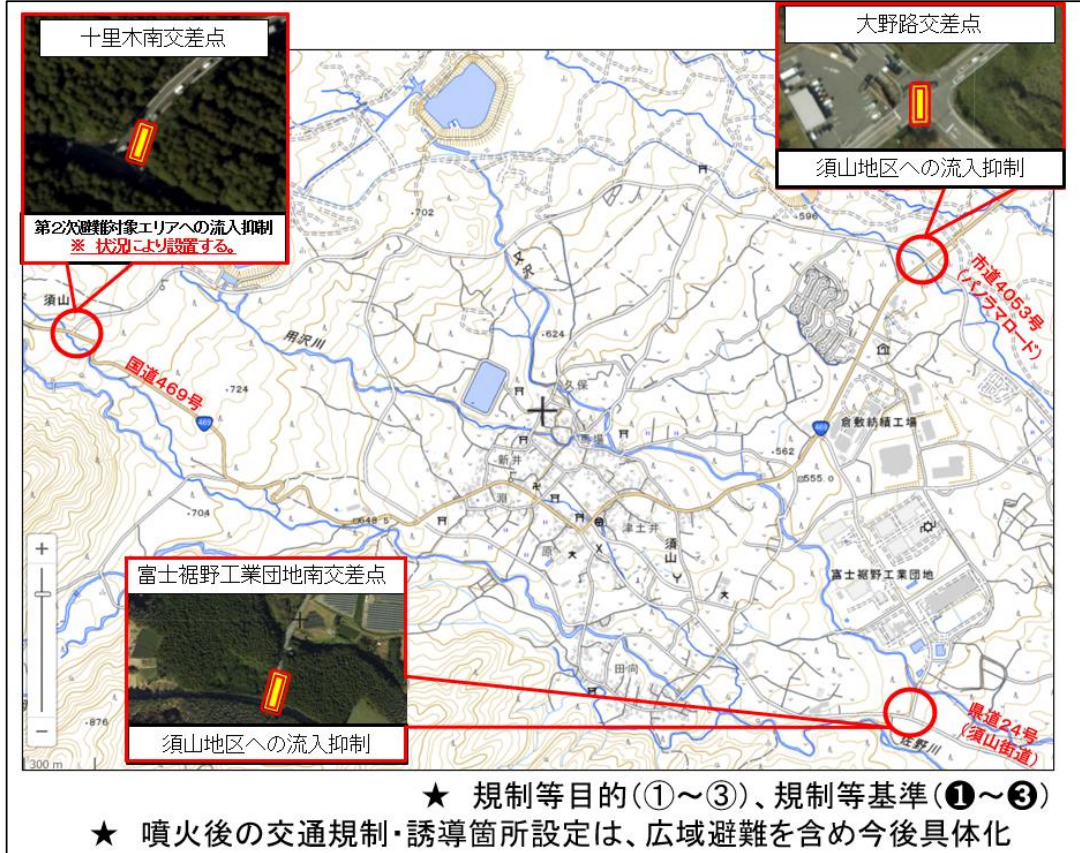
実施時期	対応事項
山梨県	中央自動車道(西宮線)／中央自動車道(富士吉田線)／中部横断自動車道／東富士五湖道路／国道20号／国道52号／国道137号／国道139号／国道138号／国道140号／国道141号／国道300号／国道358号／国道411号／国道413号／国道469号
静岡県	東名高速道路／新東名高速道路(連絡路含む)／中部横断自動車道／国道1号／国道246号／国道139号、西富士道路／国道52号／東富士五湖道路、国道138号BP／伊豆縦貫道(東名(沼津IC)～東駿河湾環状道路～伊豆中央道～修善寺道路～天城北道路(月ヶ瀬IC))／国道473号他(国道1号(大代IC)～富士山静岡空港～東名(相良牧之原IC))／国道473号、国道150号、臨港道路(東名(相良牧之原IC)～御前崎港)
神奈川県	神奈川県内「緊急交通路指定想定路」とされている59路線
※ 緊急交通路は、これらの中から災害の状況に応じて路線を選択し、指定される。	

(3) 対応事項

道路交通規制に係る対応事項を表-52、図3-23に示す。

表-52 道路交通規制の対応事項

実施時期	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	□ 警察、道路管理者への避難基本計画の周知
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	□ 警察への交通規制等の準備の要請 (入山規制エリア、須山(十里木)地区の噴火前避難への備え)
噴火警戒レベル3	□ 警察への交通規制等の要請 □ 噴火警戒レベル4の発表に備え、警察への交通規制の要請 (本格的噴火前避難への備え)
噴火警戒レベル4	□ 渋滞抑制のための交通規制を警察へ要請 (須山地区全域の本格的な噴火前避難) □ 東名高速道路の交通規制等に伴い、裾野インターチェンジからの流出規制を実施するようNEXCO中日本及び警察との調整を行う。 □ 噴火警戒レベル5発表に備え、警察への交通規制の要請
噴火警戒レベル5	□ 噴火に備え、警察への交通規制の要請 (広域避難も含めた渋滞抑制等)
噴火後	□ 警察と協力して、避難誘導の実施 □ 道路管理者への応急復旧の要請(破損、欠損箇所の速やかな応急復旧) □ 市の管理道路の応急復旧が困難な場合、県等に応援を要請 □ 道路情報版等による道路利用者への交通規制、迂回路情報の提供
	◇ 入山規制エリア・須山地区(レベル4以降)における流入規制 ◇ 避難車両の誘導 ◇ 状況に応じ、交通規制の実施 ◇ 報道機関等への交通規制情報の提供 ◇ 道路情報版等による道路利用者への情報提供 ◇ 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供



※出典：国土地理院ウェブサイト

図3-23 交通規制箇所

5-2 高速道路等における交通規制

(1) 基本的な考え方

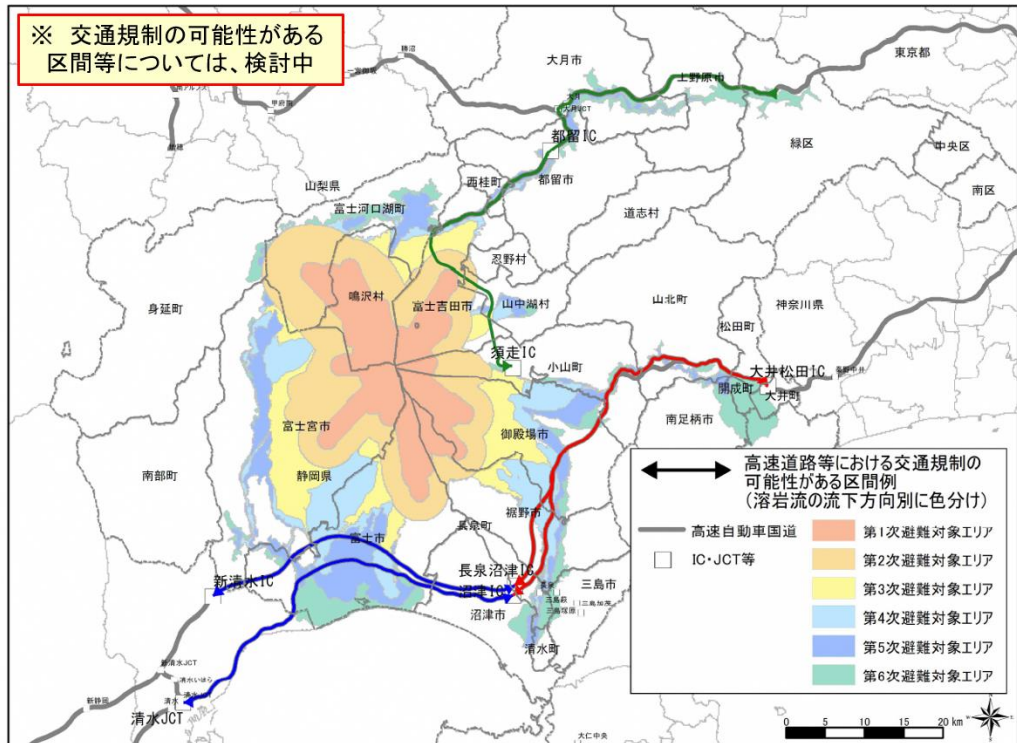
円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）を対象として表-53に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、東富士五湖道路」とする。交通規制の実施例を図3-24に示す。警察は、市町村が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

中日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 中日本」という。）は、噴火現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には降灰後土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。いずれにしても、交通規制の細部については、県を含めNEXCO 中日本（東京支社所）と今後継続的に調整・検討を実施し、具体化を図る必要がある。

表-53 高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒 レベル3以降	— (必要に応じて)	<input type="checkbox"/> 影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る) <input type="checkbox"/> 帰宅する観光客、分散避難者の交通誘導	警察
		<input type="checkbox"/> 影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る) <input type="checkbox"/> 火山状況の把握及び高速道路利用者への周知 <input type="checkbox"/> 火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制	NEXCO中日本
噴火発生後	避難指示が発令された地域を含む区間	<input type="checkbox"/> 避難誘導のための交通規制 <input type="checkbox"/> 緊急交通路への一般車両の流入禁止措置	警察
		<input type="checkbox"/> 被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め(溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む。)	NEXCO中日本

※ 融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。



※高速道路・IC・JCT等については国土数値情報R3のデータを使用

出典：国土地理院タイル

図3-24 高速道路等における交通規制の実施例

(2) 各機関の対応事項

高速道路等における交通規制に係る各機関の対応事項を表-54に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-54 高速道路等における交通規制に係る対応事項

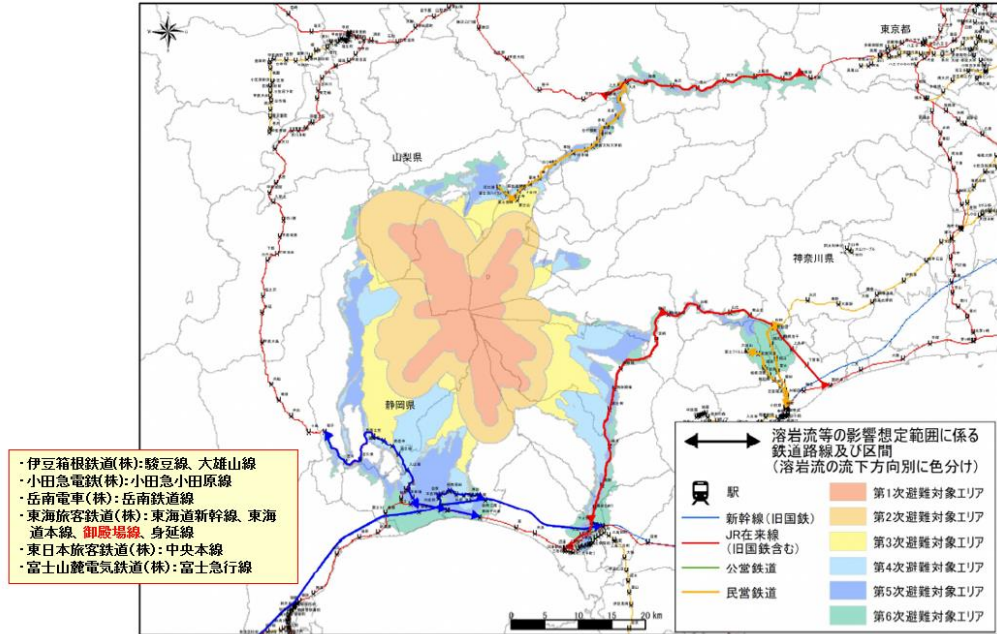
実施時期	対応事項	
噴火警戒レベル3・4	協議会・県	<input type="checkbox"/> 必要に応じ協議会の開催(交通規制情報の集約、共有及び広報、発信) <input type="checkbox"/> NEXCO 中日本への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 <input type="checkbox"/> 高速道路等の規制に係る情報の確認
	市	<input type="checkbox"/> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等への交通規制情報の周知 <input type="checkbox"/> NEXCO 中日本へ避難に関する情報の提供
	警察	<input type="checkbox"/> 一般住民等の避難開始に伴う交通規制 <input type="checkbox"/> 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供 <input type="checkbox"/> 影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)
	NEXCO 中日本	<input type="checkbox"/> 状況に応じ、交通規制の実施 <input type="checkbox"/> 報道機関への交通規制情報の提供 <input type="checkbox"/> 高速道路等利用者への火山状況及び交通規制情報の周知 <input type="checkbox"/> 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供 <input type="checkbox"/> 影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)
噴火警戒レベル5	合同会議・県	<input type="checkbox"/> 交通規制情報の集約、共有及び広報、発信 <input type="checkbox"/> NEXCO 中日本との交通規制区間の調整 <input type="checkbox"/> NEXCO 中日本への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 <input type="checkbox"/> 高速道路等の規制に係る情報の確認
	市	<input type="checkbox"/> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等への交通規制情報の周知 <input type="checkbox"/> NEXCO 中日本へ避難に関する情報の提供
	警察	<input type="checkbox"/> 一般住民等の避難開始に伴う交通規制 <input type="checkbox"/> 広域避難車両の交通誘導 <input type="checkbox"/> 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供 <input type="checkbox"/> 影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)
	NEXCO 中日本	<input type="checkbox"/> 状況に応じ、交通規制の実施 <input type="checkbox"/> 報道機関への交通規制情報の提供 <input type="checkbox"/> 高速道路等利用者への火山状況及び交通規制情報の周知 <input type="checkbox"/> 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供 <input type="checkbox"/> 影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)
噴火状況判明後	合同会議・県	<input type="checkbox"/> 交通規制情報の集約、共有及び広報、発信 <input type="checkbox"/> 公安委員会が指定する緊急交通路と広域避難路の調整
	公安委員会	<input type="checkbox"/> 必要に応じ、緊急交通路の指定
	警察	<input type="checkbox"/> 広域避難車両の交通誘導 <input type="checkbox"/> 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
	NEXCO 中日本	<input type="checkbox"/> 高速道路等の点検 <input type="checkbox"/> 破損、欠損等が生じた場合の道路通行の禁止又は制限 <input type="checkbox"/> 破損、欠損箇所等の応急復旧 <input type="checkbox"/> 合同会議での交通規制、広域迂回路に関する調整 <input type="checkbox"/> 交通規制、迂回路情報等の高速道路など利用者への情報提供 <input type="checkbox"/> 報道機関への交通規制情報の提供 <input type="checkbox"/> 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供

5-3 鉄道における運行規制

(1) 基本的な考え方

噴火現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制を実施する。富士山周辺では、鉄道路線は第2次避難対象エリアより外側を通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。

積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には降灰後土石流が発生するおそれがあることから、合同会議(協議会)は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間は、次に示すとおりである(図3-25)。



※鉄道については国土数値情報 R3 のデータを使用

出典：国土地理院タイトル

図3-25 溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間

(2) 各機関の対応事項

高速道路等における交通規制に係る各機関の対応事項を表-55に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-55 鉄道における運行規制に係る対応事項

実施時期	対応事項	
噴火警戒 レベル3・4	協議会・県	<input type="checkbox"/> 必要に応じ協議会の開催((鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信) <input type="checkbox"/> 鉄道事業者への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 <input type="checkbox"/> 鉄道運行規制に関する情報の確認 <input type="checkbox"/> (必要に応じて)避難者輸送に関する調整NEXCO 中日本への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 <input type="checkbox"/> 高速道路等の規制に係る情報の確認
	市	<input type="checkbox"/> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等に対する鉄道規制の周知 <input type="checkbox"/> 鉄道事業者へ避難に関する情報の提供
	鉄道事業者	<input type="checkbox"/> 状況に応じて鉄道運行規制の検討(または実施) <input type="checkbox"/> (必要に応じて)報道機関への鉄道運行規制情報の提供 <input type="checkbox"/> (必要に応じて)鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行規制情報の周知
噴火警戒 レベル5	合同会議・県	・鉄道運行規制に関する調整 ・鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信 ・鉄道事業者への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 ・鉄道運行規制に関する情報の確認 ・避難者の鉄道輸送に関する調整
	市	・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等に対する鉄道規制の周知 ・鉄道事業者へ避難に関する情報の提供
	鉄道事業者	・状況に応じて鉄道運行規制 ・(必要に応じて)報道機関への鉄道運行規制情報の提供 ・(必要に応じて)鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行規制情報の周知
噴火開始後	合同会議	・避難者輸送に関する調整 ・鉄道運行情報の集約、共有及び広報、発信
	鉄道事業者	・鉄道設備の点検 ・状況に応じて鉄道運行規制の実施 ・破損、欠損箇所等の応急復旧 ・報道機関への鉄道運行情報の提供

5-4 航空機の安全運航のための措置

国は、合同会議において、噴火発生後の飛行制限区域について噴火の規模や形態に応じて協議する。また、必要に応じてNOTAM(ノータム: Notice to Airmen)の発出を検討する。

気象庁航空路火山灰情報センター(Tokyo-VAAC)は、富士山噴火に伴う火山灰の監視を行い、航空路火山灰情報を発表して航空関係機関への周知を図る。合同会議は、必要に応じて報道機関等へ飛行制限区域を周知する。

6 避難路等の堆積物の除去

道路上に火山灰が3cm以上堆積すると、降雨時には二輪駆動車の走行が困難となることから、避難路や緊急輸送路(以下「避難路等」という。)が通行不能となるおそれがある(図3-26)。避難車両や緊急自動車の通行、資機材及び物資の輸送等に大きく影響することから、作業の安全性を確保した上で、速やかに避難路等の除灰作業を実施する。市は、市が管理する避難路が、降灰等(障害物を含む)により通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。

また、火山噴火に伴う流下物(融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流)に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策として導流堤や堆積工等の設置を検討する。流下物に覆われた後は、速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議(協議会)において迂回路を検討する。

【降灰の影響が生じた事例】

<p>●通行不能</p> <p>7.5cm 高速道路完全閉鎖5日間。市内の道路は速度制限。(セントヘレンズ1980)</p> <p>2cm 宮崎県都城市山田町の市立山田小学校への通学路には2cm以上の灰が積もったため、市教育委員会が同日、臨時休校を決めた。(桜島山2011)</p> <p>1.3cm 市内交通規制5日間。速度制限。降灰後最初の48時間はあらゆる種類の交通が麻痺。視界不良。自動車のエンジン故障。(セントヘレンズ1980)</p> <p>7~8mm 堆積厚7~8mmの火山灰、軽石が降下。南岳から北西方15~20km離れた九州自動車道は多量の降灰のため、高速道として機能しなくなり、降灰除去のため約1日通行止め。(桜島1995)</p> <p>6mm 高速道路の完全閉鎖2日間。視界不良。自動車のエンジン故障。(セントヘレンズ1980)</p> <p>1.3mm 市内交通規制5日間。速度制限。定期便の運行を見合わせ。(セントヘレンズ1980)</p> <p>●徐行運転(1~2mm) 約1~2mmの火山灰が降下。霧が立ち込めたような状態。一時は視界3mで車はノロノロ運転。対向車が巻き上げる火山灰に視界がさえぎられ、4歳児をはね1ヶ月のけが。(新潟焼山1974)</p> <p>参考 桜島の事例によると、500g/m²(約0.5mm)以上の降灰があり、道路の白線が見えなくなると緊急体制により道路の降灰除去を実施。(富士山ハザードマップ検討委員会2002)</p>	 <p>セントヘレンズ1980噴火に伴う降灰(都市における火山灰災害の社会的影響に関するシンポジウム2003)</p>  <p>桜島の降灰に伴い高速道路通行止め(1995年8月25日南日本新聞朝刊)</p>  <p>霧島山噴火に伴う降灰の状況(2011年8月31日気象庁撮影)</p>
---	---

図3-26 溶道路への影響が生じる降灰堆積厚

6-1 除灰等に係る対応

(1) 基本的な考え方

ア 市は、降灰等(障害物を含む。)により避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は、道路管理者や市内の建設業協会及び土木事業への指名参加事業所等の支援・協力を受けて除灰作業を実施する。このため、平時より気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング、作業の優先順位等について、検討しておく必要がある。また、市は、噴火発生後においては、避難路等の降灰堆積状況等について県へ報告するとともに、除灰や堆積物の除去等を要請する。

イ 噴火直後においては、噴火後の降灰及び溶岩流の流下状況等にもよるが、市民が避難するための主要な避難路となり得る道路(農道、県道394号、県道24号、県道21号)を優先的に除灰する。

(2) 各機関の対応

避難路等の除灰等に係る各機関の対応事項を表-56に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-56 避難路等の除灰等に係る対応事項

実施時期	対応事項	
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	市	・避難施設や物資拠点の選定及び関係機関との情報共有 ・除灰優先区間(庁舎施設、拠点施設及び社会福祉施設等への接続道路等)の抽出
	県(市)	・道路管理者と連携した避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成
	国	・火山灰の最終処分方法の検討
	道路管理者	・除灰作業用資機材の所有状況の把握 ・除灰作業計画の策定 ・放置車両の撤去方法の検討 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場(捨て場)の選定
噴火警戒レベル3・4・5	市	・降灰堆積厚の測定準備
	県	・道路管理者と連携した避難路等の除灰作業に関する対応手順の確認 ・国(国土交通省)、自衛隊及び他の都道府県等への除灰作業の協力要請
	道路管理者	・除灰作業用資機材の準備 ・除灰作業計画の確認 ・協定事業者(建設業協会等)への除灰作業の協力要請 ・放置車両の撤去方法の確認 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場(捨て場)の確保
噴火状況判明後 (火山灰の堆積状況に応じて)	市	・県への避難路の降灰堆積状況の報告 ・県への除灰、障害物除去等の要請
	県	・国(国土交通省)、自衛隊及び他の都道府県等への除灰作業の応援要請
	国(国土交通省) ・自衛隊	・県の要請に基づく除灰作業の実施
	道路管理者	・避難路等の除灰状況の把握 ・協定事業者(建設業協会等)への除灰作業の要請 ・管理道路の除灰作業の実施 ・放置車両の撤去の実施
	合同会議	・優先して除灰作業を実施する路線、区間の決定

(3) 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、市、県及び道路管理者は、平時から除灰作業用資機材を保有している機関・市内事業所等の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火状況判明後は、国(国土交通省)や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。なお、除排雪資機材等(路面清掃車(ロードスイーパー)、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等)は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、市としても県内の除排雪資機材等を把握するとともに、他の都道府県等からの支援の可能性についても予め把握しておく必要がある。

(4) 道路除灰等作業計画の策定

道路管理者は、避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画をあらかじめ策定(表-57)する。このうち、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議(協議会)において調整する。

表-57 道路除灰作業計画の策定(手順)

① 降灰状況の把握体制	基盤整備
② 調達可能な除灰作業用資機材の把握	
③ 資機材用の燃料等確保	
④ 優先除灰路線の設定	検討・調整
⑤ 堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討	
⑥ 人員、資機材投入パターンの検討	
⑦ 仮置き場の設定	
⑧ 輸送ルートの設定	
⑨ 最終処分方法、処分場所の決定	

(5) 火山灰(小さな噴石を含む)の処分

ア 一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。避難路等の除灰作業で収集した火山灰は、図3-27に示す手順により処分を行う。平時において、道路管理者及び市は、火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。

また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

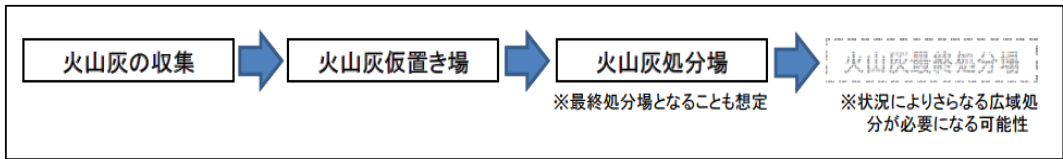


図3-27 火山灰の処分手順

イ 火山灰仮置き場及び火山灰処分場

火山灰仮置き場は、避難路等で収集した火山灰を一時的に集積する場所であり、仮置き期間は1～3か月程度を想定する。また、火山灰処分場は、火山灰仮置き場に集積された火山灰を収集、運搬し、廃棄する場所であり、選定には各火山灰仮置き場からの距離や運搬方法等を考慮する。

7 避難者の輸送

(1) 基本的な考え方

本計画では、噴火前避難と噴火後避難に区分して実施するが、噴火前避難は自家用車等による避難、噴火後避難は、自家用車等による避難、または、道路の状況に応じて徒歩避難を基本とするが、いずれも自分で自家用車等による避難ができない等円滑な避難をすることができない市民等のため、市は輸送事業者と協力して、バスやトラック(以下、「輸送車両」という。)による避難者の輸送を実施する。この際、自家用車等による避難が困難な市民等に必要な輸送車両の台数は、県地域防災計画で定める「民間車両借上げ計画」(中部運輸局静岡運輸支局策定)に基づいて、県に輸送車両の派遣を要請する。

ア 噴火前避難

須山地区住民を対象に、市が避難情報発令後に自助・共助ともに自家用車等により避難できない住民等を対象に輸送するため、市が防災協定を結んでいる市内輸送事業者に対し、噴火警戒レベル3発表前後のタイミングを捉えて派遣を要請する。

イ 噴火後避難

市内全域の避難者を対象に、火口位置等溶岩流の流下方向に応じて輸送を実施するが、特に、黄瀬川沿いに流下する黄瀬川ラインは、大量の溶岩流が市街地の広い地域に流下することから、市外(広域避難)が余儀なくされ、輸送が必要となる。現在、市外(広域)避難について県を通じた調整・検討を実施しており、今後、輸送要領について具体化を図っていく。

(2) 対応事項

避難者の輸送に係る対応事項を表-58に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表－58 避難者の輸送に係る対応事項

噴火警戒レベル	対応事項		
	市	県	県バス・トラック協会
レベル1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難対象者数及び必要輸送車両数の把握 ■ 輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定(避難計画の策定) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県バス協会及び県トラック協会等との協定の締結 	
レベル1 (解説情報(臨時))	<ul style="list-style-type: none"> ■ 解説情報(臨時)発表、または、レベル3発表事前連絡受けにより、「すそのバス」への須山地区への派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県バス協会及び県トラック協会等への火山活動状況の情報提供及び輸送車両の準備要請 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県の要請に基づく輸送車両の準備(協会員への準備要請)
レベル3、4、5、 状況判明後	<ul style="list-style-type: none"> ■ 噴火前避難 <ul style="list-style-type: none"> □ レベル3で須山地区十里木高原地域(第2次避難対象エリア)の輸送(須山研修センター等へ) □ レベル4で須山地区全域の輸送(深良中学校及び東中学校へ) ■ 噴火後避難(状況判明後) <ul style="list-style-type: none"> □ 県への輸送車両の派遣要請(流下ライン等に応じ。) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県バス協会及び県トラック協会等への火山活動状況の情報提供・避難実施市町村からの輸送車両要請の集約及び調整・県バス協会及び県トラック協会等への輸送車両の派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ■ マイカー規制中における登山者の輸送(五合目からの輸送)・県の要請に基づく輸送車両の派遣(協会員への派遣要請)

8 避難行動要支援者等への避難支援

8-1 情報伝達について

避難行動要支援者への情報伝達について、在宅者に係る市の対応事項を表－59に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表－59 避難行動要支援者への情報伝達に係る市の対応事項

実施時期	項目例
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> □ 避難行動要支援者への情報伝達体制の構築(通信手段、巡回体制等) □ 自治組織(自主防災会)等による情報伝達及び安否確認体制の構築 □ 避難基本計画の周知 □ 情報伝達手段の整備(日常利用機器等の活用検討) (例) 聴覚障害者: FAX、携帯電話メール、テレビ放送(文字放送など)、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害者: 受信メールを読み上げる携帯電話 手が不自由な障害者: フリーハンド用機器を備えた携帯電話
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	<ul style="list-style-type: none"> □ 噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ □ 第1次避難対象エリア内に情報伝達(避難準備) □ 避難支援等関係者との情報伝達体制の確認
噴火警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> □ 噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ □ 第1次避難対象エリア内に情報伝達(避難・安否確認)、避難指示発令 □ 第2次避難対象エリア内に情報伝達(避難準備)、高齢者等避難発令 □ 第3次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達(避難準備) □ 福祉避難所への情報伝達(開設等)
噴火警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> □ 第2次避難対象エリア及び第3次避難対象エリア内に情報伝達(避難・安否確認)、避難指示の発令 □ 福祉避難所への情報伝達(開設等) □ 警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知(立入制限・退去命令)
噴火警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> □ 第4次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達(避難準備) □ 状況に応じ、避難指示の発令 □ 福祉避難所への情報伝達(開設等) □ 警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知(立入制限・退去命令)
噴火開始直後	<ul style="list-style-type: none"> □ 状況に応じ、避難指示の発令 ※ 流下ライン等に応じた対応 □ 福祉避難所への情報伝達(開設等)
噴火状況判明	<ul style="list-style-type: none"> □ 火山活動の状況に応じ、第4次から第6次避難対象エリア内に情報伝達(避難準備及び避難) □ 状況に応じ、避難指示の発令 ※ リアルハザードマップ等に応じた対応 □ 防災行政無線、回覧板、広報誌の配布、ホームページ等による生活関連情報の広報

8-2 避難行動要支援者への避難支援の分類

避難行動要支援者への避難支援について、まずは表-60のとおり施設別に必要な対応等を整理する。

表-60 避難行動要支援者への避難支援の整理

分類	必要な行動	対応	対応者
病院・福祉介護施設	入院・入所者の避難搬送その他必要な行為	<input type="checkbox"/> 避難(確保)計画、BCP策定	施設管理者
在宅医療・在宅介護 ※外来通院のみの 避難行動要支援者 を含む。	福祉避難所等への 避難 避難搬送	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿の整備 <input type="checkbox"/> 個別避難計画	市町村 避難行動要支援者
		<input type="checkbox"/> 避難(確保)計画、BCP策定	(通院・通所の場合) 事業者
※ 在宅医療者・在宅介護者については、避難が必要な時期に通院・通所中であれば事業者が、在宅中であれば、市町村又は個別避難計画に定める支援者が、当該避難行動要支援者の支援を行う。			

病院・福祉介護施設等の施設管理者は、入院・入所者の避難に関する必要な準備を平時から行う。市は、在宅医療・在宅介護の避難行動要支援者の避難に関する準備を行うとともに、病院・福祉介護施設等との連携を図る。

8-3 火山災害時の避難行動要支援者等の避難について

溶岩流等の噴火現象(降灰を除く)からの避難では、各現象の到達前に影響範囲から立ち退く必要があるが、入院患者等の移動は大きな負担となる場合もあり、医療関係者の慎重な判断を要する。表-9及び表-10に定めた避難行動要支援者の避難開始基準は、在宅の避難行動要支援者の例を示したものであり、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する必要がある。

また、避難行動要支援者等の円滑な避難のため、市は、第3次避難対象エリアから内側に位置する活動火山特別措置法施行令第1条第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院(入所)施設を有する施設、須山地区の3施設(ダイヤモンドドライブ、エメラルドパレス、須山ホーム)について、避難促進施設へ指定する。この内、須山ホームは、通院・通所型の施設であることから、遅くとも地域ごとに定められた避難行動要支援者の避難開始基準、つまり須山地区が噴火前避難する噴火警戒レベル4までに、施設を閉鎖し、利用者を避難させることを徹底させる。

8-4 避難確保計画の作成について

医療機関や社会福祉施設(以下「社会福祉施設等」という。)の施設管理者が、避難確保計画を作成するにあたっては、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(令和4年3月内閣府(防災担当))」等を参考とするとともに、市の地域防災計画(火山対策編・避難基本計画)との整合を図る必要がある。

また、避難確保計画作成の手引き等に記載する事項の他、社会福祉施設等が避難対策にあたって検討すべき事項は、表-61のとおりである。

表-61 社会福祉施設等が検討すべき事項(例)

- 避難にあたっては、施設職員も避難対象者であることを認識し、入院患者等だけでなく職員の避難時間を確保することについて
- 突発的な噴火発生により避難が間に合わない可能性が生じた際の緊急安全確保について
- 緊急時の連絡体制について
(従業員の参集、入院・入所者等(その家族を含む)への連絡体制)
- 施設のスリム化について(緊急時の家族への引き渡しの可否や転院先についての検討)
- 診療やサービス停止時期及び停止時の連絡について
(所管の保健所及び救急指定病院は消防本部等の関係機関への連絡体制)
- 緊急時の避難(転院搬送)に関する入院入所者もしくは親族からの事前承諾について
- 避難開始時期について
(入院患者等が避難車両への乗車に要する時間等から逆算し判断、実際に入院患者等を移動させることが困難な場合、エレベーターの定員や一人あたりの移動時間から全員を施設外に移動させるために必要な時間を推計)
- 備蓄品について
(医薬品や食料品だけでなく、降灰時に備え空調機器のフィルター等も備える)
- カルテ等の患者情報のバックアップ及び持ち出し方法について
- 系列施設等へ緊急時の避難(転院)を行うことについて
- 避難(転院)時に必要となる車両数について
(緊急時に使用可能な車両台数には限りがあるため、施設の車両、介護タクシー、福祉タクシー等の活用も含め検討)
- 緊急時の避難先や避難車両の確保に向けた協定等の締結について
- 支援が必要となる人的資源、車両の数量について
- 支援が必要となる場合にあっては、平時における情報の共有方法について
- 避難訓練の実施方法について

なお、通院・通所型の施設にあっては、遅くとも地域ごとに定められた避難行動要支援者の避難開始基準までに施設を閉鎖し、利用者を避難させる。

入院・入所施設を有する施設においては、これらの閉鎖した通院・通所型の施設の医療スタッフや介護用車両等を緊急時の応援体制に組み込むことについて、平時から関係機関と協議、調整を行う。

8-5 避難行動要支援者の避難開始時期等

避難行動要支援者は、健常者に比べ避難に時間を要することから、一般住民の避難より一段階早い噴火警戒レベルでの避難開始を基準とする。(表-62及び第2編第2章第1項を参照)

なお、病院施設及び社会福祉施設においては、溶岩流の到達等影響が見込まれる噴火現象や利用者及び施設の特性に応じて避難開始時期を検討する。概ね第2次～第4次避難対象エリア内に位置(山体に近く位置)する病院施設の一例は表-63のとおり。

表-62 避難行動要支援者等の避難開始基準

実施時期	避難対象エリア
噴火警戒レベル3	<input type="checkbox"/> 第1次避難対象エリア(全方位) <input type="checkbox"/> 第2次避難対象エリア(移動に時間を要する者)
噴火警戒レベル4	<input type="checkbox"/> 第2次及び第3次避難対象エリア(全方位)
噴火警戒レベル5(噴火前)	<input type="checkbox"/> 第4次避難対象エリア(移動に時間を要する者)
噴火開始直後	<input type="checkbox"/> 第4次避難対象エリア(移動に時間を要する者)
噴火状況判明後	<input type="checkbox"/> 溶岩流の流下が見込まれる範囲

表-63 病院施設の対応例

噴火警戒レベル		警戒体制	基本方針	
レベル	キーワード		外来(透析含む)	手術
5	避難	避難	中止	中止
4	高齢者等避難	避難開始	中止	中止
3	入山規制	入院制限	制限(緊急を要する患者のみ対応)	制限(緊急を要する患者のみ対応)
噴火警戒レベル1 「火山の状況に関する 解説情報(臨時)」	—	情報収集体制	通常体制	通常体制
1	活火山であることに留意	通常体制	通常体制	通常体制

避難行動要支援者の避難について、特に噴火前や噴火開始直後に予備的に避難を行う場合は、必ずしも影響範囲外まで立ち退かなくとも、図3-28のように移動用車両を待機させ、速やかに避難できる体制への移行も含むものとする。また、溶岩流が到達しないことが見込まれる高台への避難も効果的である。

裾野市では、このことを須山地区の噴火前避難(第2編第2章第5項5-1「噴火前の避難計画」参照)で、また、噴火後避難(第2編第2章第5項5-3「噴火直後の避難計画」参照)において、その考え方を適用した。

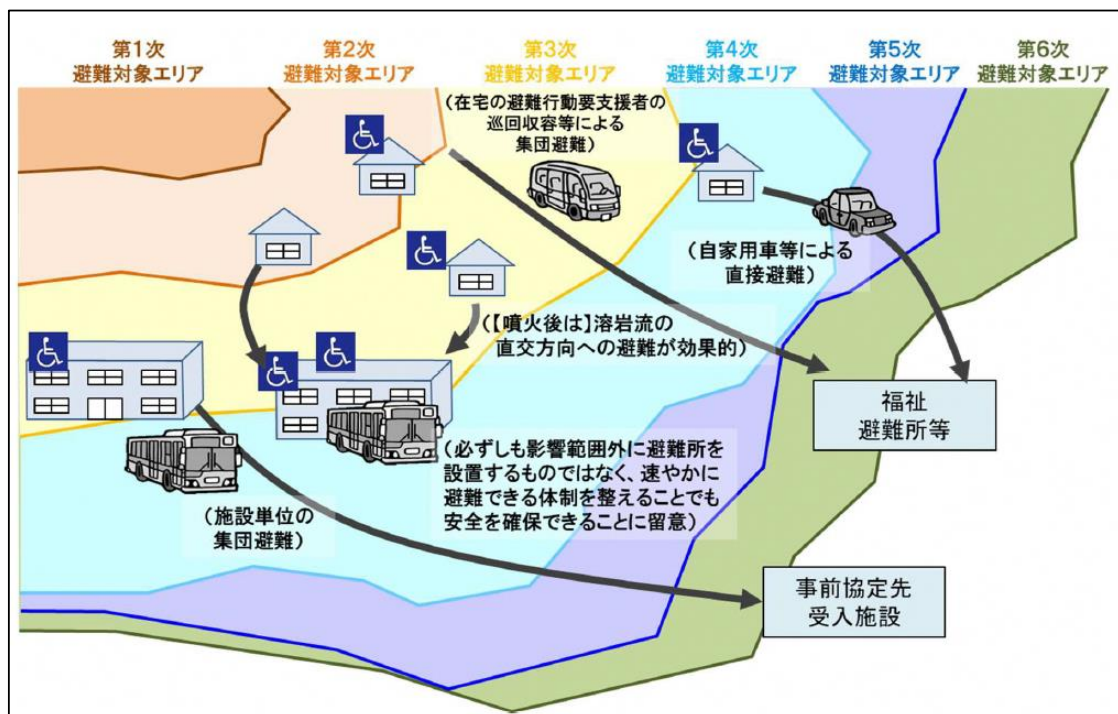


図3-28 避難行動要支援者等の避難イメージ

医療・福祉介護施設等が予め避難先の施設を検討する際は、系列施設及び同種類似施設等、複数の施設を避難先の候補とし、噴火の状況や避難者の人数に応じて対応できるように検討しておくことが重要である。

また、避難確保計画や避難先の検討結果に基づいた避難訓練を実施し、想定どおりに避難が可能か検証し、必要に応じて計画等の見直しを繰り返す必要がある。

8-6 在宅の避難行動要支援者への避難支援

(1) 基本的な考え方

在宅の避難行動要支援者は、市が発令する避難情報により速やかに避難を開始する。

市は、平時において、避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、関係者（区長、自主防災会長、民生委員等）と連携して避難支援体制を構築する。噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の段階では、市は、噴火警戒レベルが3へ引き上げられる場合に備え、避難行動要支援者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。また、避難行動要支援者の避難開始にあたり、福祉避難所等を開設し、個別避難計画に基づく避難支援を行う。

(2) 対応事項

在宅の避難行動要支援者の避難支援に係る対応事項を表-64に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-64 避難行動要支援者の避難支援に係る対応事項

実施時期	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿の作成 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の個別避難計画の作成 <input type="checkbox"/> 関係者と連携した避難支援体制の構築 <input type="checkbox"/> 福祉避難所の把握 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難支援に係る事前確認（必要により、調整） <input type="checkbox"/> 避難基本計画の周知
噴火警戒レベル1 (解説情報（臨時）)	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者及び避難支援等関係者への避難準備の連絡 <input type="checkbox"/> 福祉避難所への情報伝達（開設準備等の要請） <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の輸送準備
噴火警戒レベル3、4、5、 噴火状況判明後	<input type="checkbox"/> 避難対象者及び関係者への避難の連絡（避難指示等） <input type="checkbox"/> 福祉避難所への情報伝達（開設等の要請） <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の輸送 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難に係る受入調整
※ レベル2（引き下げ時）は、噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））と同様の対応を行う。	

8-7 社会福祉施設等への避難支援体制の構築

(1) 基本的な考え方

社会福祉施設等は、平時において、入所者・入院患者の避難（確保）計画を予め作成し、入所者・入院患者の避難先となる施設・機関や輸送手段を確保するなどしておく。具体的には、影響範囲外にある施設と入所者・入院患者の受入れに関する協定を予め締結するなど、避難先を確保しておくことが望ましい。避難先となる施設を確保できない場合は、ホテル・旅館等への避難も検討する。噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の段階では、社会福祉施設等は、噴火警戒レベル3への引き上げに備え、入所者・入院患者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。

県及び市は、社会福祉施設等から支援要請があったときは、避難先となる施設や輸送手段の確保について支援を行う。

(2) 各機関の対応

社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援に係る各機関の対応事項を表-65に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-65 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援に係る対応事項

実施時期	対応事項	
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	市	<input type="checkbox"/> 避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設等の避難(確保)計画の策定支援(要請等により)
	社会福祉施設等	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等の避難(確保)計画の策定 <input type="checkbox"/> 入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保 <input type="checkbox"/> 関係機関と連携した避難訓練の実施
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	市	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への避難準備の連絡 <input type="checkbox"/> 輸送手段及び避難先施設や輸送手段の確保支援
	社会福祉施設等	<input type="checkbox"/> 入所者・入院患者の輸送準備 <input type="checkbox"/> 避難先施設への受入準備の連絡
噴火警戒レベル3、4、5、 噴火状況判明後	市	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への噴火警戒レベル引き上げ及び噴火情報等の情報伝達
	社会福祉施設等	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等の避難(確保)計画に基づく入所者・入院患者の避難

9 住民の安否確認

9-1 住民の安否情報の確認

(1) 基本的な考え方

市民の安否情報は、区(自主防災会)を通じて行う。また、自治組織がない十里木別荘地域は、別荘管理事務所及び民生委員等の協力を得て実施する。市は、安否情報を集約し、県に報告して安否情報を共有する。安否情報の確認には、以下に示す消防庁の安否情報システムを活用(図3-29参照)する。

市は、国・県や全国市長会を通じて、他の都道府県や市町村に避難した住民の情報収集及び安否情報システムへの入力を要請する。また、住民の安否情報を集約する。

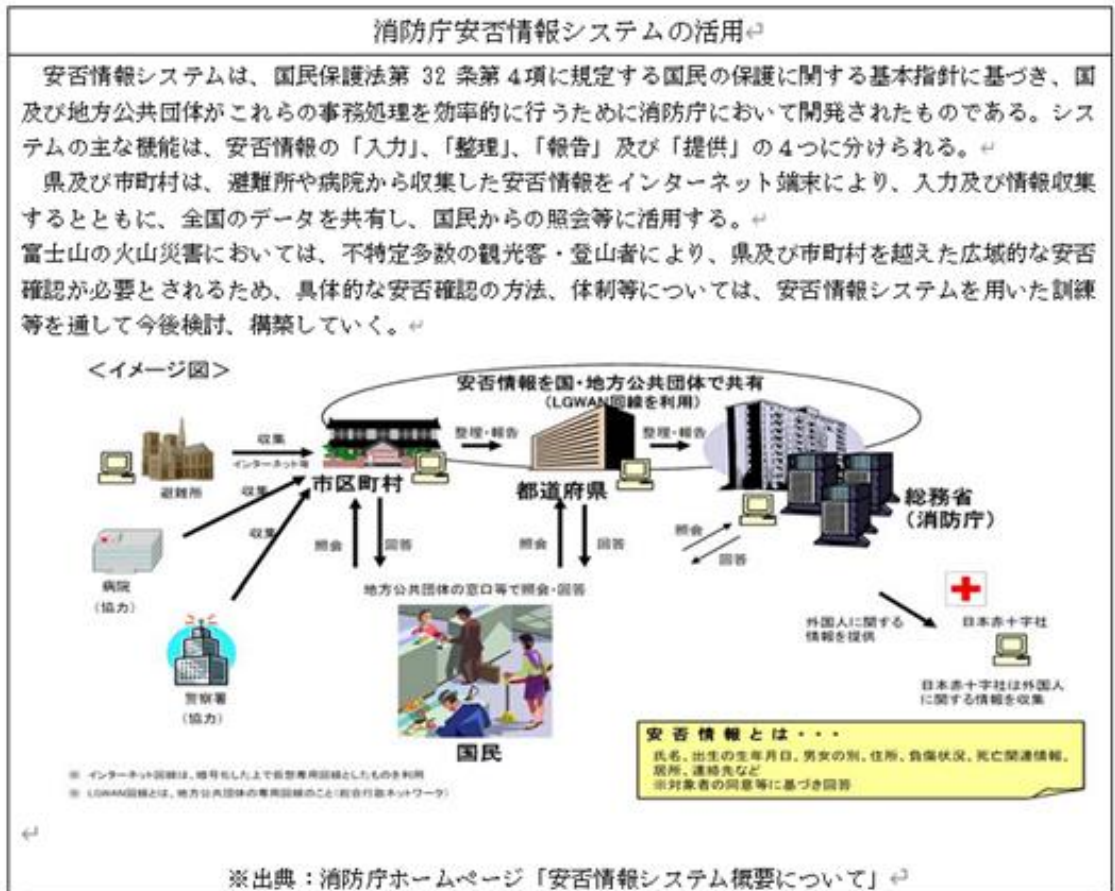


図3-29 安否情報システムの概要

(2) 対応事項

住民の安否情報の確認に係る各機関の対応事項を表-66に示す。

表-66 住民の安否情報の確認に係る対応事項

実施時期	対応事項
噴火警戒 レベル1 (活火山である ことに留意)	<input type="checkbox"/> 区(自主防災会)との住民の安否情報連絡体制の構築 <input type="checkbox"/> 住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 ※ 区(自主防災会)の特性に応じた要領の案出 <input type="checkbox"/> 住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 ※ 須山地区での噴火前避難における要領の周知啓発を図る。 <input type="checkbox"/> 職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
噴火警戒 レベル1 (解説情報(臨時))	<input type="checkbox"/> 区(自主防災会)への住民の安否情報連絡体制の確認 <input type="checkbox"/> 安否情報システムの操作確認
噴火警戒レベル 3、4、5、 噴火状況判明後	<input type="checkbox"/> 区(自主防災会)への住民の安否確認の照会 <input type="checkbox"/> 区(自主防災会)への住民の避難先の確認 <input type="checkbox"/> 受入市町村と協力して、安否情報システムへの入力
※ レベル2(引き下げ時)は、レベル1(解説情報(臨時))と同様の対応を行う。	

9-2 避難未実施者の搜索・救助

(1) 基本的な考え方

市は、入山規制の実施、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。須山地区の別荘管理事務所や区(自主防災会)等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の搜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

搜索・救助に当たり火山活動等の状況により、自衛隊の派遣等、県に搜索・救助に関する応援について要請する。なお、救助活動を行うにあたっては、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行うとともに、情報連絡体制を確立する等、救助活動の安全確保に努める。

(2) 対応事項

避難未実施者の搜索・救助に係る対応事項を表-67に示す。

表-67 避難未実施者の搜索・救助に係る対応事項

実施時期	対応事項
噴火警戒 レベル1 (活火山である ことに留意)	<input type="checkbox"/> 区(自主防災会)等との住民の安否情報連絡体制の構築 <input type="checkbox"/> 住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 <input type="checkbox"/> 避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築 ※ 須山地区での噴火前避難における要領の周知啓発を図る。 <input type="checkbox"/> 職員の安否情報システムに対する操作練度の向上
噴火警戒 レベル1 (解説情報(臨時))	<input type="checkbox"/> 区(自主防災会)等との住民の安否情報連絡体制の確認 <input type="checkbox"/> 安否情報システムの操作確認
噴火警戒レベル 3、4、5、 噴火状況判明後	<input type="checkbox"/> 区(自主防災会)等へ避難未実施者情報の照会 <input type="checkbox"/> 避難未実施者の把握 <input type="checkbox"/> 避難未実施者情報を県へ報告 <input type="checkbox"/> 県への避難未実施者の救助の支援要請(自衛隊の派遣要請等) <input type="checkbox"/> 警察、消防及び自衛隊と協力して、登山道や避難対象エリア、警戒区域での避難未実施者の搜索及び救助の実施
※ レベル2(引き下げ時)は、レベル1(解説情報(臨時))と同様の対応を行う。	

10 負傷者等への医療救護対応

(1) 基本的な考え方

市は、避難時等に負傷者や病人等が発生した場合、医療機関と連携して医療救護活動を行う。富士山の火山活動が始まり、いつ噴火するのかわからない火山災害では、噴火前と噴火後の対応が必要であり、また、噴火後においては、噴火現象、特に、溶岩流等の流下状況等により対応が異なるため、実行の可能性と必要性を考慮し、状況に応じて救護所を開設し、トリアージ等効率的な活動に努める。いずれにしても、不透明かつ流動的な特性の火山災害においては、努めて融通性かつ柔軟性を保持した対応が重要となる。

(2) 対応事項

負傷者等への医療救護活動に係る対応事項を表-68に示す。

表-68 負傷者等への医療救護活動に係る対応事項

実施時期 ※ 避難所開設等		対応事項(全般)	医療救護体制	
			医療機関	救護所開設
噴火前	噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	□ 噴火時等の広域医療救護体制の構築 ※ 医療救護体制意見交換会の活用	通常とおり。	基本的に開設しない。 ※ 状況により、医師の避難所への往診を依頼する。
	噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	□ 避難実施時における医療体制の準備		
	噴火警戒レベル3 ※ 須山地区避難所開設	□ 避難の過程で負傷者等が発生した場合、医療機関と連携して医療救護対応 □ 状況に応じ救護所を開設	(状況により、閉院、閉所)	
	噴火警戒レベル4、5 ※ 深良・東中避難所開設			
噴火後	噴火開始直後 ※ 富岡支所・富1小、東小に避難所開設	□ 医療供給が不足するおそれがある場合、県に斡旋の要請 ※ 災害派遣医療チーム(DMAT)等による応援の派遣等	噴火状況、特に、溶岩流の流下状況等により、閉院・閉所	◇ 溶岩流の流下の有無及び流下ライン等に応じ、実行の可能性と必要性を考慮し、救護所を開設 富岡支所または、富岡第1小学校、東小学校に開設(裾野高校・南小学校の救護所資材を活用) ※ 状況により、福祉保健会館も開設 ◇ 溶岩流の流下ライン等状況により、市内流下想定外地域へ開設 ※ 状況により、医師の避難所への往診を依頼する。 ◇ 市外(広域)避難時は、県へ要請
	噴火状況判明後 ※ 流下ライン等に応じて、未流下地域等に避難所開設			

11 避難所の開設・運営

11-1 避難所の開設等

(1) 基本的な考え方

市は、噴火前の全周避難の段階においては、市内避難を計画し、噴火後は、特に、溶岩流の流下ライン等の状況に応じた市内避難及び市外（広域）避難を計画する。市内避難において、避難指示等を発令した時は、指定避難所を開設して避難者を受け入れる。（第2編第2章第5項「段階別の避難の流れ」参照）この際、できる限り同じ行政区（班、組等）の住民が同じ避難所となるよう調整する（市外（広域）避難についても同様）とともに、避難所が不足する場合は、指定避難所以外の施設を避難所として開設するよう努める。

(2) 対応事項

ア 避難所の開設は、市職員（広域避難地班）要員が、施設管理者と連携して行うが、避難者の把握に関しては避難する自主防災会の協力を受け避難者名簿を作成する。

イ 避難所の開設等に係る対応事項を表-69に示す。

表-69 避難所開設等に係る対応事項

実施時期	対応事項	
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 噴火活動段階及び噴火後の状況に応じた準備 <ul style="list-style-type: none"> □ 避難所施設の指定及びリスト化 □ 区(自主防災会等)ごとに避難対象者のリスト化 ■ 避難所との連絡体制等の構築 	
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	<ul style="list-style-type: none"> ■ 須山地区(研修センター等)避難所の開設準備 	
噴火警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ■ 須山地区(研修センター等)避難所の開設 ■ 深良中・東中避難所の開設準備 	<ul style="list-style-type: none"> □ 避難所の開設 □ 避難者の受入状況の把握及び県への報告 □ 噴火前の自主的な分散避難者の情報収集及び県への報告
噴火警戒レベル4・5	<ul style="list-style-type: none"> ■ 深良中・東中避難所の開設 ■ 富岡支所、又は、富岡第1小学校及び東小学校避難所の開設準備 	
噴火開始直後	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富岡支所、又は、富岡第1小学校及び東小学校の開設 ■ 溶岩流の流下ライン等に応じた市内避難所の開設及び市外(広域)避難準備(調整等) 	
噴火状況判明後	<ul style="list-style-type: none"> ■ 溶岩流の流下状況(リアルハザードマップ・対象流下ドリルマップ)に応じた市内避難所の開設及び市外(広域)避難(統制等) 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火山活動状況の情報提供 ◆ 避難所の開設状況の集約、避難者の状況及び自主避難者の避難状況の集約 ◆ 市外(広域)避難に関する統制・調整(受入市町村との調整等を含む。) ◇ 避難実施市町村の広域避難対象者の把握 ◇ 受入市町村の受入避難所及び収容可能数の把握 ◇ 広域避難の実施に必要な情報の共有 ◇ 避難実施市町村及び受入市町村への火山活動状況の情報提供 ◇ 広域避難が必要となる場合に備え、避難先となる受入市町村の調整 	

11-2 避難所の運営

(1) 基本的な考え方

避難所の運営は、原則として避難者自ら行い、市は、職員等を派遣し補助を行う。

他市町への広域避難時は、原則として市自治組織及び市職員等が行うが、避難初期において運営体制が整わない場合、受入市町村の支援を受ける。また、避難所の運営に当たっては、生活環境を確保するため、避難者の安全やプライバシーの確保、ペット対策等にも配慮する。

(2) 避難所の開設期間

避難所の開設期間は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」で定める日数(7日間)を基本とし、できるだけ短期間とすることが前提であるが、特に、火山災害では、火山の状況等に応じて開設期間の延長にも柔軟に対応する。この際、市外(広域)避難においては、開設期間を延長する場合は、県及び受入市町村と協議し、県等を通じて同意を得る必要がある。

(3) 駐車場の確保

避難の際には、多くの車両により避難所の駐車スペースが不足するおそれがあるため、避難所以外の他の公共施設や民間施設にある駐車場の活用等について、平時から市内事業所等との検討・調整し、駐車スペースの確保に努める。また、広域避難時については、県を通じ、状況により直接受入市町村等と調整し、必要な駐車スペースを確保する。

(4) 受入避難所の運営に係る費用負担

受入避難所の運営に係る費用は、避難実施する裾野市が負担する。原則として、受入市町村が立替え払いした費用を、後日、受入市町村に支払うこととする。なお、具体的な支払方法は、受入市町村と調整(他の都道府県に広域避難した場合は、県も交えて調整)し、決定する。

(5) 自主避難者への対応等

本計画では、「自主避難者」を避難指示等の発令前に避難所以外の場所(親戚・知人宅及び宿泊施設等)へ自らの意思で避難する者として定義する。自主避難は、避難者が分散して避難するため渋滞等の緩和や避難所の確保が容易となるなどの状況に繋がる場合もあるため極めて有効である。このため、市は、他市町の親戚・知人宅及び宿泊施設等への自主避難について、平常時から住民に対しその考え方について周知啓発を図るとともに、奨励する。

12 避難長期化対策

12-1 一時帰宅措置

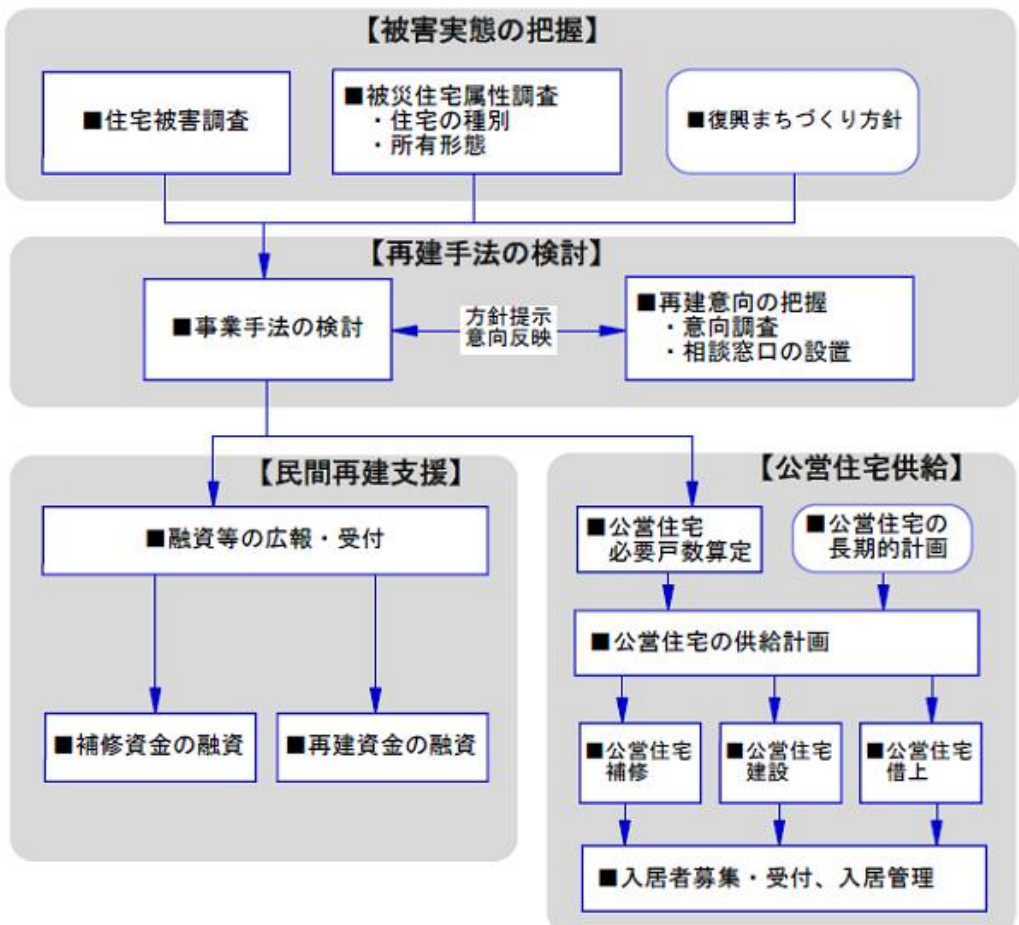
市は、火山活動が小康期に入った場合、合同会議(協議会)において、避難者の一時帰宅を検討する。一時帰宅措置の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

12-2 被災者への住宅供給

(1) 基本的な考え方

市は、避難が長期間に及んだ場合、自宅への居住が困難となった被災者に公営住宅のあつせんや民間賃貸住宅の情報提供を行うなど、応急的な住宅の供給を検討する。

県は、応急仮設住宅の建設候補地の調整など、必要に応じて支援を行う。また、県及び市は、応急仮設住宅の解消や被災者の生活再建を図るため、恒久的な住宅供給の推進に努める。住宅被害調査により必要な供給戸数を算出し、特に、溶岩流等の噴火現象により埋没した地域では、復興が長期化もしくは困難となることから、被災地の復興方針等を踏まえて住宅再建手法を検討する。また、被災者の再建意向を聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針やプログラムを定め、被災者に提示する。住宅確保・再建支援のフロー(例)を図3-30に示す。



※出典：富士山火山広域防災対策検討会報告書（平成17年7月）←

図3-30 住宅確保・再建支援フロー(例)

(2) 応急的な住宅供給

ア 応急仮設住宅の設置

県及び市は、自宅損壊等により居住できなくなった被災者のため、応急仮設住宅を建設する。応急仮設住宅の建設候補地から用地を選定し、(一社)日本木造住宅産業協会 神奈川県支部、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び静岡県木造応急仮設住宅建設協議会があっせんした仮設住宅建設業者に発注する。

イ 公営・民間賃貸住宅の活用

県及び市は、応急仮設住宅の建設には時間を要することから、公営住宅の災害時の一時使用や、民間賃貸住宅を災害救助法第4条第1項第1号の応急仮設住宅として借り上げる措置により、避難者の住宅を確保する。ただし、民間施設を借り上げる場合は、仮設住宅とみなす期間を検討する必要があることに留意する。県及び市は、公営住宅への一時入居が迅速に行えるよう、平時から定期的に公営住宅の空き状況を把握しておくとともに、民間賃貸住宅についても、業界団体等から定期的に空き状況を把握できる体制を構築しておく。

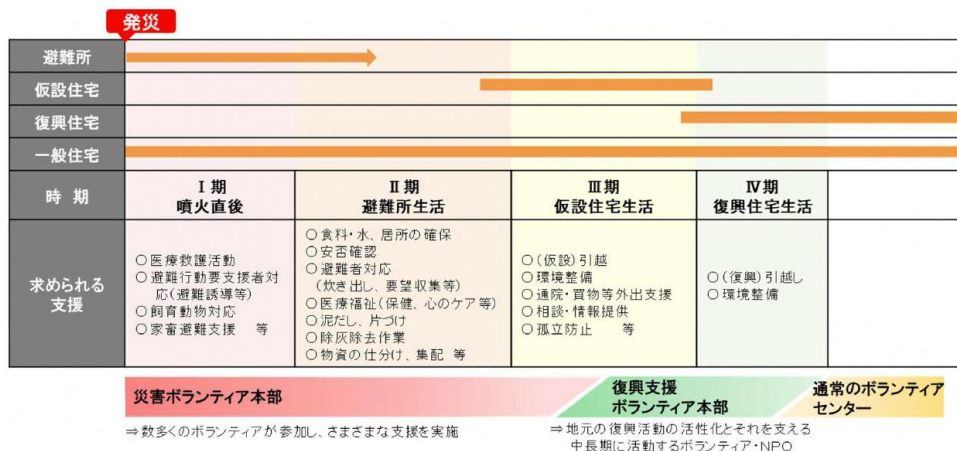
ウ 恒久的な住宅供給

県及び市は、災害が終息して仮設住宅を撤去する段階となっても、自力で住宅を確保できない避難者に対しては、公営住宅の供給により住宅確保を支援する。また、民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅とし避難者に転貸するなど、民間賃貸住宅を公営住宅として活用することも検討する。住宅の補修や再建においては、被災者生活再建支援法の居住安定支援制度の適用や住宅再建資金の貸付等により支援を行う。

12-3 ボランティアの活用

(1) 基本的な考え方

火山災害では、避難所等の運営や降灰の除去など、多くのボランティアを必要とする状況が生じる。県及び市は、ボランティアの受入体制を構築するとともに、噴火の際に求められる支援の内容に対応しボランティアを有効活用する(図3-31)。なお、本計画では、噴火前から避難を開始し避難所が開設されるため、噴火前からのボランティアの受入れを検討する。



※静岡県「災害時のボランティア受け入れ手引(平成25年度改訂版)」を参考に作成

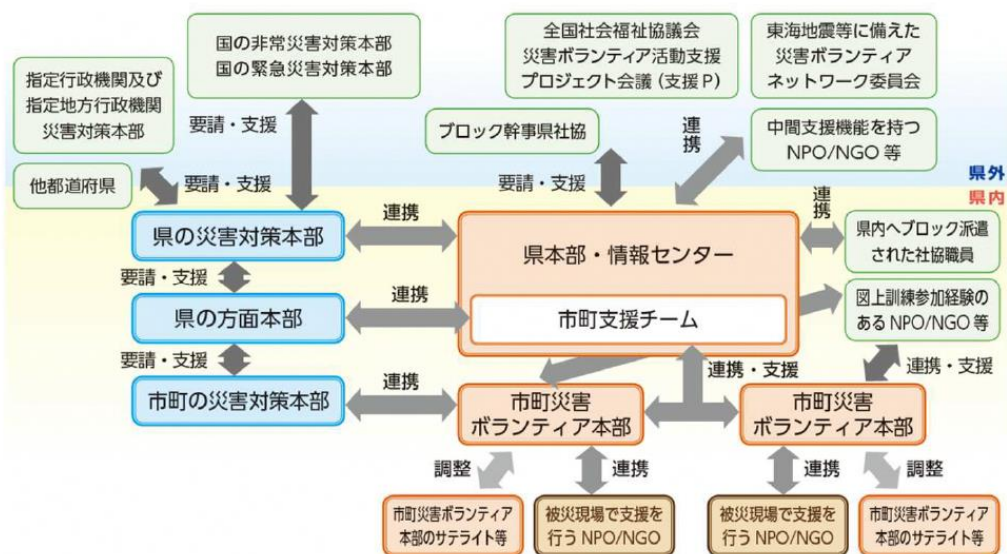
図3-31 市町村のボランティア本部の体制と活動

(2) ボランティアの受入体制

ボランティアの受入れは、社会福祉協議会により運営される災害ボランティア本部において実施する(図3-32)。市災害ボランティア本部は、住民や自主防災組織等の避難所運営組織からの要請を受け、市の災害対策本部と連携し、被災者の生活ニーズの把握、被災状況等の情報収集・発信、県内外の他機関・他団体等との連携・連絡調整等を行う。

また、インターネット等を活用し、ボランティア募集、必要な装備、注意事項等について広報を行う。県は、県社会福祉協議会及び県ボランティア協会と連携して、県災害ボランティア本部を設置し、県災害対策本部や県外ボランティア関係団体等と連携して、災害ボランティア関連情報の収集・発信や各支援団体間の連携促進等を行う。さらに市町村支援チーム等を設置し、県の各支部本部(出先機関)等との連携のもと、市町村ボランティア本部に関する情報収集や各支援調整、市町村災害ボランティア本部の運営支援等を行う。

なお、市は、ボランティアの宿営場所の確保に努める。



※出典：静岡県「災害時ボランティア受け入れ手引き」(平成25年度改訂版)

図3-32 静岡県におけるボランティアの受入・連携体制

13 家畜避難

(1) 基本的な考え方

畜産事業者は、家畜避難を円滑に実施するため、平時から、県及び市の支援のもと、予め家畜移送計画の策定に努める。噴火警戒レベルが引き上げられた場合は、家畜移送計画に基づく家畜避難を実施する。

なお、協議会(合同会議)は、避難対象エリアに残された家畜がある場合、関係機関で対応に当たる。市は、予め市内の畜産事業者の実態(事業者数、畜種別頭羽数)を把握するとともに、家畜避難の実施基準等について家畜事業者に周知する。

(2) 各機関の対応

家畜避難に係る各機関の対応事項を表-70に示す。

表-70 家畜避難に係る対応事項

実施時期	対応事項	
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	市	<input type="checkbox"/> 畜産事業者の実態把握(事業者数、畜種別頭羽数) <input type="checkbox"/> 畜産事業者の家畜移送計画の策定支援
	畜産業者	<input type="checkbox"/> 家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 <input type="checkbox"/> 家畜移送計画の策定
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	市	<input type="checkbox"/> 畜産事業者への火山活動状況の情報提供
	畜産業者	<input type="checkbox"/> 家畜避難の準備(第1次避難対象エリア)
噴火警戒レベル3	市	<input type="checkbox"/> 畜産事業者への火山活動状況の情報提供
	畜産業者	<input type="checkbox"/> 家畜避難計画に基づく家畜避難の実施(第1次避難対象エリア) <input type="checkbox"/> 家畜避難の準備(第2次避難対象エリア)
噴火警戒レベル 4・5	市	<input type="checkbox"/> 家畜避難の実施基準に基づく畜産事業者への家畜避難開始の連絡
	畜産業者	<input type="checkbox"/> 家畜避難計画に基づく家畜避難の実施(第2次避難対象エリア)
	合同会議	<input type="checkbox"/> 残された家畜への対応の協議
噴火状況判明後	市	<input type="checkbox"/> 家畜避難状況の把握
	畜産業者	<input type="checkbox"/> (噴火の状況により)家畜避難計画に基づく家畜避難の実施(第3次避難対象エリア～第6次避難対象エリア)
	合同会議	<input type="checkbox"/> 残された家畜への対応の協議 <input type="checkbox"/> 家畜避難の解除の検討

14 普及啓発

火山災害の特徴は、その不確実性や地理的条件により影響を受ける現象が多岐にわたることである。

本計画を実現させるためには、噴火現象の特性を繰り返し周知することはもちろんのこと、住民自らが自主的な避難行動をとれるよう地域の防災力向上が不可欠である。

このため、突発的な噴火時に緊急安全確保が可能となる場所の検討や噴火後における溶岩流の流下状況に応じた避難要領の確認・検討など、市からの情報に頼るのみではなく、住民自身、あるいは、自治組織(コミュニティ)が地域の特性を考慮し、避難要領を具体化し、避難開始時期を判断できる体制づくりが重要である。

また、円滑な避難を実現するために必要となる道路状況に応じた「徒歩避難」や努めて1世帯1台以下での「自家用車等避難」、同じく地域のスリム化を図るための「自主的な分散避難」等についても、学校における防災教育、自治組織(自主防災会)等地域住民との対話、事業者・事業所での防災講話等、機会ある毎に市民に対し周知啓発を図る。

第4編 今後の検討事項

市は、協議会のもとで、富士山火山防災対策について共同で検討を行い、随時、本計画に反映していくこととする。今後、協議会で検討すべき事項及び市として検討・具体化が必要な事項(を以下に示す)。

1 協議会で検討すべき事項(◆項目は、関連する市として検討・具体化が必要な事項)

(1) 大規模降灰時の対応

近代都市において、大規模降灰が発生した事例は乏しく、木造建築物に及ぼす詳細な影響や交通網に対する影響など、知見が不足していることから、新たな知見が得られた際には、必要に応じて計画を見直す。

◆ 市として検討・具体化が必要な事項

緊急輸送道路に近い避難施設・物資拠点の選定

(2) 堅牢な建物の基準及び指定方法

本計画では、融雪型火山泥流、降灰(小さな噴石)及び降灰後土石流の避難先を堅牢な建物と定義しており、建物の構造や強度など指定基準の検討を行う。

(3) 堆積物の除去

噴火後には、堆積物(火山灰や流下物)の除去が必要となる。本計画では除灰方法については具体的に記載したが、流下物(融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流)による堆積物の除去方法については具体的な記載までは及んでいないため、今後検討を行う。

また火山灰の処分方法、特に、大規模降灰時の大量の火山灰の処分方法についても、同様に今後検討を行う。

◆ 市として検討・具体化が必要な事項

- ① 道路除灰作業計画の策定、特に、調達可能な除灰作業用資機材の把握(建設協会の協力受、県・国機関への確認)等
- ② 県・国への除灰要請等の要領・手順等

(2) 各機関の対応

家畜避難に係る各機関の対応事項を表-70に示す。

◆ 市として検討・具体化が必要な事項

観光客(帰宅困難者)に対する避難支援の具体化(いつの時点で、どんな帰宅困難者に対し、どのような支援を行うのか。)

(4) 大規模噴火時の避難対象者の受入先の確保方法の検討

大規模噴火時には、多数の避難者が発生することが見込まれ、各県のみで避難者を受け入れることは困難となることも想定されることから、国や隣接都県と避難者受入先の確保について検討を行う。

◆ 市として検討・具体化が必要な事項

県を通じた県内・県外への具体的な広域避難の要領、特に、避難行動要支援者に関する事項 ※ 現在、県との調整を実施中

(5) 連続災害(巨大地震後の火山噴火など)を想定した避難計画

本計画は、富士山噴火が単独で発生する「単独災害」を前提としているが、巨大地震後に富士山が噴火するケースなどの「連続災害」を想定した避難計画の検討を行う。

◆ 市として検討・具体化が必要な事項

本計画においても、第2編第4章第1項において、複合災害発生による市外(広域)避難できない場合の対応(緊急時対応計画(エマージェンシープラン)として、市独自に市内の溶岩流の流下想定外地域・避難可能地域を示したが、市内だけで避難するための地域及び施設等基盤に関する整備(ゴルフ場等との防災協定の見直し等)が必要

◆ 市として検討・具体化が必要な事項

新たに指定すべき避難促進施設への避難確保計画作成の周知及び情報連絡体制の構築が必要

(6) 降灰状況の集約及び情報発信

降灰時に広域避難を実施する際には、避難先の状況のみならず避難路等の詳細な状況も踏まえた判断が必要となる。しかし、降灰状況や堆積厚などを一元的に集約、また道路情報等を情報発信する仕組みが確立していないため、今後検討を行う。

(7) 富士山噴火に関するコミュニケーション戦略

本計画においては、実災害時において必要となる行動を定めたが、緊急時に、火山活動に応じた情報発信を行ったとしても、必要な避難行動が行われない場合、又は過剰な反応が生じてしまう可能性も否定できない。このような状況下において、社会の状況を見極めながら適切な避難行動に結びつけるために必要となる情報発信のあり方の検討を行う。

(8) 効果的な普及啓発の方法

住民と行政が一体となって効果的な避難を行うためには、火山に関する正しい知識だけでなく、本計画に定める避難方針を住民、事業者、防災担当職員の全てが正しく理解することが重要である。各県及び関係市町村では、平時から普及啓発に努める必要があるが、それぞれが連携し、効果的な普及啓発方法の検討を行う。

◆ 市として検討・具体化が必要な事項

◇ 市地域防災計画「富士山火山避難基本計画」の市民への周知啓発

→ 区役員(区長・自主防災会長)の活用

◇ 併せて、区(自主防災会)への地区防災計画作成(深化)の更なる奨励

→ 未作成行政区への作成奨励及び既に作成済み行政区への計画、特に、「火山災害対策」部位の深化(溶岩流流下ラインに応じた区の避難要領を具体化)

【対応予定】

令和6年度7月20日に予定する、自主防災会役員訓練会の場を活用し、市主催の「図上演習(仮称)」を実施して、避難基本計画、特に、溶岩流の流下状況に応じた行政区の避難要領について区役員等に理解・認識させ、地区防災計画の作成奨励及び区民への周知徹底に資するもの。

2 その他、市として検討・具体化が必要な事項

(1) 溶岩流の流下状況に応じた避難対象地域及び避難者の絞り込み

市が進める溶岩流及び車両避難シミュレーション等により避難要領を検討した結果、溶岩流の流下範囲に応ずる避難対象地域と避難者数の絞り込みの必要性が認識できた。

しかし、現状のままでは絞り込みはできず(今計画においても、行政区域の溶岩流の流下面積比率で避難対象者数を算出)、実際の噴火時に絞り込んだ避難対象地域住民が円滑かつ合理的に避難するためには、必要なデータ整備と住民への認識統一(共有)が不可欠である。

ア 区内小単位(班・組区分等)エリアの明確化・データ化来年度当初から、自主防災会活動を活用し働きかけ、デジタル部及び環境市民部内の市民課・自治振興課との連携、また、市内企業の協力を受け、行政区内の細分化等に関するデータを整備する。(これを整備することにより、富士山噴火以外の他災害時にも活用、また、他業務でも有効活用可能)

イ 区役員(区長・自主防災会長等)への認識統一(共有)前項において予定している市主催の図上演習(仮称)の場を活用する。(合わせて、地区防災計画(火山対策部位)の作成を奨励し、区内(民)への周知啓発を図る。)

※ この成果等を次年度の裾野市地域防災計画「富士山火山避難基本計画」に反映する。

(2) 溶岩流の流下ラインに応じた福祉避難所の確保

今計画での避難行動要支援者の避難は、噴火直後において、溶岩流の流下到達時間が速い「須山ライン」及び「黄瀬川M43ライン」の2つは、市外(広域)避難せず、市内の指定避難所(一部福祉避難所を含む。)に避難させるが、福祉避難所の予定施設は、一般の避難所に比し開設に時間を要するとともに、収容者数も限られていることから、溶岩流の流下想定外地域に所在する施設で福祉避難所となり得る施設を努めて発掘し、使用可能な基盤を整備する。また、市外(広域)避難が必要となる黄瀬川(その他)ラインにおいて、避難先地域での福祉避難所の確保について、現在県を通じて調整中である市外(広域)避難の調整の中で具体化する。

(3) 噴火後避難時における溶岩流の流下状況に応じた交通規制要領の検討

噴火後避難に当たり、市民の安全を確保し、渋滞を努めて緩和させるため、溶岩流の流下状況に応じた交通規制について、警察・消防と連携した規制要領(場所・要領)の検討が必要である。

(4) 火口位置及び溶岩流の流下方向等の状況把握に必要な監視・連絡体制の保持(確立)

噴火直後における避難情報の迅速かつ的確な発令や溶岩流の流下状況に応じた適時適切な統制指示等を行うために、県・静岡地方気象台及び近隣市町等との連携を図ることはもとより、市独自にドローン・カメラ等の資機材導入やあらゆるネットワーク等を活用した情報収集連絡体制の構築が必要である。

(5) 県の流下パターンと市独自の流下ラインの整合

噴火直後の状況に応ずる避難情報発令等、初動対応の迅速化・円滑化に資する為、県が定めた溶岩流の流下パターン「C」の細分化を継続的に要望する。

(6) 復旧・復興を踏まえた溶岩流の流下後様相の認識共有

溶岩流の流下ライン毎に、流下後の状況・様相(使用施設・道路、ライフライン等)のイメージアップが必要である。

参考文献

- 1) 富士山ハザードマップ検討委員会報告書、平成16年6月、富士山ハザードマップ検討委員会
- 2) 富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書、令和3年3月、富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会
- 3) 富士山火山広域防災対策検討会報告書、平成17年7月、富士山火山広域防災検討会
- 4) 富士山火山広域防災対策基本方針、平成18年2月、中央防災会議
- 5) 噴火時の避難に係る火山防災体制の指針、平成20年3月、火山情報等に対応した火山防災対策検討会
- 6) 噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き、令和3年5月、内閣府(防災担当)
- 7) 大規模火山災害対策への提言、平成25年5月、広域的な火山防災対策に係る検討会
- 8) 避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針、平成25年8月、内閣府(防災担当)
- 9) 富士山火山噴火に対する避難支援計画、平成26年1月8日、東部地域相互応援協定連絡協議会
- 10) 火山防災応急対策対処方針、平成26年3月、中央防災会議主事会議
- 11) 避難計画策定の取組み事例集(第2版)、令和3年5月、内閣府(防災担当)
- 12) 「火山災害対策特別調査委員会」活動報告書、平成30年3月、日本建築学会
- 13) 災害時ボランティア受け入れ手引き(平成25年度改訂版)、静岡県危機管理部、静岡県社会福祉協議会・静岡県ボランティア協会
- 14) 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(第4版)、令和4年3月、内閣府(防災担当)
- 15) 富士山火山避難基本計画、令和5年3月
- 16) 静岡県地域防災計画、令和5年8月
- 17) 裾野市地域防災計画別冊「裾野市富士山火山広域避難計画」、平成31年4月

用語の解説

本計画で使用する主な用語の意味は、以下のとおりである。

<富士山火山避難基本計画>

■あ行

一時集結地

広域避難を実施する際、目的地である受入市町村の避難所に避難する前に一旦集合する中継地点。本計画においては、まずは近隣の避難所等へ避難することとしているため、多くのケースでは、これらの避難所等が一時集結地となる。

一時退避(市独自の用語)

河川沿いに迅速に流下する溶岩流の流下を一時的にやり過ごすため、溶岩流流下地域外(流下の垂直方向)へ移動する。

退避時間は、1日(夜・泊)、長くても2日以内とし、避難行動要支援者は指定避難所へ、一般住民は近傍の避難自治会区(集会所等)へ避難する。溶岩流流下後1~2日にかけて、流下状況を踏まえて、避難情報の細部発令(指示)する。

受入市町村

広域避難者を受入れる市町村

受入避難所

受入市町村が、広域避難者を受け入れるために開設する避難所

影響想定範囲

火山現象による影響が想定される範囲。なお、避難が必要とはならない範囲も含む。

屋内退避

自宅や最寄りの建築物への退避を指す。建築物の構造等の基準はない。

■か行

火山活動解説資料

気象庁が、地図や図表を用いて火山の活動の状況や警戒事項について定期的または必要に応じて臨時に解説する資料

火山災害警戒合同会議

噴火警戒レベルが4に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合において、議長(政府現地対策室長)の判断により開催される会議。県及び市町村の警戒本部と噴火等の兆候に関する情報等を交換し、それぞれが実施する火山防災応急対策について相互に協力することを目的とする。構成員は、国、県、市町村、火山専門家等であり、協議会の枠組みを活用した会議となる。

火山災害警戒地域

活動火山対策特別措置法第3条第1項の規定に基づき指定された地域。富士山における指定の状況は以下のとおり。

神奈川県：相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町

山梨県：富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

静岡県：静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町

火山災害対策合同会議

政府の現地対策本部が設置された場合において、議長（現地対策本部長）の判断により開催される会議。目的、構成員は火山災害警戒合同会議と同様

火山の状況に関する解説情報

気象庁が、火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報。噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に発表

火山ハザードマップ

火山現象（火砕流、大きな噴石、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰等）が到達する可能性がある範囲等を地図上に表記したもの。

緊急交通路

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害対策基本法第76条第1項に基づき、公安委員会が、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のために指定する路線と区間。緊急通行車両（緊急自動車、災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両等）以外の一般車両の通行が禁止、制限される。

堅牢な建物

鉄筋コンクリート造等の建築物。融雪型火山泥流及び降灰からの避難先

広域避難

本計画においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の4第3項に規定する広域避難及び同法第86条の8第1項の規定による広域一時滞在を指し、裾野市から、他市町への避難

広域避難ルート

実際に避難する際の広域避難路の経路（ルート）

広域避難路

広域避難を行う上で軸となる避難路。本計画では、主に幹線道路を広域避難路として指定する。なお、避難時の渋滞や公安委員会により緊急交通路に指定された場合を考慮して多重化している。

合同会議

火山災害警戒(対策)合同会議の略称として本計画で使用。会議の詳細は各項目を参照

降灰予報

気象庁が発表する、降灰の範囲と3階級に区分した降灰量、小さな噴石の落下範囲等を予想した情報。活動の高まった火山を対象に降灰予報(定時)が、噴火した場合には降灰予報(速報)と(詳細)が発表される。

■さ行

自主的な分散避難

分散避難とは、避難が必要な場合に、市町村が設置する避難所ではなく、自宅や親戚・知人宅、車中泊、宿泊施設等の避難所以外の安全な場所に避難すること。自主的な分散避難とは、避難指示の発令前に避難者自身が選定する場所へ自主的に分散避難すること。原則として、噴火警戒レベル1～3の間に実施するが、この間は移動手段に制約がないため、徒歩避難を実施する地域でも自家用車での避難が可能

■た行

登山道(登山口)

観光客・登山者が、登山口(五合目)から富士山頂まで登るための道を登山道という。吉田ルート、須走ルート、御殿場ルート、富士宮ルートの4つの登山道がある。

道路管理者

本計画では、国・県・市町村の道路管理者、NEXCO 中日本及び県道路公社を指す。

土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が切迫している状況において、火山噴火に起因する土砂災害等について国土交通省が行う緊急調査に基づき提供される、被害の想定される区域・時期に関する情報。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域

土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報

土砂災害防止法

正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」。土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進しようとするもの。

徒歩避難

避難時の渋滞を抑制するために車両を用いない避難のこと。主たる避難方法は徒歩となるが、船舶や自転車などの使用を検討することも重要である。

ドリルマップ

溶岩流、降灰などの火山現象が及ぶ範囲を特定の初期条件で実施した数値シミュレーションの結果を複数、重ねて描いた分布図。噴火時の応急対策を検討する際の演習問題という性格を有することからドリルマップと表現されている。

■は行

避難実施市町村

富士山の火山災害から住民等を避難させる市町村

避難対象エリア

火山現象からの避難が必要な範囲。溶岩流等に対しては第1次から第6次の6つに区分し、他に融雪型火山泥流、降灰、降灰後土石流のそれぞれに対して設定している。

避難未実施者

市町村が、入山規制及び避難確認等の発令並びに警戒区域の設定を行った地域において、避難していない者。災害対応で残留する者は除く。

避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により定められた用語で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人をいう。

福祉避難所

一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー対策が施され、福祉サービス等が受けられるよう、予め指定された社会福祉施設等を指す。

富士山火山防災対策協議会

富士山の噴火に備え、周辺住民の避難等の火山防災対策を共同で検討するため、火山専門家、国、神奈川県、山梨県、静岡県、周辺市町村及び関係機関などが平成24年6月8日に設立

富士山周辺市町村

富士山周辺27市町村(相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町)を指す。

ブロック

旧計画において使用した避難単位であり、避難者数が増大する傾向にあることから本計画では採用していない。溶岩流等の避難対象エリアとラインに囲まれた区域。溶岩流からの避難はブロックを基本単位としていた。

噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じ、防災機関や住民等の取るべき行動を5段階に区分した指標。噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時に火山防災協議会で合意された避難開始時期や避難対象地域の設定に基づき、「警戒が必要な範囲」(生命に危険が及ぶ範囲)を明示し、噴火警報・噴火予報に含めて発表される。

噴火警報・噴火予報

噴火警報・噴火予報は、火山災害軽減のために気象庁が発表する警報または予報。噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象(火砕流、大きな噴石、溶岩流、融雪型火山泥流等)に対して「警戒が必要な範囲」を示して発表される。警戒が必要な範囲が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、及ばない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。また、「噴火予報」は噴火警報を解除する場合等に発表される。なお、「噴火警報(居住地域)」は、特別警報に位置づけられている。

噴火速報

気象庁が、火山が初めて噴火した場合、または継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に、噴火が発生した事実を迅速に発表する情報。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表される。ただし、噴火の規模が小さいなど、噴火が発生した事実を確認できない場合は発表されない。

噴火に関する火山観測報

気象庁が、噴火が発生(ごく小規模なものは除く)した時に、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報

■ら行

ライン

富士山における溶岩流からの避難を考える際、山頂から放射状に延びる尾根のうち比較的大きな尾根により、溶岩流の流下が想定される範囲を区分したもの。本計画においては、地形に親しみ富士山の特性を周知する啓発用素材として活用する。

リアルタイムハザードマップ

火山のリアルタイムハザードマップは、プレアナリシス型とリアルタイムアナリシス型に分類される。プレアナリシス型は、予め計算した結果をデータベースとして格納し、発生した火山現象により近い条件のハザードマップを検索するものであり、リアルタイムアナリシス型は、火山現象の発生が予測されたとき、その条件に応じた計算を行いハザードマップを作成するものである。

<火山現象>

■か行

火砕サージ

主に火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で流下する現象。火砕流から分離して生じる場合があり、火砕流本体よりも広範囲に到達することもある。

火砕流

火山灰や火山レキ、火山岩塊などが高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって時速数十km から百数十km の速度で斜面を流下する現象
なお、本計画上は、火砕流と火砕サージを合せて「火砕流等」とする。

火山ガス

マグマに溶解込んでいたガス成分が気体となって地表に噴出したもの。

火山性地震

マグマの移動、火山ガスの移動、膨張、収縮や爆発等に伴い、火山の周辺で発生する地震

岩屑なだれ(山体崩壊)

地震や噴火などが引き金となって、山体の一部が大規模に崩壊する現象を山体崩壊といい、それに伴い岩塊や大量の土砂等が高速で流下する現象を岩屑なだれという。

空振

噴火(爆発)等に伴って発生する空気の振動。

洪水氾濫

本計画では、大量の火山灰が川底に堆積し、河床が上昇したことにより発生する氾濫を指す。

降灰

火山灰(噴火に伴う噴出物のうち直径が約2mm 以下のもの)が降下、堆積する現象。火山灰は粒径が小さいほど風によって火口から遠くまで、時には数十km から数百km 先まで運ばれる。「こうかい」又は「こうはい」と発音するが本計画では後者を前提とした。

降灰後土石流

降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流。
降灰に覆われた山域では、溪流内の斜面の浸透性が低下することにより、降雨時に斜面からの流水が谷筋に集中して著しく侵食が進む。このため、通常の土石流よりも弱い雨で発生し、広い範囲に流出するおそれがある。

■さ行

水蒸気爆発

地下水や湖等の水が、マグマによる熱で加熱され高温・高圧の水蒸気になり、急激な減圧や水蒸気圧の上昇によって体積膨張し爆発する現象

■た行

津波

本計画では、岩屑なだれが湖や海域に流れ込むことによって引き起こされる津波をいう。

■は行

噴石(大きな噴石、小さな噴石)

噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ(直径2mm 以上)及び火山岩塊(直径64mm 以上)を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石(火山レキ)」と区別している。

大きな噴石は、火口から数km 先まで飛散することがある。また、小さな噴石は、風に流され火口から10km 程度の場所に降下し、被害をもたらすことがある。

■や行

融雪型火山泥流

積雪期に、火砕流等の熱によって斜面の雪が一気に融けて、大量の水が周辺の土砂や岩石を巻き込みながら谷筋や沢沿いを高速(時速60km を超えることもある)で流下する現象

溶岩流

マグマが火口から噴出し、高温の液体として地表を流れ下る現象。地形や溶岩の温度・組成等により流下速度は変化する。

溶岩流等

本計画では、火口形成、火砕流、大きな噴石及び溶岩流を統合して「溶岩流等」という。

■り行

流下想定外

溶岩流の流下シミュレーションにおいて、溶岩流の流下が想定されていない(地域)

■わ行

割れ目噴火

地表に生じた割れ目からの噴火。